

平成 24 年

第 4 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 24 年 9 月 7 日

閉 会 平成 24 年 9 月 20 日

大 津 町 議 会

平成24年第4回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9月7日	金	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明、 議案質疑、委員会付託	
9月8日	土		休 会	議 案 等 検 討	
9月9日	日		休 会	議 案 等 検 討	
9月10日	月	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9月11日	火	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9月12日	水	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9月13日	木	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
9月14日	金		休 会	議 案 等 整 理	
9月15日	土		休 会	議 案 等 整 理	
9月16日	日		休 会	議 案 等 整 理	
9月17日	月		休 会	議 案 等 整 理	敬老の日
9月18日	火	午前10時	本会議	一 般 質 問	
9月19日	水	午前10時	本会議	一 般 質 問	
9月20日	木	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				14日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 大津町一般会計予算継続費精算の報告について
- 平成23年度大津町一般会計・特別会計決算及び各基金の運用状況審査意見書
- 平成23年度大津町工業用水道事業会計決算審査意見書
- 平成23年度財政健全化審査意見書
- 平成24年度財政援助団体に関する監査報告書
- 健全化判断比率報告書
- 資金不足比率報告書
- 平成23年度大津町普通会計決算状況調
- 平成24年6月例月出納検査の結果について
- 平成24年7月例月出納検査の結果について
- 平成24年8月例月出納検査の結果について

平成24年第4回大津町議会定例会会議録

平成24年第4回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成24年9月7日(金曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 12番 永田和彦 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 府内隆一 書記 堀川美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入勲 総務部総務課長 田中令児 副町長 徳永保則 企画部企画課長 杉水辰則 総務部長 岩尾昭徳 会計管理者兼ねて会計課長 徳永太 企画部長 木村誠 総務部総務課行政係長 藤本聖二 福祉部長 中尾精一 土木部長 併任工業用水道課長 中山誠也 企画部企画課財政係長兼ねて行政推進係長 白石浩範 経済部長 西本昇二 教育長 那須雪子 子育て支援課 松永高春 教育部長 松永高春 農業委員会事務局長 松岡秀雄

会 議 に 付 し た 事 件

選任第 1号	議会運営委員会委員の補欠選任について
選挙第 1号	大津菊陽水道企業団議会議員の補欠選挙について
議案第51号	大津町防災会議条例の一部を改正する条例について
議案第52号	大津町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
議案第53号	大津町暴力団排除条例の一部を改正する条例について
議案第54号	訴えの提起について（町営住宅の明け渡し及び延滞家賃の支払い並びに損害賠償の請求）
議案第55号	平成24年度大津町一般会計補正予算（第5号）について
議案第56号	平成24年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第57号	平成24年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第1号）について
議案第58号	平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について
議案第59号	平成24年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第60号	平成24年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
議案第61号	平成24年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
認定第 2号	平成23年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3号	平成23年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4号	平成23年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5号	平成23年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6号	平成23年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7号	平成23年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8号	平成23年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 9号	平成23年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

平成24年第4回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成24年 7月27日 陳 情 第 2 号	熊本県へ子ども医療費完全無料化を 就学前まで拡充することを求める意見 書提出に関する陳情	大津町大字大津2399-85 新日本婦人の会菊池支部大津 荒木 幸子	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
平成24年 7月30日 陳 情 第 3 号	陳情書 「上井手改修について」	大津町大字大津2131 後迫区囑託員 吉本國弘	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成24年 8月 7日 陳 情 第 4 号	空港ライナーの有料化に関する陳情	大津町大字錦野417 浦田 裕人	総 務 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 4 年 9 月 7 日 (金) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 選任第 1 号 議会運営委員会委員の補欠選任について
- 日程第 5 選挙第 1 号 大津菊陽水道企業団議会議員の補欠選挙について
- 日程第 6 議会運営委員会所管事務調査報告について
- 日程第 7 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について
- 日程第 8 各常任委員会行政調査報告について
- 日程第 9 議案第 5 1 号 大津町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 5 2 号 大津町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 5 3 号 大津町暴力団排除条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 5 4 号 訴えの提起について (町営住宅の明け渡し及び延滞家賃の支払い並びに損害賠償の請求)
- 日程第 1 3 議案第 5 5 号 平成 2 4 年度大津町一般会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 1 4 議案第 5 6 号 平成 2 4 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 5 議案第 5 7 号 平成 2 4 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 6 議案第 5 8 号 平成 2 4 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 7 議案第 5 9 号 平成 2 4 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 8 議案第 6 0 号 平成 2 4 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 9 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 2 0 認定第 2 号 平成 2 3 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 3 号 平成 2 3 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 4 号 平成 2 3 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 認定第 5 号 平成 2 3 年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 2 4 認定第 6 号 平成 2 3 年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 2 5 認定第 7 号 平成 2 3 年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 2 6 認定第 8 号 平成 2 3 年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 2 7 認定第 9 号 平成 2 3 年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決
算の認定について
一括上程、提案理由の説明
- 日程第 2 8 議案質疑
- | | |
|----------------------|------|
| 議案第 5 1 号 | 質 疑 |
| 議案第 5 2 号 | 質 疑 |
| 議案第 5 3 号 | 質 疑 |
| 議案第 5 4 号 | 質 疑 |
| 議案第 5 5 号 | 質 疑 |
| 議案第 5 6 号及び議案第 5 7 号 | 一括質疑 |
| 議案第 5 8 号及び議案第 5 9 号 | 一括質疑 |
| 議案第 6 0 号及び議案第 6 1 号 | 一括質疑 |
| 認定第 2 号 | 質 疑 |
| 認定第 3 号 | 質 疑 |
| 認定第 4 号から認定第 9 号まで | 一括質疑 |
- 日程第 2 9 委員会付託
- 議案第 5 1 号から議案第 6 1 号まで
- 認定第 2 号から認定第 9 号まで
- 陳情第 2 号、陳情第 3 号、陳情第 4 号

午前 9 時 5 8 分 開会

開議

○議 長（大田黒英生君） ただいまから、平成 2 4 年第 4 回大津町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長（大田黒英生君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規
則第 1 2 0 条の規定によって、1 番金田俊二君、2 番府内隆博君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（大田黒英生君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長松永幸久君。

○議会運営委員長（松永幸久君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果についてご報告いたします。

当委員会は、8月31日午前11時から委員会A室におきまして、議会運営委員また大田黒議長に出席を願い、平成24年第4回大津町議会定例会について審議をいたしました。

まず、町長提出議案19件について、執行部より大筋の説明があり、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議をいたしました。

また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般について協議をいたしました。

認定第2号、平成23年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号、平成23年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの8件の決算関係については、本日の会議で町長の提案理由の説明のみとし、所管部長の説明は省略することといたしました。

一般質問については9名ですので、一般質問の1日目を通告者の1番から5番まで、2日目が6番から9番までの順で行うことになりました。

委員会については、本定例会は決算認定がありますので4日間行うことになりました。したがって、会期日程については、議席に配付のとおり、本日から9月20日までの14日間といたしました。また、最終日に契約案件、備品購入案件及び人事案件が追加提案される予定であります。

以上、大田黒議長に答申をいたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議会各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から9月20日までの14日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月20日までの14日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大田黒英生君） 日程第3 諸般の報告をします。

去る7月28日に急逝されました鈴木ムツヨ文教厚生常任委員長の後任に、8月20日に開かれた常任委員会において、永田和彦君が委員長に互選されましたので報告します。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 選任第1号 議会運営委員会委員の補欠選任について

○議長（大田黒英生君） 日程第4、選任第1号、議会運営委員会委員の補欠選任を行います。

ただいまから名簿を配付いたします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の補欠選任については、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第5 選挙第1号 大津菊陽水道企業団議会議員の補欠選挙について

○議長（大田黒英生君） 日程第5、選挙第1号、大津菊陽水道企業団議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

大津菊陽水道企業団議会議員に、府内隆博君を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま議長が指名しました府内隆博君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました府内隆博君が大津菊陽水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました府内隆博君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

日程第6 議会運営委員会所管事務調査報告について

○議長（大田黒英生君） 日程第6、議会運営委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

議会運営委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。

議会運営委員長松永幸久君。

○議会運営委員長（松永幸久君） 平成24年度大津町議会運営委員会の行政調査をご報告いたします。

委員会は、去る6月26日、27日に委員と執行部、事務局で福岡県岡垣町と、同じく福岡県の志免町の2カ所を研修いたしました。

まず、岡垣町では、議会運営全般についてであります。ここ岡垣町は福岡市、北九州市の間に位置し、国道3号線の、あるいはJR鹿児島本線が町を走り、交通網の整備された、また自然の象徴である三里松原である毎年アカウミガメが産卵に帰ることから、「ウミガメもかえる町」を町のキャッチフレーズにしており、人口約3万2千500人の、面積48.51キロ平方メートル、平成24度の一般会計予算は91億7千400万円で、議会の構成につきましては定数13人、総務産業・文教厚生2委員会で構成されており、平成19年8月に議会の改革と活性化方策について、議長より議会運営委員会に諮問がなされ、その後、委員会で調査及び審議がなされ、全員協議会において一定の結論が得られたので答申をしたとのこととございました。答申は、1、議会予算に関するもの、一つ、議会経費の見直しについて、一つ、開かれた社会づくり、一つ、住民との対話について具体的な方策を検討し、各委員会ごとに住民懇談会を実施し、実施方法は住民懇談会実施要綱によらし、議会事務局職員は事務補佐として公務の参加とし、また各議員は費用弁償、日当及び公務災害は適用しないとのこととありました。開催の趣旨につきましては、議会と町政を住民がわかりやすく理解すること。また住民の意見をきめ細かく聞くことが町議会に期待をされ、政策決定には欠かせないとのことで、住民懇談会を実施するとありました。実施内容は、町を3つに分けて、3つの委員会が担当し、開催案内については議会広報紙に掲載をし、また区長さんに担当委員がチラシを配付するとのこととありました。懇談会の内容は、1、議会活動状況について、2、予算審議の内容について、3、その他重要と思われる案件について説明をし、実施後、懇談内容を議会広報紙を通じて報告がなされており、町政に対する要望、提言等重要なものにつきましては議長において取りまとめをし、町長へ文書で報告するとありました。課題としては、1、子育て世代の参加が少ないということ。2、同じ課題についての意見が大半を占める。3、懇談ではなく一方的な要求になる。4、特定の参加者の発言が多い。5、回答書の作成に時間と労力を費やすなどの課題もある。今後協議をしながら改善を図り、町民の皆様へ開かれた議会を目指していきたいということとありました。

次に、志免町議会を研修いたしましたが、志免町は福岡県の西部に位置し、福岡空港を挟んで福岡市と接し、面積は8.7キロ平方メートル、人口約4万5千人で、平成24年度の一般会計は105億円で、議会構成につきましては、議員定数14名、総務文教、厚生建設の2常任委員会からなり、4人の女性議員がおりました。副議長及び議運を含めた3つの委員長は女性議員でありまして、当町においても平成20年に議会基本条例策定検討委員会の設置について議長より諮問がなされ、議運で協議をし、平成21年に素案をつくり、15回の検討を重ね素案を作成、平成22年に全員協議会において素案の基に町民との意見交換会を開催し、平成22年8月に議運にて最終案を作成、9月に議員

提案にて条例を可決したとのことであります。余談ではありますが、この可決についても1票差で可決とのことであります。議会基本条例のポイントとしては、1つ、町民との意見交換の場として議会報告会を年1回以上開催する。2つ、請願・陳情は町民からの政策提言と位置付けて、審議において提案者が希望した場合には参考人として意見を聞く場所を設ける。3、議員間の自由討議の拡大。4、政策提案の拡大を図るため、町民各種団体などの意見交換の場を設ける。5、議論の論点、争点を明確にするため、町長が議長に委員長の許可を受けて逆質問することができる反問権の設定等を柱とした町民の議会の関係強化意思決定機関としての役割を果たすためと位置付けし、議会基本条例を制定し、その後、平成23年の2月に初めて議会報告会を開催。内容は平成22年9月、12月議会の報告と平成24年2月においては2班に分かれて校区ごとの報告会、内容は決算について、町民の質疑・意見としては、1つ、商工観光に関すること。2、ハード事業に関すること。3、教育に関すること。4、地域防災に関すること。5、財政運営に関すること。6、農業振興に関すること等でありました。現在はスタートしたばかりなので報告会を重ね、町民の声を聞きながら議会で協議をし、改善を図っていきたいということでありました。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） これで、議会運営委員長報告を終わります。

日程第7 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について

○議長（大田黒英生君） 日程第7、議会広報編集特別委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

議会広報編集特別委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。

議会広報編集特別委員長荒木俊彦君。

○議会広報編集特別委員長（荒木俊彦君） 議会広報編集特別委員会の所管事務調査についてご報告を申し上げます。7月4日、5日、1泊2日で大分県速見郡日出町並びに玖珠郡の九重町の2カ所の研修を行いました。テーマは、議会広報編集全般についてであります。

まず日出町であります。人口が約2万8,200人で、議会定数が16人です。別府市のベッドタウンとして人口増加が続いて、大津町と似ている町であるということでもあります。広報特別委員会は、各常任委員会から2名ずつ選任がなされております。研修先では、広報委員4人の議員が対応していただいて、日出町の議会報は88号、大津町が60号ですので、大分前から発行がなされておりますが、昨年の全国広報クリニック、我々も参加しましたが、悪い方の見本でクリニックで酷評されたところでありましたが、今回、それが改善がなされ、とりわけ字数がもうほとんど文字ばかりの広報だったのが改善をされ、見出しもわかりやすくまとめられておりました。特徴的なことは、議会だよりの題字を町内各小・中学校の生徒さんが手書きで題字を書いて、それを表紙に使っているということです。また、毎回町民の声を半ページを使って掲載がなされております。寄稿者は、広報

委員が手分けをして頼んでいるようでありますが、これまで累計で約300人の町民の方がこの欄に登場しているようであります。発行費用は1万部に対して252万円ですが、町内業者に限られるということで、随意契約ということで、大津町に比較して若干費用が高いという状況でありました。

続いて、九重町ですが、人口が1万600人、面積は大津町の2.7倍ございます。大きな吊り橋で有名な町であります。観光と農業の町と。しかしながら、年々人口減少に悩んでいるということで。議会は、定数が13人です。広報の特別委員会の委員長は副議長が務めると。あと、常任委員会委員長とほかの議員が3人ということでありました。ちなみに、議長は5期在職の女性議員が務めておられました。こちらは、九重町ということで、観光の町ということで、いろいろパンフレットなんかもつくっている関係からだと思いますが、議会広報も非常にこう印刷技術はあか抜けをしていると見られます。とりわけこの議会は、夜間議会、これが毎年12月定例会で行われ、夕方の5時から一人30分の一般質問に取り組みれておりました。議会の開かれた議会ということで、やれることから始めるということで、昨年から年2回の「おでかけ議会」も開催がなされております。議員が半分に分かれて、町内4カ所に分かれて町民との話し合いをやる。そこで出された意見などを、あるいはアンケートを集約して、皆さんの手元にこういうコピーがいつてるかと思えますけれども、これはカラーで印刷されておりますけれども、「おでかけ議会」で出された意見とかを特集した特集号が発行されております。1カ所平均で大体20人弱の参加者で、参加人数が少ないのではなかろうかと疑問がありましたが、町内95%にケーブルテレビが引かれて、議会の本会議の録画を放映しているそうです。大きな広い面積、行政区が134もあるということで、もっと細かいところで開いてほしいという声も多かったようであります。これに答えて、次回から9カ所で開催するように改善を図っているということでした。議会改革に非常に熱心に取り組まれている様子が伺えたところであります。全議員から改革について、すぐにするべきこと、できること、あるいは数年以内にやるべきこと、任期中に実現したいことと、こういった意見を出し合って「おでかけ議会」を具体化された。またその様子を議会広報で町民の皆さんにお知らせをしているということで、我が町にも大いに参考になるのではなかろうかと思えます。

以上で、所管事務調査の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） これで、議会広報編集特別委員長報告を終わります。

日程第8 各常任委員会行政調査報告について

○議長（大田黒英生君） 日程第8、各常任委員会行政調査報告についてを議題とします。

各常任委員長から委員会行政調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。

経済建設常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長（坂本典光君） おはようございます。ただいまから、平成24年度経済建設常任委員会行政調査報告を行います。

調査期間は平成24年7月24日から26日までです。研修場所及びテーマは、宮城県柴田町では地域住宅計画について、岩手県紫波町では資源循環のまちづくりについて、さらに岩手県滝沢村ではまちづくり交付金事業についてです。

柴田町での研修。宮城県の推定人口は平成24年8月末で232万人、県庁所在地の仙台は106万人、柴田町は3万8千366人です。面積は53.98キロ平方メートル、県南のほぼ中央に位置し、仙台市から南へ25キロの距離にあります。町の東南端を阿武隈川が流れ、中央を白石川が流れ、町を二分しています。気候は温暖で、県内では雪の少ない地域です。米が基幹産業ですが、菊などの栽培が盛んです。伊達騒動を題材にした小説「縦ノ木は残った」とその主人公・原田甲斐の地元でもあります。鉄道はJRが船橋駅と槻木駅の2駅。阿武隈線に東船岡駅があります。国道4号線が町の中心部を走り、仙台空港や東北自動車道村田インターまで10キロ、仙台市の通勤都市として、また内陸工業都市として発展しています。現在、町は496戸の公営住宅を管理しています。昭和30年代にリコー、トヨタ、ヤマザキ製パンなどの工場を誘致しました。もともと自衛隊の駐屯地もあるので人口は急激に増加しました。ほとんどの町営住宅が昭和35年から60年ごろに建設されています。今その建て替えやリニューアルの時期に来ております。高齢者や母子家庭の増加で、町営住宅の申し込みが急増しています。優良田園住宅「ゆずが丘」は、優良田園住宅の促進に関する法律が施行されたのを受けて、宮城県建設業協会が中心となって進められた事業です。取り組みのきっかけは、農地の荒廃解消、農山間地域の少子高齢化による小学校存続問題解消でありました。PFI的事業手法を使い、民間と行政の得意分野を分担していますが、やはりこの計画自体には無理があるように思います。優良田園住宅法のメリットは、都市計画区域の市街化調整区域で、遊休地がある場合にこの法律で開発が可能となるのが最大のメリットですが、事務手続上、通常の開発と比べると変わりはありません。農地法などの関連法などの緩和が必要と言われています。例えば、農業振興地域の中で農用地解除をする場合、農地法上、建て売りが条件、土地だけの分譲はできないというのがあります。

岩手県紫波町では、この町は人口3万3千965人、面積239キロ平方メートルです。岩手県のほぼ中央、盛岡市と花巻市の間に位置する北上平野の一角にあります。真ん中を北上川が流れる田園都市です。畑作、果樹の適地であり、りんご、ぶどう、さくらんぼ、西洋梨ラ・フランスなどが豊かに産します。日本有数の餅米の産地でもあります。町は循環型社会の構築を担うのは町民一人一人であり、今の暮らしを見直し変えていくことが何よりも大切であるという思いを込めて、これから100年を視野に入れた新世紀未来宣言を平成12年に発表しました。平成13年に紫波町環境型まちづくり条例を制定しました。百年後の未来を「環境」というキーワードで結びつけた「環境と福祉の町」を目指しています。それらを具現化するために、NPO法人紫波未来研究所があります。有機資源の100%循環利活用を目指し、有機資源環境をさらに促進するため、平成13年度から平成16年度にかけて、有機資源循環施設「えこ3センター」を整備しました。この施設では、堆肥製造、粉炭、木酢液製造、木質ペレットの製造を行っています。木質ペレットを燃料とするシステムを大津町でも導入したいという委員さんの意見がありました。

滝沢村は人口5万4千人、日本で一番人口の多い村です。面積182キロ平方メートル、1970年代までは純農村地帯でしたが、盛岡市に隣接する立地条件から宅地開発が進み、人口が増えてきました。中核都市を目指す盛岡市との合併も検討されましたが、反対が多く、実現しませんでした。単独で市を目指すとき、人口要件は満たしますが、国や県の出先機関が5カ所以上という県の条例を満たしていませんでした。その後、その問題が解決したので、2014年の市制移行に向けて進んでおります。盛岡大学と岩手県立大学があります。まちづくり交付金事業は、巢子駅周辺の開発整備事業です。総事業費7億6千880万円です。駅前広場、駐車場、アクセス道路整備などの事業でした。

以上で報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 文教厚生常任副委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任副委員長（源川貞夫君） 皆さん、おはようございます。ただいまから平成24年度文教厚生常任委員会行政調査報告をいたします。

視察先は、兵庫県篠山市、京都府亀岡市、京都府長岡京市、それから京都伝統工芸館を視察してまいりました。期日は、平成24年の8月7日から8月9日にかけてでございます。テーマといたしましては、介護予防事業について、生涯学習推進のまちづくりについて、歴史・文化財保護事業について、この3点についてのテーマでございます。

まず、兵庫県の篠山市、人口は4万3千263人、議員の定数は18名でございます。兵庫県の中東部に位置し、篠山盆地と言われるだけあり、四方が山に囲まれ、全面積の7割を山林が占めております。四季を通じて、盆地特有の気候である。平成17年度以降の人口は減少しております。篠山市の高齢化率は平成22年度で27.6%と県平均、全国平均を5%ほど上回っております。要介護認定者2千140人と認定率17.4%で、平成20年から上昇しております。以上のような状況を踏まえまして、篠山市では平成16年度から厚生労働省のモデル事業として、介護予防事業に取り組み、介護予防によるまちづくりを目指しております。介護予防と普及啓発事業の主なものといたしまして「健康ささやま21計画」、これは講演等で高齢化の目指す姿を理解してもらう。それから、基本チェックリストとスクーリング、生活の不活性化を早期に発見して、悪循環を断ち切ろうと。それから、介護予防の基本は、健康、生きがい、地域づくり、集まって、動いて、楽しんでということでございます。それから、通所施設「いきいき塾」これは市内の通所施設10カ所に実施を委託されております。6つの地域の日常生活圏内に1から3カ所設置しているのが身近な施設として利用者が多い要素ではないかと思われました。

「いきいき塾」の参加者の変化についてでございますけれども、つまづきそうになることが減った、運動の習慣ができた、生活に張りができた、また知り合いが増えた、笑うことが増えた、筋力アップができた、立ち上がりやすくなった等々の参加者に変化が出てきて効果が表れているとのことであります。市民に対していかに老後の生き方、健康意識の浸透をさせるのが大切かを学ばせてもらいました。欲を言えば、効果・結果について、数字によるデータがあればまだよかったのではないかと、うふうに思いました。

次に、京都府亀岡市、ここは人口が大津の3倍ぐらいありますけれども9万3千947名、議員定

数26名、京都市の北西に隣接しており、京都市へは電車、自動車とも約20分、大阪市へは約1時間ぐらいの位置にあり、住宅都市として京都府内3位の人口を有します。豊かな自然環境にも恵まれ、湯ノ花温泉、保津川下りなどの観光資源も数多くあります。将来都市像を「聖なる水と緑の奏でる知恵の郷」として生涯学習によるまちづくりを進めておられます。昭和63年に亀岡市生涯学習都市構想を取りまとめ、全国に先駆けて生涯学習都市を宣言し、今日まで同都市構想の「人間尊重」という基本理念に沿った各種施設の展開により、生涯学習都市づくりを推進してまいっております。生涯学習推進の取り組みといたしまして、生涯学習都市推進会議を昭和63年の8月から立ち上げ、平成12年からは生涯学習推進審議会というのをまた立ち上げまして、現在に至っております。財団法人生涯学習亀岡財団を設立、平成22年の3月には設立20周年を迎え、平成21年度からは生涯学習施設「ガレリアかめおか」の指定管理者として、その機能充実と運営の効率化を図るとともに、生涯学習の推進に果たしていく役割はますます重要になってきております。この「ガレリアかめおか」について申しますと、生涯学習都市のシンボル施設といたしまして、総事業費200億円、年間維持管理費3億8千万円を掛けて、多くの人が集い、学ぶ空間、都市空間という情報交換施設として機能などを有する全国的に類を見ない複合施設でございます。平成23年5月には、来館者が700万人を達成いたしました。我が大津町においては、「ガレリアかめおか」のような、このような施設はほしいのでありますけれども、できなくても今ある施設を有効に利用し、広報・企画等を見習いながら参考にしていけたらと思ったわけでございます。

その主な事業内容を申しますと、生涯学習関連事業の開催及び機会の提供、生涯学習活動の啓発及び情報提供、亀岡における文化芸術の振興、生涯学習の調査研究、平成13年度からは生涯学習賞を設けて、国内だけでなく広く世界で活躍し、貢献された方々を表彰されております。

次に、同じく京都府の長岡京市です。人口は約8万人ほどです。議員数は26人、京都盆地の西南部に位置し、北は日向市、東は京都市、南は大山崎町、西は西山連峰を境に大阪府と接しております。総面積の約65%が可住地の平たん部であり、西山山地は近畿圏近郊緑地保全地域に指定され、景観の保全が図られております。JR長岡京駅周辺の東部は、村田製作所、パナソニック、三菱電機等のハイテク企業、またフォークリフトで有名な日本輸送機、サントリー京都ビール工場が進出しております。長岡京市の歴史は古く、既に弥生時代に農耕が行われており、建国神話に関係のある神を祭る神社や壮大な古墳が現存しております。6世紀には「弟国宮（おとくにのみや）」、8世紀には「長岡京」と、二度にわたって都として栄え、近畿地方における産業文化の先進地であった。明治時代も豊かな土地、美しい自然、貴重な文化財、交通の利便さ等に恵まれて発展を続けてきております。昭和24年に3町が合併、長岡町が誕生し、京都・大阪両都市の衛生都市として立地条件がよいため、住宅建設、工場の進出が進み、急ピッチで都市化が行われ、昭和45年には人口が5万人を超え、昭和47年に市制を施行しました。昭和61年には7万5千人、平成23年5月9日には8万人も突破しております。本市は、古来より生活環境に恵まれた地であったため、市内の至るところに各時代の遺跡が存在し、さらに日本の政治・文化・経済の中心であった長岡京（784年から794年）の都城跡がほぼ全域を包んでおり、埋蔵文化財包蔵地の数は120カ所にも及んでおります。これらの文

化財を保護するために、昭和50年7月に文化財保護条例を制定し、昭和50年の10月に文化財保護審議会を設置いたしました。また、埋蔵文化財保護及び急増する発掘調査業務に対応するため、昭和57年7月に財団法人長岡京市埋蔵文化財センターを設立いたしました。さらに、昭和60年の7月には、長岡京市立埋蔵文化調査センターを開所し、埋蔵文化財の普及及び啓発の一環としてセンター内に収蔵・展示している遺物等を自由に閲覧できるよう広く市民に開放しておられます。平成23年の4月に細川ガラシャ夫人とその父、明智光秀を主役に、波乱に満ちた戦国時代を生きた父子の絆をテーマとするNHK大河ドラマを誘致しようと長岡京市を初めとする京都府内6市1町が連携して、大河ドラマ誘致推進協議会を設立いたしました。この協議会には、熊本県も準会員として名を連ねております。また、熊本県内では加藤清正が主人公の大河ドラマ実現を求める運動が展開されております。二度にわたって都として栄えたところでありまして、歴史遺産、文化遺産は、我が大津町とは比較にもならない。しかし、後世に伝承していくことは、また大津町の歴史・文化を知り、学ぶということが大事な事業であることは言うまでもありません。これからは大津町歴史文化伝承館を核といたしまして、内容の充実、広報活動に、さらに力を入れていかなければならないと感じたわけでございました。

それから、今回の研修で思ったことは、研修が終わりまして帰るとき、最後の最後まで玄関まで出て見送っていただきました。それが特に印象に残りました。我が町ではどういうふうにされているかわかりませんが、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（大田黒英生君） 総務常任委員長大塚龍一郎君。

○総務常任委員長（大塚龍一郎君） おはようございます。ただいまから、総務常任委員会の研修報告をさせていただきます。

7月24日から26日の日程で、長野県長野市におきまして、バイオマス発電設備「いづなお山の発電所」について。千曲市におきまして、長野県地方税滞納整理機構の取り組みについて。同じく千曲市において、長野県人権啓発センターの運営・取り組み等全般についてを研修いたしました。

まず、バイオマス発電施設「いづなお山の発電所」について。平成15年度森のエネルギー推進事業の補助金2億9千万円、初期投資額7億円で平成17年度より稼働、5社で構成する組合であります。毎時1千300キロワットの発電で、場内で200キロワット使用する以外の電力1千100キロワットを中部電力に売電しております。年間10万5千キロワットの発電で350日稼働し、875万キロワットを中部電力に売電しており、おおよそ3千から3千500軒分を供給していることとなります。焼却する材木の使用料は1日45トン、年間1万5千トンに当たります。地域の恵まれた森林資源を有効に活用した木質バイオ発電による発電所であります。化石燃料を一切使わない木製チップだけの燃料で、ボイラー蒸気タービン発電を回している。供給先の一つとして、長野オリンピックでも使われましたボブスレー競技場への電力にも使われておりました。焼却後の灰や粉砕物を利用して特別な肥料をつくり出しております。恵まれた環境を生かした、全てを無駄にしないリサイクル事業となっており、木質バイオマス発電は新しいエネルギーの供給源としてこれから注目される

発電プラントであると思います。しかしながら、採算ベースに乗せるには大変な事業なので、国や県の助成が必要であるかと思っております。

次に、長野県地方税の滞納整理機構の取り組みについて。地方税の収入未済額を効率的に縮減するためには、市町村と県とが共同で滞納整理に当たるのが有効と考えられ、大口困難案件についての滞納整理業務の共同化を平成22年12月に千曲市に広域連合として設立されております。質問、1つ広域連合が引き受ける滞納事業の基準、または引き受けない基準について伺ったところ、移管基準の滞納の具体例を基に各市町村が行う滞納整理の方針、計画、実情等を勘案して、各市町村が設定している。また、滞納処分の際し、公的要件を満たしていない等については、移管不可としている。質問2として、構成団体と違って広域連合だからできる滞納者に対する取り組みについて伺ったところ、滞納整理が行政不満であっても、機構においては徴収業務に特化しているため、滞納者と適切な距離感を確保することにより、公正公平な滞納整理を促進することができる。また、市町村間、または県との重複滞納者について、効率的な滞納整理を行うことができる。質問、3つ、広域連合で公的整理を行う上で考慮している点や問題点について伺ったところ、適切な債権管理ができていない市町村があり、時効完成分については移管不可となる事例がある。また、機構においては、延滞金の完全徴収を行っているが、市町村において取り扱いが統一されていない。質問3として、滞納整理の広域連合に対する住民の意見について、また広域連合が設立されて住民の納税意識に変化が表れているか伺ったところ、平成24年度の移管予告に係る効果率が22.1%、前年度比4.1%増となっており、自主納付の意識醸成に貢献していると考えられる。

平成23年度活動状況では、引き受け件数で市町村分994件で、引き受け滞納額でおよそ33億6千万円、県内分で223件で、1億6千万円。徴収実績で7億2千万円ほどである。科目別で見ると、固定資産税の事案が多くあり、今の景気動向に比例しているように見えるし、他県の自治体でも見られるように、国民健康保険税の部門でもこれからますます増加しているのではないかと思っております。

次に、長野県人権啓発センターの運営取り組み等全般について。センターは千曲市に平成12年長野県立歴史館に開設され、県内の歴史的資料や生活の中に存在する人権問題に焦点を当てた資料の展示による啓発が行われており、平成22年に長野県人権政策推進基本方針が策定されております。第1展示室で、同和問題に関する写真パネルと歴史資料の展示では、郷土の俳人・小林一茶の作品を用いて、立体映像化された企画があり、第2展示室では様々な人権問題を写真・パネル等で展示され、差別の体験等の記録もあり、啓発ビデオ・DVD・パネル等の貸し出しもあっております。人権学習会が平成23年度で管内において49回、公民館や企業への管外で44回実施されており、人権相談140件、広報「人権ながの」が年2回発行されておりました。平成20年、16歳以上の県民意識調査で人権は重要である、人権問題に関心はあるかとの問いに、「そう思う」の回答が85.0%、人権問題として障がい者のことに関しては67.5%、高齢者のことに60.6%、子供のことに52.5%、同和問題のことに34.9%となっており、郷土の先人たちの人権問題に関わられた歩みとその歴史がよく伝わっている展示企画コーナーが完備されておりました。

以上で、総務常任委員会の研修報告を終わります。

○議 長（大田黒英生君） これで、各常任委員会の行政調査報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時52分 休憩

△

午前11時01分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 議案第51号から日程第27 認定第9号まで一括上程

提案理由の説明

○議 長（大田黒英生君） 日程第9、議案第51号、大津町防災会議条例の一部を改正する条例についてから、日程第27、認定第9号、平成23年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの19件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

議案第51号、大津町防災会議条例の一部を改正する条例について及び議案第52号、大津町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてですが、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第53号、大津町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてですが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第51号から議案第53号につきましては、条例を一部改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第54号、訴えの提起についてですが、町営住宅の明け渡し及び延滞家賃の支払い並びに損害賠償を求める訴えを入居者5人にするもので、訴えの提起については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第55号、平成24年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億859万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億3千657万7千円とするものです。歳入では、地方交付税1億132万9千円、分担金並びに負担金が972万5千円、国庫支出金1千609万5千円、県支出金1千539万1千円、繰入金833万4千円、繰越金3億5千758万4千円、諸収入13万7千円をそれぞれ増額するものです。歳出では、総務費が5億127万9千円、衛生費3千679万7千円、教育費1千178万9千円、災害復旧費103万6千円、予備費213万2千円をそれぞれ増額し、民

生費114万9千円、農林水産費438万7千円、商工費801万円、土木費3千89万2千円を減額するものです。

議案第56号、平成24年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6千449万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7千901万5千円としたものです。歳入では、療養給付費等の交付金2千248万8千円、前期高齢者交付金1億2千39万1千円、繰越金1億4千403万7千円をそれぞれ増額し、国庫支出金7千311万8千円、繰入金4千930万円を減額するものです。歳出では、後期高齢者支援金等2千532万8千円、介護納付金1千109万7千円、諸支出金6千195万8千円、予備費6千541万5千円、それぞれの増額が主なものです。

議案第57号、平成24年度大津町外4ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ342万5千円としたものです。歳入では、繰越金を2千円増額し、歳出では予備費を2千円増額するものです。

議案第58号、平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ639万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4千723万2千円としたものです。歳入では、繰入金を3千246万6千円減額し、繰越金2千709万1千円の増額が主なものです。歳出では、事業費を639万円増額するものです。

議案第59号、平成24年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千732万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億610万9千円としたものです。歳入では、国庫支出金818万1千円、支払い基金交付金599万6千円、繰越金7千604万円をそれぞれ増額し、繰入金289万5千円を減額するものです。歳出では、地域支援事業費249万4千円、諸支出金3千195万6千円をそれぞれ増額するものです。

議案第60号、平成24年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ428万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5千171万4千円としたものです。歳入では、繰入金740万6千円を減額し、使用料及び手数料59万7千円、繰越金731万3千円、諸収入342万5千円をそれぞれ増額するものです。歳出では、事業費428万9千円増額するものです。

議案第61号、平成24年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ361万2千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5千844万3千円としたものです。歳入では、保険料が157万円、繰入金141万2千円を増額し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金279万2千円の増額が主なものです。

議案第55号から議案第61号までの7議案につきましては、平成24年度一般会計及び各特別会

計の補正予算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

続きまして、認定第2号から認定第8号までの案件は、平成23年度一般会計・各特別会計及び事業会計に係る歳入歳出決算の認定についてでございますが、各会計の決算内容につきましては、各常任委員会でご審議いただくことになっております。一般会計では、歳入総額133億7千999万9千円、歳出総額129億172万5千円、翌年度に繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額2千68万9千円を差し引きまして、実質収支額4億5千758万5千円となっております。大津町国民健康保険特別会計ほか各特別会計におきましては、歳入総額69億5千533万9千円、歳出総額65億7千277万7千円でございます。また、大津町工業用水道事業会計の決算では、収入済額6千509万7千円、支出済額4千117万6千円となっております。決算の認定につきましては、認定第2号から認定第9号までは、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

また、監査委員の審査意見書、決算資料及び主要な施策の成果を配付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、ここで大津町の平成23年度の決算状況について簡単にご説明を申し上げます。

まずは歳入でございますが、大津町の収入の約32%は、町民の皆さんや企業から納められた町税によるものです。町税総額は43億6千600万円で、昨年より2.2%減、9千800万円の減額となっております。内訳は、個人町民税は3.2%増、3千700万円の増額となっております。法人町民税は33.2%減、1億9千700万円の減額、固定資産税は1.1%増、2千600万円の増額となっております。また、繰入金はまちづくり交付金事業と学校建設事業に伴う基金の繰り入れにより5億8千800万円の増となり、自主財源は9.3%増、5億2千800万円の増額となっております。

一方、依存財源は29%増、16億200万円の増額で、内訳は地方交付税全体で15.9%の増、国庫支出金が55.3%の増、町債が46%の増となっております。

次に、歳出でございますが、社会保障費関連が年々増加している状況でございます。特に扶助費の伸びが大きく12.8%増、2億3千700万円の増額となっております。投資的経費はまちづくり交付金事業と学校建設事業により、普通建設事業が150%増、19億円の増額となっております。町債の残高につきましては、平成23年度末で118億7千300万円、前年度比13億8千900万円の増額となっております。これは、まちづくり交付金事業と学校建設事業の起債並びに普通交付税と同様、地方の財源不足を補うための起債であり、臨時財政対策債の急激な膨らみが影響しています。基金につきましては、平成23年度末の総額は39億7千万円で、前年度比1億2千万円の減額となっております。財政状況につきましては、全国の類似団体と比較しても健全財政を堅持しており、財政健全化法に基づく指標につきましても、国が示す早期健全化基準を超えるものではありませんが、今後ともさらなる健全財政の運営に努めなければならないと考えています。

以上、簡単でございますが、町の財政状況のご説明とともに提案理由のご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決・ご認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、各会計の決算の認定以外の議案につきましては、所管部長をして詳細説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） おはようございます。

議案第51号、大津町防災会議条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案集は1ページから2ページ、説明資料は1ページになります。改正につきましては、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成24年6月27日に施行されたため、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、大津町防災会議条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、法の一部改正の概要につきましてご説明申し上げます。昨年3月11日に発生しました東日本大震災の教訓・課題を受け、行うべき防災対策として、国より見直しが行われたものであり、その新たな対策としては、1、大規模広域な災害に対する即応力の強化、2、大規模広域な災害時における被災者対応の改善、3、教訓伝承・防災教育の強化や多様な主体の参加による地域の防災力の向上、4、国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直し等の必要な措置を講ずるものとされています。以上の法改正によりまして、条例の一部を改正するものであり、その内容につきましては、防災会議の所掌事務に町長の諮問に応じて大津町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること、及び多様な主体の意見が反映されるよう自主防災組織を構成するもの、または学識経験者を会議の委員として追加することなどの改正を行うものです。

それでは、説明資料によりご説明させていただきますので、説明資料の1ページをお開き願います。

改正前で、第2条中「の各号」を削り、第2号から第3号までを下線のとおり改め、第3号を第4号とするものです。第3条第5項中「の各号」を削り、改正後の第3条第5項第8号については、下線のとおり新たに追加し、改正前の第8号は第9号に改めるものです。

戻りまして、議案集の2ページをお願いいたします。附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第52号、大津町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案集は3ページから4ページ、説明資料は2ページになります。改正につきましては、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成24年6月27日に施行されたため、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、大津町災害対策本部条例の一部を改正しようとするものであります。法の一部改正の概要につきましては、先ほど議案第51号でご説明申し上げましたが、その中で市町村災害対策本部につきまして、改正前の災害対策基本法では、都道府県災害対策本部と同一の規定で定められていたものを市町村防災会議と災害対策本部の所掌事務の見直し、明確化に関連して、新たに法第23条の2として別個に規定することになったものです。これまで災害発生時における関係機関間の連絡調整については、市町村災害対策本部の事務として明記されていなかったため、災害対策基本法の一部改正後の規定には必要に応じ関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならないと規定されているものであり、改

正に伴う関係条項の追加により、大津町災害対策本部条例の改正を行うものであります。

それでは、説明資料でご説明させていただきますので、説明資料の2ページをお開き願います。

改正前で、第1条中、下線の第23条第6項を改正後の下線の第23条の2第8項に改めるものです。

戻りまして、議案集の4ページをお願いいたします。附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしく願います。

続きまして、議案第53号、大津町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案集は5ページから6ページ、説明資料は3ページになります。改正につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正が平成24年8月1日公布されたため、大津町暴力団排除条例の一部を改正しようとするものです。

初めに、この法律の一部改正の概要についてご説明申し上げます。最近における暴力団をめぐる情勢に鑑み、対立抗争及び暴力的要求行為等に伴う市民生活に対する危険を防止するための措置について規定するとともに、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、当該事務所の使用等の差し止めを請求するための制度を導入するほか、暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制等を強化する等の必要があり、その改正に伴う関係条項の追加により、大津町暴力団排除条例の改正を行うものです。

それでは、説明資料によりご説明させていただきますので、説明資料の3ページをお開き願います。改正前で、第3条中、下線の法第32条の2第1項を改正後の下線の法第23条の3第1項に改めるものです。

戻りまして、議案集の6ページをお願いいたします。附則で、この条例は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するとしております。

以上、よろしく願います。

続きまして、議案第54号、訴えの提起について（町営住宅の明け渡し及び延滞家賃の支払い並びに損害賠償の請求）についてご説明いたします。議案集は7ページから9ページになります。

初めに、訴えの提起に当たり、これまでの経緯等をご説明申し上げます。議案集の9ページをお開き願います。記載の町営住宅の入居者5名については、それぞれの家賃の滞納金額合計が453万5千535円、督促料、滞納期間、滞納月数の状況は記載のとおりであります。これまで滞納家賃の督促方法は毎月前月分の滞納者へのはがきによる督促、毎月の催告書、連帯保証人への通知の送付、電話催告や隣戸訪問を重ねてきております。さらには呼び出しを行い、滞納分の支払い計画の相談をし、誓約書を取るなど折衝を行い、納付指導を行っております。訴えの提起の相手方の入居者5名に対し、町営住宅の家賃について、これまでの町からの度重なる支払い督促にもかかわらず、滞納家賃の支払いに対し、特に支払う意思がなく、多額の家賃滞納があり、他の入居者との公平性を欠くものであります。

議案集の8ページをお願いいたします。以上、ご説明しましたようなことから、訴えの提起につい

て、1、相手方、町営住宅入居者5件、2、訴えの提起の理由、相手方は町営住宅の家賃（割増賃料を含む）を延滞しているため、大津町町営住宅条例第41条第1項に基づく町営住宅の明け渡し及び延滞家賃の支払い並びに同条第4項に基づく損害賠償の請求を求めるための訴えの提起を行うものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） こんにちは。議案第55号、平成24年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。併せて、別紙補正予算の概要を参照願います。

第1条で、既定の予算の総額に5億859万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を112億3千657万7千円とするものです。

今回の補正予算の主なものとしましては、歳入面では普通交付税が交付額の決定により1億132万9千円増額となりました。なお、交付税の財源不足を補う臨時財政対策債の発行可能額は当初予算より約1億5千万円の増額となりましたが、これにつきましては年度末の財政状況等で判断することといたしまして、今回は補正をいたしておりません。平成23年度繰越額の確定による繰越金は3億5千758万4千円の増額補正となりました。一方、歳出面では繰越額の確定等に伴う財政調整基金の積み立てが5億円、新しい保育所の負担金に4千677万円などであります。

歳出から先にご説明申し上げます。15ページをお開き願います。款2、項1、目13財政調整等基金費です。平成23年度繰越額及び普通交付税の確定などが主であります。この積み立てによりまして、平成24年度末の財政調整基金の総額は約21億8千万円になる見込みであります。

16ページをお願いいたします。項3、目1戸籍住民基本台帳費は、パスポートの申請・交付事務等の窓口業務に係るものです。

17ページをお願いいたします。款3、項1、目1社会福祉総務費、節28繰出金は、それぞれの特別会計の決算に伴うもので、国民健康保険特別会計は基準外繰出の5千万円を減額いたしております。目2障害者福祉費は、聴覚障害児の補聴器購入に対する3分の2の補助です。目3後期高齢者医療費の節19広域連合負担金は、額の確定であります。節28繰出金は、平成23年度決算によるものであります。

18ページをお願いいたします。項2、目1児童福祉総務費です。節8の児童虐待防止事業謝礼と節13の児童虐待防止強化事業委託は、県の10割補助を受けて実施するものであります。同じく節13の延長保育促進事業及び保育料収納事務委託と19ページの目5保育所運営費は、新しい保育所の開所に伴うものであります。

20ページをお願いいたします。款4、項1、目2予防費は、不活化ポリオワクチンの予防接種委託であります。

21ページをお願いいたします。款6、項1、目1農業委員会費、節19耕作放棄地解消近況対策事業補助金は、約80アールの耕作放棄地の活用・再生の補助です。

22ページをお願いいたします。目3農業振興費の鳥獣害防止対策事業補助金は、イノシシ被害を防ぐため、電気牧柵購入の補助です。目8農地管理費のノートパソコン購入及び水土里情報システム負担金は、人・農地プラン策定のため、各集落での説明会に利用するものです。目9農業集落排水費は、特別会計の平成23年度決算に伴うものです。

23ページをお願いいたします。項2、目2林業振興費の節13里山保全事業委託は、緊急雇用創出事業により手入れがされていない里山の保全を図るための雑木の伐採などをNPO法人に委託するものです。節19の補助金で、3、稼げる竹林整備促進事業補助金は、モデル竹林の整備に係るもので、経費の2分の1の補助です。4、特用林産物施設化推進事業補助金は、運搬車購入の4割補助です。この特用林産物販売拡大推進事業補助金は、宣伝用のパネルやチラシの作成に係る経費の2分の1を補助するものです。いずれもNPO法人への補助を予定いたしております。款7、項1、目1商工総務費の広域連携プロジェクト推進事業負担金は、県北11市町が連携して観光客の誘致策を調査するものです。

24ページをお願いいたします。目3観光費は、実績に基づく減額です。

25ページをお願いいたします。款8、項2、目2道路維持費の護岸雑草処理業務委託は、矢護川の上中地区です。項3、目2公園緑地費は、清正公道公園のトイレの修繕費です。目3公共下水道費は、特別会計の繰り越しの確定などによるものです。

26ページ、27ページをお願いいたします。款10、項2、目1と項3、目1のそれぞれの学校管理費及び28ページの項4、目1幼稚園費は、急を要する施設の修繕などであります。項5、目1社会教育総務費の節19の補助金は、宮本及び多々良公民館の下水道接続によるトイレの改修と高尾野公民館の改修に対する補助です。目4文化振興費は、江藤家住宅の入口の小屋の改修に対する補助であります。

30ページをお願いいたします。款11の災害復旧費は、7月の九州北部豪雨災害に係るものであります。款13予備費で、財源調整をいたしております。

続きまして、歳入をご説明いたします。

11ページをお願いいたします。款10、項1、目1地方交付税の増額は、普通交付税の額の決定によるものです。款12、項1、目2民生費負担金、款14、項1、目1民生費国庫負担金及び12ページの款15、項1、目2民生費県負担金、節2の私立保育所負担金と項2、目2民生費県補助金の節3の延長保育促進事業補助金は、新たな保育所の開業に伴うものです。同じく節3の児童虐待防止体制強化事業補助金は、同事業の10割補助であります。節6の障がい者福祉費補助金は、補聴器購入の補助であります。目4農林水産業費県補助金の節1耕作放棄地解消緊急対策事業補助金は、同事業の10割補助になります。節2の市町村マスタープラン策定支援事業補助金は、個別版GISの導入に係る2分の1の補助であります。

13ページをお願いします。節5の林業補助金は、いずれも里山の保全などに対するNPO法人への補助に係るものです。目5商工費県補助金の緊急雇用創出事業補助金は、児童生徒訪問支援事業、子育て支援事業、住民窓口サービス事業、生活習慣病予防事業、母子健康推進事業、里山保全事業、

災害復旧事業の賃金等の補助です。項3、目5土木費委託金は、上中地区の矢護川護岸の雑草処理委託金であります。款18、項1、目1介護保険特別会計繰入金は、平成23年度給付費等の精算です。

14ページをお願いいたします。款19の繰越金は、平成23年度の繰越金です。款20、項4、目2雑入で、くまもと地下水財団助成金は、浸透ます設置の増による補助であります。

人件費等につきましては、31ページ以下給与費明細書のとおりであります。職員の退職及び申請等に基づく補正が主であります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） おはようございます。議案第56号、平成24年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書のほうをお願いいたします。今回の補正の主なものは、平成23年度の特別会計の歳入歳出の枠の確定に伴う繰越金及び一般被保険者の療養給付費負担金並びに退職者分の療養給付費交付金の額の決定に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6千449万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7千901万5千円とするものでございます。

歳入について説明をいたします。予算書の9ページをお願いいたします。款3、項1、目1療養給付費等負担金の節1現年度分は、国の24年度交付決定による7千311万8千円の減額補正でございまして。款5、項1、目1療養給付費等交付金の節1現年度分は、社会保険支払基金の24年度交付決定による2千248万8千円の増額補正でございまして。款6、項1、目1前期高齢者交付金の節1現年度分は、24年度交付決定により1億2千39万1千円の増額補正を計上しております。

10ページをお願いします。款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金の節2職員給与等繰入金で70万円の増額補正をお願いしておりますが、これは職員の時間外勤務手当でございまして。節5のその他繰入金で5千万円を減額しておりますが、前年度繰越額が予想を上回ったことにより、当初予定していました法定外繰入金5千万円が不要になったものでございます。款10、項1、目2その他繰越金は、平成23年度国保特別会計の歳入歳出の額の確定に伴うもので、前年度繰越金1億4千403万7千円の増額を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。11ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節3の職員手当等で、時間外勤務手当70万円の増額補正を行っております。これは、国保系の職員一人が本年4月から病気療養による長期休暇に入って一人欠員の状態でございます。そのため、残りの職員で仕事をカバーしなければならないということで時間外勤務手当の増額補正を行ったものでございます。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費及び目3一般被保険者療養費につきましては、財源の組み替えを行っております。

12ページをお願いします。款2、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費及び目3一般被保険者高額介護合算療養費につきましても、財源の組み替えを行っております。款3、項1、目1後

期高齢者支援金の2千532万8千円の増額は、平成24年度負担額の確定によるものでございます。

13ページをお願いします。款4、項1、目1前期高齢者納付金につきましては、財源の組み替えでございます。款5、項1、目1老人保健医療費拠出金も、財源の組み替えでございます。款6、項1、目1介護納付金の1千109万7千円の増額補正は、平成24年度負担額の確定によるものでございます。

14ページをお願いします。款11、項1、目3償還金6千195万8千円の増額補正は、平成23年度の一般被保険者に係る医療費の額の確定に伴う国への療養給付費等負担金の償還金3千465万3千円、退職被保険者に係る医療費の額の確定に伴う社会保険支払基金への返還金2千582万9千円、平成23年度出産一時金国庫補助金返還分40万円、平成23年度特定健康審査精算分、国・県それぞれ53万8千円の返還金を計上しています。款12予備費は、今後予測できない保険給付費等の経費に対応するため繰越金を財源に6千541万5千円の増額補正をお願いしております。

以上でございます。よろしくをお願いします。

次に、議案第59号、平成24年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。介護保険特別会計の補正予算書をお願いいたします。今回の補正は、平成23年度介護保険特別会計の歳入歳出の額の確定及び補助事業に伴う補正の主なものでございます。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千732万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億610万9千円とするものでございます。

歳入について説明いたします。8ページをお願いいたします。款3、項1、目1介護給付費負担金、節2の過年度分279万2千円の増額は、平成23年度分の額の確定によるものです。款3、項2、目3介護保険事業費補助金、節1の認知症施策総合推進事業補助金として538万9千円の増額補正を行っております。詳細につきましては、歳出でご説明いたします。款4、項1、目1介護給付費交付金の過年度分238万9千円の増額及び目2地域支援事業交付金の過年度分360万7千円の増額は、いずれも実績報告による平成23年度分額の確定によるものでございます。

9ページをお願いします。款6、項1、目3その他一般会計繰入金289万5千円の減額は、認知症施策総合推進事業の補助金により既存の予算の一般財源と特定財源の組み替えを行ったことによる減額でございます。詳細につきましては、歳出でご説明いたします。款8、項1、目1繰越金は、平成23年度介護保険特別会計の歳入歳出の額の確定に伴い7千604万円の増額補正を計上していません。

次に、歳出について説明いたします。10ページをお願いいたします。款3、項1、目1介護予防事業の76万円の財源組み替え及び目2包括的支援事業の249万4千円の増額補正につきましては、今回補助率100%の認知症施策総合推進事業を国に申請しましたところ認定を受けましたので、補助金総額538万9千円の補正を行うものでございます。なお、補助金総額538万9千円と補正増額の249万4千円の差額289万5千円につきましては、既存の予算の特定財源を組み替えたもので、その他財源289万5千円につきましては、一般会計からの繰入金を減額しております。この認

知症施策総合推進事業の目的でございますが、現在認知症の入院患者の入院期間が長いときは半年にもおよび医療費の高騰を招く一因になっており、厚生労働省は長くても2カ月以内の退院を目指しております。しかし、2カ月の退院としましても、今現在、それを受け入れる家庭も、地域社会もほとんど準備ができていないのが現状です。この補助事業は、今後認知症患者が安心して社会生活を営めるように社会整備を進めるための事業でございます。具体的な施策としましては、1番目に認知症の人に対して状態に応じたサービスが提供されるように関係機関の連絡調整の支援を行うものです。2番目に、地域における認知症の人への支援を行う関係者が情報交換や事例検討を行う連絡会議の設置分です。3番目に、認知症サポート員とネットワークの形成でございます。以上、3点を柱に事業を進めていく計画でございます。補助事業の概略は以上でございます。

目2包括的支援事業で、節1報酬18万2千円の増額補正ですが、認知症サポート員1人分の報酬でございます。節4共済費の13万6千円の増額は、非常勤職員の共済費です。節9旅費で12万6千円の増額補正ですが、これは認知症中央研修会参加のための職員2人分の研修旅費でございます。節11の需用費で85万6千円の増額補正をお願いしておりますが、消耗品の40万6千円の増額は、認知症ガイドブック2千冊の購入が主なものです。燃料費15万円は、車のガソリン代です。印刷製本費30万円は、認知症の啓発用チラシ代でございます。節12役務費の5万2千円は、郵便料金でございます。節18備品購入費111万2千円の増額につきましては、地域包括支援センターの業務用備品で、相談用血圧計2台、デジタルカメラ1台、プロジェクター1台、認知症タッチパネル1台、訪問用スピーカー1台をそれぞれ購入予定でございます。節19負担金補助及び交付金で3万円の補正額ですが、先ほど旅費で説明しました研修会参加に伴う参加負担金でございます。款5、項1、目2の償還金で2千362万1千円の増額補正ですが、額が確定したことによる国庫支出金と過年度分返還金でございます。

12ページをお願いします。款5、項2、目1一般会計繰出金は、平成23年度介護給付費等事務費の確定に伴う町負担金給付費と事務費精算分の合計833万5千円を一般会計へ繰り出すものです。款6、項1、目1予備費で財源調整を行っていますが、今後給付費等の動向に対応してまいります。

以上、よろしく願いいたします。

次に、議案第61号、平成24年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。補正予算書をお願いいたします。今回の補正につきましては、平成23年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の決算額の確定に伴うものが主なものでございます。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ361万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5千844万3千円とするものでございます。

歳入について説明いたします。予算書7ページをお願いいたします。款1、項1、目1の特別徴収保険料で、節1の現年度分を89万5千円増額しております。また、目2の普通徴収保険料で、節1の現年度分を67万5千円増額しております。いずれも保険料率改定に伴う増額分でございます。款4、項1、目1、節1の事務費繰入金で19万円増額しておりますが、時間外勤務手当の増額による

補正でございます。目2の保険基盤安定繰入金で122万2千円の増額補正でございますが、これは額の確定によるものでございます。

8ページをお願いします。款5、項1、目1繰越金は、平成23年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の額の確定に伴う前年度繰越金63万円を計上しています。

次に、歳出について説明いたします。9ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で19万円の増額補正を行っておりますが、これは時間外勤務手当の増額で、職員1人が長期休養による欠員状態になっていることによるものでございます。款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金の節19負担金補助及び交付金の279万2千円の増額は、被保険者保険料負担金及び基盤安定負担金の額の決定によるものでございます。款5、項1、目1予備費は、繰越金を平成24年度の精算に備えるため予備費に計上するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） こんにちは。

議案第57号です。特別会計の補正予算書をお願いします。平成24年度大津町外4ケ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算書（第1号）について説明します。議案集は12ページになります。予算の概要は8ページです。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ342万5千円とするものです。

7ページをお願いします。歳入からご説明申し上げます。款4、項1、目1の繰越金でございます。2千円の増額補正は、平成23年度の歳入歳出予算の確定に伴うものでございます。

歳出です。8ページになります。補正額の2千円の増額は、款2、項1、目1の予備費で、財源調整をしております。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前11時57分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） こんにちは。

議案第58号、平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いいたします。また、補正予算の概要は9ページになります。

今回の補正は、前年度事業の確定に伴う繰越金と一般会計繰入金の補正、事業の前倒しによる事業費の補正が主なものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

639万円を追加し、予算の総額をそれぞれ14億4千723万2千円とするものです。

7ページの歳入から説明いたします。款3、項1、目1公共下水道費国庫補助金は、事業の前倒しに伴い補正するものです。款4、項1、目1一般会計繰入金は、前年度事業の確定により減額するものです。款5、項1、目1繰越金は前年度事業の確定により増額するものです。款7、項1、目1公共下水道事業債は、事業の前倒しに伴う起債になります。

次に、8ページの歳出を説明いたします。款1、項1、目1総務管理費の中で、節3職員手当等は、申請等による増額になります。目2事業費の中で浄化センターの改築工事を行うために節13委託料として計上していた費用を減額し、その分を節15工事請負費として増額し、また管渠工事の一部を前倒しして工事するために増額するものです。款2、項1、目1元金は、金額の増減はありませんが一般会計繰入金及び繰越金の補正に伴い財源を組み替えるものです。

続きまして、議案第60号、平成24年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いします。補正予算の概要は11ページになります。

今回の補正は、前年度の事業確定に伴う繰越金と一般会計繰入金の補正、落雷と水害により被害を受けた施設の修繕費の補正が主なものになります。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ428万9千円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億5千171万4千円とするものです。

7ページの歳入から説明いたします。款2、項1、目1使用料は、下水道への接続が順調に進んでおり、当初見込みより増えているため増額するものです。款4、項1、目1一般会計繰入金は、前年度事業の確定により減額するものです。款5、項1、目1繰入金は、前年度事業の確定により増額するものです。款6、項3、目1雑入は、落雷及び水害に伴う建物災害共済金になります。

次に8ページの歳出を説明いたします。款1、項1、目1総務管理費は、職員の申請に伴う職員手当等の減になります。目3維持費は、落雷及び水害の発生に伴う被災箇所の修繕料と杉水浄化センターの擁壁設置工事になります。款2、項1、目1元金は、金額の増減はありませんが一般会計繰入金及び繰越金の補正に伴い財源を組み替えるものです。

以上です。よろしく願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） これで提案理由の説明が終わりました。

日程第28 議案質疑

○議 長（大田黒英生君） 日程第28、議案質疑を行います。

まず、議案第51号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第52号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第53号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第54号を議題とします。本日の会議は公開していますので、個人が特定できるような発言は慎んでいただきたいと思います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第55号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 一般会計補正についてお尋ねをします。

予算書の19ページの大津保育園費であります。給料が減額ということで、ここではどうも職員が一人お辞めになったようでありまして、その確認と、職員が一人辞めるということであれば、当然ながら人手が足りなくなるということで、これは減額だけしかないの、その兼ね合いをお尋ねしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 教育部長併任子育て支援課松永高春君。

○教育部長併任子育て支援課（松永高春君） 19ページの大津保育園費減額の理由につきましては、議員のおっしゃるとおり職員1人の退職に伴うものでございます。当然退職に伴いまして総務課のほうから補充をしていただいております。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 総務課から補充ということは、この目3の欄には人件費としては上がってこないということなのかな。どうでしょう。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 荒木議員のご質疑にお答えいたします。

保育園の今回の退職に伴います補充ということにつきましては、当初予算に総務管理費のほうで賃金を計上いたしておりますので、そちらのほうで、既存の賃金ですね、今回対応させていただくということにしております。いろいろなことで発生した場合に、即対応できるような形でですね、一応予算を設けておりますので、そちらのほうで対応させていただきたいという形で思っております。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 2点ほど質疑いたします。

まず、予算書の18ページ、目1児童福祉総務費、委託料、児童虐待防止強化事業委託、今回54万円補正してございます。今朝のNHKのニュースあたり見ていると、被災地、福島県でご主人のほうが残って山形あたりにお子さんとお母さんが避難していると、そういうようなことで、非常に精神

的な苦痛を味わって、しまいには子どもの虐待してしまうというようなニュースがっております。生活の状況が非常にストレスを感じるということでそういう報道がなされていたんですけれども、私も非常に重要なことだと思いますけれども、どんな内容で、児童虐待防止、非常にしんどいお母さん方もおられる、あるいは家庭環境の方もおられるということで、どんな内容かというのを詳しくお聞きしたい、そのように思います。

それから、26ページ、教育総務費、目2事務局費、額はわずかなんですけれども、消耗品費、補正予算の概要の説明を見ますと、夏休み、冬休み、勉強会、教材ほかと、延べ定数の増ということで、非常に利用が多かったという、端的に言えばそういうことだろうと思います。私も格差といいますか、今、学校現場では、昔はできる子、できない子、それから中間層、いろいろな子どもたちがいて、中間層を焦点にあてて教育するということは学校の先生方、できていたと。ところが、今、二極になっていると。できる子とできない子って。そういう中で、塾に言っている子どもたちは、一般的に言えばできる子になって、塾にも行けない子どもたちは、やっぱり勉強の内容がわからないということもあっていますというような先生方の意見がありまして、それを補完する役割として町がやっているということは非常に大事なことだと思います。また、学校現場でもそういう形で、できる子、できない子、できるだけその差を無くしていこうというような取り組みをなされているかと思います。そういった中で、蒲島県知事は、貧困の連鎖を教育で断ち切ると、そんなことも言うておられます。教育の現場でそれを条件的に整備することは何かということを考える必要があるなど私自身も思っています。それは、学校現場を見たときに、先生方、非常に多くの子どもたちを抱えて、一人一人を見ていくということが難しいようなところもあるというふうに聞いています。法的には40人学級がベースになっていますけれども、全国的に県の条例あたりで今は35人学級というふうにできていると聞いているわけです。その辺で、町の取り組みについては大変評価することですけれども、学校現場でもっと、それ以上に条件を整備する、すなわち学級、1学級の人数を減らしていくという方法も考え得る必要があるんじゃないかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育部長併任子育て支援課松永高春君。

○教育部長併任子育て支援課（松永高春君） まず最初に、虐待防止関係でございます。これは、目的でございます。先ほど議員がおっしゃったように、気になる児童が急増している、発達障害などによる支援を要する児童の育てにくさからの児童虐待の増加も多く見られる、早期発見・早期対応による対応を行うために、専門職による支援・指導助言を行うことを目的としております。内容は、子どもたちが虐待により心や体が傷つくことを防ぐための支援・指導・助言でございます。活動の中には、町子育て支援課、これは私立保育園も含んでおります、及び学校教育課、幼稚園、小・中学校を含む、からの連絡連携によるもので、随時、また毎月の学校訪問及び個別ケース会議、調査訪問等も含まれております。具体的に申し上げますと、今年はず研修会の開催を予定しております。幼稚園、保育園、子育て支援センター、家庭的事業保育者等の研修会を開催し、見守りの視点と児童虐待防止に努めるということで研修会を予定しております。

それから、児童福祉関係機関の連絡会議、これは虐待のリスクがあると思われる家庭支援対策とし

て、精神福祉士、それから社会福祉士等の専門的知識者の連携会議等の講習費を組ませていただいております。連携会議を6回ほど計画をしております。それから訪問調査も計画しております。

それと、もう一つが天津町児童虐待防止強化事業委託ということで、幼稚園、保育園、子育て支援センター、家庭的保育室、学校を巡回し、児童虐待防止に努めるために早期発見・早期対応の支援・指導・助言を行う。また児童福祉関係機関連携会議の該当者の面接及び実態調査も必要に応じて行うということで、障がい施設「三気の里」に専門の職員がいらっしゃいますので、そちらのほうに委託をお願いするようにしております。今までもですね、いろいろこう連携を図りながらやっていただいたんですが、今回委託を組ませていただいているということでございます。

夏休みの学習支援でございます、勉強合宿でございます。これは、平成23年度の主要な施策の成果の141ページ、下段にも若干述べさせていただいておりますけれども、今回補正をお願いした理由でございます。小学校の部についてはですね、募集開始後に去年定員越えとなりまして、受けることができなかつた子どもがたくさん出ました。去年はオークス1カ所でやっておりましたけれども、今年は各中学校、天津中学校と北中に分かれましてですね、2カ所で実施いたしました。その関係で、定員、小学部を60名から120人に、倍にいたしました。それでもですね、それ以上にありましたので、厳正に抽選を行って参加を絞ったところでございます。この目的でございますけれども、休み前の学期の学習内容に沿って、小学生は国語と算数、中学生は数学と英語を中心に基礎学力の向上を図るということでございます。長期休みの前半に開催することにより、学習意欲を高め、休み期間中の規則正しい生活習慣を図る。いろいろ問題も課題もございましてけれども、将来的には各小・中学校単位で、各学校主催でこの企画を実施していただき、指導に当たる教師のほか、その学習支援については校区の中の人材や高校生ボランティア等に関われる事業として将来は事業展開を図りたいということを考えております。

それから、後段の部分の質疑については、教育長にお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 金田議員のご質問にお答えいたします。

学校教育が担う役割というのはいろいろあるわけですが、やっぱり一番重要な部分というのは学力充実でございます。議員がおっしゃいましたように、現在の町内の小学生・中学生を見ましても、やはり経済格差が学力格差につながっていると思われる部分がございます。小学校6年生で、今、塾等に通っている子どもが大体4割弱です。中学校3年生になりますと6割程度になります。逆に、通っていない、もしかしたら通いたいけれども通えない、そういう子どもたちも小学校、半数以上はいるということですし、中学校でも4割程度はいるというふうに考えられます。

そういった子どもたちのために、どこでやっぱり責任をもって子どもたちに力をつけてやらなければならないかとなれば、やはり学校だろうというふうに捉えております。ですから、普通の授業の中で基礎・基本を定着させることに今精いっぱい、それぞれの学校で頑張ってもらっているところですが、なかなか授業の中だけでは定着がおぼつかない子どももいるわけでございます。そういう子どもについては、やはりどこかの時間で補習とか補充の指導が必要になります。学校もそれぞれ努

力しまして、特別に希望者だけを対象にしたところでの放課後の学びの時間とか、またはお昼休み等を通じて学力の実態に応じて担任等が見るとか、さらには町のほうから学習支援指導員というのを大体学校に少なくとも一人は配置しておりますので、町から配置しています人を中心に補充指導等も今やっているところでございます。さらには、今年の夏休みを使いまして、町のほうでは先ほど部長が言いましたような集中学習会を催したわけですが、それぞれの学校で、中にはですね、退職された校長先生とか教職員、町内には何名かいらっしゃいますので、そういうところをお願いをして、もちろん希望する子どもに限られたものではございましたけれども、学校独自の寺小屋ということで、主に補充指導、補習に力を入れた取り組みを4日間ぐらいやった小学校もございます。それから中学校におきましては、高校生にお願いして中学校3年生の受験対策の勉強会、これをこの夏にやった学校もございます。また、ほかにもそれぞれの学校で地域人材を活用した低学年の基礎学力向上のための人材活用、これもだんだんと広がりを見せております。何もやってない学校は、もうほとんどないぐらいに町内では今取り組みをしているところでございます。教職員も精いっぱい努力をいたしておりますけれども、教職員だけに頼れない部分もございますので、サポートする意味から、そういった地域の人材の活用にも、今、力を入れているところでございます。

それから、議員が先ほどおっしゃいましたように、学級編制のクラス当たりの人数ですね、これも大きな意味を持っているというふうに思います。国の標準は現在は小学校1年生は35人になっております。しかし、2年生から6年生までと中学生につきましては、国の標準ではクラスの上限は40人でございます。ただ、これも教職員定数と学級編制の基準のこの見直しがなされまして、幾分弾力運用ができるようになっております。ちなみに、熊本県では小学校の2年生を35人学級で編制が可能になっておりまして、35人になりますと当然クラスが増えまして教職員の配置が多くなるわけですが、その増加部分は県で見るということになっております。

それから、熊本市におきましては、平成16年度から小学校2年生までを35人学級で編制しております。それから、平成18年度にはこれを3年生までというふうに上げました。さらには、平成19年度から小学校4年生、さらに平成21年度から中学校1年生までを35人学級で編制をして、今、行われているところでございます。財政的に体力のある自治体はよろしゅうございますけれども、そうでないところは県が今見てもらっている小学校2年生までが大体いずれの自治体も共通するところだと思っております。この人数をですね、私の経験からしますと少なれば少ないほどよいということでもございません。しかし、やっぱり多すぎると担任一人で子ども一人一人の実態把握は難しゅうございますし、個に応じた指導もなかなか徹底できません。子どもたちの数が少ないと、またですね、教職員の手は届きますけれども、今度は子ども同士の切磋琢磨という部分になりますと、いくら心配するところがございますので、25人から30人の範囲であれば理想的じゃないかなと私個人としては考えているところでございます。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 大体様子がわかりました。確認のためですけれども、熊本市が平成18年度3

年生まで、平成19年度4年生まで、平成21年度中学校1年生までとおっしゃいましたと思います。独自で体力があるところは独自でやれると。その辺の縛りといいますか、県の補助とかないにしろ、熊本市と同じ大津町、同じ要件で考えれば、そのことを変えていくというのは可能というふうに理解していいのでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） お答えいたします。

学級編制の弾力化の運用ができるようになっております。勝手に大津町が手を挙げて、大津町全学年、例えば35人学級にしますとはなかなかできませんので、あくまでも県と相談の上でございます。

以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第55号について質疑いたします。

今回の補正予算、歳入歳出それぞれ5億859万5千円ということで、増えたということで、その中でも財政調整基金等の積み立てというのが5億円ということで、総括、大所高所から見れば増えた分を財調に入れて自由に使えるように柔軟性を持たせたのかなど。あとは、いろいろな組み替えをやられたのかという思いがします。ただですね、確認をしておきたいのが、補正予算書の概要を見たときに、その財政調整基金の積み立て根拠というのを書いてあります。その繰越額の確定に伴いという形を書いてありますけれども、このことについて、こういった2分の1を下回らないとか、そういったものは一体どこに記述があるのか、またその2分の1という根拠がちょっとわからないんですよ。その点について確認しておきたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 永田議員のご質疑にお答えいたします。

繰り越しに伴います基金の積み立てにつきましては、地財法で2分の1以上を積み立てるということで定まっておりますので、今回このような積み立てをさせていただきました。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第56号及び議案第57号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第58号及び議案第59号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第60号及び議案第61号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第2号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 平成23年度の一般会計決算についてお尋ねをいたします。3項目ほどですので、簡潔にお願いをしたいと思います。

第1点目は、89ページの目11の地域づくり推進費であります。これは、各行政区のコミュニティ活動、またはまちおこし大学等関連の予算になりますが、この中で、まず第1点目は地域づくり推進費で主要な施策の成果で24ページに成果表が出されております。地域コミュニティの活性化が施策の柱となって、この事業そのものは大変いいことだと思いますが、以前のミニ特区事業から現在のこの事業に変わってきたと思いますが、事業実施地区が目標が30に対して19、3分の2以下しか目標が達成できていない。当初予算が630万円に対して半分以上が補正で減額となっているわけです。つまり、町が当初持っていた構想に対して、大変よい事業だと思うんですけども、町民はこれに行政区はあまり興味を示さなかったのではなかろうかと思しますので、応募が少ないということ、なぜそうなっているのかというのを、本来この成果表で明らかにしなきゃいけないんですが、そういう反省点は何ら触れられておりませんので、明らかにしていただきたいと思えます。

同じく、まちおこし大学であります。この成果表の25ページに入れております。施策の柱が協働によるまちづくりと財政運営となっておりますが、いわゆるまちづくり基本条例に則って協働、町民との協働によってまちづくりを進めるという趣旨は大変いいと。また、私もこのまちおこし大学の学生として経験をしてまいりましたが、いろいろ問題がありそうだ、改善する必要があるのではなかろうかということでお尋ねをしますが、第1点目は、まちおこし大学が、要するに年度の4月から募集が始まって、実際にそれが実働を始めるのは9月以降ですよ。4月から始まったのに、予算は実施されるのに、実際町民が活動できるのは9月から次年度の3月はもうだめですから2月、9、10、11、12、1、2、実働時間は半年、あるいは半年もないということです。これではですね、町民が自主的に1年間活動をしたと思って企画から、実働から、反省までということ、ここを半年間でこなさなきゃならんということは、まさに付け焼き刃しかできないわけですね。じゃ一体何のための大学なのかということが問われるのではなかろうかと思えます。そういう点でですね、継続性が足りない。本来であれば、予算は3月議会で新年度の予算が可決されるわけですけども、その前年度からですね、継続性あるいは計画性をもって、来年はこういうのをやりたいと、そういうのを町民からあらかじめ募集をして、それを予算化して、可決をされたら、即実行できるようにするのが、まして町民が自分たちでやる大学ですから、そのくらいの計画性を行政はやるべきではなかろうかと思えます。

それから、予算です。50万6千円です。学部がいくつありましたかね、相当ありますね。まちづくり学部登録団体だけでも12あるわけです。大学ですよ、これで50万円の予算しかないということですけど。例えば、県外から一流の講師を呼びたいと。確か聞いたところでは、県外からの講師はまかりならんと、金がないからだめと。大学と名乗ってですね、県外からの講師がまかりならんとか、

どうも解せない。それから、当然遠くから呼べば交通費も払ってあげなきゃいけないわけですね。そういう意味で、本当にこれは大学の名に値する予算なのかなということをお尋ねをしたい。

それから、講師ですね、これもたしか聞いたところでは一人5千円、間違っていたら訂正願いたいんですけど5千円ぐらいまでしか払っちゃいかんと。そういう意味で、そのせつかく町民がやる気になって、しかも協働によるまちづくりですよ。しかし、町民が実際自分たちでやろうとしても、金はないわけですね。これで行政と町民が本当に対等な立場で大学を開催するのは町民自身なのに、この事業に値する予算、これでは大学と名乗る事業に値しない予算、足りないのではなからうかということをお尋ねをします。

次に115ページです。ただいま講師謝礼が非常に少なく、呼びたい講師も呼べないというようなことを話しましたが、以前からこの人権教育関係で講師料が高いという指摘をしまいいりましたけれども、例えば人権教育啓発費で報償費、こちらは予算が105万3千円に対して不用額が12万2千円も出ていますね。12万円も不用額が出るぐらいだったら、まちおこし大学の講師料に、一人1万円の講師を呼べば12人も呼べるんですね。そういう意味で、そこは議論をしようとは思いませんので、この人権教育関係での報償費で一人当たり、要するに講師料ですね、最高額はいくらだったのかをお尋ねをしたいと思います。

それから、97ページです。平成23年度は県会議員選挙、農業委員会、県知事選挙とありましたが、町の人口がこれまで順調に伸びてくる中で、投票所が非常に不便という地域を二、三聞いております。とても高齢者が歩いていけるようなところではないというようなところもあるみたいです。そういう意味で、投票所の見直しがこの間なされているのかどうか、問題があればどうするのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 荒木議員のご質疑にお答えいたします。

まず、地域づくり活動支援事業についてでございますが、現在の事業につきましては平成22年度から平成24年度までの3年間の事業の中で、行政区などが行う事業につきましては15万円を限度に事業費の2分の1を補助するという形で行っております。平成23年度の実績としましては65の行政区のうち、約3割の10行政区で実施されております。現在の要綱になってからの3年目では若干伸びたところではありますけれども、それ以前の3年間の実績に比べますと減少しているのは事実でございます。要因の一つとしましては、補助率を3分の2から2分の1へ、また補助限度額を20万円から15万円それぞれ下げたことなどが考えられます。また、全体的な減少の理由としましては、町中心部などでは行政区全体ではなく、組として活動いただいている地域が多いことから、生活環境の変化などで地域コミュニティが薄れていることなどが考えられます。そのため、この補助要綱の中では補助率、補助限度額の見直しと併せまして補助対象を行政区だけでなく組も対象にしたところがあります。

今後の事業の推進としましては、行政嘱託員会議などで行政区の下の組組織でも取り組めることなどのPRに努めるとともに、また事業の活用について区長さん方をお願いしてまいりたいと思ってお

ります。

先に今年の3月に区長さんを対象に行いましたアンケートでは、実施をいただいている行政区からは補助額あるいは補助率を上げてほしいというご意見もいただいておりますが、全体的な意見としましては、現状のままでいいという回答も5割を超えている状況であります。単純に補助率を上げるということだけではなくて、地域が自主的に行えるような対象事業などの検討を進めてまいりたいと思っております。

まちおこし大学の関係でございますけれども、一つ目は4月から実働できるようにしなければ意味がないのではないかというお尋ねであります。まちおこし大学の1年間のスケジュールや運営のあり方などにつきましては、区長会や体育協会など各団体の代表の方々、また公募の方々17名で構成いただいております運営委員会によってご検討いただき、進めております。平成23年度を見ますと3月末に平成22年度の活動報告と併せまして平成23年度の事業計画をご協議いただいております。それに基づきまして、年度当初に、議員おっしゃいましたように募集等を行って、8月に始業式が開催されたというところであります。議員ご指摘の「継続して学科を運営できないか」ということでございますが、今ご説明しましたように、各団体からの事業計画の提出、運営委員会の審議、そして公募となりますと、現在のような状況となっております。しかし、あらかじめ継続しての事業計画をお持ちの団体等につきましては、住民への公募の時期を早めることができないか、また全体的にもう期間の短縮など工夫ができないかを検証いたしまして、運営委員会にもお諮りしながら、できるだけ長期間にわたる大学が開かれるように努力してまいりたいと思っております。

2点目の予算の件でございますけれども、まちおこし大学の予算関係につきましては、人づくり学部の開設学科コースを運営いただいている各団体には、通常の団体等の活動を通じて得られる専門的知識や技術などを参加しておられる学科生に対して講師となって教えていただいております。コースの運営の経費も含めて、団体への謝礼として1回につき報償費5千円をお支払いいたしております。それ以外では、研修資料用の用紙など事務用品を1団体3千円までとして手当させていただいております。議員お尋ねの講師謝礼としては不足するのではないかとのお尋ねですが、先ほど申しましたように、外部からの講師をお招きするという費用としてお支払いしているものではありませんので、それを見込んで計画されますと不足する場合も考えられます。現段階では、謝礼の範囲内での運営をお願いしているところであります。

また、講師謝礼等の費用を、経費を大学のほうで負担することになりますと、基準の設定の仕方や他の団体との調整、あるいは団体の活動助成等の区分などの検討が必要になるかと思っております。運営委員会ともご協議しながら検討しなければならないというふう考えております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 荒木議員のご質疑にお答えいたします。

まず、人権教育啓発費の中で報償額は最高額いくらかにつきましてのご質疑でございますけれども、内容につきましては人権教育交流支援事業講師謝礼ということございまして、その事業の実施につ

きましては各学校の先生が交代で対応されておられる状況でございます。そのうちお一人の最高額につきましては年間で学習会の開催が54回ございまして、その分につきましてが11万8千800円となっております。

以上でございます。

それから、選挙費の投票所の見直しが適切にされているかのご質疑でございますけれども、投票区の見直しにつきましては、選挙管理委員会で検討されております。荒木議員ご承知のように、町内の投票所は17カ所ございます。9月1日現在の有権者数は2万5千449人ですが、そのうち最小の投票所は188人で、最大の投票所は4千864人となっております、平均いたしますと1投票所当たり1千500人となりますけれども、このように選挙人の数が大きく違っているところでございます。また中央部の2つの投票所につきましては、行政区が入り乱れているという状況であります。このような状況を是正するために、前の選挙管理委員会から投票区の見直しに取り組み、現在の選挙管理委員会でも引き続き先進地の事例研究や投票所等の現地確認を行うなど検討されております。選挙される方々の、今おっしゃいますように利便性、それから期日前投票制度が認知されてきたこと、選挙経費が削減されてきたことなどいろいろな面から検討されているようでございます。ある程度の素案ができれば、区長さんをはじめ住民の皆さんからご意見をいただきながら投票区の見直しを行っていく予定であるというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 最初に地域づくり活動支援ですが、約半分の方は現状のままでよろしいというところらしいですが、裏を返せばですね、やる気のあるところはやっぱり使い勝手が悪いんですよ。何もやらないところだったら現状のままでいいと、うちは関係ないということになるのは当然のことだと思います。それで、この主要な施策の成果表の中で、この事業は事業報告書を上げなくちゃいけないんですね。しかしこの財源内訳には、一般財源額だけしか表示がされていない。地域でどのくらいで、どのくらいの事業をやって、これだけの補助金が使われたのかということがわからんわけですね。当然これ書き込むべき項目であるかと思えます。だから、要するに使い勝手が悪くなったから減ったというのが一番だと思います。本当にその地域づくりが大切だ、私は大切だと思います、と思うのであれば、額を増やせとは言いませんけど、やっぱり補助率ぐらいは上げてやらんとなかなか使い勝手が悪いのではなかろうかと思えます。もう一度お答えいただきたいと思えます。

それから、まちおこし大学についてですが、この事業は協働によるまちづくりと、以前のからいも大学から、要するに行政が立ち上げていろいろやってきたのがずっと引きずっていると思うんですけど、まちおこし大学もちょっと旧態依然としているんじゃないかと。これが、一つはですね、大学という名前が付くんです。幼稚園じゃないんですよ。小学校でもない。大学というからには、町民が満足する、町民が望む、例えば講師を呼びたいといえ、一人何万円も出せというわけじゃないんです。ところが片やなんですか、人権対策費の中では、公務員はアルバイトしちゃうかんということになっているようですが、一人で11万8千800万円もの謝礼ということで、事実上これをもって

いるんじゃないですか。例えば、講師謝礼5千円でしょう。これを例えば1万円プラス旅費ぐらいやらなければ、とてもですね、大学の活動には値しないと思うわけです。この事業の目的からして、これで本当にいいんですかということをご尋ねをしているわけです。その点についてですね、来年度に向けてこのまちおこし大学、本当にまちづくりを行政と町民が協働の力でやる方向に改善ができるかどうかがかかっていると思いますので、改善策についてお尋ねをしたいと思います。

それからもう1点は選挙投票所のことです。投票所17カ所と言われましたが、すでに行政区長さんのほうから何とかしてくれという確かな要望が出ているはずですが。僕が知っている限りは聞いていますけど、そういう、特に人口急増地域とかですね、そういう苦情とか変更の要望というのは上がっていませんでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 質疑の関係でお答えしますが、まず地域支援事業でございますけれども、ミニ特区から50万円ということをやっておりますけれども、その後、地域の区長さん関係でご相談しましたが、これにつきましてアンケートをとりましてですね、大体半分いくかいかんぐらいの希望もあったわけです。大変区長さんたち、それなりの仕事で大変ご苦労かけておったなというようなことでございますけれども、そういう意見の中で、地域支援事業を、事業の中身をしっかりとやっていただければなということで、例えば物づくりとか、子どもと高齢者と一緒になって地域の中でのつくり物とかいろんなものについてもですね、高齢者とのつながりを大事にしようなど。そういう形で、どこかに展示したりいろいろ、祭りとかイベントで、そういう形の中でしっかりお願いできればなというような形で、なかなか推進はしておりますけれども、我々のほうの力不足とか、その辺がうまくいかないということで、ミニデイサービス関連等も各公民館でやっておられますけれども、そういう形の中でですね、健康増進に何かためになるようであれば、そういう金も若干使っていただければなという、そういう使い方の事業の推進がまいち、PRを我々としてできていなかった。これは「水水」と同じでございますけれども、そういう意味において今後もまたどのような形でやっていくかということ、やっぱりこれからの社会は協働社会でございますので、そういうものを活用しながらやらせていただければなというふうに思っております。

それと、まちおこし大学でございますけれども、郷土の会の皆さん、一生懸命再資源とかいろんなことやっておられます中で、ボランティア的に自分たちで講演する中で資料代300円取ったりいろいろしてやっておられます。本当に私におきましていろいろなご注文・ご意見いただいておりますけれども、担当のほうにも検討してくれというのは、まちおこし大学の中で各種団体の運営委員さんがおられます。もちろん私が学長でございますけれども、関係の皆さんの運営委員さんおりますので、その委員の中でしっかりと、学校の運営についてもしっかりとやっていただければなというような宿題はしております。郷土の会にも申したように、いろんな形でやっておられるときには、まちおこし大学においてですね、ちゃんとして対応していくような、そういう中から地域のリーダーをしっかりと育てていくような形を取っていきたい。そちらの方でまちおこし大学のほうでの活動支援をやっていきたいというようなことを話しておりますので、担当のほうにはそういう形でお話をさせていた

だいております。

それから、投票の率を上げるためとか、いろんな形で、もうだいぶ前からこれはもう4、5年になりますけれども、これにつきましては行政区の問題もございまして、その辺の行政区の問題、いろんな問題についても囑託員の皆さんとご相談をしておりますけれども、いろんな課題についてなかなかもう一歩先へ進めないというような状況でございますので、その辺につきましては役場のたたき台を出して、関係区長さんたちと、あるいは囑託員さんと検討をしていただかないと先に進めませんよというような形で今、職員のほうにもそういうような形で、行政区の課題事項あるいは投票区率の問題、投票の関係についても、今、検討をさせていただいておりますので、今、荒木議員のご指摘のとおり大変な中、もう一歩進まなくてはどうしようもないということで、行政のほうからのたたき台を出したいなというようなことをやっぱりしっかりやっていかなくては、なかなか自分のところは困る、あそこはよかばってんここはというような、なかなかその辺の本音で語られるようなことが一歩進んできていないような状況でございますので、やはりそこは行政が平等な立場というか、公平な立場の中でたたき台をつくって囑託員の皆さんとご相談するような段階をもっていかなくちゃならないというような状況ですので、しっかりとその辺のたたき台をつくって提案をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 町長からお答えをいただきましたので、例えば地域づくり推進費で地域の高齢者のちょっと食事会をするとか、しかし飲食費はだめだとか、いろいろ制限があるわけですね。そこはやっぱりコミュニティにつながるということで、当初の目的に合致するかどうかということで、次年度検討していただきたい。

それから1点聞きたいのは、このまちおこし大学を改善する問題があると認識をして、来年度ですね、改善につながるかどうかを、ちょっと最後確認の意味でお尋ねしたい。特に予算関係。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 先ほど町長お答えしましたように、まちおこし大学につきましては、各団体の代表者、また公募委員の方々と構成されております運営委員会でいろいろご審議いただいております。今日ご質疑いただきました件につきましても、運営委員会にお諮りしながら来年度の予算については検討させていただきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号から認定第9号までの6件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 29 委員会付託

○議長（大田黒英生君） 日程第 29、委員会付託を行います。会議規則第 39 条第 1 項の規定により、議案第 51 号から議案第 61 号まで、認定第 2 号から認定第 9 号までをお手元に配付しました議案委員会付託表（案）、また、会議規則第 92 条第 1 項の規定により、陳情第 2 号、陳情第 3 号、陳情第 4 号を請願・陳情委員会付託表（案）のとおりそれぞれ所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 2 時 06 分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成24年第4回大津町議会定例会会議録

平成24年第4回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成24年9月18日(火曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 12番 永田和彦 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 府内隆一 書記 堀川美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入勲 総務部総務課長 田中令児 副町長 徳永保則 企画部企画課長 杉水辰則 総務部長 岩尾昭徳 会計管理者兼ねて会計課長 徳永太 企画部長 木村誠 総務部総務課行政係長 藤本聖二 福祉部長 中尾精一 土木部長 併任工業用水道課長 中山誠也 企画部企画課財政係長兼ねて行政推進係長 白石浩範 経済部長 西本昇二 教育長 那須雪子 子育て支援課 松永高春 教育部長 松永高春 農業委員会事務局長 松岡秀雄

一 般 質 問

9 番 坂 本 典 光 君

p 56～ p 63

1. 激甚災害について

(1)先の北部九州豪雨による被害は大津町でも甚大であった。白川の護岸の崩壊、上井手や下井手の取り出し口（頭首工、樋口）が被害を受けている。田畑の水没、流出、土砂の堆積、真木、矢護川、平川地区の川の氾濫など数十年に一度の災害であった。7月31日に農業災害に対する激甚災害の指定方針を内閣官房が決めた。その後、公共災も指定方針になった。

- ①その決議を受け、町はどのような行動をとっているか。
- ②査定はいつ行われるか。
- ③復旧事業はいつ着手し、いつ終わるか。
- ④国の事業補助は最高90%で、残りは受益者負担になるが、受益者のみなさんは理解されているか。

2. 生後3カ月の赤ちゃんの保育

(1)人口の減少は日本の国の衰退につながると国民誰もがわかっているが、若い夫婦の置かれた環境は子育てに適しているとは言えない。

待機児童の解消のために大津町は県下に先駆けて家庭的保育事業がスタートした。子育ての町を標榜する大津町にとっては輝かしい一歩である。

その他に依頼会員が協力会員に子どもを預けるファミリーサポートがある。本来、子どもが生まれたら、育児休暇をとって1年間くらい母親が育てるのが最も良いのだが、民間会社で働く者は理屈どおりにはいかない。ここに一例を挙げて考えてみたいと思う。あるお母さんが家庭の事情で生後3カ月の赤ちゃんを保育園、家庭的保育事業施設、ファミリーサポート等に預けたい場合、

- ①各施設とも受け入れは可能か。
- ②それぞれ費用はどれほどかかるか。
- ③そのような相談があったとき町は本人の立場に立って取り組むか。

12 番 永 田 和 彦 君

p 64～ p 75

1. 固定資産税と経済効果

(1)大津町工場設置奨励条例にて、「大津町における工鉱業等の開発を促進するため、町

内に工場を新設し、又は増設する者に対し町税の不均一課税又は便宜の供与を行い、もって本町産業の振興を図ることを目的とする。」とあるが、時代は変わり今や2次産業は国外へのシフトを強めている。こうした中で、第3次産業就業者数は増加し続け、全就業者数に占める第3次産業就業者数の比率は、19年の67.8%から22年には70.2%にまで高まっている。そこで法令により「固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課することができる」ので3次産業振興に適用すべきである。地方税法を町発展のため有意義に利用しなければならない。

2. 健康づくりと医療費抑制

- (1) 成人が日ごろの不摂生により健康を害し医療の世話になる例は多い。また高齢者の運動不足による体力低下も介護の可能性を大きくする。体を害してからの医療行為やいろんな事後対応はつらいもので、ほとんどが苦痛をとまなう。やはり事前対応として各種病気予防や介護予防を進めなければならない。町が取り組むべきことは時代に合った健康プログラムを創り上げることとハードの整備である。各スポーツ大会を発展させるため運営補助の強化や目標や目的意識を賞品に向けることも、健康で医療費抑制につながるならば安くつく。運動公園までの遊歩道整備なども多くの町民の方々自ら健康計画に取り入れると考える。健康づくりと医療費抑制この2つは合致するものである。

15 番 荒木俊彦君

p75～p85

1. 九州北部豪雨災害と立野ダム・白川河川整備計画

- (1) 7月12日豪雨によって特に白川流域は、甚大な被害となった。白川中流域は、県の管理とされ「河川整備計画」も立てられていない。災害復旧のためにも整備計画を具体化させる必要があるのではないか。
一部には、さっそく立野ダム必要論が持ち出されている。ダム建設が必要と思われるか？ダムの必要性・効用についてと、整備計画策定を住民参加、公開で進めるべきではないか。

2. 水害被災者対策のあり方

- (1) 被災者への税や保育料などの減免は、対象者すべてにフォローされているか。
農地に関する見舞金・住宅被災者の公共住宅優先入居の特例など、条例・要綱など見直すべきではないか。

3. 年少扶養控除廃止による増税の影響と子育て支援の拡充

(1) 年少扶養控除廃止による増税の影響（所得税・住民税）

子育て世帯の負担増は明らかであり、熊本市なみに保育料を引き下げること。控除廃止となった中学生までの医療費無料化を求める。

8 番 月 尾 純一郎 君

p 85～ p 94

1. 加藤清正をNHK「大河ドラマ」に！

(1) 加藤清正は豊臣譜代の豪勇、賤ヶ岳7本槍の1人。築城の名人。そして、治水の神様と称されている。大河ドラマになれば、その経済効果は計り知れない。大津町の見事な水と緑を創り上げた功績と大恩に報いるため、主体的に取り組んでいく考えはないか。

2. 「生涯学習都市」の宣言を！

(1) 少子高齢化や人口の減少、国際化、情報化、科学技術の革新、環境問題の顕在化等、変化する社会の中で自己実現を図り、自己の生活を向上させ、発展させるため、生涯学習が必要である。

① 大津町は生涯学習都市を宣言する考えはないか。

② 市民ニーズの把握により生涯学習プログラムの充実を図る考えがあるか。

③ 拠点となる施設の集約、機能の強化を図る考えはあるか。

④ 生涯学習に取り組む、NPOや市民グループ等の活動を支援し、連携を図る組織や拠点の設置の考えはないか。

3. ミストシャワーの設置で熱中症の予防を！

(1) 連日の猛暑で子どもたちが悲鳴をあげている。

① 子どもたちを熱中症から守るため、保育園や幼稚園、小中学校等にミストシャワーを設置する考えはないか。

② 水の町・大津の名を宣揚するため、町民交流センターや中央公園、大津駅や運動公園等にミストシャワーを設置する考えはないか。

2 番 府 内 隆 博 君

p 94～ p 100

1. 7月12日に発生した豪雨について

(1) これまでに経験したことがない豪雨。

この言葉を象徴するように、記録的な豪雨で土砂崩れや浸水被害が相次いだ。町で

も白川、矢護川、平川の河川で氾濫。41ヘクタールの農地が流木や土砂で埋まっており、上井手などの農業用水の取水口12カ所が破壊されたり、阿原目では浸水被害、北部の真木区や古城区でも増水で浸水や家の全半壊など、大きな被害が出た。こうした災害での区長さんや消防からの行政への災害状況など伝達が正確に伝わったか。また、行政から避難指示や避難場所など確認ができていたか。早めの避難誘導など区長さんの判断が今後大切になってくると思う。それと、災害状況を消防団や区長さんから町に情報が正確に伝わったか、問題はなかったか？

- (2) 大津町洪水、土砂災害マップが活かされたか。土砂災害による被害を防ごうと2001年土砂災害防止法が施行された。都道府県が急傾斜地など危険箇所を調査し、それに基づいて土砂災害警戒区域を指定。市、町、村は指定区域の危険の周知、警戒避難体制の整備を進めることになっている。だが県内で指定の基になる調査が済んでいるのは約1万3千500ヶ所のうち3割強しか進んでいない。大津町の調査の現況はどうなっているか？
- (3) 今回の災害箇所は、指定外での災害が多かったのではないか。いずれにせよ、記録的な豪雨が増加傾向にあることはデータで裏付けられており豪雨災害の危険性はこれまで以上に高まっていることを踏まえ対策を考えては。
- (4) 大津町洪水、土砂災害マップで示した避難場所や避難路で良かったか。増水で行けなかった場所はなかったか？
- (5) 上井手の氾濫を防ぐための対策で、東山川の水量を調整するため池を引水東原に計画はできないか？

2. 地区担当職員について

- (1) 毎年、町から行政区長を通して、ことしの町のしごと（平成24年度大津町予算概要）が各町民に配布されますが、町民の方に理解していただくためにも地区担当職員が出向いて説明した方が行政と町民が一体となる町づくりにつながると思われるが町の考えを。

1 番 金 田 俊 二 君

p 105～p 116

1. 安心・安全のまちづくりについて

- (1) 7・12九州北部地区豪雨災害を教訓として、どのようなまちづくりが必要である
と考えるか。
 - ① 災害対応備品の確保は十分だったのか。
 - ② 避難場所の指定は適切だったのか。
 - ③ 川床の整備など国・県と協議して対応しておくべきだったのではないか。

- ④農地災害に対する配慮が必要ではないか。
- ⑤文化財への影響はなかったのか。

2. 人口減少社会が予測される時代のまちづくりのあり方は？

- (1)中核工業団地のルネサスエレクトロニクスが1年を目途に工場を譲渡するという方針を出している。

大津町はこれまで企業誘致を通して人口の増加を保ってきたが、全国的な人口減少が予測される今日、これまで通り人口が増えつづけるか疑問である。環境型のまちづくりや、農業の再生、環境、福祉、林業の復活などを通して、自前で自立したまちづくりを考えていく必要があるのではないか。

3. 教育予算のあり方について

- (1)オークスプラザの雨漏りは以前からつづいている。

学校教育現場でも、ガラスが割れたり、雨漏りなど対応が即できるようになっていないのではないか。

予算要望の段階で、現状を基準に予算を決定するのではなく、ある程度年間を通して考えられる修繕費、教材費用など柔軟な予算の組み立てが必要ではないか。

7番 新 開 則 明 君

p 116～ p 128

1. 災害時の対応を問う

- (1)7・12大水害における注意報、警戒警報、避難等の情報連絡及び消防団との連携はスムーズであったか伺う。
- (2)道路の通行不能による迂回路の表示及び通勤通学の対策はあったか伺う。
- (3)復旧される家屋や田、畑の自費の部分と災害復旧対象部分はどうなっているのか伺う。

2. 町政8年間を問う

- (1)町長が8年間に取り組んで来られた数々の事業の中で町民から高く評価されている事業はどの部分と思われているか伺う。
- (2)福祉や教育にも前進的な事業が見られるが改善すべき点は考えられるのか伺う。
- (3)多くの事業の中で残されている課題への取り組みが必要と思うがどう対応していくのか伺う。

3. 生徒の登・下校を問う

- (1)登・下校する時、保護者の指導と協力が行われている地域はどれくらい見受けられ

ているか伺う。

(2) 楽善スポーツ店前の交差点の信号機の取り付けはどうなっているのか伺う。

(3) 横断歩道の新設や線引き、消えている白線の修正の必要な調査は行われているのか伺う。

3 番 吉 永 弘 則 君

p 128～ p 133

1. 中小企業の育成を

(1) 地域に密着した中小企業を育成するには、中小企業自らが行う研修、開発等の事業に対して経費の一部助成をできないか。又、積極的な誘致活動を行うためには企業誘致課を充実し、増員するような考えがあるのかを伺う。

2. 職員にまちづくり研修の参加派遣を

(1) まちづくりのために若手職員をまちづくり先進地への視察、研修に派遣させる考えはあるか。又、まちづくりのためのアイデア募集を年1～2回実施するような考えがあるのかを伺う。

3. 緊急避難場所の再考を

(1) 今回の豪雨による災害で、河川沿いの避難場所が問題視されている。再考し、集落単位での避難所を設置してほしい。

1 1 番 手 嶋 靖 隆 君

p 133～ p 139

1. 高齢化社会における対応策について

(1) 高齢化社会を迎え複雑、多様化する老人の意識に対応するため何か必要で、何か必要でないのか。その活動の質、向上のため、どうするのか、財源はどれほどかかるのか、地方分権時代を迎え老人意識にマッチした高齢者活動を十分に生み出す方策が見られない現状を踏まえて、今後の高齢化社会における環境の整備は自治体の実情に応じた創意、立案が不可欠に思われる。よって、高齢化に適応した人々の生活意識の価値観、多様化に対応されるのか、所見を伺います。

① 住民参加型の生涯教育の充実

② 安心して高齢者になるまちづくり（一人暮らしの老人対策等）

③ 高齢者の就業機会の拡大

④ 市民農園の開設

2. 耐震促進計画策定

- (1) 改正耐震改修促進法が2006年1月に施行され、都道府県は計画策定が義務付けとなっているが、市町村においては、熊本県は策定率78%の進捗状況とのこと。本町においては、耐震計画はどのように進んでいるのか。また、一戸建住宅の耐震調査進捗に伴い、耐震改修費補助制度の活用対策はどうなっているのか、取り組みについて伺います。

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 8 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 9 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、あす 1 9 日が 6 番から 9 番の順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

坂本典光君。

○9 番 (坂本典光君) おはようございます。坂本典光が一般質問いたします。

まずは 7 月 1 2 日の災害で被災された皆様にお見舞い申し上げます。今回起きた水害と比較するために、昭和 2 8 年 6 月 2 6 日の熊本大水害について調べてみました。このときの災害は、九州北部一帯にわたっています。気象庁では、特に名前を付けていませんが、土木学会西武支部の調査報告書では、昭和 2 8 年西日本水害とされており、6 月 2 5 日から 2 9 日にかけて、熊本県、福岡県、佐賀県、大分県を中心に発生しました。梅雨前線を原因とする集中豪雨による水害であります。熊本では、白川大水害または 6・26 水害、北九州では北九州大水害など、地域によって様々な呼び名が付けられているようです。その中でも最も被害が大きかったのは熊本県です。降り始めからの雨量は、山鹿市で 1 千 3 5 0 ミリメートル、小国町で 1 千 2 ミリメートル、阿蘇市の黒川で 8 8 8 ミリメートルを記録しています。白川水系の 8 0 % を占める阿蘇地域は、阿蘇溶岩を主体とする岩盤の上に火山灰を多く含む土壌が堆積しております。この土壌は、水によって崩壊しやすく、さらに 4 月 2 7 日に阿蘇山が爆発して大量の火山灰が堆積しておりました。それが集中的な豪雨で土石流として白川に流れ込みました。この水害は、地元では白川大水害と呼ばれるように、白川流域、特に下流の熊本市に多くの被害が出ました。熊本市内を流れる白川は天井川となっており、熊本市中心部は白川の水面よりも低い位置にありました。熊本市では、京町や健軍といった高台を除く全市の 7 0 % が浸水し、市の中心部では平均で水深 2. 5 メートルに達していたとされており、また、白川の橋梁は 1 7 カ所市内に設けられておりましたが、長六橋、大甲橋、子飼橋を除いて残らず流出し、上流・中流部でも七障子橋、代官橋、赤瀬橋以外はことごとく流出しました。特に子飼橋では、至近距離にあった避難所で避難していた住民 4 0 人が橋もろとも白川に流され死亡しました。熊本市内は、噴火した阿蘇山の火山灰が混じった大量の泥やよなで市街地などが埋まり、その総量は 6 0 0 万トンにも及びました。

また、養老院が倒壊して52名が一度に圧死するなど、土砂災害による要因が死者を増加させたと言われております。

また上流の長陽村、今の南阿蘇村でも土石流によって家屋、道路、鉄道への被害が大きく、孤立した村落も出ました。南郷谷では死者・行方不明者が66人を数えました。熊本県防災情報ホームページによれば、死者537名、負傷者約1千500名、家屋全壊1千5戸、家屋流出850戸、床上浸水4万9千987戸、床下浸水3万9千6戸であります。熊本日々新聞社編、熊本市の百年によれば、子飼橋と大甲橋は流出を免れたが、橋桁に立木が重なって流を堰き止め、渡鹿の老人ホーム「弘済寮」が流出した。夜になって子飼橋左岸の堤防が決壊、住宅二百余戸を押し流し、逃げ遅れた人々は立木にすがって暗夜の白川を有明海まで流されていった。右岸では、一夜塘を超えた濁流が井芹川の水と一緒に中心部を洗ったと記されております。ある方が、このときの状況をホームページに載せています。子飼につく、子飼橋はどうなっているのか心配だったので見に行く。子飼橋は流されていないようだ。立木がすごい。何軒も家がそのままひっかかっている、立木の山である。子飼橋の端まで行って驚いた。橋の向こうの大江川の民家が流されて影も形もない。あるものは濁流で、昨日まで数十件もあった民家を押し流し、川になって恐ろしい勢いで流れている。白川の流が全く変わっている。この光景を目の当たりにして、私は啞然として声も出なかった。ここに住んでいた人たちはどうなっているだろうか。一瞬のうちに家を流され濁流に飲まれていった人々は、今どうやっているだろうか。思うだけで背筋が凍る思いでした。後でわかったが、ここでは200戸が流され200人の人が死亡している。熊本水害で最も被害の大きいところだった。水害の恐ろしさをいやというほど味わった。私の70年の人生のうちで、空襲の惨状とともに最も強烈な印象として残っている光景である。子飼橋が頑強にできており流出しなかったため、立木で流れをせき止められ、水のはけ口がなくなり、左岸を大きくえぐり取って流れたものと思う。戦前の橋は橋脚の間隔が近いので立木がひっかかりやすく、犠牲を多くしたと思うと述べております。

ここで、大津町の被害を見てみます。この当時は昭和の合併前です。大津史によれば死者、瀬田村1名、錦野村1名、家屋全壊、護川村4戸、大津町3戸、陣内村63戸、錦野村11戸、現大津町合計で81戸、床上浸水合計217戸、田んぼの流出、埋没379.7町、畑の流出・埋没84.8町。昭和28年5月下旬ごろから天候は連日のように降雨曇天を繰り返し、6月下旬には既に平均梅雨期の雨量に達する勢いであった。さらに、6月25日夜半には豪雨となり、26日の午後ごろから一挙に猛威を振るい、県下各地に無惨な爪痕を残すことになった。特に、菊池郡・阿蘇郡内の雨量は600から900ミリメートルというかつてない雨量を示し、白川をはじめとする各河川や井手はたちまち氾濫し、火山灰を交えた濁流は、その岸沿いの地域をひとのみに襲い、特に中島、上町、下町、岩坂、錦野、外牧、内牧各地区は大惨事をもたらすに至った。当時の午後4時過ぎごろから管内の堤防を突き破った本流は、たちまち田畑を埋め、家屋を押し流し、ハネ橋、森橋、日暮橋、下戸橋を簡単に持ち去った。鉄製の代官橋は、築堤が流れ大破、同じ鉄製の七障子橋のみが危険状態ながらも難を逃れた。県下最大の被害地となり、全滅になった中島地区は、明治33年7月と同じように全家屋、全田畑が流出。阿原目地区では、住家、納屋なども流出した。瀬田地区は、水田をはじめ、河川、道

路、橋梁などが被害を受けたが、大林地区の被害が大であった。中北部では、弥護山に水系を持った矢護川、峠に発する峠川沿いの家屋・田畑も26日午後2時ごろには増水が激しく、天の神橋、矢護橋、馬場橋、猿渡橋なども決壊し、家屋・田畑に冠水したが、白川沿いのような惨事にはならなかった。そのように記されております。

さて、今回の水害は、熊本・大分だけでなく、八女市、柳川市にも及んでおり、気象庁は九州北部豪雨と命名しました。記録的な豪雨による土砂災害が多発した阿蘇市では、降り始めから14日午後までの3日余りで年間雨量の3割を記録しました。阿蘇市乙姫では11日から12日の11時半までの24時間雨量は507.5ミリメートルを観測、平成24年7月27日に熊本県災害対策本部が発表した被害情報は、死者23名、阿蘇市21名、南阿蘇村2名、行方不明者2名、住宅被害・全壊125棟、熊本市61、阿蘇市44、南阿蘇9、大津町2。半壊140棟、熊本市104、阿蘇市30、大津町2。床上浸水1千922棟、熊本市362、阿蘇市1357、大津町28。床下浸水1千748棟、熊本市283、阿蘇市989、大津町46となっております。雨量で比較すると大差はないように思いますが、28年の水害は阿蘇の南郷谷の黒川で大量の雨が降り、今回は北部阿蘇谷の乙姫付近で集中豪雨があったようです。弥護山の豪雨が牧を流れる矢護川の氾濫を起し、河川の形状まで変えてしまいました。大津町の北部に大きな被害が出たのも、今回の水害の特徴でしょうか。白川を見てもみると、岩戸の里温泉やその下流で護岸が抉られ、阿原目で床上浸水、代官橋が破損、日暮橋に隣接する道路の陥没が目立ちました。28年水害のときと同じような川の水量にもかかわらず、これぐらいの被害で済んだのは、先の水害を参考にした対策が生かされていると思います。コンクリートの護岸が高くなり、昔みたいな木製の橋から橋脚の間隔が長いコンクリート橋に変わっております。全半壊60戸、浸水365戸、孤立した住民がヘリコプターで救出された熊本市の龍田陳内は、白川が大きく蛇行している区間であります。28年の水害を教訓にするならば、住宅地にするのが適当でないように思います。とにかく今回の災害で土砂崩れによる死者が多かったようです。

北部九州豪雨による被害は、大津町にも甚大でした。先ほど述べたように、白川の護岸の崩壊、上井手、下井手の取入口が被害を受けています。田畑の水没、流出、土砂の堆積、真木・矢護川・平川地区の川の氾濫など、数十年に一度の災害でした。7月31日に農業災害に対する激甚災害の指定方針を内閣官房が決めました。その後、公共災も指定方針になりました。

- 1、その決議を受け、町はどのような行動を取っていますか。
- 2、査定はいつ行われますか。
- 3、復興事業はいつ着手し、いつ終わりますか。
- 4、国の補助事業は最高90%で残りは受益者負担になりますが、受益者の皆さんは理解されておられますでしょうか。

以上、町長にお尋ねいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。坂本議員の一般質問の災害関係等についてご答弁を申し上げます。

まずもって、7月12日の災害関係等におきまして、議員おっしゃるように尊い生命・財産、そして被災に遭われた方々に対しまして、心よりご冥福とお見舞いを申し上げたいと思います。議員おっしゃるように、議員の過去の災害の報告、あるいは今回の報告について、いつ、何時やってくるかわからない災害について、我々も今後ともしっかりと危機管理を持ちながら対策を取っていかなくちゃならないというふうに思っております。まずもって、ご質問の一つ目につきましては、12日の早朝より地元選出の坂本代議士をはじめ、田代県議関係が現場を視察され、現地を十分調査をされておるようでございます。その後、夕方には松村代議士や江田代議士関連、そしてまた県の東県議関係も視察においでいただいております。その後、8月1日には民主党第三支部長、あるいは3日には自民党国会議員、4日には岩本農林副大臣が被害地を調査視察されておりますので、その状況についてしっかりと説明をさせていただいております。8月27日には自民党及び国土交通省や農林水産省、環境庁、厚生労働省と県や関係市町村との意見交換会を行わせていただいておりますし、今後についても災害状況等について十分なる対策をお願いしていきたいというふうに思っておりますとともに、その災害等におきまして、大津町におきましても8月3日までの災害報告あるいは査定というような手順を踏むために、大津町の職員4名に7月23日に兼務辞令を出しながら、11月末までの事務を執っていただくように早急に災害調査報告関係を創り上げながら、国・県のほうに要望書を提出するというような状況であります。そのような作成状況の中で、農業災害関係等につきましては600カ所以上で15億円以上の災害が出ていると。また、公共土木施設災害等につきましても、道路関係が16カ所、あるいは河川関係が2カ所で計18カ所で1億3千万円以上の災害等が出ている状況でございますので、一刻も早い対応をお願いするために、国のほうも3カ年計画で復旧工事にあたるというような状況になっておりますので、細部については担当部長のほうから説明を申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 農業災害状況について説明いたします。

被災した農地の復旧を行う農地災害復旧事業、被災した水路、ため池、農地等の農業用施設の復旧を行う農業用施設災害復旧事業があります。今回の災害は、ご存じのとおり、相当数にございますので、査定の時期については、今、県が取りまとめを行っておりますが、当初9月中下旬になっておりましたけれども、最新の連絡を受ければ10月に入ってから始まる、約3カ月程度はかかるのではないかと考えております。復旧の時期についてでございますが、現段階では災害査定用の現地調査、査定設計書の作成を行っている状況でございます。今回の災害は、ご存じのとおり、大津町にも甚大な被害をもたらしたわけでございます。概算では、町長が申しましたとおり約15億円を超える被害額と600以上の被害箇所がございます。特に今回の災害は、白川・矢護川・平川といった河川の護岸と、その沿線の被害が大部分を占めており、河川管理者との協議も必要となってきます。すべてが国庫補助の災害復旧事業に該当するわけではございませんが、災害箇所だけでも相当数に上るものと考えております。極力早急に復旧事業に着手し、完了したいと考えてはおりますが、今述べましたように被害箇所の多さと、そのほか様々な協議等がございます。完了には一定の期間が必要かと考えられております。ただ、国庫補助の災害復旧事業は、今年度、平成24年度を含めて3年で完了しなくて

はなりませんという決まりがございますので、遅くともそれまでには完了しなければなりません。受益者負担金等についてでございますけれども、災害発生直後から被害調査に回りまして、その取りまとめを関係区長さんに7月23日に現地調査、図面等により確認してもらっております。そのときに受益者負担金が発生しますが、負担割合についてはまだ決まっておらずと伝えております。新聞等では、激甚等の90%という数字が出ておりますけれども、その負担金については災害査定総額を被害戸数で割った額がいくらになっているかによって、その負担割合が決定しますので、現段階ではいくらとは言えません。負担金が発生することは伝えております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） おはようございます。坂本議員の一般質問の土木関係についてご説明申し上げます。

町道等の公共土木施設における激甚災害の指定につきましては、先の指定されていた農業用施設災害に引き続き、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助についての措置などが追加された制令が8月15日に公布施行されております。措置につきましては、公共土木施設等の災害復旧事業が一定の基準を超えた場合に災害復旧事業の国庫負担率を特別にかさ上げするものです。この措置が適用される基準ですが、この算定には対象となる15の事業があり、それには公共土木施設の災害復旧事業のほかに、公立学校や公営住宅、社会福祉施設などの災害復旧事業や災害関連事業、堆積土砂排除事業などが含まれます。これら15の災害復旧事業の地方負担額の合計額が今年度の大津町の標準税収入に対する割合が5%以上となる場合において国庫負担率のかさ上げ対象となります。今回の災害に関しましては、大津町の道路等の公共施設災害で補助対象となるものは河川が2カ所と町道が16カ所の計18カ所となっております。工事費の合計額は約1億3千500万円で、このうち町の負担額は3分の1の4千500万円となります。激甚災害の適用を受けるには、先ほど説明しましたように、基準である町の標準税収入の5%以上の金額となる必要がありますので、まだまだかなりの差があるようです。このため、今回の公共施設災害における激甚災害の指定に伴って国庫負担率がかさ上げされる措置につきましては、公共災の場合は大津町には該当しない可能性が高いものと思われれます。

次に、公共土木施設災害の査定でございますが、日程として9月10日から14日まで実施される第2次査定から始まり、10月9日から12日まで実施される第5次査定まで予定されております。大津町の場合は9月18日、本日から21日まで実施される第3次査定と10月1日から5日まで実施される第4次査定において受験する予定であり、現在資料作成等の準備を行っているところです。公共土木施設災害の復旧事業につきましては、査定終了後、準備ができ次第、随時発注をかけていく計画にしております。工期につきましても、道路工事に関しましては災害件数は多いものの1件当たりの工事費としてはあまり大きくありませんので、年度内に完了できるものと思っております。また、河川工事につきましては規模は大きいものもありますが、年度内に終了させるべく努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 今後も災害は続くでしょうし、ここで対策をいろいろ打ったからといって、その災害が今後ゼロになるわけではありませんけれども、今回のこの激甚災害の指定について、今、説明ありましたが、計画的に進めていってほしいと思います。

さて、2問目に入ります。生後3カ月の赤ちゃんの保育というテーマでございますけれども、人口の減少は日本の国の衰退につながっているということは、これはメディアの報道、そしていろんな評論家の方々が言われていますように、この点については国民誰もがわかっていると思いますが、先進国の中、特にヨーロッパではどこでも人口減少は起こっているんですが、ヨーロッパの中ではこの人口減少をくい止める一つの策として移民を奨励したという国もあります。だから、他民族の方々が多く入っている地域、イギリスとかフランスもそうだと思うんですが、ドイツもそうですかね、というふうな選択をしたところもございますが、しかしながら、やはり民俗によってというわけじゃないでしょうけれども、やはりそれぞれの価値観の違いが若干ありましようから、今、うまくいってないようなところも多いようでございます。この点、日本は移民を受け入れるのではなく、自分でやっいてこうというふうな選択というか、暗黙の了解というか、そういうことで進んでいっているようでございますけれども、しかしながらそのためにはそれなりの本当は策があつてしかるべきものだと思います。そういうことで、バックにあるんですけれども、若い夫婦の置かれた環境は、子育てに適しているとは言えません。待機児童の解消のために、大津町は県下に先駆けて家庭的保育事業がスタートしました。子育ての町を標榜する大津町にとっては、輝かしい一歩であります。そのほかに、依頼会員が協力会員に子どもを預けるファミリーサポートがあります。本来、子どもが生まれたら育児休暇を取って1年ぐらいは母親が育てるのが最もよいことだと思われませんが、しかしながら民間会社で働く者にとって、なかなか理屈どおりにはいかないものであります。

ここに一例を挙げて考えてみたいと思います。あるお母さんが家庭の事情で生後3カ月の赤ちゃんを保育園、家庭的保育業施設ファミリーサポートに預けたいと思った、あるいはそういう状況に置かれた場合、1、各施設とも受け入れは可能か。2、それぞれ費用はどれぐらいかかるのか。3、そのような相談があつたとき、町は本人の立場になって取り組むか、あるいは取り組んでいच्छるか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の待機児童及び子育ての大津町としての対応についての質問でございますけれども、町の子育て支援に関する行政施策につきましては、議会の同意と理解をいただき、県下でも子育てしやすい町として出生や転入者が増加しております。国の人口減とは裏腹に、大津町では若者の人口増加により町の活性化、将来につながるうれしい状況となっております。その一方で、保育園の待機児童の増え、解消のための施策が重要課題となり、保育所などの環境整備にも力を入れてまいりました。坂本議員言われましたように、熊本県で初めての家庭的保育事業を開始することができました。大津町を発祥に、近々熊本市、合志市、菊陽町でも事業が開始されるようで、熊本県職

員や市町村職員が家庭的保育事業の保育者希望の方などが視察にも来庁されておられます。この事業は、これまでの子育て支援に関する取り組みが住民協働と人材育成につながった成果と地域子育て支援の出発点と受け止め、未来を担う子どもたちの健全育成に努めてまいりたいと思います。

これまでにはいろいろな保育関連等につきましても、社会福祉法人の5園の私立の保育園の関係につきましても、90名の定員を120名の定員にお願いするという、施設としては経営負担が増加する厳しい状況でございますけれども、各園、快く引き受けていただいております。また、その中におきましても、各園におきましては、そのためには、いちごや杉水、緑が丘、それぞれ新築・改修をされたり、新たな保育園としていちご保育園を開園しておりますとともに、今回の10月1日にオープン予定のよろこび園、これは大体県の補助事業で来年の4月オープンする予定でございましたけれども、お願いを申し上げ、一刻も早く子育て支援、待機児童の解消を図りたいというようなことで、よろこび園の10月1日オープンにこぎ着けておるといふか、お願いをしておるところであります。もちろん町立の大津保育園あるいは幼稚園関連等についても定員増を図りながら、多くの待機児童の解消に努めておるところでございます。今後についても、まだまだ10年間はこのような厳しい状況が続く状況でございますので、待機児童関連等については、しっかりと取り組みをしていきたいというふうに思います。もちろん、内容関連等につきましても、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長併任子育て支援課松永高春君。

○教育部長併任子育て支援課（松永高春君） おはようございます。坂本議員の質疑にお答えします。

子育て中の家庭において、非常に厳しい経済状況にあることは十分認識しているところでございます。子育て支援の充実した町として、子育てが楽しいと思えるような地域社会の形成に努めなければなりません。そのためには、行政はもちろんですが、住民、企業の支援・連携は欠かせません。新しい命が誕生し、母子共に保護を見守るために、産前産後休暇、育児休暇制度が制定されています。産休については経済的理由や家庭を取り巻く問題等により制度の利用ができなく、妊娠をもって退職せざるを得ない環境もまだあるようです。企業には次世代育成支援対策推進法に基づき、常用雇用者数に応じて仕事と子育て支援の両立支援の充実や長時間労働の見直し、柔軟な働き方の導入など、事業主が従業員の子育てのために取り組むことを一般事業主行動計画として定めることが義務づけられております。

さて、坂本議員の挙げられた一例に基づき答弁させていただきます。地方自治体は、児童福祉法第24条により、保育にかける子の保育を義務づけられており、やむを得ない状況においては適切に対処しなければなりません。まず、最初の3カ月未満の赤ちゃんの預かりについては、私立保育所5園ともに対応していただいておりますが、大津保育園においては園舎も乳児室としての整備も古いためにも、お預かりについては生後概ね6カ月、できれば8カ月からの入所児童の受け入れ希望で行っております。ゼロ歳児保育による費用につきましても、保育所基準等により若干の差がありますが、概算で計算いたしますと90人定員民間施設給与等改善費加算12%保育所で、月16万9千630円となります。そのうちの国の保育料徴収の基準額は月平均約2万7千円程度です。町の保護者からの保育料徴収は、国の2万7千円に対しまして1万8千円程度で徴収しております。よって、国・県

の補助の持ち出しは約4万4千600円程度と思われます。ゼロ歳児一人に対し年間では5万3千5千200円程度を大津町の一般財源から支出することとなります。

3番目の相談があったときの町の対応についてですが、まず仕事に復帰するにあたり、母体の健康状態と子どもの負担を考えて、育児休暇の取得延長はできないのか、また父親の育児休暇も尋ねます。このことについては、将来性或企業での環境的に困難なことも十分配慮する必要があると思います。子育て支援課において、すべての子どもを見ることはできませんので、保護者、家庭や地域の支援が必要となります。町にはファミリーサポートセンターを開設し、協力会員さんによる預かりと各保育所による一時預かり事業も展開し、入所までの待機児童等の預かりをお願いしています。相談対応についてですが、保護者等に寄り添って窓口対応に努力しております。しかし、待機児童が多く、保育所への入所は困難等、すべての方が納得されるわけではなく、大変苦慮しているところでございます。この例題を通して、保護者の責務と行政の役割の認識と企業の支援の再構築の必要性を感じているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） この子育てなんですが、昔の大家族制度のころは、家にじいちゃん、ばあちゃんがいて、孫ができたらいわゆる子育てを手伝ってくれると。大津町においては、まだその都市化というのも大都市と比べるとまだ農村部というか、そういう感じが残っているから、じいちゃん、ばあちゃんが面倒見てくれるところは多いと思うんですけども、しかし今、核家族化になったり、それからまた大津町の工場あたりに転勤して、そしてよその県から来られて勤めていらっしゃる若いご夫婦あたりもいっぱいいらっしゃるわけでございます。この子育てについては、私は本来、国の大きな問題だと思っているんですけども、なかなかうまくは動いてないようでございます。しかしながら、その何とかみんなで支えなきゃいかんと。本来は、また退職した年輩者がボランティアで自分の孫だけじゃなく、みんなのその子どもさん、幼児を面倒見てあげるといふようなシステムに行かなきゃならんんじゃないかと思うんですけども、やはりそれをやるには国の問題とか、価値観の問題あたりがぴしっとしないとなかなか進まないのかなと思っているところでございます。

この前、私立の保育園だったんですが、その運動会を見に行っただんですが、やはりゼロ歳児が乳母車に乗せられてきて、そして運動会ですからね、マットを敷いて、それから先のほうにはお母さんがいて、はいはいの運動会という、そういう光景を目の当たりにしたわけでございます。こうやってやっぱり世の中の若いご夫婦は一生懸命世の中を生きているわけですから、何としてでもですね、町の力でできるところは応援すべきだなというふう感じたところでございます。

そういったことなんですけれども、少なくとも大津町においてはよく頑張っているんじゃないかと思います。今後とも、さらに子育てしやすいまちを目指して邁進していただきたいと思えます。

終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。10時55分より再開いたします。

午前10時43分 休憩

△

午前10時56分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 通告書に従いまして質問を行います。今回2点質問をいたしております。

まず最初に、固定資産税と経済効果についてを質問いたします。質問の要点は、町経済の活性化により発展を図りたいと。雇用を増やして、福祉や教育も充実させたい。そのために、今、何に取り組むべきかを町長と議論したいと思います。町長は、3期目の立候補を表明されました。私は、町長になるべき資質の最も重要な要素に、経済に対する才覚を持ち合わせているかを求めます。ですから、今までに町長に対し、様々な経済問題を町長と議論し、政策立案をしてきたつもりであります。そうした議論によりまして、町長の才能が磨かれ、町の政治がよりよきものとなっていく、私はそう信じます。財源の根拠なき福祉や教育の議論は数多くあります。生産性を示さない議論には、多くの資質だけが伴います。国の借金1千兆円とも言われます。この1千兆円は、なぜできたのでしょうか。我々国民として反省をしなければならないと思います。

さて、経済の及ぼす影響と実態を考えてみたいと思います。まずは、きょうの新聞、きのうの報道等でありましたが領土問題、こういったものから伺える経済問題の重要性というものがあると私は思います。実際、きょうの新聞によりますれば、中国の漁船1千隻余りが尖閣の領域に入ってくるのではないかというような威嚇とも思える、そういった報道がなされております。日本は領土問題におきまして、北方四島、竹島、そして尖閣、そういったものを抱えておりますが、すべて日本の固有の領土であると私は認識しているつもりであります。しかしながら、最近になりまして北方四島にロシアのメドベージェフ大統領あたりが2010年11月1日です、国後島の土を踏みました。そして竹島、今年の8月10日に韓国の大統領が上陸しました。尖閣は、今申し述べたとおりであります。なぜ最近こういうことになっているのかということを考えなければならないと私は思います。今までもその問題はあったら関わらず、表に出てこなかった、大げさにならなかったというのは、これは今この問題が出てくるというのは、日本の国力の低下であります。すなわち経済力の低下でありまして、世界のGDP国内総生産ですね、こういったものが1995年から2010年まで、このGDPが伸びてないのは日本だけあります。各国、アメリカや中国、ロシア、韓国あたりを見てもみすれば、アメリカは2倍、中国は8倍、ロシアは5倍、韓国は2倍という形で、各国が経済成長をしております。今までこういった領土問題あたりも、あまり大げさにならなかったのは、日本の国力が強かったからだと考えられます。ちなみに、この北方四島や尖閣、竹島を省いてみれば、竹島あたりは日本の国力、その技術や経済力をあてにしていたときには、韓国もほとんど何も言わなかったと。中国にいたしましても、日本の経済力をほしい、技術力をほしい、ロシアもそうであります。すなわち、結論は単純であります。強い経済が安全保障の基礎であるということがこういったことにより伺えるのではないかと私は思います。それだけ、経済というもの国を創るものであり、この町で申しますれば、やはりこの町を活性化させるためには、もちろん教育や福祉といったものは充実させるべきでありま

す。しかし、その大元の土台となる経済を活性化させなければならないと私は強く感じます。我が大津町に世界で有名な本田技研工業がありますが、この本田あたりも国外に出て、最近の新聞報道等によりますと、インドにエンジン工場を今度新設するということでもあります。頼もしい限りであります。ホンダは、実は新興国に対しまして出遅れているということでありまして、新興国のシェアは低いと、今まで世界市場は先進国が引っ張っていくものだと認識して、アメリカなどヨーロッパ、そういったもので販売を強化してきたんです。しかしながら、ここにきて新興国の経済の活性化は著しいものがありまして、そういったものに対応して、即座に企業として対応をする。このホンダの行動というものによりまして、この我が町の本田技研工業も存続をさせられ、そして町のためになる、国のためになるという、やはりホンダあたりの企業になりますと、日本を守るために国外に出ていくということを考えておられると思います。

では、大津町の経済発展にどう政治は寄与できるかを考えるべきであります。産業構造の現状、これを踏まえまして、政策を町としても立てていかなければならないと思います。

そこで、この質問の本文に入りますが、大津町工業設置奨励条例がありまして、これによりますと大津町における鉱工業の開発を促進するため、町内に工場を新設し、または増設するものに対し、町税の不均一課税または便宜の供用を行い、もって本町産業の振興を図ることを目的とするとあります。時代は変わりました。2次産業は国外へのシフトを強めているのは、今申し上げました本田技研工業の例でもわかるとおりであります。こうした中で、第3次産業の就業者数は増加を続けております。全就業者数に占める第3次産業の比率です、これは19年度あたりは67.8%でありましたが、22年度には70.2%にまで高まっております。すなわち第3次産業がこの日本の雇用の受け皿になっているというものを強く認識しなければならないと私は思います。

そこで、法令によりますれば、固定資産税、これは当該固定資産所在の市町村において課することができますのであります。ですから、今まで2次産業に適用してきたそういった固定資産の不均一課税、または便宜の供用、こういったものを第3次産業のほうにシフトしたらどうかと思います。2次産業をなくせというわけではありませんが、3次産業のほうに今はそれだけ雇用の受け皿になっているということは、3次産業に対してそういった固定資産税をはじめとする不均一課税、または町が考え出す政策として便宜を供用すると、こういったものがあってしかるべきだと私は考えます。地方税法、こういったものを町発展のために有意義に利用しなければならないと私は考えます。最初に申しましたとおり、教育や福祉は充実させなければならない。しかし、財政において打ち出の小槌はありません。隠れた金、すなわち埋蔵金があるとか、そういったものも町にはありません。財政支出の財源は天から降ってきません。誰かが負担して、初めて支出できることを強く認識しなければならないと思います。そういうことで、第3次産業を活性化させることにより、町民が増え、またその町民の方々がこの町に住んでいただき、またその方々が固定資産税を納めていただく。その大いなる回転と申しますか、そういったものを引くくめて、この政治というものはそれに携わるべきだと私は考えます。そういった3次産業に対しまして、雇用の受け皿である3次産業に対しまして何らかのそういった町の便宜、そういったものを行わなければならないと私は思います。今までのこの2次産業に対する、

先ほど申しました条例は、これはかなり古い条例でありまして、今の時代を反映してないと、そういうふうを考えます。町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の雇用や産業関連の振興についての地方税法の活用、それに対する町の条例の改正等についての質問でございますけれども、議員おっしゃるように、大津町におきましては、産業振興を目的に低開発地域の工業開発促進法や農村地域工業導入促進法に基づきまして、大津町の税特別措置条例により課税免除を行ってきております。平成17年に低開発地域工業開発促進法による開発地域の特別措置の廃止を受けて、農村地域工業導入促進法による開発地域との均等を考慮し、町全域を大津町工業設置条例に基づく大津町税特別措置条例により不均一課税を行ってきただけです。なお、農村地域工業導入促進法による開発地域の適用期限は平成21年度に終了をしております。この政策が大津町における製造業の誘致に大きく寄与してきたことは間違いなくと考えております。しかし、今日のリーマンショックをはじめとする様々な要因による日本の製造業は厳しい状況にありまして、町に立地しています企業も同様に厳しい状況であります。今後の町の活性化、特に雇用の増加を図るためには、製造業だけでなくあらゆる業種の誘致を行う検討をしなければならないと考えております。そのための施策として、不均一課税は有効な方法であると認識はしております。しかし、不均一課税は地方税法の第6条による地方公共団体は、公益その他の理由により必要がある場合において不均一の課税をすることができるとされていますが、しかしそれは広く住民一般の利益を増進すると認める場合に限り行うべきものであると考えられております。議員おっしゃるように、このような状況で今大津町におきましては、大津町税特別措置条例や、あるいは大津町工業設置奨励条例というものがございまして、それぞれ不均一課税関連等についてももうたってあるわけでございますが、そのように大津町の工業等の振興奨励補助金交付要綱もそれぞれの内容をうたっております。例えば第6条に補助金の対象経費並びに補助金金額が用地購入契約額及び固定資産総額とするとか、その中で用地取得補助金、取得価格には100分の20を生じた額、限度が2億円、施設整備補助金、その投資した資産額の総額の100分の10を限度額といたしまして5千万円、雇用促進補助金ということで1人当たり30万円をし、限度を300万円。

工場等の振興奨励補助金におきまして、大津町の税特別措置条例第3条による100分の1.5の固定資産税減免というようなことをうたっておりますけれども、このような内容についても議員おっしゃるように、それぞれ改革というか、見直しが必要になってきたのは確かでございます。製造業だけでなく、我々の大津町におきましても、例えばホテル業関連につきまして、ルートインにおける固定資産税関連もございまして、向こうの会社の固定資産税600万円近くが入っておりますけれども、それと別に入湯税があつたホテルからは入っております。大体23年度では290万円近くの入湯税が入っておりますので、それぞれのホテルの振興についてどのように検討していくかということも考えられるんじゃないかなと思いますし、また大津町におけるゴルフ場関連等につきましても、大津阿蘇ゴルフ場につきましても、ゴルフ利用税関係等につきましても、阿蘇大津ゴルフ場だけでも1千600万円近くの収入が、利用税が入ってきているというような状況でございますので、そ

のような全体的な企業の活動状況を見ながら、どのような支援をやっていったら、その施設の利用関連等が活性化になるかなというようなことも検討しなくちゃならないときではないかなというふうに思っております。そういう経済状況関連等につきましては、大変ホンダさんをはじめ、大津町の企業関係については大変厳しい状況でございます。例えばホンダさんにつきましては、議員おっしゃるように、インドを中心にアジア戦略を練っておられますし、もちろん南アメリカではブラジルを中心に事業推進を図る方向で、ホンダさんはそのように進んでおられます。しかし、我々としてはそのようなインドやブラジルにおける開発技術のノウハウは、やっぱりこの大津町の本田技研の工場で行っていただければなというふうに思っております。そういう技術、ノウハウが海外に漏れないように、地元企業関連等にもしっかりと支援をしていかなくちゃならない状況にあるというふうに思っております。いろんな形で、雇用を確保するためにはそういう施設のほかに福祉施設関連等につきましても、一つの福祉事業につきましてそれなりの雇用が今後の高齢化社会について、地元の身の回りにおられる人々の雇用を確保するためには、一つの施設で100人近くの雇用がなされるというような状況でございますので、我が家から通勤可能な、そういうことを考えると、中小企業関連等についてのそれぞれの税法の軽減関係等も今後検討していかなくちゃならない時期ではないかなというふうに思っております。今後についても、議員ご指摘のとおり、十分なる支援をやっていくためには、議会あるいは町民の皆さんのご理解を得ながら改革推進していかなくちゃならないというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質問いたします。

最初に町長の答弁をお聞きしながら、今までこうであるからという説明に始まりましたので、今までこうであるからと、今からをつくっていかなといかんじゃないですかと言おうと構えておりましたが、今からを創造していかなければならないというふうなご理解の言葉もありました。私は、ここで一つのこのまちづくりのきっかけとなってほしいというものが強くありまして、大津町の魅力というものは何だろうと。環境面とかで一般質問したときに言いましたけれども、地勢学的優位性は大津町は兼ね備えていますよと、経済もそうですよということをしたことがあります。ですから、大津町は魅力的な土地であるから、やはり産業の活性化のためには公共工事として、それこそ本田技研工業にもう一本道をつくったらどうかとか、いろんな議論をやってきて、町長は実行をされて、こんな日本全体が内需も低迷しているときにですね、本田技研工業はこの大津町に残ってくれるというような朗報が届いたときに、やはり町長と議論して、町長の施策というものは生きていたなど、そういうふうに思いました。あの道があるから、本田技研が止まったことではないでしょう。しかし、一因にはなったと思います。そういったことはですね、結局大津町全体のためになるんです。公共工事あたりは、ケインズの理論で言いますれば、穴を掘ってでも効果は表れますよというような、極論すればですね、そういった理解も生まれたりするんですが、そういった今とこれからを考えた施策が必要だと思えます。そのときに大津町の大きな魅力になるのが3次産業に対する、その不均一課税のことを私は言いましたけれども、いろいろな施策により便宜の供用を行うべきだと、そういうふうに思うんです。今の議論の中ではどういったことをしていいかはまだわからない。私もわかりません。それは、

今から先、創造していかなければならないと、創り上げていかなければならないと思います。しかしながら確実に言えることは、今、悪循環に入っていると思うことです。この大津町におきましても人口は確かに増えております。しかしながら待機児童やいろんなものが増えているということは、共働きじゃなければそういった文化的生活を享受できないというような形になっております。ですから、産業は活性化させて、収入を増やしてあげないと、母親はきちんと子どもさんを、そんな保育所あたりに預けないで自分で抱っこして育てる、これが本当ですから、結局その土台となるものを創り上げるものが政治であります。ですから、ここでは、今固定資産税のことを例に出しましたけれども、このことを私、質問するにあたって、小学生・中学生のときの知能指数のテストに似ているなと思いました。ブロックが積んでありまして、影になる部分は見えないわけですね、ブロックはいくつあるでしょうということで、表面だけ数える人は裏のブロックまでは数え切れないという形で、実はそれと似ているんですね。表面だけ見たら本当のブロックの数はわからない。しかしながら、客観的にちゃんと見れば、それは立体的であって、後ろにブロックがなければ成り立たないんだよということがうかがい知れると思うんですよ。それが知能です。我々のこの大津町の議会の能力、この大津町、町長が引っ張られるこの執行部の能力ではないでしょうか。そういったところを考えれば、そういった雇用の受け皿となる企業、これは第3次産業がもう今は多いわけですから、内需としてはそういったものを来やすいように我々はそういった土台をつくらなくてはならないということです。それによって雇用が増えて、ああ、大津町には働くところもある、そして子育てにも、教育も充実しているぞというような魅力ある町を創っていかなければならないと、そういうふうに私は思うわけであります。ですから、そういった産業力、産業が今、1、2、3というならば、今は3の時代でありますから、そういったものに対して我々はそういった便宜や不均一課税、そういったものを、よりよきものを創り上げていくことが必要だと私は考えております。そういったことで、この不均一課税といったときには、やはり上級の法律と戦わなくてはならない部分は多々あると思います。しかしながら、それと戦える、そういった幹部の方々がたくさんおられると私は思いますので、私はそれに対してからは私のほうがかなり劣ると思います。専門的にそういったものを検討されて、そしてまたどうすればそういった雇用の受け皿となる方々に来ていただけるか。これはですね、最近の新聞あたりで見まして、待機児童のことでしたけれども、各地方自治体が知恵を絞ってどういうことをしているか。町も遊休地あたりを持っております。そういったところにですね、町は無償で土地を提供しますから、あとはお宅らが出すのは補助金を使ってでも建物を造って、その後は経営のノウハウですと。ですから、この土地の分はタダで貸しますと。かつて日本が世界を経済的に接見したときに、アメリカが危機を感じて、それでもアメリカの各州の知事あたりが言った言葉を、私はそれ、全く同じことを聞いたんですね。私のこの州の土地をタダで貸します、私の個人の土地はやってもいいというんですね。ですから、結局人が集まらなければ活性化しないということですよ。そういったことをずっと先の先まで考えたときに、先ほど知能指数の問題ではないですけども、隠れた部分というものをきちんと認識してまちづくりはやっていかなければならないと、私はそういうふうに思いますので、この今の内需だけでは、先ほど一段目に言いましたけれども、日本はGDPの伸びは1%のまま、1倍のままなんです。伸び

てないんですね。世界は平均すると2倍に伸びているんです。ですから、内需では到底世界に追いつきはしないですけども、我が大津町としてできることというならば、やはり3次産業ではないかなと、そういうふうに思います。やはりその認識を持って政策にあたらないと、まちづくりというものはできていかないと思います。そしてそれがいろんなものに波及していく、いい効果を現す、そういうふうに私は考えます。再度、その点について答弁を求めます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 雇用確保とともに、企業、第3次産業の振興でございますけれども、議員おっしゃるように、不均一課税だけを頭に置いておりましたものですから、そちらばかり考えておまして、どのような課税をやったがいかというようなことで思っておりましたけれども、しかしやはり、例えば大津のJR団地でございますけれども、JRさんがもうあれ以上やらないと売れないとかというような話を聞いて、排水の問題もつくってありますから、ぜひ今後進めていただくために、今までJRさんだけの販売ではとても無理でしょう。だから、メーカーとかそういうところに一気に売っていただければ、今までの費用の借り貸し関係についても、利子も払わんで一気に終わるでしょう。そういうような話の中で、できれば4町5反の土地を無償でくださいと、学校をつくりますと一気に増えるんじゃないかなというようなお互いの中でご相談する中で、やっぱり一つの転換というか、考えの発想を変えることによって、あのように大津町の新しい大型団地ができ、素晴らしいものになってきて、そこに若い者の雇用が確保できるような人たちが今住んでおられます。子育てが終わったら、次どこかに勤めたいというような人たちがたくさんおられるわけでございますので、本当にそういう人たちを次の就職の機会を与えるためにはどういう産業振興を図っていったらいいのかと。それにはどういう支援をやったがいかというようなことを考えなくてはならないんじゃないかなというふうに思います。もちろん、今、大津町における新たな住宅地を探そうとしてもなかなか見つからないようでございますので、この辺につきましても大津町の用途地域の変更を今考えております。そのような中と、それから新たなところには、やっぱりインフラ整備の排水問題等も出てくるようでございますので、そのような公設の施設をつくらなくてもいいような新たな場所にそういう場所をつくっていただければなというふうに思っております。もちろん、学校をつくったから云々じゃなくして、そうでないところに、やはり保育園、小学校、高校、あるような場所に新たな地域をつくっていかなくちゃならないんじゃないかなというような思いをしております。もちろん、これからは高齢化社会でございますので、身近な近隣の高齢者の皆さんが大津町に来て金を落とす方向、これはどういう観光であるのか、あるいはスポーツ関連等での振興を図る、その辺の関連のホテルや食堂というか、そういう料理屋関係もしっかりしたものをつくっていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思います。若い人が多いおかげで、今は焼き肉屋がしっかり繁盛しております。しかし、次の割烹屋とかそういうものが大変厳しい状況でありますので、新たな食の町をやっぱりつくることも、ここに住んでおられる皆さんの食文化の活性につながるというような形でありますので、いろんな意味におきまして十分なる支援ができるかを検討を今後やっていかなくちゃならないというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 1番目のこの質問には、今、町長が答えられた大津町を活性化させたいという思い、お互い一緒であるということは、もう重々承知ではありますが、やはり時代の流れに乗らなければ、それはなかなか達成できないだろうということで、3次産業の躍進というものに着目して質問を集約したつもりであります。これからの町の発展を考えますればどういった形になるのかなど。もちろん宅地の造成も必要でしょうが、やはりポイントとなるのは、用途地域の変更という言葉が言われました。これって本当に大切だろうと思います。1次産業を見てもみすれば担い手がない、跡継ぎがないという耕作放棄地がたくさん出ているという状況もありますので、総合的に考えて進めていただきたい、それが政治であります。町の発展をいい形で、皆様方が住みよい大津町だと言葉に出して言えるようなまちづくりにしていただきたいと思います。

2問目に移ります。1問目は経済効果のことを言いました。ただこの2問目に移るときに、町長が1問目の答弁でおもしろいことを言われました。用途地域の変更と、これは非常に私はこのことについてはいつも質問しようと思っていた部分でもあるんですね。1次産業あたりの今後の形を考えたときに、集約して効率的に生産性を高めるということで、余った土地をどうするかということを考えておりました。そういったときにですね、ここ何年か前に藤崎台球場の話があったりとかして、野球場が大津町に来るならいいなとか思ったこともあります。そういった大規模な施設というものは、やはり用途地域の変更が可能である大津町においてしかできないのではないかなど。そして、また町の力と申しますが、先ほど言いましたように、力があればそれにどんどんついてくるんですね。力がないところには、県もそういった事業を持ってきません。先ほどそのいろんな領土問題で国力が低下すれば、そういったものも発生するよといったものと同じであります。ですから、私は今回のこの2問目、健康づくりと医療費の抑制というのにあたりしては、やはりそういった、直接ではないけれども、野球場がある、運動公園があつて、ここでJリーグが開催されるとか、そういった目的となるような施設があると、あそこでいい催し物があつているぞと、よし、だったらテレビよりも実際見に行こうじゃないかというような町民の方が増えると思います。この2問目の質問によります健康に対するその関与というものは、やはり自分のためになる、楽しい、うれしいというものが健康には非常に寄与するものだと思うからこの質問をするものであります。この本文を、要旨でありますけれども、その私もありますが、非常に恥ずかしいことでありますが、私も酒は相当飲むほうであります。ですから、日ごろの不摂生によって二日酔いになったりとかどうかすると、二日酔いだけでは収まらず胃腸の調子が悪いとか、そういったものになる。そして病院にかかる。これは、すごく自己責任を放棄した無責任な行動であることは重々わかっております。やはりそれは、そのことによって医療費が増えたりとか、その医療機関に行かなくても薬品を買って飲まなければならないような不摂生をしたりするのが私でありますから、非常に恥ずかしい面もあります。しかしながら、そういった四角四面に生きるのじゃなくて、やっぱり楽しく生きたいね。それによって、少々飲み過ぎたというものは許せる範囲かなと思う部分もあります。そういったところで、じゃどういった、そういった方々が健康に留意するためにはどういったものが必要なのかと考えます。今、健康に対する意識は非常に高くありますので、私はよく歩いたり、自転車に乗ったりしますけれども、ご高齢の方々、私よりも年上です、私が53

ですから60代かな、70代かな、この方だと思う方とよくすれ違って挨拶をします。そのときに思うんですね。やはり会うのは裏道なんですよ、大津町の。それこそ、車あまり通らない道。大津町には国道57号線がありますけれども、あそこの片道二車線を60キロぐらいの、50キロですか、あそこは、5、60キロでどンドン走っている車の横を歩こうとはやはり思いません。やはり、そういったことを考えれば、そういった自ら健康のために体を動かす、そしてそのために、例えばこれ以一例を挙げましたけれども運動公園まで歩いていこうと。J1、J2が来ているらしいぞ、それとも陸上の大会があるらしいよというときにですね、安全な道を通って行くためのプログラムが自分で立てられるならば、それが一番いいと思います。それが、先ほど申しました野球場とかあるならばもっといいと思います。ですから、そういった田園風景の中を、いい空気、車は絶対通らない、通っても自転車、気を付けていってくださいよという形で、安全な道ですね、できる限り安全なそういった遊歩道やランニングコース、そういったものが町の中にできれば、町民自らですね、自分でプログラムを組まれると思うんですよ。よし、きょうは天気がいいから、どこどこまで歩いてみよう、ぐるっと回って帰ってこようとか、いろんなことを自分で考えて歩いたりとか、自転車に乗ったりされるはずですよ。ですから、そういった健康プログラムを自ら立てられるような、そういったハードの支援は、やはり個人ではできませんので、やはり町として、住みよい町の一環としてやったらどうか。これが医療費の抑制につながるかどうかは私にははっきりわかりませんが、長い目で見れば、やはりそこがポイントになるかな。私は文教厚生常任委員会の委員でありますので、そういったものを勉強して研修に回ったりします。やはり、自主的に健康に留意している方が、やはりその効果・結果というものは何か出ているんですね。家の中で閉じこもりが一番、その後、だんだん経年されて寝たきりになったりとか、膝が痛い、腰が痛いというものが多岐にわたります。やはり町としてもこれからのこの、これからじゃありませんね、もう既に高齢社会でありますけれども、こういったものに対処するために、そういった遊歩道の整備やそういったもののハードの整備。最近では中央公園ができました。あそこはラバーをひいてありますので非常に歩き心地がいいということで、うちの母あたりもよく利用しております。ですから、あれは非常に喜ばれているんですね。ただし、あれは近所の方の問題でありまして、もう大津町は広うございますから、周りの方々はなかなか、距離が何キロもある方は利用がしにくいということでもあります。ですから、全町的にそういった歩く体系、交通網を、そういったものに取り組んではいかなものかなと思ひ、この質問をいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の健康づくりと遊歩道関連等の関連の質問でございますけれども、議員おっしゃるように、高齢化社会の中におきまして医療費の抑制はもちろんでございますけれども、それにつきましては健康づくり事業関連等で保健師や栄養士、看護師や健康運動指導士関連等がそれぞれの教室をつくりながら頑張っておりますし、また体育協会関連等の皆さんが朝から中央公園で新たなプログラムで取り組んでおられるということで、大変町だけでなく、そういう団体の方も健康の増進に努めていただいておりますことを感謝申し上げ、今後とも頑張っていただきたいというふうに思ひます。もちろん、今おっしゃるように運動公園の拡大関連等につきましてでございますけれども、

前々から運動公園のJRの駅をつくろうというような話も出ておりますけれども、状況としては採算が合わないというような状況でJRのほうからその検討には乗ってきていただいておりますが、やはりその辺の条件整備を我々はやらなくちゃならないんじゃないかなというふうに思いますけれども、おっしゃるように藤崎台の移転の問題も出ておりますし、そこでどのような形で誘致するかというような問題も来ておりますけれども、なかなかこれまでの財政事情ではなかなかうまくいかないというのも確かであるし、また遊歩道関係についても、それぞれご質問をこれまでいただいております。そういう中で、我々としては、できれば今後の問題で大きく考えますと3つのルートと申しましょうか、それぞれの議員さんのほうからもご意見が出ておりましたように、北部地区は弥護山水系と弥護山の開発ルート、それから中部地区はこの上井手沿いとそれぞれの公園、南部地区は白川水系と重要文化財、岩戸の里というようなルートを観光ルートと申しましょうか、自動車の通らないような安全ルートをやっぱり計画的に進めていかななくちゃならないんじゃないかなと。そういうルート関係の一部として運動公園に行く道としてどうだろうかというようなことも検討の一つではないかなと。そういうつながり、地域の全体のつながりのラインをしっかりと今後はやっぱり検討しながら、そのような観光振興を共にした、あるいはスポーツ振興と、共にした自転車関連の道路をやっぱりつくる、歩道と併せたところをつくっていくようなことを今後考えていかななくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

そういうような状況につきましても、今後住民の皆さんの意見を十分聞きながら、財政当局とも相談しながら、少しでもその計画に乗せながら進んでいけるようなものであれば、そうやっていきたいなというふうに思っております。もちろん運動公園の東側についてはいろいろとまた話が出てきているようでございます、民間企業の関連で。我々としても、今回、県民体育祭開催いたしましたけれども、役員とボランティアと選手関連の駐車場でいっぱいであると。だから、駐車場もまだ応援とか、そういう方々の駐車場が足りないというような体育協会とかいろんな方面から意見を聞いております。そういう意味におきまして、今後の振興計画の中に見直しをしながら、その辺の用地関連等についても検討をしていかななくちゃならない状況ではないかなというようなことで、今、検討をさせていただいているというような状況でございますので、今後についてはやっぱり運動公園を主体にしたところも今後の活用につないでいかななくちゃならないというふうに考えております。もちろん、健康関連等につきましても運動公園でもしっかりと頑張っておられる町民の皆さんの健康増進に努めておられるというふうに聞いております。毎日大体200人以上の方が、あるいは300人近くの方がご利用されておるといような話を聞いておりますので、今後中央公園についても50人以上の方が活用されているというような状況でございますけれども、やはり運動をやりたいというような気持ちになる、そのような施設関連等をやっぱりしっかりと町民のニーズに合うようなものをつくっていかなくちゃ家から出てこれないんじゃないかなというふうに思いますので、そういう意味におきまして、新たな取り組みを考えていかななくちゃならないということを今検討をさせていただいているところです。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質問いたします。

この質問の要旨は、1問目に絡めまして住みよい町、住んで楽しい町、そういったものを申し述べましたが、今大問題になっているのは、医療費、社会保障ですね、いろいろなものの増大、これの歯止めがかからないと。これは、人口の分布、年齢別あたりを見てもみすれば、やむない部分もあります、必然的なものですね。しかしながら、我が町を見てもみまして、国保・介護あたりで合わせて、特別会計はもう既に50億円ですね。そういったものを考えますれば、やはり健康づくりとして位置付けなくてはならない。しかしながら、医療費も抑制しなければならぬ、そういった介護費あたりもですね、やはりここは医療費の抑制というものに主眼を置いたほうが私はいいと思うんです。今までそういった形で、雲をつかむような形でどうなるかわからないというような、先は5年後、10年後しか答えが出ないようなものでありましたのでなかなか難しい議論になりますが、実際、過去にも言いましたかね、グラウンドゴルフが昨今非常に活況でありまして、そのグラウンドゴルフにおきましても商品がたくさん出るときが多いんですよ。結局、いくつになってもそういった商品が出て、たくさん集まる大会で1位になりたいとか、そういった、いくつになられても、その中で優勝だとか、ホールインワンを2回したよ、3回したよというのは、非常に快感があると思います。そういったものはですね、やはりその方にとっては非常に肉体的にも、精神的にも有効であると考えられます。実際、中央公園のほうで体育協会あたりの方々が協力しているようなプログラムや取り組みあたりを提案してくださっているということは非常にありがたいことでもあります。体育協会の皆様方は、非常に真摯な姿勢で、やはりスポーツマンといいますか、スポーツを嗜んだ方々というのは、非常に言葉も風袋もすべてが清潔な方々ばかりで、会長あたりもすらっとしておられてですね、とてもメタボですか、ああいったものには無関係な方に見えて、非常にうらやましい限りであります。ですから、ああいった方々の意見というものをもっとも取り入れて、健康づくり、その後にくる医療費の抑制、これはまちづくりのために非常に有効であると私は考えます。ですから、体育協会のほうのそういった取り組みに対してからはきちんと精査をして、補助金なりなんなり、助成金を受け取っていただき取り組んでもらうとか、そういったのも手だろうと思いますし、町主催のそういったグラウンドゴルフ、その他諸々の大会というものに、やっぱり意識を持ってもらうために商品あたりをもう少しグレードアップをさせるとか、こういったのも一つは手だろうと思うんですよ。やはり、そういった知恵や工夫をそれに加味して、ひいては医療費の抑制を考えなければならぬ。最初に私は固定資産税と経済効果ということを申し上げました。これによって人口を増やしましょうよ、町長ということで、今、我が町には美咲野団地ができて、あそこには若いご夫婦、平均年齢は非常に低いということですが、そういったもので大津町の人口分布というものが非常にバランスの取れたものになってきているんです。ですから、人口を増やすということは、非常にいろんな面で効果が、こういった健康づくりに取り組むにしても、医療費抑制に取り組むにしても、数字的にも絶対いい効果が出てくると私は思います。ですから、そういったことを考えて、そういった遊歩道の整備、そういったものはやっていかなければならないと考えるものであります。医療費抑制と健康づくりというものは、私は合致するものだと考えております。健康づくりというものは非常に耳障りがいい。しかしながら、町を創っていく、この町をきちんとした形で、いろんな角度から充実させていくためには、医療費抑制という

ものを掲げておかなければ前に進まないのかなと、そういうふうに思います。ですから、その充実のさせ方に対しての町長の思いというものがもう少し強く前面に出ないと3期目は危ないですよ、それこそ。そういったものを強く言ってほしい。この2期8年間というものはいろんな議論をして、町長は鍛えられたと思うんですよ。新人さんが今度出るか何か知りませんが、そういった人はまだ子どもです。全然そういった町のことを知らないような人が出るかもしれませんよ。教育とか、そんなこと、耳障りのいいことばかり並べられてもですね、そういったものでは町政はとでもおぼつかないということですよ。ですから、町長は堂々とそういった健康づくりにも適した町は私はきちんと創り上げる。そういったことをぜひ強くアピールするべきじゃないかなと。これは、その選挙のためじゃなくてですね、今この現在進行形で今取り組むべきものとして掲げるべきではないですかということです。また、それについて答弁を求めたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 健康づくりににつきまして、大変いろいろと事業をさせていただいておりますことにつきましては、議会をはじめ、町民の皆さんに大変感謝を申し上げたいと思います。もちろん健康づくりが第一というふうに思ってやってきております。もちろんその中におきまして、医療費の抑制というような形でやらせていただいておりますけれども、こここのところ、若干横ばいの状況でございますけれども、しかしこれに甘んじることなく何かをやらなくちゃならないというふうに思っております。おっしゃるようにやっぱり老人会の減少もございまして、それは何であるかというような問題もあります。その課題事項関係につきましても、やっぱりその出てこないとか、世話する地域の人材育成がそこにひっかかっておるんじゃないかなというような思いもしておりますけれども、やはりいろんな形の景品があれば大きい大会に出るとか、そういう思いですね、これはやっぱり高齢者の皆さんが外に出て、家から出て行って頑張りたいとか、そういうゲームに参加したいというような気持ちを引き起こすための、景品だけでなく、ほかにも何かありはしないかなというような検討を今後進めていくためには、大津町の補助金要項関連等をしっかり見直しながら、今後の政策の転換とか、補助金をやりながらその地域の人たちが我々行政がしなくちゃならないものを地域の人がそれでやってくれる。そういうような補助金制度をやっぱりつくっていかなくちゃならない。それが地域の力になるし、共助の精神が生まれてくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういうことを考えながら、補助金要項等も検討をしていかなくちゃならないというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 私は、この2問目におきまして医療費抑制というものを強く求めました。これはですね、最初に不摂生のことを言いましたけれども、まじめに生活をして、健康に留意して医療機関あたりにも全然かからないというような方々と、不摂生をしてやたらと医療機関にお世話になる方々というものはですね、これは保険税負担両立はいずれも一緒であるという問題があるからです。まじめにして、医療機関を使わなかったという方は、その保険税両立が下がるかといったら下がらないんですね。ですから、結局総合扶助で助け合っているという状況、これを見逃してはいけないとい

うことです。これは、要点ですね。やはり、これからはまじめにやっている保険税はもう要りませんよぐらいになるならば違うかもしれませんが、やはりそういったテクニックもこれからは求められてくるかもしれません。そういったことにならないようにそういった不摂生を抑制するような、自ら健康に留意できるようなまちづくりが求められているとそう思い、この質問をしました。町長におかれましては、そういったものも加味されて町政にあたっていただきたいと思います。終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開します。

午前11時55分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

7月12日の九州北部豪雨災害がございましたが、被災をされました皆さん方にお見舞いを申し上げ、また被災者の救助にあたられました消防団の皆さんや各自治会の役員の皆さんに心から敬意を表したいと思います。とりわけ真木地区では真夜中に高齢者の皆さんを避難誘導されて一命を取り留めたということで、本当に心から敬意を表したいと思います。

改めまして私が生まれた年に、いわゆる6・26の熊本大水害があったわけですが、それから59年、私の年と一緒にありますが経っているわけです。今度の7・12の豪雨災害、我が町で最大の一級河川であります白川流域は、とりわけ甚大な被害が発生をいたしました。これまで白川がそれほど危険だというのは、我々の認識になかった点を反省はしておりますが、改めてこの白川の河川管理がどうなっているかというのを調べる中で、小積橋から下流は国交省の直轄、国が要するに直接管理をする。ところが、小積橋から上流については、熊本県の管理となっているということではありますが、今回の7・12でも国交省が直接管轄しているところは、いわゆる堰の嵩上げ等で基本的に越水はなかったと言われております。まだ工事が終わっていないところ、一部分では越水があったみたいですが、ところをご承知のように小積橋上流の龍田陳内地区は、あのような大惨事になったわけでありませう。それで、国直轄のところは、いわゆる河川整備計画がつくられているそうですが、いわゆるこの菊陽・大津町白川中流域において、河川整備計画が立てられていないということでもあります。そこできょうお尋ねをするのは、災害復旧に合わせて白川の中流域の我が町を含む河川整備計画をきちんと立てる必要があるのではないかという点を町長にお尋ねをしたいと思います。

そして2番目に、今度の水害を千載一遇のチャンスと言わんばかりに、早速立野ダムが必要だと、そういう議論が持ち出されているようであります。熊本県議会も自民党を中心としてダム推進を進める。また9月の、今月の11日に国交省が立野ダム建設事業の検証に係る検討、報告会みたいなのがあったらいいのですが、我々のところには全く情報も入ってこないし、参加することもできなかったということで、先日そのコピーをいただきましたが、約100ページにわたる資料が配られて、それは

それでいいんですが、この膨大な資料を9月11日に渡して、関係住民から意見を聞くということで、大津町では今月の23日ですか、間は10日前後しかない期間に、いわゆる河川について素人である我々一般住民から意見を出せと言われても、土台無理な話であります。つまり、国交省はお前たちの意見は聞いてやる、しかしもうダムをつくるんだと、帳面消しとしての説明会があるのではなかろうかと心配をしているところでもあります。そこで町長は、現在の段階で立野ダムの建設が必要と思われるかどうかについてお尋ねをしたいと思います。

第3点目に、それでは本当に立野ダムの必要性があるのか、あるいは効果はあるのか、そういう点ですね。自然環境に及ぼす影響等も当然ございますが、このダムを、最初からダムありきでは、我々も全く情報がないままどんどんつくられていったら大変なことになるでしょう。そこで、河川の整備計画策定を住民参加、また公開の場で進めながら、このダムのことについてもきちんとした検討をする、大多数の方が納得するのであればまだ話はわかるわけですけど、ダムをつくってしまったのでは遅くなってしまいます。ご承知のように、熊本では日本一の清流と言われる川辺川のダムが、まさに中止に追い込まれました。当初予算が350億円のこの川辺川ダムが、最後は4千億円を超えても完成の目処すらつかなかったというダムです。また、これから始まります荒瀬ダムの撤去であります、球磨川。現在の試算でも88億円撤去費用がかかるということでもあります。一度つくったダムを壊すとなると、これまた莫大な金がかかるということになってしまいます。

そういうことで、以上の3点について、まず町長にお尋ねをしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員の白川改修と立野ダムの件についてでございますけれども、両方とも、もう何十年という前からお話が上がっております。白川の水系の計画は、議員おっしゃるように下流地域については国交省直営でやっておりますけれども、小積橋から上につきましては県の管理の中で計画がなされておりますけれども、ただずっと前にも、例えば錦野の圃場整備の折りに白川の河川の100メートル改修計画というものがありまして、その中で県は錦野地域の圃場整備区域を先行投資されております。その後、なかなか我々としても河川改修をいろいろとお願いしてきておりますけれども、小さな護岸工事関連等は計画的に進められておる状況でございます。もちろん、大々的にはなされていないというか、これはやっぱり予算があつてのことでございますので、この白川水系の予算関連等については国でございますので、国の管理の下流地域から事業が推進されております。我々も大きく声を大にして言ったんですけれども、下流から改修しなくてはまずいというようなことで押し切られておる中で、危険箇所の小さなところを改修して護岸工事がなされてきておったわけでございます。今回の議員おっしゃるように、相当の雨量のために迫井手から下井手、上井手、馬場上井手関連等の全ての頭首工をはじめ、白川水系の護岸におきまして大変な被害を被っておりますので、そのような計画につきましては国が3カ年で改修工事をやるというようなお話であります。立野ダムにつきましては、それに伴いましてご覧のとおり、白川の幅が相当狭うございます。そういう意味におきまして、白川についての安全性、もちろん熊本市が一番でございますけれども、その辺の安全性を考えられまして、立野ダムの計画がなされておりました、一時は立野ダム、中止になると

どうか、凍結をしておったような状況であります。大津町についてもいろんな原石山の問題、いろんな問題でご相談をしておりましたけれども、その工事道路についてもなかなか先へ進めないというようなことで、議会のほうにもご相談をしてきたわけでございますけれども、しかし今回の災害におきまして、立野ダムが進行が早くなるんじゃないかなというふうに思っております。もちろん、議員おっしゃるように7月17日に第3回目の立野ダム関係の説明会がありました。もちろん、今後については白川ダムの関連につきまして、学識経験者や地域住民関係、地方公共団体の意見を聞きながら、原案の作成に入っていくというようなことでございますし、事業評価監視委員会あるいは案の決定に対しては、本町の検討結果の報告をしながら、有識者会議に掛けながら、大臣対応、決定というような手順で進められるというような話であります。もちろん、原案関係ができる前に地元熊本市と大津町において住民説明会を開催すると聞いております。そのような中におきまして、我々として必要であるかどうかというのは、もちろん安心・安全に生活をしていくためには必要なダムであるというふうに思っております。これにつきましては、島根県の松田川ダムができております。まだ2年しか経っておりませんが、これも立野ダムと同じで、流水専用の流水ダムというようなことになっておりますので、そのようなところから環境とかいろんな形で検査・調査が行われているような状況であります。もちろん、先の竹田市におきまして稲葉川のダムと、それから蓬萊川のダム、この2カ所が竹田市を流れておりますけれども、その一方の稲葉川のダムにつきましては完成しておきまして被害が起きてない。ただし、蓬萊川につきましては凍結されておったような状況の中で、今回大きな被害を被ったということが報道されておるようでございます。そのような状況の中で、立野ダムの果たす役割は地域住民の安心・安全のために、ぜひ必要なダムだというふうに思っておりますとともに、白川改修はそれに合わせた改修工事を先にやっていただくように県のほうにお願いをしているような状況でございます。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ダムが必要であると、それが有効であるというのは、この国交省の報告書をいただいたばかりでは、とても我々は検討することはできません。しかし、ある程度こういう心配があるというのは当然指摘することができるわけでありまして。穴あきダム、私も当初はダムに穴が開いているから水がさらさら流れて何の影響もないという国交省の言い分をそのまま信用していたわけですが、ご承知のようにダムの建設地は高森にいく鉄道ですね、鉄橋のあれより下ですよ。黒川と白川が合流して、その下流のほうにダム計画地があるわけですが、阿蘇谷から大変な落差があって、外国から言わせると滝みたいな川ですよ。滝みたいな状況になっているところに穴あきダムをつくる、これが5メートル角の穴が3つ開くから、そこから水がどんどん流れるから心配ないと言われておりますが、しかし今度の水害で5メートルを超す岩石も流されたと言われております。また、万が一ですね、その穴に立木、あるいは土砂がつまる可能性は十分あります。ガードを付けるとかいろいろ言われているみたいですが、もしこの穴3つがふさがってしまったらどうなるか、これこそ恐ろしいことであります。代継橋付近で1秒間に3千トンの計画水量ということが言われておりますが、もし1秒間に3千トン、代継橋で3千トンですから3千トンで計算しますと1時間でこ

の立野ダム満杯になってしまいます。1万立米ですかね、1千万立米ですね。立野付近ですから、その流量が3分の1であった場合は、いわゆる3時間でこのダムは満杯になってしまう、穴がふさがってしまったらですね。そうすれば、その後、それで雨が止んでくれればいいわけですが、その後も大雨が続き、またダムを超えて放流が始まった場合は、それこそ川辺川で指摘されたように、ダムの放水で洪水が引き起こされかねない、そういう心配もあるわけでありまして。また、費用の問題であります。立野ダムは当初32年前には四百数十億円で計画が始まって、既に昨年までで420億円を使い果たしております。これからダムをつくるとなると、今の見積もりでは約980億円ですかね、になるだろうと言われております。つまり、これから500億円以上の税金が投入されるわけです。片方では金がないから社会保障をどんどん切り捨てる、今の国の政治が続いておりますが、500億円あったらですね、白川河川改修は相当立派なものができるんじゃないですかね。ですから、百歩譲ってもですね、白川の護岸整備をきちんとやると、川底をさらったり、護岸工事、嵩上げをやったり、あるいは川幅を広げる、あるいは説明会でもたしか出されているはずですが、湧水地を何カ所もつくっていくということにまず大津町としては、大津町の町長としては最大限の力を注ぐべきではなかろうかと思うわけでありまして。なぜかと言いますと、国交省の資料を見ましたら、白川中流部は阿蘇地方の雨を一気に熊本平野に流す、そういう性質を持っている。そういう性質があるからこそ、洪水対策が望まれる。しかし、中流部の氾濫を防止することは、下流側へさらに大きな洪水を流下させることになる。つまり大津や菊陽のこの中流部を氾濫防止をきちんとやったら熊本市が被害を被るから、つまり中流部はそこそこしかやらんということを言っているようなものですよね。こんなひどい話はないわけです。本来、1級河川ですから下流から上流まで国交省が責任をもってきちんとした計画を立てなくちゃいかんと私は思うわけです。そういう意味でもう一度お尋ねしますが、中流域も含めたきちんとした河川整備計画を早急に住民にちゃんと説明しながら立てるべきではないかと、それを求めるべきではなかろうかと思っておりますけど、町長にその点についてもう一度お尋ねをいたします。

それから、23日に説明会があるみたいですが、文化ホールですね。話を聞いてやるから、しかし国交省の言うことを聞けというようなやり方は、とても許せんと思うわけですよ。君たちは素人だと、素人は俺たちの言うことだけ聞いてりゃいいんだというような感じとしか受け取れません。きちんとした話し合い、説明会を続ける必要があると思うんです。先ほどいいましたように、ダムが本当に効力がある、必要だと、効力があるということが納得できればですね、多くの方が、それは致し方ないと思うけど、とても納得できる状況ではありません。昨日、ものすごく白川が濁りました、真っ黒だったですよ。多分上流で雨が降ったんだと思いますけど、きょうになったら、またさらさらしてました。穴あきダムのダムの上流はですね、あそこから落ちてきた火山灰、それから滝みたいな川ですから岩石ががらがらやって、皆さんご存じのとおり、岩と泥と火山灰のよながダムの中にどんどん溜まっていくことは明らかであります。もしそうなればですね、白川の水は年から年中濁ってしまうことは明らかであります。つまり河川環境がきちんと守れないという結果になると思うんですけど、以上の2点について、再度お尋ねをしたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 白川改修、あるいは立野ダム、そしてまた黒川の湧水調整というようなことを一緒にして、国のほうは今計画をするというような状況でございますし、その計画の前の段階で住民の皆さんの意見を聞いたり、いろいろと察していかれるというか、方向を決めていかれるというような日程であるようでございます。もちろん国の責任でやっていくのが当たり前のことであるし、それは議員のおっしゃるとおり、私のほうもそのようなことで強く申しております。ただそれだけでなく、大津町におきましては鳥子川がございますので、あの俵山に降った水が、もしも堤が切れた場合は、あの鳥子をはじめ鳥子川、あるいは森地域に相当な被害があるというようなことで、この前もそのような状況等も考慮して白川の改修工事はやらしてもらわなくては困るというようなことをこの前の関係市町村の中での意見交換の中で申し上げておるような状況でございます。例えば、上井手の関係で大久保の調整池がございますけれども、もしあれがなかった場合は、上井手については相当街中を床上まで上がるような状況にあったじゃないかなという心配もされておるような状況でございますので、今後については、議員おっしゃるような心配、それぞれの条項について説明会とか、そういうものの中でしっかりと県・国のほうに要望しながら白川改修をしっかりとしたものにやっていただくことをまずこの地域、中流地域については一番望むところでもありますので、今後については国・県について十分なる意見を申し上げていくというようなことで改修関係の工事を進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 白川の護岸工事の改修については、当然きちんとしたものに改修してもらおうというのが、そういうことは当然のことだと思いますし、我々議会としても力を合わせてやっていくべき問題だと思います。しかしながらですね、ダムとなるとまたこれは変わります。先ほどの環境の問題、それから上井手の大久保の調整池、これは本当にあれがなかったら町が洪水に遭っていたかもしれない。それで、調整池については、我々も大いに賛成するわけです。ですから、白川に流れ込むいろんな支流がございますから、以前高尾野に調整池つくってくれという話もしました。普段、高尾野というのは水がないところですけど、私の前の水路は1メートル真四角です。秒速3メートルぐらいで流れるんです。1秒間に3トンの水が上井手に流れ込んでいるんですよ。そういうところがいっぱいあるわけです。ですから、上井手、白川に流れ込む水をそこで緩やかにするためには、調整池は確かに有効なはずなんですけど、国交省あたりはそういうものは全くやろうとしない。菊陽に、津久礼に調整池の案があるみたいですけど、田んぼでもあるからなかなかあれですけど、しかしそういう有効な、ダムをつくらなくても有効な政策はあるはずなんですけど、どうも今の話ではダムが先にある。ダムを前提とした計画、これでは取り返しがつかなくなってしまうということです。ちなみにですね、ダムのない1級河川というのは本当に貴重な存在です。それから、世界の阿蘇、観光地が世界遺産登録の要望も出している。果たして世界遺産にふさわしいダムか。国立公園の北向山、この立野ダムは高さが90メートル、試験湛水をすれば、当然そこに水を溜めて北向山の原生林が枯れてしまうのは、もうわかりきったことであります。ちなみに、球磨川の荒瀬ダムは高さが25メートルです。約4倍ですね、4倍の高さです。それほど巨大なダムがあそこにつくられようとしているということ

です。一度つくって、これは失敗したなんて言ったら、もう取り返しがつかない大変な問題になると思うわけであります。この問題については非常に水掛け論になる可能性もございますので、私も23日の説明会にはぜひ出席をして、機会が得られれば発言をしたいと思っておりますけれども、国土交通省は国の金を使って膨大な人間を雇って、いろんな資料を持っているわけですが、我々はもう全く金もない、時間もない、人手もない、そういう一般の町民の意見を聞こうとしないというのが最大の問題ではなかろうかと思えます。どうしても必要だというのであれば、我々を納得させるような、そういう説明が本来必要であると、あらゆる疑問に答えると、そういう進め方が改めて求められていると思えます。この問題については、また機会を求めたいと思えます。

第2問目に移りたいと思えます。大津町でも少なからずこの水害、被害が出ました。全壊が2戸、半壊17戸、床上16戸、床下が42戸ということであります。大津町は災害救助法はどうも適用外となったようであります。そこで、被災をされた皆さん方に対して税や保育料などについて減免制度があるわけですが、税にこの制度がきちんと利用されているか、フォローがされているか、その点について、まずお聞きをしたいと思えます。せっかく制度があるのに知らなかったという人がないようにするべきだと思うわけであります。

また、農業災害見舞金、以前も質疑をしましたが、それからこの見舞金制度が要綱でつくられておりますが、1反未満については全く見舞金が出されないという矛盾を抱えております。さらには、住宅被災者ですね、今回、家が床上になって、もう住めんとか、あるいは流されたとかいう人に対して役場の職員、あるいは包括の人たちの大変献身的な努力は大いに評価をするべきだと思うわけです。その中で、町営住宅の斡旋とかがなされて助かっているわけです。しかしながら例を挙げますが、せっかく町営住宅にどうぞ入ってくださいということで決まると、しかし困ったと。敷金とか家賃をどうやって払ったらいいんだろうかという心配が私のところにも寄せられました。町には条例でこういう災害のときには敷金とか家賃は免除する制度がありますから心配しないでもいいでしょうという話をしたんですが、しかし条例を見る限りですね、役場の担当職員が、あなたは敷金・家賃は免除になりますから安心してくださいとは即言えないわけですね。そういう決まりがないんですもん。することができるとなっているけれども、こんな不親切なことではいけないと私は思うわけであります。これを改善するべきだと。

それから、先ほど言いましたように農業災害見舞金の1反未満の見舞金、この点についてまずお尋ねをしたいと思えます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 今回の水害被害者関係等の救済関連についてのご質問でございますけれども、議員おっしゃるように、水害被害者対策のあり方については、税や保育料の減免及び対象者へのフォローに、あるいは農地に関する見舞金、住宅被災者の公共住宅優先入居に関する条例、要綱などの見直しについて行っておりますが、税については大津町税災害減免条例、あるいは大津町国民健康保険税災害減免条例に基づきまして行っております。被災地内を把握されている区長さんと打合せを行い、現地調査を実施しながら、被災された方々の聞き取りも実施し、漏れないように努めているところで

もあります。

次に、保育料の減免については、扶養義務者が被災を受け困難な場合に申請があり、調査の上で大津町保育所入所児童の費用徴収規則第3条第1項による費用徴収減免措置に基づき減免となります。災害見舞金及び税の減免との連携を図り、災害者支援に努めていきます。

次に、大津町農業共済見舞金支給要綱は、見舞金の面積・要件を1千平方メートル以下にも支給させよとのご指摘につきましては、今後検討させていただきたいと考えております。

なお、今回の災害について、大規模であります但し国の災害普及対策に習い、被害が相当すると思われることから、別と大津町独自の農地及び農業用施設小規模災害復旧要綱を検討しておりますので、そちらの方法で検討できればと考えております。

次に、住宅被災者に関しては、公営住宅法第22条第1項による災害における公営住宅優先入居では、収入基準等の入居者資格を満たさない場合は、公営住宅の入居に関しての厳しい要件等がありますので、このたびの住居被害に遭われた方については、いち早く生活環境を整えていただくために、開いている公営住宅を一時使用できるための災害時における町営住宅一時使用に関する要綱を7月に制定いたしました。一時使用できる期間は6カ月を限度に、同時に住宅被災地に関しては町営住宅の空き状況を調べ、被災者の体力消耗などの健康面も考慮し、お一人お一人に聞き取り、町営住宅への入居希望がある方には早いほうで災害発生3日後には入所していただいております。

細部については、担当部長のほうから説明を申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 水害被災者対策で、税の減免についてご説明申し上げます。被害者が納付すべき当該年度の税額のうち、災害を受けた日以後に納期の末日の到来する者につきましては、減免の措置を講ずることが適当である旨の国の事務次官通知がっておりますので、7月末日以降に納期が到来する分が対象となりますので、固定資産税、住民税及び国民健康保険税とも第2期分以降が対象となります。町長の答弁にもありましたとおり、7月24日から固定資産税の減免調査を行いました、ほぼ終了しております。実績といたしましては、固定資産の家屋及び宅地がそれぞれ45件で、納税義務者数は44人で、減免額につきましては57万6千700円となっております。また、町民税、国民健康保険税につきましては、その調査結果を基に、現在調査を実施いたしております。なお、農地の減免調査につきましては、農政課と現在調査を実施いたしております。被災された方の減免につきましては、今後漏れ等がないように確実に進めていきたいと考えております。

続きまして、被災された方の現在の入居状況についてご説明申し上げます。7月12日の災害による公営住宅への希望者は5世帯で、真木地区が1世帯、阿原目地区が3世帯、町地区が1世帯となっております。それぞれがあげばの団地に一時入居していただいております。公営住宅法により、災害時の入居につきましては、入居状況を満たす必要がありますが、災害時に入居希望者で基準を満たさない世帯があるため、開き住宅の使用が可能となるように、先ほど町長答弁でありましたように、災害による町営住宅の一時使用に関する要綱を7月に制定しております。このことによりまして、入居の状況を気にすることなく住宅入所が可能になり、被災者の方に速やかに生活の場を提供し、心身の

安全を確保できたところでございます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 農地に関する見舞金ですが、支給要綱で見舞金の額は1千平米当たり5万円、1耕作者当たり2千平米を限度として10万円支給しているところです。見舞金の面積要件については、先ほど町長が述べられたとおりです。

○議長（大田黒英生君） 教育部長併任子育て支援課松永高春君。

○教育部長併任子育て支援課（松永高春君） 荒木議員の保育料関連についてのご質問にお答えいたします。

まずは今回の災害に保育所、それから家庭的保育事業関係においての調査を行いまして、該当者はありませんでした。災害見舞いについて、乳幼児のいる借家が半壊したところについては、自宅保育をされておりましたので、災害後は町営住宅に入居されております。今後において、災害等により減免の申請があれば、規則に基づいて行なっていきたいと思っております。

また、減免に関する内規等についても、税の減免等との連携を図りながら、必要性により検討していきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 問題は、罹災証明書を発行、申請されたということではありますが、被災をされた方にいろいろ事情を聞いて、こういう制度が受けられますと、一つの窓口で、いわゆるワンストップで対応できるように改善をするべきだと思うんです。これから地震があるかもしれん、また水害があるかもしれんということで、あなたはこっちの制度使います、ある制度ではあっちに行ってください、こっちに行ってください、申請しなかったらあなたの責任ですよということではあけないと。やっぱり災害を左右するのは、そういうこういう災害があった場合のマニュアルをきちんと定めてワンストップで対応ができるように改善を求めておきたいと思います。

もう1点だけ質問します。総務部長でわかるかと思えますけど、災害救助法は適用外になっておりますが、被災者生活再建支援法に該当された事例は大津町にはございますでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 被災者生活再建支援法につきましてですが、現在、被災された方の状況によりまして、今回、その方につきましての対応ができるように、福祉部のほうとも今連携しながら対応しているところでございますので、該当する方につきましては制度に沿った対応が十分できるように努めてまいりたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 国のこの被災者生活再建支援法、大規模半壊に該当すれば、概ね床上1メートルを超えるような床上浸水にあえば大規模半壊と見なすというような過去の事例もあるそうですので、そうすれば最低でも50万円、それから家の修理とか何か必要であれば最高200万円まで対象になるそうですので、町でも床上浸水のお宅がございます。全壊はまた一目瞭然ですからわかりますけど、大規模半壊に該当する可能性があればですね、住民の利益を守る立場から適用されるよ

うにしていきたい。

時間がありませんので3問目に移ります。年少扶養控除廃止による増税の影響と子育て支援の拡充についてお尋ねします。ご承知のように民主党政権3年前、なりものいりで子ども手当が打ち出されましたが、いつのまにか3年も経たないうちに子ども手当は事実上なくなってしまいました。子ども手当が1年ちょっとですかね、一人1万3千円支給された時期がございましたが、ところが同時に年少扶養控除が廃止になったということで、結局は子ども手当を1万3千円もらったところと比較しますと、子育て世帯にとっては負担増だけが残ってしまったわけです。

そこで、町の住民税も扶養控除がなくなった反動で約1億円近く収入が、歳入が増えているはずで。子どもは社会の宝、町の宝でありますならば、まさに町が総力を上げて子育て世帯の負担を軽減することは当然のことでなかろうかと思えます。

そこで、一つは保育料を引き下げること。熊本市と比較しますと、とりわけ所得税がかかるか、かからないか。いわゆる所得の低いほうですね、割と低所得の世帯にとっては、熊本市の保育料と比較しますと1カ月当たり5千円から6千円ですかね、5、6千円差がございます。年間にすると5千円だと6万円大津町が高く払わなくてはならないわけです。これは一人の場合ですよ。2人だったらもっと差が広がってしまいます。熊本市なりに、とりわけ所得の低い世帯にとって保育料の引き下げを進めること。それから、中学生の控除廃止もなくなりました。この際、中学校までの医療費の無料化のぜひ実現を求めたいと思えます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 子育て支援関連等、保険医療関連についてのご質問でございますけれども、はじめに平成22年、税制改正の年少扶養控除廃止による増税で所得税、住民税の影響についてであります。この税制改革による町における個人町民税への影響については、平成24年度予算計上において税制改正を適用した場合と適用しないで精算した額の差額を出しておりますが、その差額は約5千600万円です。なお、当初課税額を比較すると、平成23年度が11億7千500万円、平成24年度が12億8千600万円ですので、約1億1千万円の増額ですが、これは納税義務者数の増加約420人の他の要因も含まれておりまして、また所得税額につきましても同様に増額となる見込みです。一方では、これまで地方特別交付金で対応していた子どものための手当の地方負担分の増分と自動車取得税交付金の減収補てん分がなくなり、地方税の増収分に対応することになったことや、子育て支援交付金等の国庫補助金が一般財源化され、地方増税分に対応することになりました。平成24年度は前年度と比較して大津町では8千万円ほどが負担増となっておりますが、大津町は子どもも多く、若い世代をこれからも支えていくことが必要なことから、地方税の増税分を超える経費は町としては子育て関連経費等に措置していることであり、このように地方増税分は貴重な財源でありますので、十分検討しながら住民福祉向上のための財源措置を行っていきたいと考えております。

次に、子育て支援の拡充についてであります。大津町の保育料は菊陽町とほぼ同額であります。熊本市や合志市と比較しますと高い階層もあります。子育ての中の家庭において、社会の経済状況及び出産後の社会復帰により保育所入所の希望者は増加するばかりで、保育料の占める割合は家計の重

要な部分だと察してはおります。町としても保育料については子育て支援の重要事業であると認識し、これまで毎年約1億円程度の補助を行いながら保育所整備を行ってきました。しかしながら、議会全員協議会でも説明しましたが、町の子育て支援の充実と美咲野団地の予想以上の契約増、平成19年度からの出生数も増加し、特に0歳から2歳児の保育所希望が増加し、待機児童も増加している状況です。転入者の増加により、子どもの数が増えることはありがたいことですが、予想以上の増加により、保育所の整備・運営費はもちろん、分離校建設や子どもの医療費の増加、健診や予防事業等の経費も増加している状況です。今後も待機児童対策はもちろんですが、子育てに夢が持てる町として、住民の皆さんが安心して子育てできる環境づくりの整備と支援策の充実に向けてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、年少扶養控除廃止となった中学生までの医療費無料化を求めることについてであります。大津町では平成20年度に小学校6年まで子ども医療の助成を拡大したところであります。菊池郡市におきましては、合志市が小学6年までの助成で、菊池市と菊陽町が中学3年までの助成となっております。医療費の無料化は、一方で国民健康保険をはじめとして医療給付費の増加や国民健康保険税の値上げ等をもたらすことも懸念されております。今後熊本県内の助成状況や町の財政状況等を十分に勘案し、菊池管内で拡大されている市町を参考にしながら慎重に検討していきたいと考えております。これまでにも中学生に対する医療の無料化等については、負担関連等についてのいろいろな形で検討をさせてきておりますので、担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長併任子育て支援課松永高春君。

○教育部長併任子育て支援課（松永高春君） 荒木議員の保育料関係についてのご質問にお答えいたします。

先ほど町長のほうからもございましたけれども、大津町は転入者の増加や、特に0から2歳児の保育所希望が増加し、保育所の希望が年々増加しております。保育所の整備に対する補助、私立保育所に対する負担金、それから子どもの医療費の増加、健診や予防事業の経費、そして分離校等の教育費等も増加している状況でございます。ちなみに、私立保育所に対する負担金を例に挙げますと、平成20年度決算で約4億7千790万円です。平成24年度決算見込みですが、今回の新規保育所関連の補正分も含めて計算を概算いたしますと約7億3千710万円となります。4年間で約2億5千920万円の増加。その中で、一般財源は6千500万円の増加となっております。今後もしばらく増加していくことを考えますと、熊本市なみの保育料の設定については大変厳しい状況でございます。

それと、所得税法の年少扶養控除廃止による影響ですが、廃止前により査定をしておりますので、保護者等の負担は前年度とほぼ同程度と思います。これは、厚生労働省雇用均等児童家庭局長からの地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言による取り扱いとなっておりますが、以前は厚生労働省からの通達でしたので、現在は地方自治体の裁量によるものとなり、技術的助言による取り扱いとされていものです。保育料が増額とならないように、扶養控除廃止による影響を遮断したものです。この取り扱いにおいては、大津町保育所入所児童の費用徴収規則に明記しておりませんでしたので、早急に追加して整備していきたいと、今、準備しているところでございます。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 年少扶養控除廃止が影響がないというのは、これはまたおかしな話です。私の試算では年収400万円以下の世帯で子どもさんが2人おれば、一人分ですね、所得税住民税で最低でも5万2千円が増税になるんですよ。子ども手当が1人1万3千円だったのが、今度は児童手当に減額されました。それで差し引き10万円以上の負担増になるんです。以前の自公政権時代の児童手当と比較すれば、確かにあまり変わらんかもしれませんが、民主党政権が打ち出した、半額ではありますけど子ども手時代と比べると負担増になったことは明らかであります。それから、9月16日の熊日でアンケート調査がなされております。社会保障についてのアンケートであります。子育て支援についてどう思うか。ここで、施設の拡充やサービスの向上、こちらが68.5%の方が保育所など施設の拡充やサービスの向上を望むと、約7割ですよ。いろいろ金を使ったと言いますが、子どもが少ないところは、例えば南阿蘇村はもっと保育料は安いんです。子どもが少なければうんと金使ってもいい。しかし大津は子どもが多いからそんなに金は使えない。これは相矛盾することですよ。将来は子どもが減るかもしれない。子どもが多いときはうんと負担をしてもらうというのは、一貫性がないんですね。子どもが多ければ、町が子どもに使う財政を減らすというのは、同じ子どもに対してそれは差を付けることになります。子どもが増えれば、これはうれしい悲鳴として受け止めて、本当に子育て日本一という看板にふさわしい、それに応える政治が私は求められていると思います。このことを指摘をしまして、もう時間がございませんで、引き続き保育料の引き下げ、中学校までの医療費の無料化、早急に実現をされることを望んで一般質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。2時10分より再開いたします。

午後1時59分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） こんにちは。公明党の月尾純一郎が一般質問をさせていただきます。

はじめに、7月12日に発生した九州北部大水害で亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された多くの皆様にお見舞いを申し上げます。大津町でも白川流域、平川流域、矢護川流域をはじめ、多くの地域でたくさんの方々が災害に遭われました。心からお見舞いを申し上げます。1日も早い復旧を、共に頑張っていきたいと思っております。私は、本年6月の議会で災害時の対策本部たる役場庁舎の早期の建て替え並びに聞こえにくい防災無線の代わりに防災無線ラジオの取り組みを提案させていただきました。その直後の7・12であります。いつ、何が起こるか分からない、いつ、何が起こってもおかしくない、それは奇しくも我が大津町でも同じであるということが実証された出来事でもありました。5年や10年は大丈夫などと言っていないで、町民の安心と安全のため、1日も早い取り組みをなされるよう町長、執行部に再度提案をしておきたいと思っております。「コスモスは倒れたるままに咲き満てり、とんぼうあまとまるしづかさ」、嵐に倒れても地面に接した茎から根を

生やして立ち上がるコスモスの強さを讀んだあららぎ派の詩人土屋公平の歌であります。コスモスの秋は読書の秋であり、食欲の秋であり、スポーツの秋であります。オキストシンというホルモンがあります。オキストシンは、他者への信頼感を増し、人間の行動や精神に、より前向きに影響を与えることされ、他者と積極的に関わっている人は、このホルモンの分泌が多いと言われています。私も大いに動き、語り、学ぶ秋としたいと思います。

本日は、1、加藤清正をNHK大河ドラマに、2、生涯学習都市宣言を、3、ミストシャワーで子どもたちを熱中症から守れの3点を町長、教育長にお尋ねいたします。

第1問目、加藤清正をNHK大河ドラマについてお尋ねいたします。この質問は、平成19年3月の議会で私が一般質問をさせていただきました。答弁の中で、家入町長は本当に素晴らしい方であり、大津町は恩恵を被っていると思っている。県や熊本市の動向も考慮し、要望される場合は実現に向けて一緒になって連携を取っていききたいと述べておられます。その後、どのような動きがあったのか、お尋ねいたします。

私は、本年8月に京都府長岡京市に文教厚生常任委員会の研修で行かせていただきました。長岡京市は、委員長報告でもあったとおり、二度に渡り都が置かれたところであり、歴史文化の宝庫であります。さらに、秀吉の大返しで有名な日本を代表する交通の要衝でもあります。市役所の窓からは、あの天王山を見ることができます。さて、私たちはこの長岡京市で勝竜寺城を視察・研修させていただきました。この城は、かの細川ガラシャ夫人が嫁いだ城として有名であり、さらに秀吉が光秀を打つ山崎の合戦で光秀が本陣を築いたところでもあります。この長岡京市では、明智光秀、ガラシャ夫人らに有縁の福知山市や亀岡市など8市でガラシャ夫人を大河ドラマにというNHK大河ドラマ誘致推進協議会を設置し、2年後のテレビ放映化を目指しています。市の説明の中で、大河ドラマが実現すれば、その経済効果は計り知れないと言っておられました。まさしくそのとおりであると私も思っています。加藤清正を大河ドラマに出てもらい、再び元気大津の大河の源流を創り出してもらいたいと思います。おもしろいのは光秀の最後の句は、「時は今 雨が下しる 五月かな」であり、ガラシャ夫人は「散りぬべき時知りてこそ世の中の花も花なれ人も人なれ」と詠んでいます。二人とも時という言葉が謳い込んでおり、いざというときを大事にしていたし、知っていたんだなと教えられました。私も政治に関わる者として、この時というものをしっかりと学んでいかなければならないと痛感させられました。加藤清正を世に出すとき、大河ドラマに出すときというものもあるんだろうと考えます。そして、それは5年前に熊本城築城400年を向かえた今であり、加藤清正生誕450年を向かえた今であると思っています。9月2日まで県立美術館で加藤清正展が催され、私も見に行きました。全国から多くの方が見に来ておられました。加藤清正の人気は不動であります。また、高まってきております。

さて、加藤清正とはいかなる人物か、改めて言う必要はないと思いますが、豊臣譜代の剛勇、賤ヶ岳の七本槍の一人、昭君の間の建設でも知られる忠義の人、築城の名人、治水の神様、加藤清正を称する言葉は数えきれません。しかし、私たち大津町の人間が忘れてならないのは、400年後の今日の大津町の発展の礎を築いた大恩ある人物であるということです。清正は、天正16年、1589年

6月27日、二重の峠から初めて大津入りをしました。27歳のときです。大津覚え書きによると、清正は道案内のものに、あの草野に白川より水を分け流し田地とする工夫なきかと尋ねたと記しています。大津から熊本市にかけての平野部は、そのほとんどが茅が生い茂った荒地であったと思われます。このとき清正は胸中に上井手・下井手の開削という大構想を描いていたとしています。その後、清正・忠宏・細川氏と受け継がれ、上井手・下井手は完成したのです。あの緑輝く見事な水田地帯も、加藤清正がいなかったらできていなかったかもしれないのです。ただの茅野が広がっていただけだったら、今の大津町の発展はなかったかもしれません。しかし、本年7月12日の大雨による大水害で白川も上井手も下井手も大きな被害を受けました。加藤清正は大津町にとってかけがえのない大恩人です。そういう意味で、一日も早い復旧をしていくとともに、このときに加藤清正を大河ドラマにという運動を大津町から起こしていくことは、恩に報いる行動として当たり前だと思いますがいかがですか。平成19年3月の一般質問でも申し上げているとおり、加藤清正公、忠宏公顕彰会の皆さんが大河ドラマの実現へ向けて運動を展開しておられます。県も熊本市も動いています。山形県鶴岡市も動いています。このまま黙って流れを見ていけば、大河ドラマは実現しても、恐らくそのほとんどは熊本市に取られるでしょう。もしかしたら、菊陽町の鼻ぐり井手や杉並木ぐらいは出てくるかもしれません。大津町は出てこないでしょう。そうならないためにも、待っているのではなく、大津町からそのうねりを起こしていく必要があるのではないかと思います。加藤清正が馬に乗って二重の峠を駆け下りてきて、大津平野の一面の茅野原を見下ろしている勇将が画面に出てきたら、阿蘇山と熊本城の中間にあり、400年の歴史と文化を育んできた大津町に全国から多くの歴史ファンをはじめとする観光客が押し寄せてくる、そういう夢を家入町長とともに見たいなと思いますがいかがでしょうか。加藤清正をNHK大河ドラマにという運動をよそからの呼び掛けや要望を待つことなく、大津町が積極的に取り組んでいく、そういう考えがないか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 月尾議員の加藤清正のNHKの大河ドラマの実現についての動き、どうであったかというようなことをまず、19年3月の議会から、その後の状況について大変申し訳ありませんけれども、大津町自体としては動きを取っておりません。ただし、議員おっしゃるように、熊本市や県のほうでも動きは、実行委員会をつくりながら17万の署名を出し、NHKのほうに要望されているようでございます。我々もその前に菊陽町、そして荒木県議、そして韓国のメディアの代表の方とさんさん広場で意見交換をやりまして、加藤清正の問題と、それから韓国の状況の問題、そのような状況の問題もありまして、なかなかタイミング的にどうであるかというようなのも検討しなくちゃならないんじゃないかなと。そして、NHKのメディアの話によりますと、加藤清正、本当に人物がまじめであるし、土木行政関連等にはたえておりますけれども、NHKドラマとしては、今、あの当時、何となく何か物不足であるというような話を聞いておりますけれども、今、この時代になりますと、まじめな人の人物像をしっかりとNHKが全国に発信するためには、加藤清正なくてはほかにいない人物ではないかなというような思いをしますので、もし地元の実行委員会、あるいは推進、そういう委員会が月尾議員が先頭に立って引っ張っていかれば、我々もできる限り支援をやっていきたいと

いうふうに思います。いろんな世界の情勢も、中国をはじめ韓国情勢との竹島問題もいろいろございますので、その辺のところを十分考慮しながらやらなくちゃならないんじゃないかなとNHKも思っておりますけれども、しかし地ごしらえだけはやるべきではないかなという思いもありますけれども、残念ながら今まで私ども何も仕掛けることができなかつたというような状況でございますので、もしそういう町民の皆さんが一丸となって署名活動をしながらNHKのほうに要望ができれば、これも一つの県・熊本市・菊陽町・大津町、あるいは南のほうの・・・文化の方々と一緒になって要望ができていくんじゃないかなという思いもありますので、今後については検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 前に進めていただくというご答弁をいただいておりますけれども、私が二度目の質問をするという意味は7点簡単に挙げさせていただきますと、平成19年の質問からもう5年も経っているということです。やはり先ほども言いましたように時が大事でありますし、今を逃がしたらですね、その時ではなくなってしまうのではないかなという思いがしております。2番目は、加藤清正の大恩に報いなければならない。恩を返すというのが我々人間の道ではないかなと常に思っております。3点目は、歴史文化遺産を知り、後世に残していく、これが大事なことである。このNHK大河ドラマに出すことによって、我々自身も、この素晴らしい遺産というものをもう一度見直す機会があるのではないかなと。また子どもたちにそれを伝えていくことができるのではないかなと思います。4番目は、輝く水と緑、清正がつくった部分もたくさんありますが、その辺をやはり後世に残していかなければならない。5番目は、1年間に渡って放映されるわけでありまして、テレビを囲んで大人と子どもたちが一緒に加藤清正を語り、歴史を語り、大津町のことを知っていくと、そういう子どもたちに夢を与えられるチャンスではないかなと思っております。また、大津町に来られた新しい人たちにも、大津町の歴史というものを知っていただき、ずっと大津町に住みたいという思いをしていただくチャンスではないかなと思います。6番目に、私は他の自治体には負けたくない、熊本市に取られたり、菊陽に取られたりしないで、大津町が一番加藤清正に対する恩というものに報いながら表現していく、それが大津町でなければならぬんじゃないかなと思っております。7番目は、絶大な経済効果というものをやっぱりもう一度しっかりと町は見えていくべきじゃないかなと。企業が縮小したり撤退したりしていく中で、「元気大津」という言葉が何となく消えそうになる、そういうものを防ぐ大きな力になっていくのではないかなと思っております。町長のほうからは取り組んでいくというご答弁をいただいておりますのでよろしくお願いいたします。

2番目の質問に移らせていただきます。大津町に生涯学習都市宣言の考えはないかであります。私は本年8月、長岡京市と同じく文教厚生常任委員会の研修で京都府亀岡市に行かせていただきました。ガリレア亀岡という大変立派な生涯学習の拠点施設で研修をさせていただきました。まず平成18年12月の教育基本法改正で生涯学習の理念が盛り込まれています。その内容は、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなけれ

ばならないというものです。この改正のはるか以前に、静岡県掛川市や京都府亀岡市では、生涯学習の重要性を認識し、生涯学習都市の宣言をしています。掛川市は昭和54年、亀岡市は昭和63年です。生涯学習とは、一生涯を通じて学び、人生を豊かにすることです。家庭教育、学校教育、社会教育、民間が行う各種教育、企業内教育、スポーツ活動、文化活動、趣味・レクリエーション活動、ボランティア活動などです。町民の誰もがいつでも、どこでも自己に適した手段・方法で学び続ける町民主体の活動です。21世紀は個人の価値観に合わせて心身共に充実した生活を営む質的な豊かさを実現する時代と言われています。町民一人一人が潤いのある生活を送るためには、生涯にわたって学び続けなければならないとも言われています。亀岡市では、生涯学習について、超高齢社会、人口の減少、国際化、情報化、科学技術の革新、環境問題の顕在化など、変化する社会の中で自己実現を図り、自己の生活を向上させ、発展させるには、絶えず新たな知識や技術を身につけ、自ら判断し、行動する能力を養うことが重要であり、物の豊かさとともに心の豊かさを育む上で大きな意味を持つものとしています。亀岡市は、生涯学習都市宣言文の中で、常に今何をなすべきかを問い掛け合いながら云々としています。今年大津町では100歳以上の方が14名おられるとお聞きしています。また、いわゆる団塊の世代の皆さんが65歳以上の高齢者に突入しました。大津町では、この超高齢化社会の皆さん、そして団塊の世代など、新たに高齢者の仲間入りをされた皆さんに対してどのような取り組みを考えておられるか。そして、スポーツや歴史、文化、芸術、環境など、大津町の素晴らしい宝を後世に継承していくために、生涯学習都市宣言をしていく考えがあるか、お尋ねいたします。

次に、ガリレア亀岡のように大変素晴らしい生涯学習の拠点を今すぐつくることはできないとしても、大津町の生涯学習施設の現状はあまりにも稚拙ではないでしょうか。生涯学習センターは文化ホールの名前を書いただけの実態のない施設です。また、様々な施設がばらばらに散在しています。町民の生涯学習への認識を高め、より多くの人たちが参加していくためには、町はしっかりとした環境づくりをしていかなければならないと思います。将来、生涯学習関係の施設を集約していく考えがあるか、もしくはそれに匹敵するような抜本的な取り組みの考えがあるか、お尋ねいたします。

次に、大津町には多くのボランティアグループ、NPO、その他の市民団体があります。これら団体の活動交流の場、町民との情報交換の場、県や他の自治体との連携、またその事務局の設置など、多くの町民を生涯学習へと導いていくきっかけが必要であると思います。大津町にそのような取り組み、組織づくりなどの考えがあるか、お尋ねいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 月尾議員の生涯学習都市宣言という中で、ご質問されました今度の高齢化社会における対応について、どう団塊の皆さんにお願いをしていくかという件でございますけれども、もう議員ご承知のとおり、年金や医療費の社会保障関係等がどんどん増加傾向にあります。これをどう抑えるかというのは、まだまだ団塊の皆さん、若うございますので、人生86歳女性はというような状況、男性80歳というような状況でありますので、ぜひ再度社会貢献に頑張っていただけるような働きかけというか、そういう意識をしっかりと持っていけるような政策というか、対応をしてい

かなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。もちろん、そのような施設関連等の活用も必要になってくるわけでございますけれども、身の丈にあったような施設ということになると、今、我々の生涯スポーツに関する起点施設は、大津町の運動公園であり、そして文化教養に関する起点施設としては、生涯学習センターを考えておりますので、その他多くの施設関係がございますので、その活動関連等は、それぞれの役割分担に基づいて情報を共有しながら、町民それぞれの声を聞きながら、何をやっていくかというような形を町民の中から上げていかれる、そのようなことができるような支援はやっていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。もちろんそのためには、議員おっしゃるような組織関係、いろんな組織が今どんどんとできてきております。そういう組織の皆さんをばらばらでなく、それぞれの組織の、違った組織もたくさんありますので、そのような連携というか、協議会というか、そういうものをつくりながら、どのような働きかけで今後の社会というか、構成を生かしていくかというような形、これにつきましては、やっぱり先人たちの知恵とこれから後世の人たちの知恵を生かしていくように組織づくりというか、そういうものの活性化を図っていく必要があるというふうに思っておりますので、そういう組織統合についての検討というか、それぞれのまちおこし大学関連等の役割として、今後そのような形の中で組織の統一を図っていければなどというふうに思っておりますので、まだまだこれからの人生をしっかりと送っていただくためには、高齢者の皆さんの知恵であり、実行力を期待しておりますので、それに対する支援を考えていかなくちゃならないのは確かでございますので、ぜひ住民の皆さんの力をお借りしながら協働のまちづくりに邁進していかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 月尾議員の②と④に関わりまして答弁させていただきます。

まず、市民ニーズの把握により、生涯学習プログラムの充実を図る考えがあるかということでございますけれども、結論を先に言わせていただきますと、充実を図りたいという考えは十分にあります。改正教育基本法第3条の条文につきましては、先ほど議員が述べられたとおりでございます。これを踏まえまして、大津町の教育目標は、家庭・学校・地域・行政の緊密な連携の基に生涯学習社会を目指した教育の推進をするということであり、議員のご指摘のとおり、高齢化、国際化、情報化、科学技術の革新等の進展に伴いまして、知識基盤社会となっております。速いスピードで社会は変化していきます。その変化の中で、それぞれの夢を実現するためや豊かな人生を送るためには、生涯学習の充実が必要であり、その成果を生かす場や機会を提供することによって、生きがいを見つけることができるものと考えます。生涯学習は、強制されるものではなく、自発性、自主性による学びや活動でありますので、住民のニーズに合わなければ用意したプログラムが生かされないと思います。ですから、広く住民のニーズをどのようにして把握するかが一番の課題であると考えております。現状では、担当課でプログラムを作成し、開校講座終了後にアンケート調査を実施して事業展開できるものについては次年度に活用する方向でプログラム作成につなげているところでございます。その周知は、月1回発行しております生涯学習情報誌でありまして、これを通して全町民の方々に情報が完全に行き渡っているとは必ずしも言い切れないと思っております。自主的に学び、活動するのが生涯学

習の基本ではありますが、相互の情報交換がなければ、既成のプログラムも新規のプログラムも活用ができないので、講座に限らず大きな行事においてもアンケートや意識調査を行い、住民ニーズに即応できる体制を整えていきたいと考えております。今、新しい講座開設準備をしているものは、NIEの講座でございます。これは、高齢者講座の内容の一つとして、新聞を通して人生を楽しもうというテーマの基に、熊本日々新聞の新聞活用センターの越地真一郎さんを講師にお迎えしての講演会がありました。その講演を聞かれたお一人の方が、新聞のおもしろさと新聞による交流によってつながりをつくる魅力を感じられまして、もっと新聞を通じた学習をしたいという意欲を喚起されたようでございます。そこで、早速生涯学習課の担当者のほうへ講座開設を要望されました。そして、社会教育課の中でこの講座が行われています地域が宇城のほうにございますので、そちらのほうにお出掛けになられまして、中心になられている方々からいろいろお話を聞かれまして、ご自身でもまたこの講座を開設したときに仲間となっていただけの方を大津町の有志の方々に声掛けをされまして仲間を募られました。一応、人数も十数名に見通しが立ったということ。それから、講師としてお招きしたいと考えていらっしゃる越路先生のほうも承諾をされたということで、10月に開校の予定でございます。

このように、自分から積極的にプログラムを持ち込まれる場合が一番好ましいとは思いますが、なかなか全員がこのような形にはなっていきません。そこで、住民ニーズをどのような方法で把握するのか、そしてまたそれをどのようにしてプログラムするか、そのためにはどういう条件整備をしなければならないか、この後また検討していきたいと思っております。しかし、行政だけでは情報不足とか、必要な人材確保が十分にできないことも考えられますので、議員のご質問にありますように、生涯学習に取り組まれているNPOとか市民グループの活動との連携、これは有効であると私も考えます。そこで、生涯学習に取り組まれている各団体がどのような活動をなさって、いくつぐらいあるのか、私自身正直なところまだ十分把握できておりませんので、そういった関係の把握とか、また連携を図る組織のメンバー構成をどうするかとか、連携する内容、それから連携の方法等、今後検討させていただきたいというふうに思っております。そういった連携活動の拠点は、やはり生涯学習センターが適当ではないかと考えているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 町長の答弁の中で生涯学習都市の宣言をするという答えがなかったかと思っておりますので、その辺をもう一度お尋ねしたいと思います。生涯学習については、今多くの町民の皆さんが何かをしなければならない、何かをしたい、けど何をすればいいかわからないというような言葉が聞かれます、思っておられますと思います。これまで第一線でばりばりと頑張ってきた人たちが何もしないでじっとしていると脳が衰え、手足が衰え、体が衰えてきます。認知症になったり、うつ病になったりもします。当然、個人にとっても、町にとっても医療費の増大にもつながってきます。町は、町民の一人一人が生涯学習に取り組めるようにしなければならないと思っております。ぜひこの生涯学習都市の宣言をするということをもう一度ご答弁をいただきたいと思っております。

また、今、教育長がお話になった、どういう形で事務局というのは進めていけばいいのかということについては、私たちが研修に行った京都の亀岡のガリレオ亀岡というところの3階に事務局員を3

名ほど入れて60団体ぐらいの団体を取りまとめておられますので、そういう勉強もされたらいいんじゃないかなと思います。町長の答弁を求めます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 生涯学習宣言都市を宣言するということについては、前向きで検討していきたいと思いますが、今、町が先行してやっても、なかなかそれが住民の皆さんに浸透していくかというのは疑問であるというふうに今考えておりますので、やはりそれぞれのグループ、それぞれの団体、あるいはそういうところからやろうという気持ちが出てきた段階で宣言をしていったほうが、住民の力、住民の皆さんで行う、そういう行動を願っておるといようなことでございますので、前向きでそういう方向性については検討をさせていただきたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 町長がやると言われれば、大津町の職員は皆さん優秀な方がたくさんおられますし、住民もたくさんおられますので、実現をしていくと思います。宣言をする決めた上で何をどうしなければならぬかということは、しっかりと検討をしていけばいいんじゃないかなと思っております。

3問目の質問に移ります。ミストシャワーで子どもたちを熱中症から守れであります。今年の夏は異常でした。これまで経験したことがない大雨が終わったと思ったら、毎日35度を超す猛暑の連続、日本全国熱中症で倒れる人が相次ぎました。消防庁が調べた今年5月末から8月22日までに熱中症で搬送された人の数は4万1千20人、うち死亡者は145人、重症が1千438人、中程度の症状が1万4千448人なっています。保育園や幼稚園、小学生も悲鳴を上げています。この子どもたちの命を守り、健康で明るい毎日を提供していく、快適な学習環境を創り出していく、それは私たち大人の責任であると思っております。私はこれまでの一般質問で、ゴーヤやアサガオによるグリーンカーテンの提案をしてきました。これはすぐに取り組んでいただき、大いに効果があったと伺っております。その後、校庭の芝生化を提案しました。これは、まだ町並びに教育委員会のご理解が得られず、実現には至っておりません。今回は、ミストシャワーについて設置の提案をさせていただきます。ご存じのように、ミストシャワーとは人工の霧のシャワーです。水道水を微細な霧状にして噴射し、その気化熱によって周辺気温を下げるものです。熱中症対策、低コストの設置費用、使用エネ効果が期待できるなどの理由から、今、全国の小・中学校、幼稚園及び各種公共施設等で取り組みが進んでいます。まず全国の各地からの取り組みの状況をお話させていただきます。神奈川県秦野市では、子どもたちの熱中症対策の一環として、市内の小・中学校、幼稚園などに試験的に設置、昇降口や砂場など、子どもたちの行き来が多い場所に設置。野外活動などの際に利用されているひんやりとして心地よいと好評であります。今後全ての幼稚園、小学校に設置していく考えがあるとのこと。奈良県では、奈良公園内の藤棚で実施。多くの観光客が弁当を食べにきたり、鹿が休憩に来ているとのこと。京都市では、JR京都駅前のバス乗り場にドライ型ミストシャワーを設置しています。私も先の委員会研修で見せていただきました。また保育園、幼稚園、小学校など100カ所に簡易型ミストシャワーを設置しています。静岡県沼津市では4つの小学校、5つの中学校に設置しています。

茨城県取手市では、全市立小・中学校で設置、教育委員会は子どもは一つのことになると夢中になると水分補給を忘れがち。ミストシャワーを使うことで熱中症に気を付けようと思い出してくれればと言っています。また寺原小の沖田校長は、子どもたちの笑顔を見ているとこっちも暑さを忘れると言っています。福岡県糸島市では、全25の小・中学校に設置しています。心もリフレッシュでき、授業への切り替えもしやすいと喜ばれています。るるご紹介をさせていただきましたが、全国取り組んでいる自治体、教育現場、子どもたちすべてに共通して言えるのは、設置してよかったという喜びの声であります。

お尋ねいたします。大津町の宝、子どもたちを熱中症から守るために、公立のすべての保育園、幼稚園、小・中学校にミストシャワーを設置する考えはありませんか。

次に、大津町は輝く緑と豊かな水の町であります。大津町には本田技研などの企業関係者が全国から来られます。また、スポーツ関係者の交流も盛んに行われています。また、阿蘇くまもと空港に連携する観光の玄関口としての機能もあります。これら大津町を訪れる皆さんに大津町の豊かでおいしい安全な水を紹介する必要があると思います。大津町に来て、ミストシャワーを利用して、ほっと命が救われる思いがした、そんな一言が聞きたいと思いませんか。役場、町民交流センター、大津駅、中央公園、スポーツの森などにミストシャワーを設置する考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 熱中症予防としてのミストシャワーの設置についてでございますけれども、議員おっしゃるように、近年において公共の場での設置が増加しておりますので、今後について教育施設等での検討を今考えているところでございますので、その辺につきまして教育部長のほうから答弁させます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 月尾議員のミストシャワー関連について答弁いたします。

熱中症に対する対応策については、テレビや新聞等で盛んに取り上げられ、熱中症対策のアイデア用品などの製造販売が盛んになっております。その一つとしてミストシャワーも同様にいろいろな方法で普及しているようでございます。大規模なものから安価で電気を使わないものまで、様々なものがあるようでございます。愛知県内の小学校で設置されているところに問い合わせたところ、水道の蛇口と直結し使用するため、噴射には電気が不要であり、水道料金のみで運転可能なものもあるとのこと。1セット約5千円程度というふうに確認をしております。ほかの自治体の実施状況やその効果、費用などを調査いたしまして、保護者等の意見を聞きながら検討をしたいというふうに思います。

○議長（大田黒英生君） 月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 町長がいつも言われるように、大津町の子どもは町の宝であります。未来の宝であります。今、部長のほうからお話があったようにわずか5千円ぐらいで済むし、水道代もわずか済むということでありますので、まず子どもたちの命を救う、また学習環境を徹底していくという意味から、全校全施設、私が提案した全ての施設にまず取り付けてみて、それがどういう効果があ

るのか、なければもちろん取り外せばいいわけでありまして、よければもっともっと充実をさせていけばいいというような考えで取り組んでも、これが1台が例えば何億円とか何千万円とかするから試しにせにゃいかんとかそういうことであれば大変なんです、5千円ぐらいで済むわけですので、子どもたちがそれで喜んで勉強にも頑張ってくればいいんじゃないかなと思います。全国の取り組んでいるところも、すべてよかったというような反応もあっておりますので、ぜひ全部取り組んでいただきたいなと思います。また保護者等の意見も聞きたいということでもありますので、前向きに進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。3時から再開いたします。

午後2時51分 休憩

△

午後3時00分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

府内隆博君。

○2番（府内隆博君） こんにちは。最初に、7月12日発生しました九州北部豪雨で亡くなられた方、また被災をされた方に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

2番議員府内隆博が一般質問をさせていただきます。本日は、2問質問をさせていただきます。

最初に、7月12日発生しました九州北部豪雨、阿蘇地域をはじめ県内に寛大な被害をもたらしました。阿蘇市や南阿蘇村では、死者行方不明者25名を出し、未だに1人の行方不明者が見つからない。1時間に110ミリから120ミリの激しい豪雨だったことで、農業関係や宿泊施設、観光施設など中小企業分野まで災害が広がって、これまでに経験したことがない豪雨、この言葉を象徴するように、記録的な豪雨で、土砂崩れや浸水被害が相次いだ。大津町でも白川、矢護川、平川の河川で氾濫し、41ヘクタールの農地が護岸とともに根こそぎに流されたり、立木や土砂で埋まるなど、取水口12カ所が破壊されたり、阿原目地区では床上浸水被害、北部の真木や古城区でも増水で床上浸水や家が全半壊するなどの大きな被害が出た。こうした災害での区長さんや消防団からの行政への災害状況など伝達が正確に伝わったか。また、行政から避難指示や避難場所など確認ができていたか。早めの避難誘導など、区長さんの判断が今後大切になってくると思う。それと、災害状況を消防団や区長さんから町に情報が正確に伝わったか、問題はなかったか。そこで大津町洪水土砂災害マップが生かされたか。土砂災害による被害を防ごうと2001年に土砂災害防止法が施行された。都道府県が急傾斜地など危険箇所を調査し、それに基づいて土砂災害警戒区域を指定、市町村は指定区域の危険の周知、警戒避難態勢の整備を進めることになっている。だが、県内の指定の基になる調査が済んでいるのは約1万3千409カ所のうち3割強しか進んでいない。大津町の調査の現状はどうなっているか。今回の災害箇所は指定外の災害が多かったのではないか。いずれにせよ、記録的な豪雨が増加傾向にあることはデータで裏付けられている。豪雨災害の危険性はこれまで以上に高まっていることを踏まえ、対策を考える必要がある。また、大津町洪水土砂災害マップで示した避難場所や避難

路でよかったか。増水で行けなかった場所はなかったか。今回の豪雨は、夜中から早朝にかけての大雨、しかも雷雨で道路が川のようになったところもあって、避難場所へ行けなかった人もいたと聞いている。避難場所・避難路の再点検をする必要がある。今回の豪雨で、上井手も何カ所も氾濫しており、上井手にある運動公園西の大久保のため池が満杯になったそうで、上井手に流れている東山からの水量も多く、水量も上井手に流れて氾濫の原因になるなど、東山からの水量を調整するため池を引水東に計画できないか、町の考えを聞きたい。

1 問目を終わります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員の今回の災害についてのご質問でございますけれども、本当に7月12日の猛烈な豪雨が九州北部地区を襲い、各地区で甚大な被害が発生し、特に阿蘇地方を中心に多くの尊い人命が失われ、今なお行方不明の方もおられることに対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。大津町でも12日深夜から未明に掛けて、平真城地区で時間当たりの雨量が98ミリという大雨に見舞われました。この大雨の影響で、北部の矢護川、平川に加え白川が短期間の間に急激に増水し、岩坂地区、阿原目地区では床上浸水などの被害が発生し、真木、古城地区では河川近隣の住宅が全壊2棟、半壊4棟を含む甚大な浸水被害が生じるとともに、流域の農地などにも大きな被害が出ております。被災された町民の皆さんの生活再建に全力で取り組んでいるところですが、一方で防災、災害対策に大きな課題が残りました。真木地区では、住宅が流出するなどの被害が発生しましたが、幸い人的な被害はございませんでした。これは、ひとえに区長さんを中心に消防団、自営消防の皆さん、そして地区の方々が協力して自主的に高齢者などを避難させたことによるものでございます。そのほか、地域においても公民館などに自主的に避難された方々もいらっしゃいました。また、明るくなったころから町民の皆さんからの個別依頼などの電話対応などで騒然とする中に、上井手決壊恐れへの対応や白川の急激な増水状況確認などに追われ、その結果、災害対策本部設置や避難勧告の発令が遅れたわけでございますので、大変申し訳なく思っておりますが、7月17日から20日に掛けて小学校校区ごとに校区别災害打合せ会議を行い、区長さんから災害復旧や災害対策情報収集体系や情報の供給方法や避難箇所などについてのご意見をいただきました。これらの点について十分に検証し、今後防災体制の見直しを行っていたいと考えています。

また、東日本大震災や今回の豪雨災害でも地域の助け合いほど、災害どきに威力を発揮する防災対策はないと言われております。町内でも翌日から区民総出で床上・床下浸水した住宅の片づけに取り組みれたり、日曜日に区役で後片づけをされた地区など、地域を上げて復旧に頑張っていただきました。公助の機能を強化することはもちろんですが、公助に頼る前に自らの身は自らで守る自助、さらには地域で助け合い・守り合いという共助の意識を高めていくことや自主防災組織や防災リーダーの育成などに今後優先的に取り組む必要があると強く感じております。

次に、土砂災害による被害防止のための土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護することを第一の目的としています。大津町でも、地域防災計画をつくり、町民の皆さんと一緒に防災訓練等を行ってきたところでもあります。同法による土砂災害警戒区域に指定されますと、警戒

避難態勢の整備を求められますが、これは当然町全体で実行すべきことで、今回の災害を教訓としなければなりません。また、開発行為や建築物の構造の規制等もございますので、熊本県や地域の皆さん、防災担当と十分協議の上、今後検討してまいります。災害に伴います具体的な対応などについては、所管部長から説明をさせます。

上井手の水路関連につきます東山側の整備の計画についてでございますけれども、上井手関係につきましては、大津町、菊陽町の水田382ヘクタールの灌漑用水路として、延長13.4キロを有しておりますが、近年老朽化が著しく、周辺の宅地化が進み、上井手水路の流入量が増加していることから、今後、右岸側の土水路が崩壊し、排水をせき止める恐れが高まっております。一度決壊すれば下流域の住宅、また公共施設、農地及び農業用施設に多大な被害を及ぼす恐れがあると心配されているところですが、このため町では平成20年度から平成25年度にかけて、県営かんがい排水事業で上井手水路改修を行っているところでもありますが、東山の調整池の計画については第2期で計画をしているということでございます。

このように、上井手の東山川だけでなく瀬田裏におきましての大規模な防災ダムをつくる必要があるというようなことを強く県のほうにこれまで要望をしてきたところでもあります。そういうことで、今後についての説明は担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 7月12日発生の豪雨に伴います当日の対応状況についてご説明をさせていただきます。7月12日午前0時30分に気象台から大雨洪水警報が発令され、午後2時40分には土砂災害警戒情報が発表されております。それを受けまして、水防体制5班、6班を招集いたしまして待機を行っております。午前4時ごろには真木区で自主避難されているとの情報が入ってまいりましたが、具体的な人数や被害状況については把握できておりませんでした。午前5時ごろから道路の冠水や住家への水の流入等の情報が増え始め、その対応に追われている中に上井手の水位が上昇し氾濫の危険が高いということで水防班全員に出動を命じております。明るくなってきた午前7時ごろから白川の水位が危険水位であることや各地で崖崩れ、道路の冠水で通行ができないなどの情報が錯綜し、水防範囲や関係課の職員を配備しましたが、情報の収集や指示命令系統が混乱していたのも事実でございます。多々良区の公民館が避難所として開放してあることや、消防団から避難を呼び掛けるとの情報も上がってまいりましたが、職員を配置し確認を行うことができませんでした。午前8時に災害対策本部を設置し、情報の収集・整理を行うとともに、中島区を中心に避難勧告の発令を検討し、午前8時20分に避難勧告を行いました。真木区や古城区の避難状況を確認するため職員を派遣いたしましたが、深刻な被害状況が報告されております。

避難所の運営につきましては、災害対策本部の住民対策部が対応いたしましたが、はじめての経験でもあり、様々な課題が残ったと認識しております。それ以外につきましても、いろいろな情報、要請の中でどの情報が大事なのか、水防班体制や災害対策本部の指揮命令系統、また地区の区長さんとの連絡方法、消防団員との協力体制、災害備蓄用品の確保など、区長さんの皆さんや職員からも多くの課題が指摘されております。一つ一つを検証し、これからの防災体制に生かしていきたいと考えて

おります。

続きまして、(2)(3)(4)のご質問と関連がありますので、順次ご説明させていただきたいと思っております。

次に、大津町洪水土砂災害マップの活用につきましては、平成22年に大津町洪水土砂災害マップを作成いたしまして、町内全世帯に配付いたしております。このマップにつきましては、大雨による河川の氾濫や土砂災害が発生したときに想定される浸水の範囲と深さ、土砂災害危険箇所や避難場所などを示しております。このマップの活用につきましては、ホームページにも掲載したり、防災会議等でも周知を行っておりますが、毎年行っております町の総合防災訓練に多くの住民の皆様に参加してもらい、いざというときの備えとして、今後さらに活用できるようにしていきたいと考えております。また、学校での防災訓練などでも活用を検討していきたいと思っております。

(3)の災害対策につきましては、7月12日の豪雨について気象庁は数年に一度の大雨を想定した警報より強い記録的短時間大雨情報を出したが、大雨は短時間で収まらず、その後も1時間に110ミリ以上の豪雨が降り続き、結局記録的短時間大雨情報の発令は3時間余りの間に計7回にも及んだと報告しております。そして、さらに強く危機を訴えようと6月に導入したばかりの新防災情報、これまで経験したことのないような大雨を午前6時41分に初めて出したとあります。また、去年は7月に新潟・福島豪雨による災害や8月には紀伊半島を中心に記録的な大雨が降るなど、数年に一度程度しか発生しない1時間に100ミリなどの大雨が観測された地域を対象に出る記録的短時間大雨情報の発表回数が全国で100回に達したと気象庁は発表しております。原因としてよく上げられますのが、地域温暖化によるものではないかと言われております。本来このような異常気象とは数十年に1回程度の気象現象あるいは人が一生の間にまれにしか経験しない減少を指すものとして、最近情報として使用されております。このような洪水などの災害に対処するため、町では水防資材を備蓄しておく水防倉庫を森、引水、矢護川、役場の4カ所に配置しております。倉庫には丸太杭やスコップ、そして土嚢などを備蓄しております。今回ご指摘がありました土嚢につきましては、森の水防倉庫、矢護川水防倉庫にそれぞれ200袋ずつ、若草学園南倉庫に約200袋の備蓄がありました。各地区や消防団からの要請により、逐次使用した結果、午前8時過ぎには在庫がなくなりましたので、業者に依頼し1千500袋を追加し、合わせて大型土嚢も使用し応急措置にあたったところでございます。土嚢の中には数年経過し劣化したものなど見られましたので、どの程度備蓄しておくのか、新型土嚢への切り替え、また業者への委託なども含めまして、いざというときに不足しないような体制を取っていききたいと思います。

(4)の避難場所等につきましては、町が指定しております避難場所につきましては、先ほど説明しました洪水土砂災害マップとまた別に地震防災マップに掲載し、全世帯に配付しております。全部で22カ所を指定しておりますが、洪水などの災害においては、まず屋内施設を有する場所17カ所を避難場所として指定し、地震災害の場合は屋外の施設である町民グラウンドや昭和園などの公園5カ所を追加し22カ所としております。平成16年度から実施しています総合防災訓練で避難方法につきましてはそれぞれの地区で一時的に避難し安否の確認などを行うことができる一時避難所を設定し

てもらい、その後、指定避難場所に移動してもらい訓練を行ってきております。地震災害を想定した避難訓練であります、今回のような豪雨災害の場合でも一時避難所をどこに設定するのか、地区住民の皆さんで話し合っただき、自主的に避難できるような態勢を取ることができるよう区長さんをはじめ民生委員さん、消防団、分団員などのもお願ひしたいと思ひます。

今回避難された方々や指定避難場所につきましては、増水した川を渡つての避難は危険である、高齢者は近くの公民館などがよいのではないかと、避難所が遠すぎるなど、いろいろなご意見をいただいております。一時避難所を指定避難所にするなどとも考えられますが、避難が全町的にわたり人数が多くなつたり、また長期化する場合には、避難者への支援など厳しい状況も考えられますので、避難路の状況などを含めましてどのような形がいいか検討していきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 議員ご質問の土砂災害警戒区域の指定の現状についてお答えいたします。

熊本県の調査によりますと、土石流危険渓流急傾斜地のような土砂災害危険箇所は、ご指摘のように県内に1万3千490カ所あります。この中で大津町には土石流危険渓流が21カ所、急傾斜地が71カ所の計92カ所が確認されております。県砂防課によりますと、この危険箇所の中からさらに調査を重ねて、土砂災害警戒区域が指定されることになっております。現在、熊本県内では3千882カ所が指定され、全体の29%になっております。大津町では21カ所が指定されておりますが、町の危険箇所数から見ると23%となりまして、県の全体より少し遅れているようです。なお、町内の土砂災害危険箇所の92カ所については、土砂災害マップにも同じ箇所が記載してあります。しかし、既に土砂災害危険区域の指定を受けた21カ所は家屋や人口の多い町中心部であり、今回の豪雨により被災した地域と指定された地域とは一致しておりません。今後指定につきましては、町防災担当の意見を聞くことになっておりますので、地域の皆さんの協力をいただきながら県と協議して調査を進めてまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 先ほど町長が申しましたように、上井手水路は近年老朽化とともに周辺の住宅化が進み、上井手水路への雨水流入量が増加しているところから、洪水による土水路部分の崩壊や氾濫が心配されているところとす。このため、町ではこれまでも継続的に上井手水路の整備をしてまいりましたが、平成20年度から平成25年度にかけて県営かんがい排水事業で上井手水路改修を行っているところとす。その後についても、平成29年までは上井手第2期県営新農業水利システム保全事業、平成34年までに上井手3期県営新農業システム保全事業が計画されているところとす。議員ご指摘の東山側からの雨水調整池の計画については、上井手第2期県営新農業水利システム保全事業の事業計画概要書に盛り込んであります。現在進めております第1期計画が終了次第、県と協議しながら第2期計画に入りたいと考えております。そのときに、調整池も対応したいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） ただいまの質問に対して、一つずつ答弁をいただきました。その中で、1番目の区長さんや消防団からの行政への災害状況について、それぞれの区長さんのいろんな立場もございまして、いろんなこのたびの災害については大変ご苦労されたと思います。その中で、23年の6月に水防計画書という、これが計画されている中で、水位の通報ということで載っておりますけれども、これは例えば消防団から行政に通報されるのか、もしくは区長さんから行政に、役場に通報されるのか。それぞれの箇所を書いてありますけれども、中島については七障子橋、外牧については代官橋、平川については馬場橋、大津町は鶴口橋、吹田については産業橋という、御願所が初生橋ですかね、そういうことで氾濫注意水位ということをこれは掲げてありますけれども、そういった情報についてはどこがするのか、そこあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） ただいま河川関係の危険水域等の情報関係でございましてけれども、それぞれに箇所ごとに待機水位、ご指摘いただきましたような氾濫注意水位等が示してありますけれども、水位の観測者といたしましては各分団長及び水防本部にとということで、それぞれにその状況を確認いたしまして情報収集・整理いたしまして、それに対応するというような形を取っております。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 災害発生時の対応についての検証の意味を含めて、反省するところは反省して、次の豪雨に生かすということで防災訓練等でも生かしていただきたいと思います。それぞれに上井手の東山川の水量調整池の意見についても県と協議しながら第2期の計画をするということでお話がありましたけれども、ぜひ大津町まちづくりの中でも安心・安全ということで掲げてあるならば、雨が降ったときに心配でならないという上井手の近くの方もおられますし、そういったことでぜひこう早めの計画をしていただきたいと思います。

2問目に入らせていただきます。地区担当職員についてということで、毎年、町から行政区を通じて、今年の町の仕事、今年は平成24年度大津町予算概要が各町民に配付されますが、町民の方に理解をしていただくために、地区担当職員が出向いて説明をしたほうが行政と町民が一体となるまちづくりにつながると思われませんが、町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員の地区担当職員の活動等についてのご質問でございましてけれども、この地区担当職員を立ち上げまして4年近くなりますけれども、地区担当職員が出向いて、そして地域住民の皆さん、あるいは区長さん関係等の意見交換をするという、情報交換というような形を考えてやらせていただいております。現在、各行政区65の中で1区、2人の担当を張り付けております。もちろん、張り付け職員は係長以下の職員で若い職員で、今後のまちづくりに頑張ってもらうための人材育成というようなことで係長以下というような形で派遣しておるわけでございましてけれども、彼たちもよく休日なくボランティア的に地域の意見を吸い上げてきております。彼たちがその意見の中から係長級における政策会議をつくっておりますので、まちの政策会議にそれぞれの課題事項を上げていただきながら、その中で予算設置をするべきものについては、課長会議にかける、あるいはそ

の庁議にかけて予算を立ち上げながら議会関連の皆さんのご理解を得ながら実行していくというようなシステムを今つくっております。そういう中におきまして、地区担当職員のがんばり、あるいはその地区の皆さんの熱意、こういうものをしっかりと取り入れながらまちづくりをしたいというふうに考えておりますけれども、集落における地区においては、大変熱心でありますけれども、街中における地区においては温度差が大分あるようございまして、そのような状況の中で頑張っておられる職員と区長さん、その辺の関係につきまして担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 地区担当職員制度について若干ご説明申し上げます。この制度は、平成16年度から実施いたしましたミニ特区事業を推進するためにミニ特区アドバイザーとしまして町職員を各行政区に1名ずつ配置したことから始まっております。平成19年度から地区担当職員と名称を変えまして、より地域に密着し、地域づくりの支援や地域と町をつなぐパイプ役として配置いたしております。その後、先ほど町長が申し上げましたように、平成21年度から各行政区に2名ずつの配置に変更いたしております。今年の町の仕事につきましては、住民の皆さんへの行政情報の提供の一つといたしまして、平成18年度から町の予算や主な事業の概要を一つの冊子にして各戸に配付しております。地域での説明会は、地区担当職員が各行政区の区長さんと協議をしながら開催しているところであります。今年度は、65の行政区のうち約4分の1の17行政区で開催をいたしております。半分以上の行政区では冊子の配付のみに終わっている状況であります。地区担当職員は、地域の声を聞き、生の声を聞き、地域の連携を深め、地域づくりの支援を行うことも重要な役割でございますので、説明会の開催だけでなく地域の実情に応じて支援できるように、各区長さんと協議しながら推進させていただきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 先ほども言われたように、区長さん、また行政区によって多少温度差はあると思います。いろんな方から聞きますけれども、説明がないところについてはですね、なかなか理解しにくい。どう言ったらわかるだろうかという話も聞きますし、それがまた、町民に理解されてこそ素晴らしいまちづくりができるんじゃないかという思いもございまして、これからもまた地区担当職員についても、どうかできるだけ多くの行政区へ出向いて説明会なりをしていただきたいと思いますのでございます。

これで終わります。

○議長（大田黒英生君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後3時59分 散会

本 会 議

一 般 質 問

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席の配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

金田俊二君。

○1 番 (金田俊二君) おはようございます。1 番議員金田俊二が通告にしたがって一般質問をさせていただきます。

まずもって 7 月 1 2 日、菊池北部地区豪雨災害による被災された町民の皆さん方にお見舞いを申し上げますとともに、併せて他市町村で尊い命を亡くされた皆さんに対しまして、追悼の意を申したいと思います。

大津町で家屋の流失があったものの人命に関する被害がなかったのも、区長さんの機転や周辺住民の皆さんの助け合いがあったからこそという話を聞いて、コミュニティの希薄さが危惧される中でまちづくりにおける一点の巧妙を見たような気がしているところです。また、町の職員、消防団、建設業組合の皆さんなど、今回の災害に対して献身的な対応をされたことに対して敬意を表し、その上で今回の豪雨災害を教訓として、今後どのように行政として危機管理を行っていくかについてお尋ねしたいと思います。

まず、災害対応備品の確保は十分だったのか。私も 1 2 日の夜、被災者が避難している公民館で土嚢の要請をしたんだけど、土嚢はもうないという返事が役場のほうから返ってきたと。私もそのことを聞いて、即座に担当課に連絡したところ、同様のお話でございました。災害査定するときも、災害があったとき査定官がまいります。そのときに災害査定官はどのことに目を付けるかといったら、この災害において、町は、あるいは地元は一生懸命努力したんだという、その姿を見てとります。土嚢を築いて、夜中からずっとやったという、そういうことをやれば査定官も、これは満杯取るという、補助を付けてやろうという、そういうこともあり得ます。そういう意味でも、ぜひ土嚢を築くべきだという要請もしたところです。また、それ以上に現地は非常に厳しい状況だったということもございます。そういうことで、今、土嚢について申しあげましたけれども、ほかの備品についてはどうだったのかという、そういうことをお尋ねしたいと思います。

次に、避難場所の指定は適切だったのかという問題です。災害後に住民の方からお電話がありまし

て、今回の災害で感じたことがあります。大津小学校が避難場所に指定されていますが、一番低いところでとても避難できる場所ではなかった。災害に応じた避難場所を考える必要があるのではないか。岩戸の里にも、たしか4、5名の避難者がいたというふうに聞いております。白川が蛇行するところに直接水が打ち当たる、そして今回の災害もあっております。そういったことで、全体的に災害に応じた避難場所を考える必要があるのではないかというふうに思うわけです。その点についてもお伺いしたいと思います。

次に、この写真、ちょっと遠いのでわかりづらいと思うんです。これは、平川、御所原の6月13日の災害前の写真です。ヨシがうっそうと繁っております。先ほど町長にも見せたところですけども、そういった状況が災害前にありました。こちらのほうが災害後です。ヨシはもう流れてしまって、土砂、石が堆積しております。そういった中で、これはヨシがあるときも、かなり土砂が堆積していたと。長年積もって堆積したという状況です。今回また、今回の災害で土砂が積もっている状況になっております。今回の溢水も、普段から川底を整備していたら、多少は免れていたのではないかとこのように思うわけです。今回、災害で土砂が人家の屋敷に堆積し、それを除去するために消防団員や住民の皆さんが復旧作業に携わっておられます。このような状況はほかの地域でもあったのではないかと思います。川底の整備など国・県と協議して対応すべきだと思いますが、町長のお考えをお聞きます。

次に、農地災害に対する配慮ということですが、先月20日の臨時議会でも申し上げたところですが、農地災害の見舞金における1反未満の支出について、要項を変えれば可能であり、検討するという答弁がなされました。その結果は、昨日の同僚議員の一般質問でも、今検討中だというふうに述べられましたけれども、わかる範囲でどういう考えでおられるか、町長の意見をお聞きしたいと思います。

さらに、大津町におけるかつての激甚災害、たしか昭和55年災のときに、特に農業用施設災害について、上井手の頭首工、そういった災害について、個人負担を町が肩代わりして農家の負担を軽減したという、そういうこともかつてあったというふうに思います。今回、激甚災害の指定を受けて、場合によっては増高申請等により負担割合がわずか数%になる可能性も秘めております。災害の大きさによってはかなりの負担にそれでもなるというふうに想定されます。かつて自己負担額を町が肩代わりしたような、そのような対応を考えられておられるか、現段階の町長の気持ちをお伺いしたいと思います。

最後に、今回の災害で文化財の被災はなかったのか。私の知る限りでは、真木の弘化橋などが、これは弘化ですので幕末、江戸時代の末にできた橋だというふうに、眼鏡橋ですけども、それが上のほうの石が取れて若干眼鏡橋がちょっと沈んだ、片方が、右岸側が沈んでいるという、そういった状況になっております。この文化財の今後の復旧等についてどういう姿勢でのぞまれるか、お伺いしたいと思います。

第1問目を終わります。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。最初に、金田議員の今回の災害についての対応についてご質問がございましたので、その件について答弁を申し上げたいと思いますけれども、7月12日の九州北部豪雨災害は、大津町におきましても大きな爪痕を残しまして、住宅等への被害、あるいは道路や橋梁の損壊、また白川をはじめ矢護川、平川の護岸をはじめ甚大な被害を受けました。農業の被害も大きく、農地約60ヘクタールが流木や土石で埋まり、激甚災害の指定を受けました。被災された町民の皆さんの生活再建に向け、見舞金の支給や復旧に全力で取り組んでいるところでございます。今回の豪雨災害の対応につきましては、各区長さんからの話や消防団、そして職員への調査などで災害対策体制や情報収集、情報の共有方法や避難場所など多くの課題が指摘されました。これらの点については十分に検証し、今後防災体制の見直しを行っていきたいと考えております。また、安全・安心なまちづくりのために、真木地区で自主的に避難され被害を未然に防がれたように、災害から身を守るためには自助、そして地域の連携や協力による助け合う共助の精神が何よりも必要ではないかと思っております。そのためには、常ごろからの地域のつながりを強くしておくことが大事ですし、また区長さんなど地域の防災リーダーを養成し、自主防災組織の結成と活動が低迷している組織の活性化なども取り組んでいきたいと思っております。それぞれの地域には高齢者や障害のある方、そして乳幼児など緊急避難時に支障を要する災害弱者がおられます。災害時の要援護者支援をどのように行っていくかも大きな課題であります。時や場所を選ばずに自然災害は襲ってまいります。住民の皆さんの生命や財産を守っていくためにも、できるところから早急に改善していきたいと思っております。議員のご指摘の河床の堆積物の除去ですが、白川につきましては県のほうで箇所を変えながら定期的に行われております。また、白川と矢護川の上流部は普通河川で町管理であります。県の砂防指定地にもなっておりますので、県へ河床掘削の要望を行ってきたところでありますが、予算の都合もあり、できていないところであります。今回の災害で河床に多くの流木や堆積土砂が残っている箇所があります。河床の掘削はかなりの費用がかかりますので、今後県とも相談させていただきながら、町と県との役割分担を行い、水害を引き起こす原因にならないように堆積物の除去に努めていきたいと思っております。

次に、平川の小林地区の宇土橋から下流の整備につきましては、護岸の被害箇所の復旧や堆積物の除去につきまして、今後早期の復旧を要望してまいります。

次に、農政災害に対する配慮が必要ではないかということでございますけれども、大津町農業災害見舞金支給要綱について、見舞金の面積要件を1千平米以下に拡大したらどうかというご指摘もあっておりますので、今後検討させていただきたいと考えております。

なお、今回の災害については大規模であります。国の災害復旧対策の対象にならない災害も相当数あると思われることから、別途大津町独自の農地及び農業用施設小規模災害復旧要綱を検討しておりますので、そちらのほうで対応できればと考えております。

それぞれの指摘事項につきまして、各担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） おはようございます。金田議員の安心・安全なまちづくりにつきましての

1 番目の災害対策備蓄資材についてでございますが、水防資材関係につきましては、町内4カ所の水防倉庫に備蓄をいたしております。土嚢につきましては、森の水防倉庫、矢護川水防倉庫にそれぞれ約200袋ずつ、それから若草学園南倉庫に約200袋の合計600袋近くの備蓄がありました。しかし、住宅への浸水防止や河川の氾濫防止など、各地区や消防団からの要請によりまして逐次使用した結果、在庫がなくなり業者に依頼いたしました。新たにつくるのに時間がかかり、結果として町に依頼したが土嚢がなかったという状況になってしまいました。これからの対策といたしましては、ある程度の備蓄は必要だと考えますが、土嚢の中には劣化したものなどみられますので、どの程度備蓄しておくのがよいか、新型土嚢への切り替えはできないか、また業者へ委託することなど含めまして、いざというときに不足しないような体制を取ってまいりたいと思います。

次に、避難所についてでございますが、町が指定しております17カ所の避難所は、屋内施設を有する各小・中学校や生涯学習センターなどが主な場所であります。岩戸の里につきましては白川沿いの施設でありまして、水害時には菊阿体育館とすると大津町地域防災計画には記載しているところでございますが、全戸配付いたしました洪水土砂災害マップにはこのことが記載されておりましたので、広報やホームページで修正をしていきたいと考えております。

今回の豪雨災害でいろいろな課題が残りましたが、避難所もその一つと考えております。上井手が決壊した場合の避難所が老人福祉センターでいいのか。また、ご指摘のとおり引水区においても上井手が道路より上を流れておりますが、大津小学校は引水地区の中でも低い位置にあります。

このように一つ一つ検証いたしますと、避難所につきましては一時避難所の設置や避難経路も含めまして全町的な見直しを行いたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 金田議員のご質問の河床の整備についてお答えいたします。

今回の豪雨災害は、激甚災害指定を受けるほどの大きな災害でありまして、町内全域に渡って被害を受けたところです。特に河川とその流域は未曾有の被害でした。町内を流れる大きな河川としては、1級河川である白川、矢護川の一部及び日向川がありまして、県の管理河川になっております。また、平川や矢護川の上流部などは普通河川として町の管理となっております。その中で、平川や矢護川は上流に土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所がありますので、土砂災害防止のために砂防法に基づく砂防指定地としてこれまで県で護岸整備などが行われてきたところです。このため、今回の被災箇所につきましても、今後県で多くの復旧事業が行われることになっております。

ところで今回の豪雨によりまして、白川をはじめ河川の河床が土砂堆積により浅くなった箇所が多く見られます。白川などの1級河川につきましては、県に河床掘削を要望していくことにしておりますが、平川と矢護川の上流部の普通河川につきましては、砂防指定地との関係がありますので、県と調整しながら対応が必要と考えております。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 金田議員の質問の中で、農地災害に対する配慮が必要ではないか。大津町農業災害見舞金支給要綱は、平成11年10月に制定されております。農地に対する見舞金は、10

00平米当たり5万円で10万円を限度としております。見舞金の対象の農地については、本人の申告や区長さんを通じて調査しております。それにより、個人ごとに被災農地の整理を行い、先の臨時議会で見舞金の予算の承認をいただいているところです。今月14日から現地調査を行うなど被災農地の確認を行い、その後、個人ごとに見舞金請求をしていただくなど支払い手続きを進めることにしております。見舞金の面積等の要件も含め、先ほど町長が述べられたとおりでございます。話の中で、55年8月の災害のことが出ました。その時点で受益者負担金等、あるいは軽減する措置はないかということでしたが、そのことを調べてみますと農業用施設やあるいは農業用水路等につきましては、町のほうが負担金を見ております。ただ、個人所有の農地等の堆積土、あるいは畦畔の石積みなどは、そのときの決算書を見てみますと負担金をいただいているところです。昨年の農災につきましては1件ございまして、そのときは50%の農家の方の負担金でございましたが、町のほうに負担金を納入されているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） おはようございます。金田議員の質問の中で、文化財への影響はなかったのかについて答弁いたします。

7月12日九州北部地区豪雨による大津町指定文化財への影響につきましては、平成7年3月に指定しております矢護川に架かります弘化橋が被害を受けております。この橋は、弘化年間1844年から1848年に建造された石造めがね橋で、その後、町道西前原線の改良により橋梁上部及び橋台部分をコンクリートで包み込んで道路橋となっております。今回の水害でコンクリート欄干の流失と橋台の石積みの一部が流失し、復旧を計画しているところです。めがね橋部分の解体復旧工事は困難ですので、現況で最小限に往時の景観を損なわない復旧を考えております。なお、上部橋梁は道路としての復旧になる予定であると確認しております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 災害対策備品についてですけれども、毎年町で防災会議、それから水防会議、そういったものがあっています。その前に、役場の職員は水防倉庫あたりのチェック、それから以前は水位を表示する橋がありますけれども、水位を表示する部分、ロープで命綱を使って職員がペンキで描いていくということもしていました。そういったことは、ここに水位をチェックする場所があるんだよということを職員自身が知っていくということも含めてあったと思います。今、ひょっとしたらやってないのかなと思いますけれども、危機管理というのはそういう普段の仕事から生まれてくるのではないかと思います。劣化した土嚢があるというのは、これは本当チェックができてないという照査じゃないかなと思います。こういうことがないように、災害というのはいつくるかわからないということで万全に期すという、そのことが必要であると私は思います。最近の異常気象で集中豪雨やゲリラ豪雨などが方々で出ています。想定外では済まされない自体が各地で発生するというふうに言われています。東北大震災では、想定外の地震と大津波とよく言われてきました。私は、想定外という言葉に若干違和感を覚えています。自然の猛威に対して謙虚に受け止め、あらゆることを想定して万全を期す、それが危機管理だと思うわけです。その上で、自然の猛威に対して適わないと人が思っ

たら、今回の真木地区の判断のように逃げるしかない。しかし、備えだけは十分にしておくべきだというふうに思うわけです。さらに、昨日の同僚議員の質問でもありましたので答弁は求めませんが、気になることが町全体の災害の状況をリアルタイムに把握する体制があったのかという問題です。下町の住民の方にお聞きしますと、菊陽町では朝早くから防災無線で避難を呼び掛ける放送があつていたと、大津町は何もなかったというふうに言われました。恐らく職員は土嚢をつくるために作業をしているもの、それと中心街である上井手が決壊するのではないかという、そういった中で上井手に集中する職員が結構いたのではないか。そういった懸命にやっている姿は、私自身も想像できます。住民の皆さんからの情報等も含めて、リアルタイムの状況を把握すべきであると私は思うわけです。一つだけ伺います。町職員の体制、水防班、班編制されています、恐らく全班今回は来ていると思います。全班何名だったのか。それから、水防班に入っていない職員の体制、私はこういった非常事態については、ほとんどの事務というのはいま滞った状態で、住民のお客さんも来ないという、そういう状況になると思います。そういった中で何人の人がこの災害に携わったのか。総人数によっては、先ほどの水位計を見る役割を持つ人を支持して、今こういう状態だということを通告することもできるかと思います。そういったことで、何人体制で、どういう形で職員は臨んだのかというのを伺いたしたいと思います。

もう一つ、私が聞く前に小林地区のことを町長言っていたんですけども、小林地区は、私が役場職員時代に災害関連事業で何キロと石積みをして、これは県の事業で国の補助金をもらってやってきました。ところが、一番最下流、大津地域の最下流、小林地区ですけれども、小林地区は下流の古閑原地区まできっちり大津町の部分だけしてしまうと、下流の古閑原地区はたまったもんじゃないと。災害整備ができていないんで、我々のほうに被害が被るということで300メートルぐらい大津町の区間、残していたんですね。それが長年土砂が堆積したりして、河床が上がって、そして今回、小林地区の一番西の家は玄関からもう7、80センチぐらいのところまで水が来てしまったという、そして土砂を排除するという、そんな作業も後でやっているという、ぎりぎりのところで行政も予算支出しているんで、一度終わったらそこに目が向かないところもあるかと思います。ただ、そこに住んでいる人はいつも、毎年河床をさらえるように言っていたんだけどというようなこと。特に、農集の処理場、農業集落排水の処理場をあそこにつくるときにそういった要望をしたというふうに言っておられました。ぜひ地元の要望に従って、毎年さらうとかですね、私も道路整備、道路対策室長のときに下水道の課長の要請に応じて、うちには予算がないから道路対策室のほうでやってくれないかということでユンボを入れてやった記憶もあります。そういったことを毎年やっていけば、今回のことも若干緩和されたのかと思ったりなんかもあるところなんです。そういったこと。それから、災害関連で残っている300メートル区間、地元からは、もう下流は整備してあるんで、今後やるべきだと、そういう要望も出ているようでございます。これは事業主体をどこにするかと、町でやるのか、それとも災害関連みたいに県に要望してやるのか、早急な対応が必要ではないかというふうに思っております。そのことについても伺いたしたいと思います。

それから、文化財の弘化橋、私のところにはがきが来まして、弘化橋は大津北部で最古のめがね橋、

何とか永久保存の視点で現状視察の上、文化歴史建築土木関係の専門家の診断をしていただく必要があるんじゃないかというようなお言葉もいただいております。専門家の診断となるとお金がかかるかと思えますけれども、町が指定した文化財です。そんなことも考える必要があるんじゃないでしょうか。私にはがきをくれた人は、いろんな委員会で提言をなされているようでございます。こんなことも言われております。いろんな委員会での提言がどう判断され、検討されているのか不明なので、言いつばなしの状況はどうすれば解決できるのでしょうかと疑問符を付けて訴えられております。この方は、先ほど申したように各種委員会等に積極的に関わって提言をされている方だろうと思いますが、かなり町の姿勢に不満を持っておられるような文面でもございました。私は結論はどうであれ、住民の皆さんが提言したことについては、その結論に至る経過も含めて説明する責任が行政としてあるというふうに思います。せっかく町のためを思って提言していることがどうなっているのかわからないという、そういうことを住民が思わない、思わせない、そういった行政のあり方、そういうのを考えていくべきではないかというふうに思います。先ほども町長言われました。また昨日の同僚議員の質問に対しても、自助・公助・共助の精神を強調されました。どうも安易に自助・公助・共助ということが、行政はぎりぎりのところで町の住民のためにやった上で、皆さん、もうここは皆さんが自助でもってやってほしい、あるいは共助でやってほしいと、そういうことを実際、地でいくような行政を今後やっていってほしいなど、単なる精神論だけではなく、具体的ところでそういう自助・公助・共助と、そういったものを創り上げていくという、そういう気持ちが大事じゃないかと思えます。そういうことも含めて、再度質問したいと思えます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 金田議員の今回の九州北部豪雨に伴いましての職員の体制等に伴いましてのお尋ねでございますけれども、7月12日当時につきましては、水防班関係、関係する職員の現場対応が約100名対応させていただいております。それから、各消防団関係が約227名で12日につきましては豪雨に対応した人員体制でございます。それから、先ほどの水防倉庫関係の確認でございますけれども、毎年水防倉庫関係、また危険箇所の調査を行っております、今年5月に消防団、それから水防関係担当者、それから総務の防災関係含めまして、各水防倉庫を一応全部危険箇所、それから土嚢関係も見っておりますけれども、先ほどご指摘がございました劣化につきましても、今後そのようなことがないようにいたしまして、いざというときに不足しないような形での危機管理体制を整えていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 金田議員のご質問の平川小林地区の関係につきましては、護岸の整備、護岸の復旧、それから堆積物の除去について、早期の復旧を今県の方をお願いしております。それから、砂防事業によります護岸の整備事業についても、今回の災害の査定のほうに載せていただくように現在お願いしているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 今回、町が指定した文化財に影響があったのは1カ所だけでございました。

けども、今後についてもですね、文化財を多く指定しております。今回、文化財保護委員を中心に調査をいたしたところでございます。今回のめがね橋部分についてはですね、そのめがね橋の解体復旧というのが非常に厳しい、困難というふうなことでございますので、現況で最小限に往時の景観を損なわないような復旧で考えていきたいということでお願いしたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） かなり技術的にできない、ばらすということも返って危険だということで、往時の様子をできるだけ残るような形でということです。コンクリートをどぼんと詰めて、そんなことはないだろうというふうに思いますけれども、地元の皆さんにも理解を得ながらやっていくということが大事ななというふうに思います。

次の質問に移ります。人口減少社会が予想される時代のまちづくりあり方。大津町では非常に人口が増えています。そんな中で、こんな質問をするのは大変申し訳ないなと思っております。しかし、中核工業団地のルネサスエレクトロニクス、1年をめどに工場を譲渡するという方針を出しております。ここに、7月31日現在の年齢別人口をグラフ化しております。大津町は本当にすごいと思います。特に下の赤で囲んでいる15歳から59歳まで、非常に多い状況です。2千人前後と各5歳刻みの年齢を集計しますと2千人前後が集中していると。もちろん団塊の世代である60から64歳も2千人を超えています。そういった状況で、大津町は企業を中心に働く場があるというようなことを私自身も感じているところです。しかし、このまま平行移動で移動すれば本当に喜ばしいことかと思えます。ある学者であり、もと大臣官房審議官は、2050年には日本の人口は8千万人になってしまうと。今1億2千万人が、あと38年後には8千万人になるという少子高齢化を分析してそういうふう言われております。人口が増加する時代には、企業は大量生産して、大量消費が見込まれてどんどん発展していった。しかし、人口減少社会では、まず物をつくる人がいなくなる、少なくなる。同時に消費する人も少なくなる。そんな中で、企業は特に製造業、これまで売上高ばかりに注目していたのを利益率という、どれだけ利益を生むかということに注目して会社運営をしていくというような、そのためには規模を縮小するという、そういう宿命が今企業の中には出てきているというふうに思っています。ルネサンスエレクトロニクス、あるいは本田技研の他工場への配置転換、あるいは北九州に本社を持つ会社が拠点を大津町から本社に移すという、そんなこともあっています。そのことが人口減少社会の兆候かどうかというのはまだわかりませんが、企業は今厳しい状況にあると思うところです。昨日の新聞でもUDトラックスという日産系の企業が国内市場の停滞、3万8千台売っていたのが今はもう1万台切れているという、そういう状況の中で数百人規模の人員削減を行うということも報道がなされております。また、外国を拠点にする企業行動も為替相場の影響で今後増えていくという形になると思います。私はここでそういった人口論議をするつもりはございません。ただそういうリスクを今背負っているんじゃないかということや十分わきまえたまちづくりを行っていくということが必要じゃないかということや訴えたいと思います。昨日、同僚議員も第3次産業をもっとやるべきだと、私も共感をしているところです。今からは投資産業ではなく消費産業に移っていくという、そういった時代も出てきていると思います。企業誘致を通して人口の増加を保ってきました

けれども、全国的に人口減少が予想される中で、これまでどおり人口が増え続けるか疑問だと思うわけであります。循環型のまちづくりや農業の再生、環境・福祉・林業の復活などを通して、自前で自立したまちづくりをやっていく必要がないかというふうに思います。私はここでは、1次産業、農業について申し上げたいと思いますけれども、農業は多くの関連産業を持っていると思います。今度、運動公園入口の57号線交差点のところに中九州クボタが進出します農機具、あるいは農業装置の製造業、それから堆肥、農薬等の化学産業、それから食品加工業、運送業などが農業を核として大津町が形成する一大経済圏みたいなところも可能性としてはないというふうに思っております。今、国の補助制度で45歳以下の新規就農者に年間150万円、5年ですかね、助成金を出す制度があります。もちろん若い就農者を育てるという意味で非常に重要なことだと思います。この間研修にいった鹿児島の日置市、これは国の補助金もなく単独でそういったことをもう既にやっておられました。しかし、今、若者ばかりじゃなく高齢者の中で、その労働力を活用するというのも考えられるのではないかとこのように思います。年間50万円でもいい、新規就農高齢者に対して助成するというのも考えられるのではないかとこのように思います。今の農業は本当、70歳以上、80歳ぐらいまでの人が支えられているところが結構多いと思います。その中で、その人たちを指導者して新規就農者を育てていく、高齢者はどんどん毎年増えていきます。そういった人をサイクル的にやっていけば、日本の農業もそういった形成はできるんじゃないかと。私は関わっている森のまもりびとという、これは林業で間伐とかやっていますけれども、退職したご年輩の方が木を運んだりとか、そういったこともボランティアで今やっておられます。何かやりたいという人はいっぱいおられると思います。そういった状況を把握して、町がどういった形でそういう人たちを働きやすい条件をつくっていくのかというのが、高齢者社会の中で一つの課題ではないかというふうに思います。企業の永続を祈るという、そういった状況の中で、持続可能な循環型の社会、福祉・環境・林業等の再生で癒しのある田園都市、そういったことを目指して町は奮闘していくべきだというふうに思うわけです。多少お尋ねする部分が曖昧な部分がありますけれども、町長のそういった循環型、今の企業のあり方、予測、そういったものも含めてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の人口減少社会が予想されております。その中でまちづくりというようにございましてけれども、おっしゃるように自前で自立したまちづくりを考えていく必要があるという質問でございまして、本当に自然豊かな大津町の特徴を生かしたまちづくりという観点では、私も全く同じ思いをしております。豊かな自然を生かした農業・農林業の再生とともに、環境に配慮したまちづくりが必要であると考えておりますので、議員と同じような考えの中で、ちょっと違うかもしれませんが、昨年の7月に内閣官房国家戦略室が人口減少社会における地域づくり、まちづくりのモデルに関する検討という資料を出しておられます。この中で、真の豊かさを社会の根底で支えてきたのは、単なる経済成長や福祉政策のみならず、地域における様々なコミュニティの醸成される人と人との絆であったのではないかと。そして、真の豊かさを享受し続けるためには、人と人との絆の土壌である地域づくり、まちづくりが不可欠として、6つの提言を行っておられます。その提言

の中には、共助を生かせるまちづくりというのがあり、住民数が減り、高齢者が増加していく中では、住民同士の共助が重要であり、そのための空間づくり、システムの設計が求められていると思います。また別の提言では、身の丈にあったまちづくりとして、人口減少社会の下では過剰な投資は現在の住民の負担とともに、将来の住民にも維持管理費などの負担を強いることになる既存の施設などについても柔軟な発想で転用などを工夫するべきであるとしてあります。この提言にあるように、私はこれまで地域のことは地域で話し合い、実践していただくことを目標に地域福祉を推進し、また地域づくり支援事業や地域通貨「みずみず」事業などを通して、地域での絆づくりを進めてきました。また、包括支援センターや子育て健診センター、歴史文化伝承館など、既存の施設の活用を実践してきたところであり、将来を見越した政策ではなかったのかと思っております。幸い大津町は人口増加を続けており、先人人口推計を行ったところ、5年から10年先まではまだまだ人口が増え続ける予想をしていますが、南部や北部地域では既に人口が減少を続けており、これまでやってきたことをしっかりと今後とも継続していくことが真の豊かさ、まちづくりにとって重要ではないかと思っております。そのような思いの中で、やはり今後の社会における高齢者や障害者の皆さんとの雇用を確保するというためには、先ほど議員おっしゃったように、中九州クボタが大分・熊本を中心として大津に事務所を開設しておられますけれども、その会社が、例えば大津町の農地を2ヘクタールや3ヘクタールお借りしながら新たな産業の挑戦をやっというお話も聞いております。そのような新たな産業の中に、障害者施設、あるいは高齢者の皆さんがそこで働けるような場所になっていただけるものじゃないかなというふうに思っております。そういういろんな企業の中、あるいは農業生産、いろんな形の中で、今後高齢者の皆さんの働く、あるいは障がい者の雇用を確保するような産業育成を今後とも推進していかなくちゃならないというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 5年、10年は人口まだ大丈夫と。これは、企画部長にお聞きしますけれども、大津町は人口推計、5年、10年、向こう何年ぐらいの推計取って今の町長の。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 今、お尋ねの人口関係ですけれども、全く企画部の私案としまして推計をさせていただいております。その中では、今、町長が申し上げましたように、10年までは人口が減まではいかない、増加あるいは現状を維持するのではないかというような形で推測しているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 今、企画の私案ということですがけれども、こういったことは客観的な部分でしかるべき専門家あたりと相談するというのが必要じゃないかと思っております。大津町、本当にそうなのかということも客観的に見る必要があるだろうと。そのことをまず申し上げて、先ほど町長言われましたように、そういうことも見越した形でやっているんだと言われております。ここの問題については、私、この場でもう時間的な制約もありますので申し上げませんが、そういう気持ちであるということはおわかりましたので、次の質問に移りたいと思っております。

教育予算のあり方ということについてお尋ねいたします。オークスプラザの雨漏り、私も何度もオークスプラザを利用するんですけども、雨が降ると、しょっちゅうバケツを置いているという状況が、もうかなり長い間続いています。同様に、学校教育現場でもガラスが割れたり、雨漏りなどの対応が即できるような状況ではないような気がしているんです。私はこれまで大津町の学校予算がないと以前から聞いていました。これは、学校の先生は大津町だけではなく、他市町村の学校にも赴任していくという、そういう中で実感として、経験として言われているものがほとんどでございます。最近、他市町村の方から大津町の学校はかわいそうという言葉も聞くことができました。これはどういうことかと、私もほかの市町村に聞いたんですね。予算、どんな組み方しているのって、大津町とちっとも変わりませんよと、そんな返事が、他市町村の学校教育課あたりに聞いてもそんな返事がまいってきました。ところが問題は、やっぱり予算要望だろうと思います。これは、学校が本当に予算要望してきたのかというのがありますけれども、予算要望の段階で、恐らく財政のほうで査定する側は現状に目を付けて、現状はどうかということに査定しているんじゃないかと。将来、日常的に予測して、毎年修繕費このくらい要るよねとか、あるいは教材費このくらい要るよねと、そんな柔軟な予算の組み方を立ててないんじゃないか。だから、即対応できないという状況ではないかというふうに到達しました。そのことについて、予算要望のあり方と教育長の見解を求めていきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） おはようございます。金田議員の教育予算のあり方についてのご質問に対してお答えいたします。

ご指摘のオークスプラザの雨漏りにつきましては、本当にご迷惑をお掛けいたしております。玄関入ってすぐのこのフロアの上は天窗になっております。その枠組みのコーキングが劣化しております。わずかな隙間から雨が浸みて漏れている状況でございます。激しい雨のときにはバケツを置かなければなりません。経費削減のために、職員が何度か修理を実施してみましたが、軽微な修繕対応のため、今もって雨漏りがまだ解消できておりません。今後修理のための予算化をして、支給対応していきたいと考えております。

次に、学校現場におけるガラス破損等への対応でございますけれども、ガラス破損等につきましては、金額的にも小額でございますし、安全上、即対応しなければなりませんので、各学校へ学校管理運営費として措置しております予算で、それぞれの学校で修理してもらっております。ただ、雨漏り等の修繕費は別途教育委員会事務局が管理運営を行っているところでございます。緊急性のあるものにつきましては、即対応するように努めています。しかし、額が大きいものにつきましては、補正をお願いして対応しているのが現状でございます。安全で良好な教育環境をつくるためには、当初予算の段階で学校現場の実態をもっと精査したり、その段階で見通せないものの発生にも対応できるように、もっと柔軟な予算の組み立てはできないか、今後検討してまいりたいと思っております。

また、教材費としての予算も学校現場の要望を踏まえて組んでいるところではございますけれども、町の厳しい財政状況下であり、十分には要望に応えきれていません。効果的な指導によって児童生徒の学びの意欲を高め、学力の充実を図るためには、教材・道具の整備は欠かせませんので、学校規模

や学校経営の特色に応じた予算配分と柔軟な予算運用を図らなければならないと思っております。それぞれの学校が校長のリーダーシップの下に、大津町の教育基本構想や学校の教育目標の具現化に取り組むための予算措置をするのは教育委員会の役目でありますので、予算確保につきましては、今後とも努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 時間がありません。もう一つだけ、質問という形にならないと思います。大津中に昨年まで美術教室がプレハブ校舎でありました。今、何も使っていません。先だって、昼間に震度3ぐらいの地震があって、生徒が見て、もうゆらゆらして危険で怖かったという話をしていたという状況です。もう要らなくなって中もかなり傷んでいるようですので、その辺の不要な校舎というのは早めに撤去すべきだと思います。併せて、議会の中でもありましたように、幼稚園の駐車場とか、迂回するスペースとか、こうしたらいいんじゃないかと議員の中からも提案があったりなにかしていますので、そういう壊した上でそういうところも利用できるんじゃないかなと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

それから予算査定、今、教育長が言われたように、これは査定する側の問題でもあるわけです。そういった教育の現場を見通しながら、査定の間ではそういった配慮をしていくべきだということをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前10時59分 休憩

△

午前11時11分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

再開則明君。

○7番（新開則明君） こんにちは。7番議員の新開則明が通告順に従いまして一般質問を行いたいと思います。本日は、次の3点について質問します。1問目、災害時の対応を問う、2問目、町政8年問を問う、3問目、生徒の登下校を問うを質問します。

まずもって、7・12災害に遭われました皆様方に心よりお見舞い申し上げたいと思います。1問目の災害時の対応を問うでございますが、質問が他の議員さんと重複する点をご了解願いたいと思っております。この災害は、九州北部豪雨と呼ばれておりまして、熊本、福岡、大分の3県の被害が集中してひどかったようであります。3県の人的被害で、死者、行方不明者、負傷者が数多く出ましたことは、大変残念なことでありました。3県の被害は、8月13日現在で1千655億円と言われ、熊本612億円、福岡562億円、大分481億円と予測され、特に農業・漁業被害が目立っており、被害を受けた施設は復旧の目処は今すらほとんど立っていないのが現状のようです。熊本県におきましても被害総額の6割以上が農水産被害とされているようでございますが、雨量にしてみましても時間当たり約120ミリが球磨村付近で12日午前11時、産山村付近で12日午前6時、阿蘇市付近

で12日2時30分、大津町付近で12日4時30分に120ミリが記録されております。また阿蘇市においては二度にわたり12日の6時に再び120ミリ以上の雨を記録し、今までにない雨量であったようでございます。豊肥本線におきましても、大津駅から宮地駅間は復旧しておりますが、宮地駅から緒方駅間では土砂の流入や路盤の流出が激しく、復旧は2013年8月末になると予測され、長期間にわたる復旧工事に45億円の予算が見込まれているようです。大津町におきましても人的被害の死者こそ出ませんでしたが大きな被害が出ており、人的被害1件、住家の全壊2件、住家の半壊が1件、住家床上浸水32件、住家床下浸水が46件となり、阿原目地区、真木地区をはじめ、大津町全域にわたって被害が発生し、多大な被害が出たのは大変残念なことであります。この大きな被害となる前に、住民の全世帯から今までにない雨の降り方であると感じておられ、降り始めから情報の提供は心待ちされていたことと思います。消防団も巡回や周りの調査、詰所での待機を深夜の時間帯まで大変な苦勞もあったのではないかと思います。消防団に対しましては感謝申し上げたいと思っております。全町内の地域への7・12水害における注意報、警戒警報、避難等の情報連絡及び消防団との連携はスムーズにあったか伺いたいと思います。また、河川域における被害も大きく、岩戸の温泉をはじめ白川の左右の水田や矢護川水系の水田等が目を見詰めるほど変更しているのは驚きでした。水田に立木や岩石、砂利、砂等が一面に散乱しているのは、雨量の量がいかに大量であったかを物語っているようです。豪雨のため、至るところで道路の通行不能となり、やむなく迂回路を探して時間を掛けられた方もおられると思います。中でも日暮橋や代官橋の地盤の崩壊によるものや路肩崩壊や土石流の流入による通行不能な路線があったことは確かではなからうかと思っております。通行不能は即座に困る結果となり、地域住民をはじめ日常利用する人、通勤する人や通学生は戸惑う結果となったことと思います。これらの通行不能による迂回路の表示及び通勤通学の対策はあったのか、伺いたいと思います。

また、災害による家屋や田畑の復旧をしなければなりません。家屋においては災害適用法がなく、保険会社の総合保険に入っておられる方は対象になり、支払金で復活できるかと思っておりますけれども、町からの見舞金として家屋の流出、全壊、半壊、床上浸水など、段階ごとに支払われるようでございますが、田畑の復旧には激甚災害の適用がされることと思っております。国が90%を負担し、残りが県と市、あるいは受益者負担と理解しておりますが、以前の災害においては受益者負担はなかったようにも聞いております。また、作付けした農作物については、共済を掛けておられれば収穫不能から部分的収穫可能部分等まで段階ごとの共済補償になることかと思っておりますが、それにしても完全復旧までには長期になることも覚悟しておかなければなりません。先祖代々受け継いだ土地であれば、土地に対する愛着心は大きく、次の世代へ受け継いでいくことを望んでおられる方は数多いと思います。早急に復旧して、災害前のような実りある田畑に復旧できることを願っておる次第です。このように、復旧される家屋や田畑の自費部分と災害復旧対象部分はどうなっているのか、伺いたいと思います。

1問目の質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 新開議員の災害時の対応についての一般質問でございますけれども、7月1

7日に行いました校區別災害打合せ会議で、区長さん方から災害復旧や災害対策体制、情報収集体制や情報の共有方法などについてたくさんのご意見をいただきました。このような非常時には、町の災害対策本部と区長との連携が密に取られる連絡体制のシステム化を考えてほしい。あるいは危機管理をもっと徹底してほしい、防災行政無線が聞き取れなかった、自主避難をさせる判断基準が難しいなど、実際の体験に基づいた貴重な意見ばかりでございました。これらの皆さんの意見を参考にして、避難勧告の発令基準や連絡システムの作成、現地対策本部の設置マニュアルなど、より具体的な対応策を練っていきたいと考えております。災害、豪雨災害や地震災害など、いつ、どこで、どのように起きても不思議でない昨今でありますし、防災に取り組むものと同時に少しでも災害を減らすという減災についても考えていかなければならないと思っております。今後についても、十分検討してまいりますけれども、その対応関連等については、担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 新開議員の迂回路の表示等についてお答えいたします。

今回の豪雨災害によりまして、普段から利用している道路が通行できなくなり、通勤・通学などに使われていた皆さんは大変不自由な思いをされたことと思います。今回の豪雨では、多くの道路が被害を受けてしまい、道路の損壊、また民地の崩壊による土砂や河川の氾濫による道路の通行不能が多数生じました。通行に支障があるものや完全に通行できないなど、役場へ連絡があったもの、また職員の見回りにより報告があった箇所数は町内で約200カ所となっております。報告を受けた後、すぐに現地に向かい、コーン等による通行止めの表示を行い復旧作業を始めております。被害箇所が多かったため、迂回路の表示等は行っておりませんし、また通勤・通学の対策においても、特に講じておりません。ただし、国道・県道等については、それぞれ管理者にすぐ連絡をし、また主要道路においては通行者が多いため災害の連絡があった箇所について早期に対応に向かっております。具体的には、12日午前中に主要道路の調査を行い、12日午後からは土木部と経済部の職員を8班に分けて町内全域の調査を行いました。翌13日は橋梁と河川の調査を行っております。道路の通行には、災害以外の緊急時、例えば火災や急病人搬送等の対応も考えられますので、区長さん方と連絡を取りながら、なるべく早く通告止めの解除ができるように可能な限り障害物の除去を行い、ほとんど連絡があった日、または翌日には応急的にでも通行可能な状態にしております。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 新開議員の質疑の中で、道路の通行不能による通学路関連のご質問にお答えいたします。

7月12日の豪雨に伴う通学路、学校施設等の調査を通学前に各学校及び学校教育課で実施いたしました。大津小学校、大津中学校においては、安全が確認できるまで時間を遅らせての登校、その他の学校は休校の措置を取らせていただきました。翌日からは通学路の安全が確保されましたので、通常どおりの登校となりました。今回の豪雨で代官橋が破損し、平行して設置してあった歩道橋も流され、県道外牧大林線が全面通行止めとなったため、13日金曜日から夏休み前の20日金曜日までの5日間につきましては、速やかに町内タクシー3業者へ登下校時の送迎の委託契約を行い、錦野地区

の児童10名をタクシーによる登下校時の送迎を実施いたしました。夏休みに入り、7月27日金曜日、17時代官橋が大型車2トン車以上を除く車両の通行が可となりました。夏休み明けの錦野地区の小学生10名の登下校の交通手段について、東小の校長、教頭と検討し、地元と協議していただくようお願いをいたしましたところでございます。その間、菊池地域振興局土木部維持管理課に連絡を取り、今後の対応、スケジュールについて確認をいたしました。「現在、事前協議中で、設計・積算・数量等を上げている。早ければ今年中、もしくは今年度中に整備完了となる。しかしながら、歩道橋設置を含む全面的な整備については、今年度中は厳しいと思われる」との回答をいただきました。代官橋については、登校時間帯において熊本市方面から阿蘇方面への通勤等の車両によるショートカットでスピードが出ており非常に危険であります。そのため、安全対策として代官橋の右岸・左岸の2カ所に安全標識の設置のお願いをいたしまして、現在設置されております。錦野の平野建築事務所前から代官橋経由で東小までの距離が約800メートルであり、当面登校時の対応については地元区長、保護者、民生員の協力を得て、代官橋付近の交通指導をお願いし、校長等が迎えに行き、下校時の対応は学校で対応することになりました。なお、今後代官橋の橋梁改修工事時やケース次第ではタクシーでの対応をお願いしたいということでございました。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 農業災害関係でございます。今までと同じ答弁のこともありますが、ご了解ください。

今回、白川や矢護川、平川の決壊や氾濫による多くの農地が土砂の流入や農地の流出の被害を受けております。議員おっしゃるとおり、1日も早い復旧を図らなければなりません。今回の被害があまりにも甚大かつ膨大であるため、災害事務が膨大に上り、農地や農業用施設の災害査定前の対応に追われております。国も500万円以下の災害復旧事業費の査定は、現地査定は行わず机上査定で対応するなど、敏速化を図るとの通知が来ております。国の災害採択基準の事業であります。1カ所40万円以上となっております。1カ所の工事とは、同じ工種で150メートル以内の間隔で連続しているものということであり、1カ所が40万円に満たなくても合計して40万円以上であれば金額的には採択基準になります。ただ水田であれば畦畔、あぜが残っていた場合や道路・水路等については法面だけの災害でその機能が現在維持されていれば災害として認められないなどの基準がございます。また、災害復旧工事は原型復旧が原則となっております。土手をブロック積みに復旧することは認められておりません。農業災害復旧事業の自己負担でございますけれども、通常災害の場合、農業用施設が65%、農地が50%の国庫補助率であります。今回は激甚災害の指定を受けておりますので、これから補助の嵩上げが行われますが、国の災害査定が行われておりませんので、まだ金額については確定しておりません。ただ、受益者負担金等で今までなかったということが出ておりましたけれども、全議員さんご存知のとおり個人負担については昨年も含めまして町のほうに納入されております。また普及等の長期的になることはということですが、これも3年間以内には完了するという運びであります。災害見舞金等の要綱でございますけれども、1千平米当たり5万円で、10万円を限度としております。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 新開議員の質問の中の復旧される家屋の対応についてお答えいたします。

今回の災害での家屋の被害状況は、住家の流出1棟、全壊1棟、半壊17棟、床上浸水が16棟です。納屋等の被住家では、流出2棟、全壊7棟、半壊が7棟です。町日赤共同募金会より対象世帯に災害見舞金としてお見舞いをしております。家屋の復旧につきましては、被災者生活再建支援制度での対応ができます。該当する住宅の被害は、住家の流出・全壊及び大規模半壊が該当になりますが、該当者の方や関係者の方との協議では、制度を活用して住宅の再建をされる方は現在おられない状況でございます。今後も引き続き協議を続けさせていただきます。

また、住家の半壊・床上浸水で支援制度に該当しない家屋のリフォーム等の修理代助成として、熊本県が新たな支援制度を創設されます。9月の熊本県議会開会日に可決されております。今後、制度の活用等につきましては、内容等の周知を徹底するとともに、関係者との十分な協議を行いながら該当の漏れがないように対応してまいります。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 何人かの議員さんの質問と同じ答えであったようですがすけれども、大変こう丁寧に説明いただきましてすみませんでした。

それともう一つわからないのは、農業補償の中で、多分収穫皆無として水田の稲が対象だと思いますけれども、収穫皆無になった場合、共済金は大体反当どれくらいくるのかが1点。

それから、防災無線の連絡の方法があったかと思いますが、あんなひどい雨が降るときには防災無線は何も聞こえなかったという方がかなりおられました。部落の人が言うて回ったという地域も耳にしております。防災無線のあり方として今後どうお考えかをお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 農業共済関係の補償関係の質問でございました。これは、あくまでも共済掛金をしておかなければ対象にならないということです。大津町の状況を見ますと、今回の7月12日部分については水稻だけが共済事務所に確認しますと対象になっていると。農業用施設とか、あるいは当然大豆等なんかも作付けあっておりませんので、水稻だけの確認をしたところでございます。今、議員がおっしゃるとおり皆無ということで、要は収穫ゼロということでございます。それについては7万円から7万5千円のところで補償が出るということでございます。また、途中でまだ水稻関係の作付け等が全部が全部ではなくて、半分被害等を受けている水田につきましては、共済組合が今から現地を回って、最後の10月の時点でいろいろその一筆一筆ごとの金額を査定するというところでございますので、全部については、まだ今からの確定になるかと思っております。今言いましたように、皆無についてはもう金額がそういうところで決まっているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） ただいま新開議員さんのほうからご指摘いただきました豪雨のとき防災無線が聞こえなかったというようなことでご指摘ございますけれども、これまでご説明の中にございましたように、区長さん方への災害状況のご説明あたりのときにも、やはり区長さん方から雨の降る状

況で聞こえなかったというようなご指摘もいただいております。また、これまでそういった形での無線の状況、あり方につきましては、個別無線の設置もそういった形でご要望あたりの意見もあっておりましたので、今後災害時、またはいろんな面で住民の方にきちんとその無線の状況がお伝えできるような形を今後検討してまいりたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 災害時には、適切な対応を早急にしていただきたいと思います。

2問目に移ります。2問目の町政8年間を問うでございますが、家入町長におかれましては、現在まで8年間、日本一のまちづくりを念頭に、元気大津をスローガンに掲げ、様々な事業に取り組み、ハード面、ソフト面、幅広く躍進されたことは評価したいと思います。今回の豪雨に対しましても、町中心街の氾濫を防げたのは、確かに上井手流域における雨水調整池の取り組みや各地における宅地浸透枘の設置の効果があったものと思われませんが、これも一つの行政主導の現れ方だと伺えます。いづれにしましても、災害に対する施策は、常に考慮していかなければならないと思っております。家入町政の中でも、企業誘致に対しましては本田技研の拡張工事やソーラー部門の新設工事、中核工業団地においては残地の区画の工場誘致、南部工業団地においては緑地帯及び空地の部分まで最大の誘致をしておられます。室工業団地の充実にも努められ、企業部門は大きく躍進を現在も続けているようです。道路関係につきましては、本田技研325号線より国道への直結となり、交通混雑が解消され、本田技研南通りの4車線化による輸送力の強化となっております。三吉原北出口線の全線開通によるミルクロードへの利便性が大変よくなりました。また、西鶴中井迫線の全線開通による北部地域をはじめとする国道57号線への利便性、現在工事途中であります大津駅楽善線の取り組みがなされておりますけれども、ここが開通しますと南北道として役割は期待できそうであります。また、下水道に関しましては、町内の下水道の接続向上を図りながら、農業集落排水事業として錦野浄化センターの稼働により、鳥子川、錦野、外牧、内牧が整備され、杉水平川地域の集落排水工事、矢護川地域の集落排水工事が進み、随分下水道整備も前進してきております。農業関係では、迫井手地区の圃場基盤整備事業で岩坂地区が取り組み、利用しやすい素晴らしい圃場が完成するものと思われま。平川台地におかれましては、農道の整備が進み、作業しやすい農道になったことと思えます。また、建物関係を述べてまいりますと、公民館分館の開所により、地域活動、空手、社交ダンス、文化サークルができるようになり、大津駅南口にビジターセンターができて、南口からの利用者の便利のよさとバスロータリーセンター、空港ライナーの設置で空港との連携がスムーズになり、くまモンタクシーが活躍中であります。また、まちづくり交流センターの開所によりましては、町民交流、商店街の活性化を主に、経済の進展になりそうに期待されます。また、少し行った東側には歴史文化伝承館の開所により、町内で発掘された土器や石器の展示とともに拓本があり、また日本唯一の民芸である梅の造花が展示され、会員の技術の研鑽と中学生への生涯学習の一環として、技術の共修への取り組みがなされ、日本一の伝統工芸であることを全国にアピールしたいと頑張っておられます。また、行財政改革では歳出削減が行われ、総合交流ターミナルや若草学園は指定管理者へ移行され、下水道浄化センターの管理は包括的民間委託へ移行され、老人ホームすぎなみ園は施設民営化に移行されて設

備も大変よくなりました。福祉や教育面でもアルコール工場跡地の改修、子育て健診センターの整備、防災公園としての整備をされ、それから中学校のすぐ側でございますけれども、教育センターの開所による子どもの不登校やいじめ問題への取り組み、町内の小・中学校への防犯カメラを設置していただき、児童の安全を図り、学校教育指導員、学習支援指導員及び校務員、司書を配置して児童の学力向上に努められました。また、美咲野の分離校の建設、東小・北小の耐震改修工事に取り組み、まだ申し上げられませんがいっぱい事業としてありますけれども、大変多くの事業に取り組みされたことは言うまでもありません。事業に対しまして、すべて評価すべき事業とは思っておりますけれども、町長自身が8年間に組みこられた数々の事業の中で町民から高く評価されている事業はどんな部門と思われますか。伺いたいと思います。

また、福祉や教育にも前進的な事業が見られますが、改善すべき点は考えられているのか、伺いたいと思います。

多くの事業の中で残されている課題への取り組みが必要かと思いますが、どう対応されていきますか、伺います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 新開議員の大津町政に対する8年間の実績関連等について、大変今、申されたように、振り返ってみますと本当にいろいろとやってきたんだなという思いをしておりますけれども、これはやっぱり議会の皆さんと、それから町民の皆さんのご理解とご協力があってこそできたものと感謝を申し上げたいと思います。これからもやはり議会、町民の皆さんの声をしっかり聞きながら、まちづくりに推進をしていかなくちやならない、そういう思いであります。今、いろいろとまち交事業や村交事業におきましてのそれぞれの町民の皆さんが困っていると思われるようなことをさせていただいております。例えば文化ホールの座席の改良とか、音響効果の改善や、あるいはテニスコートの改修などもやらせていただいておりますけれども、まずはやっぱり私思うのは、集中改革プランということで、事務事業の編成関係の統廃合等をやらせていただいておりますし、総合窓口が推進ということで、2回の機構改革を行いながら、ワンストップサービスによる証明書発行等の窓口の一元化、あるいは子育てに関する窓口関連の集約など住民サービスの向上に取り組んだこと、または道路整備の一元化というようなことで、農道や町道、林道関連の仕事をする窓口を一元化しながら、また優先度の評価による計画的な道路整備計画を行ってきているところでもあります。議員おっしゃるように民間委託の推進も行ってきておりまして、指定管理者制度を導入というようなことで、総合交流ターミナル施設や農産物処理工場、加工施設や市民リフレッシュ農園、あるいはふれあい公園や大津小学校区学童児童施設のつくしんぼクラブや室小学校区の室小ジョイキッズクラブ、あるいは大津町老人福祉センター、大津町高齢者いきがいセンター、大津町わかくさ児童学園、あるいは楽善ふれあい関連の指定管理制度をやらせていただいておりますし、あるいは民間でできるものは民間でというような形で、老人ホームの民営化を進めておりますし、今後についても若草学園の民間委託を検討させていただいております。あるいは、地区公民分館の民営化推進ということで、杉水公民館分館を上杉水区に移管をしたり、あるいは大津町浄化センター室中継ポンプ場への包括的民間委託制度を導入

しておりますし、環境保全関連等につきましても包括的民間委託制度を導入し、それぞれの民間委託におきますコスト減関連等について、それぞれの専門業者にお願いする中で相当の利益というか、コスト減を図っているということでもありますし、また矢護川簡易水道の組合の経営状況等の今後の心配もありましたので、大津菊陽水道企業団への編入関係もやらせていただいておりますし、地区のご理解とご協力で編入ができておるといような状況でございますし、また町有林の長期施業委託ということでも、町有林の管理委託を森林組合関連等とやらせていただいております。定員管理の適正化についても、当時なったとき定員212名でございましたけれども、現在では201名で職員管理をやらせていただいております。それから、職員に対する手当の総点検ということで、給料の適正化ということで、特殊勤務手当の見直しということで、保育園や老人ホーム、下水道の特殊勤務手当を廃止したり、あるいは調整給の見直しということで、若草学園職員の調整給の削減をしておりますし、高齢層の職員の昇級停止ということで、平成18年度から人事院勧告に準じて55歳を超える職員の昇級を抑制しております。職員手当の見直しということで規則を改正し、平成18年度から勸奨退職者以外の理由による20年以上の勤務をして退職する場合や勸奨による退職する場合の退職時の昇級を廃止しております。このように、それぞれの職員に対するご理解を得ながら、各種手当関連等についてもしっかりとやらせていただいております。また、職員の頑張りによりまして、有料広告の導入ということで、有料広告の調査研究を行い、平成19年度から大津町ホームページにバナー広告を導入し、毎年報告収入が増加しているという状況でございますし、今後についてもしっかりとPRをやっていききたいというふうに思っております。

そういう意味の中で、近隣町村へ出張する職員の日当手当の見直しを行いながら、旅費に関する条例を改正し、県内の出張時の日当支給を平成18年4月から廃止しております。またもちろん、特別職の昇級を見直しまして、平成18年度から町長の給料を10%、副町長と教育長7%を削減しておるといような事務的な改善を行わせていただいております。

あと、インフラ整備とかいろんな形については、もう議員おっしゃるとおり、それぞれの事業をしっかりとさせていただいております。大きな道路から町内の幹線道路をはじめとする危険であるとか、不便であるというようなところについて、逐次やらせていただいております。例えば、塔の迫関係の翔陽高校の西側の道路の改修工事もやらせていただいておりますし、あるいは農道関係についても南部工業団地の通勤を兼ねたところの南部中央農免道路の振興というような形、あるいは平川団地における農道排水関連の状況等もございますので、いろいろなところでそれぞれの事業をさせていただいております。そういう意味におきまして、本当に住民の皆さんのご理解、あるいはご協力によってできたものでありますので、これからは自治体間の競争でございますが、地域のことは地域で考え行動する、そのような時代が来ておりますので、大津町まちづくり基本条例の理念に基づき、それぞれがそれぞれの役割を認識し、協働でまちづくりに携わっていくこと、まさに住民自治、団体自治の役割をしっかりと明確にすることが大切であると考えております。

以上のような課題に対しても、各種施設等の整備を図りながら今後のまちづくりに向け、地域の特性を活かしたまちづくりを町民の皆さんとともに、お互いに知恵を出し合い、汗をかきながら、創意

工夫を重ねていかなければならないというふうに思っております。人材育成をはじめとする子どもたちの育成を図るために、課題でありました北小学校関連の合併問題も北小学校の大規模改修事業で今ご理解を得ながら教育環境を進めさせていただいておりますけれども、先ほどの質問にありましたように、学校環境整備関係等については、今、逐次全体的に調査をさせていただいておりますので、そのような中から順番を決めながら新たな取り組みを財政状況を検討しながらやらせていただきたい。今後についても、美咲野団地、宝の島というか、あの美咲野団地ももう完売しております、9月末には事務所も引っ越して新たにそこに歯科の病院ができるというような話でございますけれども、新たなやはり人口増の計画もしていかななくちゃならない。それとともに新たな企業の誘致、あるいは特産関係の企業の頑張りを期待するというか、そういう話も今逐次あっております。そういう雇用の確保とともに福祉関係の充実を図っていかななくちゃなりませんので、それぞれの健康増進を兼ねながら、医療費、あるいはその辺の体制をしっかりと整えるための今後の課題がたくさん残されておると思っていますので、今後について高齢化社会に対応できるような施策をしっかりと今後考えていかななくちゃならない、そういう思いをしておりますので、大津町の自然保護をしっかりと確保しながら新たな大津町の魅力あるものをつくっていかななくちゃならないというふうに思っておりますので、今後とも議員各位の皆さん、そして町民の皆さんのご理解を得ながらまちづくりに頑張っていきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） 事業の中でも多分にしてまだ課題が残っているかと思いますが、町長のやる気はどれぐらいあるか、もう一回お聞きしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さんのご協力、ご理解があれば、再度皆さんとともに大津町、元気な施策を提案しながら、住民の皆さんとご相談しながらやっていきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） それでは、3問目に移ります。3問目の生徒の登下校等でございますが、全国における登下校時には大変痛ましい事故が発生しておりますが、4月下旬に京都府、千葉県、愛知県におきましては、登校中の児童生徒が生命を失われ、大変残念な事故となっております。生命の尊さと登下校に対する安全性を日ごろから心掛けなければなりません。文部科学省の通学路の交通安全の確保に関する有識者会議において、教育委員会、道路管理者、警察など、関係機関や地域住民等が連携して安全対策を講じるよう指摘されておりますが、児童生徒、保護者に対する実践的な交通安全の教育指導の重要性と必要性が提起され、児童生徒の発達に応じた安全指導、安全学習が重要視され、その際主体的に行動する力を身につけさせるということが示されております。学校教育における安全教育に関する指導時間を設け、交通安全指導員などが学校と連携して児童生徒や保護者指導も必要かということが2項目に示されております。

このようなことから、地域の条件、通学路の未整備、歩道の危険性、信号機の未設置等による不備な点もあるかと思いますが、一歩ずつ改善していかなければならないと思います。保護者も子どもの

登校時の心配は排除できないものがあると思われます。私たちの地域においては、登下校するとき、集合場所に全員集まったら保護者が小旗を持って先頭に立ち、松古閑地藏堂前から昭和橋を渡り、上井手側沿いを室の塔の迫橋の手前まで、橋を渡るまで同行されている姿をよく見かけております。また日吉ヶ丘の住民の皆様によるボランティアと思いますが、登校の安全を指導いただき、楽善スポーツ店前の横断歩道を安全に登校指導が行われております。また、楽善食堂前の交差点では、楽善地区の方による指導が見受けられておりますが、通行量の多い交差点では安全策ではないかと感じている次第です。

このように、登下校するとき、保護者の指導と協力が行われている地域は町内においてどれぐらいの地域が見受けられるのか、お伺いしたいと思います。

また通学路としての登下校で楽善スポーツ店前の交差点ですが、普通の交通の往来も最近是一段と多くなりました。運送業者、通勤者、農耕車、レジャー車など、左右を確認して渡るのが容易なことではありません。先ほど申し上げましたように、日吉ヶ丘の皆様による登校指導が行われておりますが、信号機がない交差点ですので大変重要な役目をしていただいていると感じているところです。この交差点におきましては幾つもの事故を見かけておりますが、大きな事故が発生する前に通学路でもあり、信号機を設置しなければ大変危険を感じているところです。この交差点につきまして、最近側溝及び歩道の部分の改修がなされて、環境的にはきれいになり、使いやすくなったと思います。このままの交差点では、いつ事故が起きてもおかしくない地形であります。信号機を取り付けるには直角交差点でなければならないということであれば、地形の改良を先に取り組むべきではないでしょうか。平成18年12月の定例会で一般質問をしておりますが、6年前になりますけれども、この交差点については信号機について何の進歩も見えておりません。往来の激しい利用度の高い楽善スポーツ店前の交差点の信号機の取り付けは一体どうなっているのでしょうか。また、横断歩道の線引きにつきましても、町内には相当数の横断歩道があると思いますが、横断歩道の線引きは人と車社会を事故から守る大切な目印でもあるし、重要な役割をしているものであります。私たちも線引きのないところで手を挙げて横断されている姿をよく見かけ、危険性を感じることも幾度もあります。まして通行量の多い交差点や通学路は最も危険であると思っております。特に楽善地域の西嶽団地から旧「まきば」畜産組合の精肉店ですけれども、今はありませんけれども、行く横断は大変危険を感じております。通学にも使うし、人の出入りも多いところでもあります。また、ほかに横断歩道の線引きや側車線の白線が消えかかっている部分の修正が必要ではないかと思っております。横断歩道の新設の線引きや消えている白線の修正の必要な調査は行われているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子さん） 新開議員の登下校するとき保護者の指導と協力が行われている地域はどれぐらい見受けられるかというご質問に対してお答えいたします。

議員がおふれになられましたように、全国各地で児童らを巻き込む痛ましい交通事故が相次いで発生しております。このような事態を踏まえ、国や県も積極的に通学路の点検をし、安全確保に向けた取り組みを始めました。その一環として、大津町におきましても先日国土交通省、それから県の菊池

地域振興局、大津警察署、それに大津町教育委員会、それから町の道路整備課、総務課等が一緒になりまして、前もって各学校から通学路の危険箇所として上げられていましたところの現地調査が行われました。この調査結果に基づいて、今後の対応がなされることになっております。

また、県と県PTA安全互助会の事業で子ども見守り支援事業というのが行われておりまして、取り組み計画書を添付して申請をしますと、1校について3万円の補助が出ます。町内のすべての小学校はこの事業に参加をしております。その補助金は地域の人や保護者による安全指導用の法被、それから帽子、たすき、それから交通安全旗、こういったものの購入に充てて活用させていただいているところでございます。

ところでご質問の件ですけれども、いずれの小学校でも保護者による登下校指導及びあいさつ運動が実施されております。輪番によります指導でございまして、学校によりまして、毎日やっているところ、それから週1回やっているところ、年に数回とその回数にはばらつきがあります。また、指導に立たれる場所は交通量の多いところの交差点、横断歩道を中心に学校と協議しながら指定して行われているところでございます。箇所数は、これも学校によってかなり幅がございまして、2カ所の学校もありますし、多いところは20カ所に及んでいる学校もございまして、保護者以外の地域有志による活動は、危険箇所における旗振り、それから見守り、同伴登校や通学路の巡回パトロールなど、ほぼ毎日行われております。このように、時代を担う子どもたちの命を守るために、保護者をはじめ地域の方々の温かい献身的なご支援を得て大きな交通事故等が起こってないことを心からありがたく思い、感謝に堪えません。今後も子どもたちへの安全指導や見守りをお願いするのと併せまして、子どもたち自身が自分の命は自分で守るための安全教育の徹底と通学路の安全施設の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 新開議員の子どもたちの安全のための信号機や横断歩道の設置の件でございますけれども、もう議員いつも通られるからご承知のとおり、三吉原の道路改良の折りに交差点ということで南の方を若干広く買ってございまして、返ってああいう大きい状況であると事故関連が起こるのは十分ありますので、今その事故防止のための一環として工事をさせていただいております。警察のほうともご相談をずっとやってきておりますけれども、残念ながらその交差点よりも美咲野団地の中を走っておる県道、矢護川大津線でございますけれども、この県道の中に美咲野の西側の団地の皆さん、子どもたちが学校へ通学するのにどうしても信号が必要という教育委員会からの要望もあっておりますので、そちらのほうにぜひ信号機をつくっていただくように大津署のほうの警察署長や交通担当課長のほうに強く申しておりますので、ちょっとそちらのほうの交差点については遅れてくるんじゃないかなとか、順番としては美咲野のほうを今要望一生懸命、我々としてはやっているというような状況でございます。

また、楽善の南のほうの十字路でございますけれども、白線関係についてですね、昔はボランティアで交通安全協会の関係の方々が白線を自分たちで引いたりいろいろやっておられますけれども、これは白線内で、横断歩道で事故が起きた場合はですね、やはり個人的にやっていると問題だそうでご

ございますので、住民の皆さんの要望が県のほうの規制課のほうに届いていく中で許可をもらうというような形でないと、もしも事故が起きたときに道路法上の問題、いろんな問題がございますので、こちらのほうについてはですね、案外可能性は近いというふうに思っておりますので、そういう交通安全関連等の対策については十分通学路をはじめとする高齢者の皆さんの車から分離するような社会をつくりたいという意味におきまして、しっかりと歩道整備なり何なりをやっていきたいというふうに思っておりますので、まずは美咲野の日吉ヶ丘の、あるいは楽善の皆さんのボランティアで交通指導をお願いしていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 新開則明君。

○7番（新開則明君） スポーツ店前の交差点の信号機は、以前から述べておりますけれども、なかなか直角交差点ということをお聞きしておりますので、それになるまでには結構対策が必要かと思えます。信号機は今言われましたように美咲野が先になっても、地形の変更から先に進めなければ、いつまで経ってもできないのではないかと思います。非常に危険ですので、この地形の変更の可能性はあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、横断歩道の線引きにつきましては、先ほど「まきば」のところだけを私は言いましたけれども、ほかの調査は行われているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 信号機につきましては、先ほど町長の答弁がございましたとおり、やはり現状では優先すべきところもあるということでございますので、今後現状の交差点につきましては安全性を図るような形でですね、やはりそういった形での対応を今後考えていく必要があるかなというふうに思います。

それから、横断歩道の線引きにつきましてはでございますけれども、白線の修正の必要な調査につきましては、先ほども「まきば」のご指摘がございましたけれども、ここにつきましては横断歩道の新設、それから既設横断歩道に引いてあります白線ということでございますけれども、まず横断歩道につきまして警察に確認いたしましたところ、車道幅が5.5メートル未満であったり、道路の外側線があればそれから5.5メートル未満であれば難しいとの警察の見解でございました。現状でのご指摘については、そういった基準からいきますと難しいというふうに思いますけれども、ただ地元区長さんあたりから役場の総務課のほうに要望を出していただき、また取りまとめて大津警察署へ申請をいたしまして、申請箇所を警察で現地調査をするということでの手続きになっております。

それから、申請に伴います設置場所を県警本部へ上申がございましたら、県警本部の現地調査で設置必要な場所を県公安委員会へ送って、公安委員会のほうで必要と判断した場合に交通規制課のほうで設置工事を行うというような形での流れとなっております。

それから、横断歩道の線引きにつきましては、消えかかっている白線の調査につきましては、その対応といたしまして地元警察で毎年1回4月または5月に調査を行いまして、その後、消えかかっている箇所を県警本部に上申し、その後、また県警本部で調査し、必要があればその線引きを決定されるというようなことでございました。

それから、道路の外側線につきましては、線引きが必要なものにつきましては区長さんからご申請いただければ、町が調査して対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時15分から再開いたします。

午後0時59分 休憩

△

午後1時15分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉永弘則君。

○3番（吉永弘則君） こんにちは。通告順に従いまして、3番議員吉永が質問をしたいと思っております。

その前に、7月12日に豪雨によって被災されました皆さん方に慎んでお見舞い申し上げたいと思っております。

それでは、1番目の中小企業の育成をということで伺いたいと思っております。本町の振興総合計画が平成18年に制定され7年が過ぎております。基本目標などは順調に推移しているかと思っておりますが、特に将来目標人口が後期計画でプラスに修正されたということは大変喜ばしい成果だと思われま

す。ところで、本年の4月の下旬の熊日紙上で伸びゆく町の光と課題ということで、5回に渡って連載されました。これは、合志市と菊陽町の現状でありましたが、本町のことも取り上げてほしかったかなと思われました。その中で、地下水が豊富で熊本空港や九州自動車道インターが近いことから進出企業が多く、大規模企業の多くが立地している。このことは、本町も同様かと思っております。ただ大企業が支える産業構造は、本社の不振があれば一気に変わる恐れがあるということです。

そこで、地元に着目した中小企業の育成が重要であるということで、菊陽町では昨年、中小企業振興条例を制定し、中小企業の受注機会を増やすなど、町や住民の協力を促し、地域経済の足腰を強化する姿勢を明確にしております。大津町は菊陽町と同様でなくても、本町独自の内容で中小企業が自主的に行う事業、例えば商店街活性化のための商店街とのふりあいを深める行事や活性化のための調査事業、また2つ目に工業振興のための新製品の研究や開発事業、3つ目に中小企業者が組合等を組織する事業、4つ目に人材育成のための中小企業団が設置する中小企業大学での研修参加事業などに対して経費の一部を考えたらということです。こうした事業は一時的ではなく、長く続けることにより効果があるものと考えております。本町において、中小企業振興対策を講ずべきと思っておりますが、これに対して伺います。

また、本町では企業誘致課を設置し、進出企業の誘致に取り組んでおられますが、配置職員は課長を含めて2名です。大都市の本社に出向いて本町のアピールや有利性などを説明し、商談するには十分ではないと思われま

す。今後は新規分野の企業進出が望まれます。特に、脱原発と言われております電力分野、これにはソーラー、小水力、風力などがあります。また、子育て・高齢者介護等の福祉分野、教育文化等の分野、そういった中で誘致課職員は、浅く広く視野を持って商談に望まなければなりません。本町は交通環境などいろいろなアクセス面でも優れております。企業誘致に成功すれば、雇用、人口、税収といった面でさらなる期待が膨らみます。これらを生かすためにも積極的な活動を

展開し、充実した人材配置を期待するものであります。

以上、伺いたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。吉永議員の中小企業の育成についてのご質問でございますけれども、これまでの町政の柱として企業誘致を進めてきた成果は大きいと思っておりますし、雇用の場が確保され、地域経済が活性化されたことにより、さらに人口増にもつながったと思っております。しかし企業の業績は世界経済の動向に大きく左右される場合がございます。今まさにリーマンショック以降の不況や長引く円高による影響が、町内企業に多くの影響し、厳しい経済状況が続いていると伺っているところで、そういう中におきまして、中小企業の育成についてのお尋ねですが、これまでの町政活性化の大きな要因として、中小事業者の皆さんの支えがあってこのように発展していることに感謝をしているところでございますが、大企業にとっても欠かせない存在であるものと思います。議員のご質問のとおり、中小企業の研修や開発事業については、企業体力を向上させ強くするという意味においては必要なことと思います。研修の開催については、現状では商工会や町企業連絡協議会等の組織の中で、会員企業等の研修などを行っていただいている状況でございます。また、研究開発についてですが、新たに追加価値の高い新製品を開発するためには、多くの経費や技術力が必要になります。町には助成制度は設けておりませんが、国や県の助成制度がありますので、商工会では現在国の補助金を利用して小規模事業者地域力活用新事業展開支援事業を利用し、農産物を生かした特産品開発の事業が行われております。製造業では中小企業の育成を支援するリーディング企業育成事業に取り組みされており、1件1千万円を限度とした助成制度が創設されておりまして、現に大津町からも2件が事業認定を受けられているようです。今後も国や県と連携をしながら、町としても連携しながら中小企業の育成に努めていきたいと思っております。

次に、企業誘致課の職員の充実についてのお尋ねで、定員適正化計画に基づき、適正な定員管理を行っているところでありますが、現体制の中で専門知識の取得の充実などを図るとともに、横の連携を密にして、さらに企業誘致活動に取り組んでいきたいというふうに思っております。

そのような中におきまして、今後につきましては専門職の臨時職員関係を雇用しながら、新たな企業、中小企業の育成にも力を入れていければなというふうに思うし、そのような臨時職員関連等の研修等も今後検討しながら、大津町地域の企業の活性化につながっていければなというふうに思っておりますので、今後の検討事項としたいというふうに思っておりますし、詳細につきましては担当部長より説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 吉永議員の中小企業への研修あるいは開発などの助成についてお答えいたします。

その前に、昨年度の企業の立地の動向につきまして若干ご説明をさせていただきます。九州全体での工場立地の状況といたしましては、立地件数が91件で、昨年より6件の増となっております。一方、熊本県の立地協定件数は34件です。内訳といたしまして、新規立地が11件、増設が23件で、

生産ラインの増強などであります。業種別では、半導体関連が10件と最も多くなっております。ちなみに大津町では増設協定4件となっており、昨年よりも1件の増となっております。これにつきまして、県企業立地課では、リーマンショックの後を考えれば健闘していると、企業訪問などの誘致活動が実ったと発表いたしております。

では、先に町長が申し上げました製造業などの開発に関する件のリーディング企業育成支援事業について概要をご説明させていただきます。この助成制度は、平成22年度に創設されております。支援の対象といたしましては、県内で主たる事業活動を行っている中小企業であること。今後10年以上事業所を有する見込みがあること。半導体など県が定める重点成長5分野で高付加価値を生み出し、県の経済を牽引していくリーダークラスの企業であることなどの要件がございます。補助率は3分の2で上限が1千万円及び200万円の二通りの助成事業があります。これまで3年間で44件の中小企業が認定を受けられておりまして、大津町からも2つの企業さんが認定を受けておられ頑張っておられます。製造業関連の開発であり、多額の経費はもちろんでありますが、開発の成果の評価に対しまして高度な技術力が求められますので、町村独自の助成については難しいものがあると考えております。

次に企業誘致でございますが、現在2名体制で企業連絡協議会などの企業間交流の場や企業フォーラム・展示会等への参加等の機会において投資情報、企業立地情報を収集している状況でございます。また、熊本県の東京事務所や大阪事務所との情報交換も注視いたしております。ただ、国内での大型投資は減少している状況が続いており、今は町内企業を守ることも大変重要であると考えております。これまでは企業間の取り引きやお付き合いによる新規立地等もあっております。また、企業訪問での増設投資決定ということもあっておりますので、まず企業訪問を継続して一生懸命やっていくことが大切であるというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 吉永弘則君。

○3番（吉永弘則君） 非常に今は大企業がですね、非常にやはり不安定な状況が出ております。そういった中で、いかに中小企業を伸ばしていくかというのが今後の大きな課題ではないかと思っております。中小企業といってもいろいろあるかと思っております。地元に着した中小企業というのがたくさんありますけれども、そういった密着した中小企業を今後いかに伸ばしていくかが本町の今後の大きな課題ではないかと思っております。そういった意味で、ぜひ中小企業連絡協議会、町もつくっております。そういった中で、横の連絡を密にしてですね、ぜひ中小企業の振興に町としてもあたっていただきたいなと思っております。

それから、誘致課職員の件でございますけれども、現在、新規部門でソーラーあたりの進出のお話は何件かあっておるかと思っております。そういった意味でですね、やはりそれなりの知識を持っていただきながら、そういった進出企業あたりに対するアタックをしていただかなければならないかなと思っております。そういった意味でも、今、町長が言われましたように、臨時職員でも専門分野にそういった形で勉強させて考えておきたいということと言われておりますので、ぜひこの企業誘致、これについては、先ほども言いましたように、いろんな面でプラスになります。先ほどの質問の中でも、10年ぐらいは人口は増えるか横ばいということと言われてましたので、こういった企業誘致活動あたりを

することによって、伸びゆく町、元気な町ができるんじゃないかなと思っております。これについては、きのうの同僚議員もこういった税収面、いろんな面において企業誘致あたりには力を入れてほしいということも言っておりますので、ぜひ当町としてもその方向で今後検討をしていただくなりなと考えております。

それでは次に行きます。2問目、職員にまちづくり研修の参加派遣をということで質問したいと思います。まちづくりのために若手職員を視察研修させることについて、町長の考え方を伺いたいと思います。これからの自治体は、自らの総意と工夫によって個性豊かなまちづくりを進めなければならないと言われ、10年度には自治体の取り組みいかんによっては、自治体間に相当な差がつくだろうと言われております。個性豊かなまちづくりを進めるということは、新たな発想でなければなりません。新たな発想を中高年層に求めることは酷であろうかと思われます。他県のある市では、35歳以下の職員を対象に、まちづくり探偵団派遣事業を実施しているそうです。若い職員にはいろいろなアイデアがあっても発表する場がなく、上からの指示によって黙々と仕事を処理していく。そのうちに中年になり、卒にはまった職員になっていくのが実態ではないかと思ひます。

そこで、まちづくり活性化のため、若手職員を視察研修に派遣することについてはいかがでしょうか。行政主導ではなく、民間団体や住民が協力してまちづくりに取り組んでいる実態を見るには、職員の視点を転換させることにもなろうかと思ひますし、経費も多額なものにはなりません。毎年数名を派遣することについて伺いたいと思ひます。

また、まちづくりのためのアイデア募集であります。これは1回限りのものではなく、毎年定期的に募集することにすれば、常に問題意識を持つことにより、よいアイデアが出てくるであろうし、まちづくりに参加しているといった意欲も湧くのではないかと思ひます。町長の考え方を伺いたいと思ひます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 吉永議員の職員によるまちづくり研修関連等の育成でございますけれども、ただいま大津町におきましては職員の自己申告、あるいは自主目的のための研修をやらせております。そういう中で、自分の仕事以外の関係についても、自己申告で研修に行っている職員がたくさんおりますので、そういう職員のやる気、あるいはいろんな考え方が変わってくるものというふうに思っておりますので、今後も自己研修の推進を図っていきたいというふうに思っております。

また、住民の皆さんから、あるいは職員から素晴らしいアイデアをというような形で、いろんな形の中で、いろんな行事の中においてのアイデア関連等のアンケート調査をやっておりますので、その辺の調査に基づきまして担当のほうでしっかりと検討をしながら、今後のまちづくりに生かしていけるというような状況ではないかなと思ひます。いろんなまちづくりでございますけれども、やはり雇用とか福祉とかいろんなものを考える中で、連携が必要であるというふうに思ひます。先ほど申しましたように、ある企業を呼んできて、その企業の中で働く雇用確保については、大津町には大変障がい施設もたくさんありますので、障がい者たちが自立して生活できるような一環としての雇用、こういうのを施設と企業との協定とか、そういうものの中で生まれてくるんじゃないかなと。もちろんそれ

には高齢者の皆さんもそこに雇用に加わり、障がい者や高齢者、それに従業員の皆さんとともに、しっかりとその仕事に打ち込んでいける、そういうような交流をすることによって、生きがいの社会ができてくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういうような推進も今後図っていかなくちゃならないというふうに思っております。そういう意味におきまして、そんな企業を我々も地元で誘致する、そのためにはそれなりの町民の皆さんの意見や企業の皆さんとの連携をしっかりと取りながら誘致企業というか、そういう誘致企業課だけでなく、すべての職員が一本にまとまってそういう方向に行けるといふようなことを日ごろから心付けながらまちおこしに頑張っていけるような人材を今後とも育成していかなくちゃならないというふうに思っております。

現況の内容については、また担当部長の方から説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 職員からの意見、アイデアの募集でございますけれども、現在、通常の業務の改善案を求めるものとしたしまして、事務改善提案制度というものがございます。この制度は、主に町の事務処理に関することで事務の能率の向上や経費の削減策等の提案を求めるものでございます。しかし、議員お尋ねのように、職員からのまちづくりや行政運営全般に対しての提案制度を設けたらどうかということではありますが、いくつかの自治体で既に取り入れられております。このことにより、職員自らの創造力や研究心及び町政運営の参加意欲を高めることができるものと思っております。そのことが町政の発展と行政運営の改善や効率化につながるものと考えられますので、先進市町を参考に検討させていただければと思っております。

○議長（大田黒英生君） 吉永弘則君。

○3番（吉永弘則君） このまちづくりというのは、本当に幅広いものですね、なかなか簡単にまちづくりといってもこれといった大きな結論が出るものではありません。しかし、特に若手職員ですね、若手職員から見たまちづくりあたりは本当に大切ではないかなと、そういったふうに思っております。特にそういった先進市町村がたくさん全国にはあるかと思えます。そういった先進市町村あたりに研修に行っていて、特に若手職員が今発表する場がないというのは、もうこれは実態ではないかと思えます。いろんな形でですね、町の全職員、特に若手職員あたりに発表するような機会、文化ホールでも結構です。そういった場でも、いろんな面における発表するような機会を与えて、職員の資質の向上に少しでもつながるような方向をまちづくりのためにつかっていただくならと思っております。今、答弁がありましたように、今後十分そういった方向で検討していきたいというようなことでございますので、ぜひまちづくりのために、また若手職員育成のために頑張ってくださいなと思っております。

最後の質問は、もうはっきり言って昨日から今日に掛けてですね、5、6名の方が今回の豪雨についての質問をさせておりますので省略したいと思いますけれども、今回の豪雨では、隣の地区までも避難するのが困難という実態ではなかったかなと思っております。そういったことで、今は校区単位ぐらいで避難場所を設けておられますが、これではちょっと無理なことかなと思っておりますので、できればですね、集落単位での避難予定場所の設置を検討していただくならと思えます。それぞれの区長さ

んたちと協議して、神社とか、場合によっては個人の納屋、これについてはその個人さんの了解を得なければなりませんけれども、そういった了解を得てもですね、緊急時の避難予定場所として登録していただくような方向も必要かなと思っておりますので、その点もひとつお聞きしたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 吉永議員の避難関係でございますけれども、おっしゃるとおりでございます、遠くへ行けないという阿原目地区におきましても高齢者の方がそういうようなお話で、岩坂集会所のほうへ避難するというので、あそこを避難箇所にしたという例もありますし、また吹田関係につきましては、吹田の民家の家に一時避難をされるというようなこともあっておりますので、議員おっしゃるように、その地域地域の中での一時避難と申しましょうか、安全性の高いところに避難していただくようなことについては、今後区長をはじめ地域の皆さんとの話し合いの中で、今後の避難場所の検討をする中で、しっかりと捉えていきたいなというふうに思っております。今回の防災、いろいろな計画を今までずっとやってきておりましたけれども、全部が全部と言うわけにはいきませんが、避難の場所関連等については、本当に再度しっかりと見直しをしていかなければならないということをお反省しておりますので、今後については関係区長さんと話し合いながら、その辺のルート関係等もしっかりと検討しながらやらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 吉永弘則君。

○3番（吉永弘則君） 特に私の地区も代官橋はちょっと通れなくなったし、もう学校の避難場所も行けんし、内牧の岩戸温泉にも行けなかったということですね、本当に集落単位で避難するしかないような孤立地帯でございます。そういったことで、今、町長のほうからも十分今後検討してその方向性をつくりたいというようなことでございますので、ぜひこの災害を教訓として、そういった方向性をしっかりと位置付けていただくならと考えております。

これで終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。1時50分より再開いたします。

午後1時41分 休憩

△

午後1時50分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） こんにちは。まず先立ちまして、7月12日の九州北部地区豪雨によります激甚災害で被害を受けられました方々に対してお見舞い申し上げたいと思います。一刻も早く復興されますことを念じ申し上げるとともに、亡くなられた方々に対しての衷心より哀悼の意を表します。

まず、今回2項目、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。まず、高齢者社会における対応策について、それから耐震促進計画の策定の現状を問うということでございます。

まず、高齢化社会における対策についてですが、我が国では高齢化の進行は、平成23年末までに

高齢化率23%に達し、4.3人に1人が高齢、いわば長寿社会を向かえております。平成27年には、いわゆる団塊の世代が65歳以上高齢者になり、高齢化の進展に著しいものがあり、今後一層進行が予測される中で、平成27年老人福祉法の改正で、各都道府県・市町村老人保健福祉計画を策定されておりますが、県・市町村が高齢者の福祉サービス、保健サービスを一体性で連携し、統一的計画がなされてまいりました。それ以来、年月の経過により、政府が示したゴールドプランの目標数値を自治体に下ろし、活動や施設の数だけを並べただけで、その質、活動の内容が乏しく、地域の実態に合致しない点が伺われます。国が示したマニュアルに県市町村が従っただけではないかなという感じもいたします。地方自治体の本体が問われることから、一方では全国的に高齢化の進行は、要支援・要介護の認定者の増加、保険給付費の増加、被保険者の保険料の負担とともに各自治体に大きな負担となり、保険制度の継続性に重要な課題と言えます。本町におきましては、高齢化率が23年度以降18.6%で、後期高齢者は3千400人ほどになっておりますが、総人口の1割を超えているというような現状を考えまして、総合振興計画、福祉計画ともに第5期平成20年度から平成26年度までの見直しが行われました。今後高齢化社会進行の中で、複雑多様化する高齢化意識に対応するために何が必要で、何が不要なのか。また、その活動の質の向上を図るために何をすべきか、財源はどのようなにするか、これらのものをこれから考えていかなければならないんじゃないかなということでもございます。長寿社会においての高齢者の意識を的確に汲み取りながら、実効性のある方策を見直して今後の展開を求められています。よって、今後の高齢社会における環境整備の行政におかれた実情に応じた創意立案が不可欠と思われまいます。生活意識の価値観にどう対処されるのか、町長の私見を伺いたいと思ひます。

①としまして、住民参加型の生涯教育の充実の取り組みについて、②安心した高齢者を迎えるためのまちづくりについて、③「高齢者の就業機会の拡大について、それから④ふるさと農園の開設についてを伺いたいと思ひます。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 手嶋議員の高齢化社会に対する対応等についてのご質問でございますけれども、議員おっしゃるように高齢化の人々に対する支援をどうやっていくかということでございますけれども、住民参加型の生涯学習の充実についてということになると、各種スポーツ教室を開催しておりますが、あるいは健康体力づくりの意識が高まってきたものと考えられるということは、体育館のトレーニングルーム等での60歳以上の方が全体の25.1%が利用されているというようなことで、平成16年度の13%よりかなり増加しておるなというような統計が出ております。また生涯学習の面では、高齢者学級をはじめとする各種講座や自主講座にも多くの方が参加されて、学習によって教養を取得されておられるようでございます。安心して高齢者になるまちづくり、一人暮らしの老人対策、あるいは高齢者の就業機会の拡大につきましては、現在介護予防事業や健康づくり事業を推進するとともに、地域福祉実践や推進地域での活動や交流により災害時の見守りや住みやすい地域づくりに努めております。また地域での一人暮らしの高齢者に対しての対応としましては、民生委員、地域福祉推進員等による自宅訪問や見守りや各種行事への参加の勧誘等による交流や懇談を行っておりますが、高

高齢者の生きがいと健康づくりの中で、自らの生活を豊かにする活動を推進していく老人クラブ連合会の活動や地域の老人クラブの活動が地域での生活に重要だと思っております。生きがい対策の中での就労等については、シルバー人材センターでの就労の推進や役場の無料就労相談所での相談対応を行っているところであります。

市民農園の開設についてでございますが、市民農園の目的を理解した上で、現在も現役として元気に農業を続けられている人や農業の経験のある方を活用し、高齢者の生きがいづくりとして、空いている農地等を利用した農業体験教室やサークル活動等を検討したいと思っております。高齢者が何を望まれているのか、地域での役割は何か、今後も地域行政関係機関団体と連携を取っていき、高齢者一人一人が何らかの形で人のお役に立っていると思われることが健康寿命を延ばす秘訣であると、健康づくりではないかというふうに思っております。例えば、大津町におきましても新たな人たち、都会の町の人と、それから集落の農業を行っている人との関係の交流をしっかりと図ることによって、町の人たちが農家へ出向いての、例えば唐芋の選別などの作業の手伝いをしながら、そしてそこに生まれるお互いの農家の皆さんと、あるいは都会の皆さんとの一人一人の交流・絆が深まっていくことによって、その中で喜びやあるいは仕事で汗を流す中でいろんな会話ができる中で、素晴らしい仲間意識ができ、そして元気な老人が創り上げられていくんじゃないかなという思いをしておりますので、変わった方向の交流をしっかりとまた検討をしていかなくちやならないんじゃないかなというふうに思っております。現状等については、また担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長中尾精一君。

○福祉部長（中尾精一君） 手嶋議員の質問の中の住民参加型生涯学習の充実につきましてですが、先ほど町長のほうが申した部分と重複しますが、ご了承を願いたいと思っております。

現在、生涯スポーツの高齢者を限定とした各種教室は開催しておりませんが、平成23年度総合体育館トレーニングルームには60歳以上の方が4千361人で、全体の25.1%が利用されております。ほとんどの方が毎週定期的に来館されております。平成16年度が13%でしたのでかなり増加しており、健康体力づくりの意識が高まってきていると考えます。その中で、毎週実施しておりますストレッチ教室などの健康プログラムの人気があり、徐々に参加者が増えております。また、60歳以上で構成されたスポーツ団体も増加しております。グラウンドゴルフやソフトボール等を中心に、公園の各種スポーツ施設を毎週定期的にご利用されております。昨年は60歳以上のトライアスロンシニア世界大会やハイシニアのソフトボール全国大会にも県代表として出場されるなど活躍されております。また、生涯学習としては、高齢者学級の103名をはじめとする各種講座や自主講座にも多くの方が参加されて、学習によって教養を習得されております。60歳以上を対象とした公民館における講座開催は、79講座に約149名、パソコンは11講座に52名の参加がっております。このことから、住民参加による生涯学習としての意識も高まってきていると考えます。

次に、安心して高齢者になるまちづくりでは、現在、20地区で実施している介護予防等のミニデイサービスでの健康づくりや7地区で実施しておりますふれあいサロンでの交流、それから11地区13行政区での地域福祉実践及び推進地区での活動により、地域交流、災害時の見守り、住みやすい

地域づくりを支援しております。また、地域の一人暮らしの高齢者の方に対しての対応としましては、民生委員、地域福祉推進員や地域で組織された見守りの隊などによる自宅訪問、見守り、声掛けや各種行事等への参加の勧誘等による交流懇談を行っております。

それから、高齢者のいきがいと健康づくりで、自らの生活を豊かにする活動を推進しておられる老人クラブ連合会は、登録31団体、会員数1千17名です。活動内容としましては、スポーツ大会、福祉交流会、シルバーヘルプ活動等をされております。ただ、毎年団体、会員の減少が課題になっております。活動や交流会等の内容の検討と地域の状況等を確認しながら、今後の活動に生かしていく必要があると思います。

次に、高齢者の就業機会の拡大につきましては、現在の生きがい対策の中の就労等について、シルバー人材センターで220の方が登録され、実人員が159名で、約72%の就業率になっております。また、役場の無料就労相談所にも多くの方が相談に来られておりますが、少数の方の就労に留まっております。

4番目の市民農園の開設についてですが、高齢者の方で現在も現役として元気に農業を続けられている人も多く、地域農業の中心として頑張っておられます。高齢者の生きがいづくりとして、空いている農地等を活用し農業指導をしていただき、農業体験教室やサークル活動等をしていくのも一つの方法だと考えます。市民農園の目的でもある、日ごろ農業に触れる機会のない方への緑地空間やレクリエーション機会の提供を通じて、健康でゆとりのある生活確保等に生かしていければと考えます。

高齢者が今何を望まれているのか、地域での役割は何か、今後とも地域、関係団体と連携を取りながら、高齢者の生きがいづくりと健康づくりに取り組み、安心して楽しく暮らせる地域づくりに努め、国民健康保険をはじめとする医療給付費の抑制のためにも検討していく必要があると思います。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 所管部長より詳しくご説明いただきました。ありがとうございました。ただ、今後進めていく場合ですね、特に心配しておりますのが高齢者クラブですね、これがもう減少しているということですが、31団体、1千17名ということですからかなり減っているなという感じがいたします。やはりこういう活動をする場合にはある程度組織が充実している、そして増加していくというのが当然でありますけれども、なぜこういう団体が減るのかなということでございますし、ただ運営上、この関係かなど。今後、今は1人当たり500円ですか、言っておりますけれども、これの増加ということも考えなければならぬんじゃないかなというような感じもいたします。その点がどういうふうになっているのかと、それからシルバー人材センターにつきましては、会員は毎年増加しているということでもございます。ただ、話を聞きますと週に2回しか行けないというような人もおるようでございますが、自分に合った仕事がないというような現状のようでございます。確かに業務の適合性というのがありますけれども、やっぱり特殊な仕事関係というのが出ますと、どうしても専門分野でないものですから経験者がいないということもあろうかと思いますが、そういうことを踏まえまして、やはり平均して4日間ぐらい出るような体制が必要になってきます。そういう就労ができ

るような体制づくりを、今後、またシルバーの中でも訓練を重ねながら、多様化できるような人材育成に今後努めていただくことも大事だろうと思います。これも行政の指導によってですね、今後していただきたいと思います。

多くの方々がこういういろいろなことに参加することによって、一つのコミュニケーションになる、体力の増進になる、それぞれできるわけでございますので、そこら辺が一番大事だろうと思いますし、またシルバーの内容等についてもですね、やはり小・中学校あたりの、いわば体験農園ですか、そういうことに関しても一つの課外教育として活用、交流を深めていく必要もあるかと思います。そういうことによって、子どもたちとのコミュニケーションも十分取れますし、健全な青少年育成に寄与できるんじゃないかなというふうに感じております。

それから、先ほど市民農園ということで、これはちょっと農振、いろいろな関係ありますけれども、いわば空き地、遊休地、それから休耕田等もありますけれども、手近なものを一応町が借りてですね、それを面積としては1人当たり1アール程度の区画をしながら、自由に野菜を植えながら、また休憩所を設けて楽しく語り合う。生産の楽しみを今後の生きがいに感じるような、そういう施設を設けてほしいということでもございます。そういうことによってですね、やはり自分は生かされているんだなということを感じも今後高齢者も持っていただくということが大事だろうかと思います。

これまでの高齢者の福祉は、いわば病弱、それから介護、療養、それから援助を中心として対策を講じられてずっときましたが、これからは共に元気な高齢者らしい高齢者をつくる。生きがいある人生をおくるのがいいわけでございますが、それぞれの今後の福祉も多額の必要がずっと入りますし、公的なサービスもこれ以上も限界に来ているような状況でもありますので、そこら辺を踏まえながら、みんながお互いに助け合いながら、助け合う精神で今後進めていくということが大事であろうかと思っております。やはり利己的な考え方の持ち主というのが最近多くなってまいっておりますので、やはりこれはもう社会の変動によって人間性というのが乏しくなっているんじゃないかと思っております。その福祉を通じながら、やはり他人の痛みがわかる、また思いやる心で支え助け合うまちづくりをするということが今後高齢者にとって大事であろうかと思っております。サービスを受けながら、自立して豊かな老後を送る。自助の心を受けながら、公助の心を共有しながら、行政とともに、高齢者の心の十分つかみながら高齢者のまちづくりを今後進めていただきたいというふうに思います。

2項目目に入ります。耐震促進計画策定の現状を問うということでございますが、国土交通省の住宅や公共建築物の耐震化目標を定めている耐震改修促進計画については、市町村策定状況は4月1日現在をまとめた県内の45市町村内では35市町村は策定済みで、策定率は78%で、全国平均の90%を下回っており、都道府県別にしましても全国で6番目に低い状況であるという報告がなされておりました。平成16年度新潟県の中越地震、それから平成17年度の福岡の西北沖地震、強い地震が続いていたこともありまして、改正耐震改修促進法が平成18年1月に施行されました。都道府県は計画策定を義務づけされてきた経緯があるかと思っております。策定率は、沖縄県が12%でワースト1位ですけれども、福岡が23%、鹿児島県が53%と低い中で熊本県が78%でございますが、前年度に比べて18ポイントほど改善されているというようなことでございます。未策定は10町村まだ

あるようでございますけれども、いずれもこの平成24年度中には策定されるものと思われま。一方、一戸建ての住宅の耐震改修費を補助する制度を設けている県内の市町村の割合は13%、全国平均でしますと73%というふうに進んでおりますが、大きく下回っております。この対策の遅れが目立っている報告が先般なされておりましたけれども、本町におきましてはですね、この耐震計画は先般から一応状況を聞いておりますけれども、明確な回答というのはなかなかないようでございますし、どういうふうになっているのかなということでお尋ねしたいと思ひます。また、一戸建て住宅の耐震調査の現状に併せてですね、耐震改修費の補助制度の活用方策を考へておられるのか、その取り組みについて伺いたいと思ひます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員のおっしゃる耐震促進計画については、平成22年3月に策定してございまして、その核となる地震防災マップを昨年全戸に配布をいたしまして、またその耐震促進計画の全容につきましても、町のホームページに記載しているところでございまして。国が求めている基準は平成27年度で90%になっておりますので、なるべく早くこの目標に達せられるように啓発に努めていきたいと思っております。耐震調査につきましては、近隣の市町村でも取り組みが行われておりますが、なかなか進んでいないような状況でございますけれども、その辺の状況につきましては担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 手嶋議員の一般質問にお答えいたします。

大津町の耐震化につきましては、平成24年1月1日現在で旧建築基準法における家屋が3千92戸、新建築基準法に基づく家屋が6千103戸で、耐震化率は66.3%になっております。国が目指す平成27年度における90%にはまだまだ遠い状況ですので、今後さらなる啓発に努めていきたいと思っております。

議員ご質問の近隣市町村における耐震補助の状況ですが、合志市と菊池市が平成21年度から耐震診断調査の補助制度を創設してございまして、本年度まで申請は上がっておりません。また、菊陽町が平成23年度に耐震診断調査の補助制度を創設してございまして、2件の申請がなされているようです。このような状況ですので、国の補助要綱に基づく耐震改修補助制度に関しましては、各市町とも現在のところ申請はなされてございません。ただし、熊本市におきましては、平成22年度において耐震診断調査で14件、耐震改修で4件の補助件数が上がっているようです。このように、国の耐震改修補助につきましては、国の補助率が非常に低いため申請する方が少ないのではないかとと思っております。なお、耐震改修は大きな費用を伴いますが、耐震診断調査につきましては木造戸建て住宅において1件当たり10万円から20万円程度とあまり費用がかからないため、徐々に制度の創設を行い取り組む自治体が増えている状況でございます。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 質問ではありませんけれども、県下の状況がどういうふうに進んでいるのかということもちょっと調べてみました。これについては、実際そのあつてからでは遅いわけでござい

ますので、やっぱり事前にその対応を十分しておかなければならないと思います。県は平成19年度に耐震改修の促進計画を策定されまして、平成27年の3月までに耐震化率を90%とすると目標を、先ほど部長も言われましたように掲げておるようでございますし、一応それに対しましても補助制度を設けるようにということでまとめてきております。徐々に増加しているということでございますが、まだまだ浸透十分ではないように思います。特に一番早く取り組んでいますのが熊本市の場合ですけれども、平成20年度から平成21年度に診断をしながら補助制度を設けて利用促進をPRしているということを聞いております。特に熊本市は、昭和40年を中心として東部地区に住宅が拡大し、高齢者だけ住んでいる場合が多い地区がございます。その子どもたちの世代に語りかけて、高齢になると地震の際、逃げるスピードも遅くなるわけでございますので、その現状を踏まえながら、事前に耐震改修をしておけば完全に倒壊しない状況の中で近所の人と共助をしながら避難することができるということですね、まず診断を受けてほしいということと呼び掛けてまいったということでございます。耐震の改修補助状況につきましては、先ほど言われましたように熊本市も3分の2の事業の中で8万円を限度で調査がなされております。改修は2分の1で60万円を限度で支給されているということでございます。特に隣接ですけれども、菊陽町では診断事業費の3分の2に対して8万6千円を限度で改修費の調査をしているということでございます。改修につきましては23%で50万円を限度で設定しているということも聞いております。県下市町村でも4月1日時点で一戸建て住宅の耐震改修補助制度を設けているのは熊本市、それから山鹿市、宇城市、菊陽町、甲佐町、苓北町の6市町でございます。宇城市は特に共同住宅の補助制度も設定したということも聞いております。この耐震推進ですけれども、やはり平成23年度3月11日の東日本の大震災をきっかけにですね、古くなった我が家、耐震は大丈夫だろうか、そういう不安を感じている人も多いようでもあります。該当する住宅は、建築基準法が改正され、耐震基準が強化された昭和56年5月以前に着工した木造住宅に対しては、県内でも自治体が耐震診断や改修への補助制度を設ける動きが広がっているというようなことでございます。地震に対する備えが急がれている、現実的な実践が伺われます。事前に取り組む体制が各県であるということでもありますので、やはり取り組みを急いでやるということ。特に大津町は9集落はほとんどのやっぱり30%以上が古い建物でございますので、やはり震度4ということになりますと倒壊するんじゃないかなというような現状でございますので、そこら辺を踏まえながら、今後行政の指導の立場の中で、推進・指導方お願い申し上げて終わりたいと思います。

○議長（大田黒英生君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時23分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 平成24年第2回大津町議会定例会会議録

平成24年第4回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成24年 5月25日 陳 情 第 1 号	消費税率引上げに反対する意見書を求める陳情書	不 採 択	総 務 常任委員会
平成24年 7月27日 陳 情 第 2 号	熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情	継 続 審 議	文 教 厚 生 常任委員会
平成24年 7月30日 陳 情 第 3 号	陳情書 「上井手改修について」	継 続 審 議	経 済 建 設 常任委員会
平成24年 8月7日 陳 情 第 4 号	空港ライナーの有料化に関する陳情	不 採 択	総 務 常任委員会

会 議 に 付 し た 事 件

議案第62号	都市計画道路駅前楽善線道路改良工事(2工区)その1請負契約の締結について
議案第63号	美咲野小学校2次造成2期工事請負契約の締結について
議案第64号	美咲野小学校他備品(情報教育機器等備品)購入について
同意第 4号	大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 2 4 年 9 月 2 0 日 (木) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続審査申出書について 議決

日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 5 議案第 6 2 号 都市計画道路駅前楽善線道路改良工事

(2 工区) その 1 請負契約の締結について

日程第 6 議案第 6 3 号 美咲野小学校 2 次造成 2 期工事請負契約の締結について

日程第 7 議案第 6 4 号 美咲野小学校他備品 (情報教育機器等備品) 購入について

日程第 8 同意第 4 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 00 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容及び平成 2 4 年第 2 回大津町議会定例会の会議録は、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長 (坂本典光君) おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会に付託されました案件について委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 5 5 号関連、議案第 5 7 号、議案第 5 8 号、議案第 6 0 号、認定第 2 号関連、認定第 4 号、認定第 5 号、認定第 7 号、認定第 9 号、陳情第 3 号の 1 0 件であります。

当委員会は、審議に先立って、9 月 1 0 日、1 1 日の午前中に関係する 3 4 カ所の現地調査を行い、

12日、13日に委員会C室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。

以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告します。

議案第55号関連は、平成24年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

農業委員会関係では、委員より、耕作放棄地などの農地の調査は農業委員会で行っていると思うが、現状は如何か。また、補助金との関連は如何かとの質疑に対して、執行部より、耕作放棄地の調査は年1回、農業委員会委員全員でパトロールを行っている。その調査から耕作放棄地として指定した農地が補助事業の対象農地となるとの答弁がありました。

経済部農政課関係で、委員より、林業振興費の緊急雇用に係る里山保全事業委託は、福島県の災害地からの町内転居者を雇用するののかとの質疑に対して、執行部より、緊急雇用による委託事業となっているが、福島県からの町内転居者の方を優先雇用されるか現時点ではわからないとの答弁がありました。

経済部商業観光課関連で、委員より、広域連携プロジェクト推進事業では、県北11市町との説明であったが、大津町は県北になるのかとの質疑に対して、執行部より、熊本県が策定した「政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像」では、県内を6つの地域に分けてあり、県北に玉名、菊池、鹿本の振興局があり、そのため大津は県北になる。県北には新幹線の玄関口として玉名、大津は空港の玄関口となる。今年は、現在観光客の宿泊後の行動がわからないので、熊本に来てもらって宿泊された後どのような動きをするのかを広域で調査するとの答弁がありました。

土木部環境保全課関係で、委員より、家庭用雨水浸透ますの補助は、1世帯当たり何基まで対象となるのかとの質疑に対して、執行部より、4基が上限であるとの答弁がありました。

土木部道路整備課関係で、委員より、護岸雑草処理業務委託の単価はいくらかとの質疑に対して、執行部より、白川と同額の1平方メートル当たり50円との答弁がありました。

採決の結果、議案第55号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第57号は、平成24年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてであります。

採決の結果、議案第57号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号は、平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてであります。質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第58号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号は、平成24年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてであります。

委員より、落雷による施設の修繕だが、原因と今後の対策はどうするのかとの質疑に対して、執行部より、原因は電柱から電話回線を通じて落雷したものとする。落雷防止は現在検討しているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第60号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

決算の認定に先立ち、議員必携の第3編第3章の「決算の認定」を複写し配付しました。また、「主

要な施策の成果」の事業の成果、補助の成果及び今後の方針などを主眼として質疑を行ってほしい旨伝えました。

認定第2号関連は、平成23年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

経済部農政課関連で、委員より、畜産業費の畜産振興対策事業補助金で、牛の導入事業、改良事業も大切だが、受精卵移植事業も補助対象にすることはできないか。本町は、県畜産農業協同組合と旧錦野村を範囲とする南阿蘇畜産農業協同組合があり、それぞれ助成を行っている。県家畜市場も大津町にあることから、町から県畜産農業協同組合への合併を再度働きかけてはどうか。

自給飼料増産総合対策推進事業補助金について、事業対象者は県外の法人で肉用牛の流通も県内流通ではない。この事業の妥当性はどうかとの質疑に対して、執行部より、受精卵移植事業は、東肥畜産農業協同組合当時から県下に先駆けて助成を行ってきた経過がある。普及・技術も含め一定の成果があったことから現在助成は行っていない。

合併については、本町の南阿蘇畜産組合員の方々も高齢化は進んでいるものの、阿蘇地域という熊本畜産の中心である地域で、大津町の牛という誇りとプライドを持って畜産経営に取り組んでおられることから、もうしばらく推移を見守りたい。

自給率増産対策事業については、ご指摘の面もあるが、放牧地が瀬田・立野牧野組合の牧野を利用した事業となっており、原野の維持管理にも貢献をしているところだ。また、県からも事業地としての推薦もあったことから補助事業として取り組んでいるとの答弁がありました。

経済部商業観光課関係で、委員より、岩戸溪谷周辺整備事業が完了して、7月の水害により崩れたが、雨が降って山から水が流れてくるのはわかっているはずなので、コンクリートで止水壁を設けるべきではなかったかとの質疑に対して、執行部より、南側の駐車場を四、五年前に補助をもらって整備を行った。その後、数年間は山から水が出なかったため、山水の対策をせずに舗装をしたとの答弁がありました。

委員より、交流センターがオープンしたが、愛称のPRが不足している。今後は交流センターを十分に活用し、町民に喜ばれる施設になるようにしてもらいたいとの質疑に対して、執行部より、交流センターの愛称「大津町交流会館」のPRが不足しているためPRをする。4月から現在までの使用状況は、男約1千800人、女約2千300人の方に利用してもらっている。また、現在は多くの方に交流センターを知っていただくために、様々な団体や使用目的も緩めて利用していただいている。平成25年度には自主的に事業や団体の交流ができるように多くの人に利用してもらい調査をしているところだとの答弁がありました。

委員より、ビジターセンターの駐車場の利用についてどうなっているのかとの質疑に対して、執行部より、10月から3月まで2,276台の利用があり、月平均380台である。そのうち83%が20分以内の無料駐車場で、17%に当たる397台が料金を払っている。駐車場の上限については、駅周辺に駐車場がないので、役場や駅周辺などの全体的な土地利用で検討していく予定がある。上限がないことについては、看板を設置して注意喚起を行っている。また、ながく駐車している車はシルバー人材センターや観光案内から役場に連絡をしてもらうようにしているとの答弁がありました。

土木部環境保全課関係では、委員より、し尿運搬補助金については、1千万円を超える補助金を出しているのだから、補助金支出調に記載があってしかるべきと思うが記載されていない。補助金が妥当な金額かどうかを明らかにすべきではないかとの質疑に対して、執行部より、条例で定めた積算根拠に基づいて支出しているとの答弁がありました。

土木部道路整備課関係では、委員より、国道57号線整備促進期成会の関連だが、事業の進捗状況はどうなっているのかとの質疑に対して、執行部より、平成29年度までに全線改良の予定で、平成26年度までに阿蘇大津ゴルフ場の前まで改良される予定だと答弁がありました。

委員より、立野ダムの期成会関連になると思うが、町道石坂線の改良はどうなっているのかとの質疑に対して、執行部より、立野ダム事業の進捗が止まっているため、町道石坂線についても同じく止まっている状態であるとの答弁がありました。

土木部都市計画課関係では、委員より、町づくり交付金の事後評価委員会の評価書は完成しているのかとの質疑に対して、執行部より、評価委員会の意見書ができており1ページにまとまっているとの答弁がありました。

委員より、北より南へ抜けられないのか。今のままだと駅前楽善線が活かされないとの質疑に対して、執行部より、長期的な展望として駅の移転の提言があったが、南北をつなぐには駅を移転させることになり、莫大な費用がかかる。今回、短期的な施策として、まち交を利用して南口を整備しましたとの答弁がありました。

委員より、都市計画道路はこれで終わるのかとの質疑に対して、執行部より、楽善線で終わりだと答弁がありました。

採決の結果、認定第2号関連については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号は、平成23年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

採決の結果、認定第4号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号は、平成23年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

採決の結果、認定第5号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号は、平成23年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

採決の結果、認定第7号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第9号は、平成23年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

委員より、前年と比べると使用水量が極端に増えているがとの質疑に対して、執行部より、濱田重工が一番増えている、景気が上向きになり予想以上に増えている。平成24年度は基本水量を見直しをされるなど、あまり超過にならないように企業も考えておられるとの答弁がありました。

採決の結果、認定第9号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

陳情第3号は、上井手の改修についてであります。

採決の結果、陳情第3号は、全員賛成で継続審議すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 文教厚生常任委員長永田和彦君。

○文教厚生常任委員長（永田和彦君） ただいまから、文教厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第55号関連、議案第56号、59号、61号、認定第2号関連、認定第3号、6号、8号、陳情第2号の9件であります。

当委員会は審議に先立って、9月10日に関係する16カ所の現地調査を行い、11日から13日にかけて、役場4階大会議室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。

以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告申し上げます。

議案第55号関連、平成24年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。福祉部健康福祉課関係では、委員より、予防接種で対象者と実際接種している人数、パーセントがわかりますかとの質疑に対しまして、執行部より、今回、補正計上した予防接種は、新規事業であり、これからの接種となります。対象者は、生後3カ月から7歳半までとなり、かなりの人数となります。これまでのポリオ生ワクチン接種は集団接種としていました。これからは個別接種となり医療機関での接種となります。医療機関での予約が必要となり、他の定期予防接種との併合もあり、接種率は上昇すると予測していますと答弁がありました。

委員より、対象年齢がかなり幅広いことから、①自分が受けたかどうかわからなくなるのではないですか。また、そのようなことを防ぐ方法はありますか。2番目に、国民皆背番号制度などの制度に入れ込む方法については検討されていますかとの質疑に対しまして、執行部より、1番目の予防接種に対しまして、接種したかどうかは母子手帳記載事項で確認し、母子手帳がないと受けられない仕組みとなっております。また予防接種時に母子手帳に記載するように義務付けられています。現在、10歳までは役場で記録しています。大学入学時に、予防接種履歴が必要となる場合があるので、保護者が保管しているケースが多いと思われれます。2番目の質疑に対しましては、全国や九州で開催される予防接種担当者会議等では、統一的に記録されるような検討がされているようですが、制度自体が確立されていないので、まだ実現性はありませんと答弁がありました。

福祉部保険医療課関係では、質疑はありませんでした。

教育部子育て支援課関係では、委員より、児童虐待防止強化事業における保育所等の巡回は、何人ぐらいを予定しているのですか。また、町で児童虐待の実態はあるのかとの質疑に対しまして、執行部より、一人、若しくは必要があれば町雇用の精神保健福祉士や障害者支援センター職員が同行したいと考えておりますと。また、児童虐待の町の実態につきましては、昨年62件の相談があり、うち2人が児童相談所に一時保護され、一人は自宅復帰しましたが、もう一人は、現在も児童養護施設に入所中ですとの答弁がありました。

委員より、保育料徴収事務委託について、近隣の市町もやっているのか。また、町が負担すべき経

費なのかとの質疑に対し、執行部より、近隣の菊陽町、合志市、菊池市、いずれにおいても事務委託を行っており、委託金額につきましては、本町より高い状況です。また、必要性については、園長より直接保護者に指導していただくことが有効です。今後も保育園と連携を図り、収納の確保と保護者の利便性の増進に努めていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

委員より、必要性はわかるが、法人の経営者としてもきちんと管理すべきものではないか。一般の納税者の立場になって考えると、少しでも余分な支出を抑える必要があるとの質疑に対し、執行部より、児童福祉法に基づき、町が入所決定に徴収すべきものだと考えていますが、収納の効率化を図るために、園にも委託しているところですのでとの答弁がありました。

委員より、新規保育所、よろこび保育園であります。負担金の積算人数が毎月90人とのことでありますが、10月から90人が入所するのかとの質疑に対し、執行部より、現在のところ、10月に90人の入所は厳しい状況ですが、来年3月までの半年間の増減を見込んで、一月平均90人で積算しています。また、町の現在の状況につきましては、入所申込者が123人、うち待機児童が45人いますが、よろこび保育園の開所により、待機児童が12人程度に減少すると予測され、保育所入所を待っている皆さんにとっては、緩和が図られるものだと考えておりますとの答弁がありました。

委員より、以前に、既存の保育所から請願が提出されていたと思いますが、よろこび保育園が開所することで融和は図られるのかとの質疑に対し、執行部より、町内園長会を開催しており、本年度当初に新規保育園の開所については説明をしており、異論はありませんでしたとの答弁がありました。

教育部学校教育課関係では、委員より、室小学校校門カーブミラー設置工事ですが、学校敷地内に設置するのでのかとの質疑に、執行部より、西の門柱の学校敷地内に設置しますと答弁がありました。

委員より、今回、小中学校の修繕料がかなり計上されておりますが、このようなものは、本来、当初予算で計上して、新年度に備えるべきではないでしょうか。マニュアルなどを作成して、施設の維持補修については計画性を持つべきではないのかとの質疑に対し、執行部より、遊具の補修については、今回、遊具の安全点検の業務委託報告をいただいてから計上させていただきました。雨漏り補修についても、今年の梅雨時期や先の豪雨後の対応として計上しております。施設の管理については、通常は各学校で行ってもらっていますし、教育委員会としても、学校訪問時に各所を見回って点検しているところですのでとの答弁がありました。

委員より、スマイルプロデューサー賃金について説明してくださいと求められ、執行部より、スマイルプロデューサーとは、町教育支援センターで教育相談員さんらとともに、学校に登校できない児童生徒の家庭への訪問支援を主に業務にあたることを目的としており、平成22年度の国の住民生活に光をそそぐ交付金を利用して、平成23年、24年度2カ年間の人件費として基金を創設し、業務を行ってきました。この事業もやっと効果が表れだし、教育委員会としても、この事業の継続を検討していたところ、平成25年度の緊急雇用創出事業の追加募集がありまして、認めていただきました。ただし、今回の追加事業は、平成24年度から開始する事業が条件で、12カ月間の雇用期間の人権費等を100%補助するという条件でしたので、雇用期間を平成25年3月から平成26年2月まで

の12カ月間としましたので、平成25年3月の1カ月分の賃金を今回計上させていただきましたと答弁がありました。

委員より、大津北中学校校舎内の水道増設工事ではありますが、現地調査で確認した場合は、生徒たちが集中して混雑するのではないのでしょうかと質疑があり、執行部より、場所については、学校とも何度も打ち合わせを行った上で、いくつか案がありましたが、総合的に見てあの場所が最善だと判断しましたと答弁がありました。

委員より、学校の樹木の伐採などは、その都度、補正などで要望が上がるようですが、どうしているのですか。自分たちの学校に愛着を持ってもらうためにも、除草など子どもにできることは子どもにさせたり、保護者に協力をいただいてもいいのではないのでしょうかと質疑があり、執行部より、各学校が愛校作業として保護者に協力を呼びかけて行うほか、本年度はシルバー人材センターに4月から9月の6カ月間業務委託を行って、除草や中低木程度の剪定作業などをしていただいております。また、年に1回は大津町建設業組合のボランティア作業で、重機などを使った高所の作業などをしていただいているところです。樹木等の管理については工夫が必要かと思っておりますので、検討させていただきます。また、愛校作業での怪我については、PTA安全互助会で補償を受けるようになっておりますと答弁がありました。

教育部幼稚園関係では、危険箇所の対応については、ブルーシートで囲うなど、十分な安全対策を行うようにしなければならないのではないかという質疑がありました。この点につきましては、現地調査の時点で、ジャングルジムにロープを張って入れないようにしてあり、間から児童が入るのではないかという恐れがありましたので、出た質疑であります。執行部より、早々にブルーシートで覆います。また、危険であることを皆様にわかるように使用禁止の看板を掲示しますと答弁がありました。

教育部生涯学習課関係では、委員より、伝承館の光熱水費について、伝承館には太陽光発電があるが、どの程度まかなえるのか。また、梅の造花保存会が定期的に使用しているが、町の事業に協力をして、教室などを開催している。冷房代を支払うのはどうかとの質疑に対して、執行部より、太陽光発電は、事務室の冷房と蛍光灯の電気をまかなっております。梅の造花保存会については、部屋代の減免で、使用時間に応じて料金をいただいておりますと答弁がありました。

委員より、町の事業に協力している体験教室等については冷房代も減免できないか。このままでは活動の継続が難しい。何か団体が収入を得る方法はあるのかとの質疑に対して、執行部より、梅の造花の販売において収益を上げていただくようお願いしております。生涯学習課では、梅の造花を観光客や町民に対してPRして協力しておりますと答弁がありました。

委員より、江藤家住宅の修理についてですが、修理後は、展示スペースとする計画のようですが、中の片付けをして、他の修理箇所がないか調査する必要があるのではないかと質疑に対して、執行部より、中の片付けも今回の予算にあります。近々、文化庁の視察があるので、相談しながら施設改修計画を立てていきたいと思っておりますと答弁がありました。

委員より、だからこそ下の部分を片付けてから予算を立てるべきではないでしょうか。中の部分は見たのですが、修理をするには、これで大丈夫という状況にしなければならない。貴重な文化財と認

識しているの、日頃から見せられる状態にしておかなければならないと思うと意見がありました。

最後に、伝承館のエアコンの使用料の算出はどうしているのかと委員より質疑がありまして、執行部より、利用団体が嘱託職員に使用を申し出ること、使用を開始し、終わったらまた報告してもらい、その時間を記録して請求しておりますと答弁がありました。

教育部図書館関係では、質疑はありませんでした。資料の提出が求められ、各委員に配られました。

教育部給食センター関係では、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第55号関連については、全員賛成で原案のとおり可決するべきものと決しました。

議案第56号、平成24年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

委員より、時間外手当の70万円増額について、病欠の職員の業務を残りの職員でカバーするためということですが、経費の積算上プラス・マイナスはどうかとの質疑に対し、執行部より、休職期間中の給与は80%であります。臨時職員1名をお願いしておりますので、その分を含めればプラスになります。ただ、休職中の給与については、生活の保障となりますので単純比較はできないと考えていますとの答弁がありました。

委員より、病気療養中の方は大変だと思いますが、経費の面でプラスになるということについては、しっかりと認識していただきたいとの意見がありました。

採決の結果、議案第56号は、全員賛成で原案のとおり可決するべきものと決しました。

議案第59号、平成24年度大津町介護保険特別会計補正予算(第2号)について。

委員より、現在、大津町には認知症の方、若年認知症の方はどれぐらいいるのかとの質疑に対して、執行部より、第5期介護保険計画に認知症のⅡa以上の方は1千100人と記載しております。65歳以上の人口が6千200人なので高齢者の約6人に1人は認知症と考えられます。若年性の認知症については、把握しておりません。今後、糖尿病、脳血管疾患等からくる認知症がありますので、予防事業を行い啓発していきたいと考えておりますとの答弁がありました。

委員より、認知症の方の入院期間を2カ月間とするというのは投げやりに聞こえます。自宅に戻るような対応はできるのかとの質疑に対し、執行部より、厚生労働省がそういった方針を出してきました。今はできていませんが、今後、その対応を進めるつもりですとの答弁がありました。

委員より、国から投げられた内容ですね。介護保険料については、住民負担として限界に達してきていると思います。負担が増えないように、予防など取り組みを進めてくださいとの意見がありました。

採決の結果、議案第59号は、全員賛成で原案のとおり可決するべきものと決しました。

議案第61号、平成24年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について。

委員より、後期高齢者医療の被保険者、男女の内訳はどうなっておりますか。また、保険料はどうなっておりますかとの質疑に対し、執行部より、平成24年3月末時点での被保険者数は3千477人で男性2千208人、女性1千342人です。保険料については、2年に1度改定があり、本年度は改定の年度にあたります。具体的には、均等割4万7千900円、所得割9.26%です。また、均等

割については、所得によって9割から2割までの軽減措置がありますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第61号は、全員賛成で原案のとおり可決するべきものと決しました。

次に、認定作業に移りました。

認定第2号関連、平成23年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。認定作業は、予算を執行した結果、どのような成果を挙げたかを示す成果報告書でもあります。各資料に基づきまして、行政効果や経済効果を検証し、審議いたしました。別冊の主要な施策の成果等を見ながら、この中では、事業の内容、対処、成果、そして今後の方針なども詳しく書いてあります。そういったものを照らし合わせながら作業を進めました。

福祉部健康福祉課関係では、委員より、子ども手当の不用額が大きい理由は何ですかとの質疑に対し、執行部より、制度改正等により当初見込み額が大きかったためです。また、若干名の手続きがお済みでない方については、何度も通知をしているところでありますとの答弁がありました。

委員より、健診で悪いところが見つかる率はどれくらいですか。各検査項目ごとの率はどうかとの質疑に対し、執行部より、各検査項目で重篤な症状で見つかる率は少ないですとの答弁がありました。

委員より、心配ごと相談で多い悩みは何ですかとの質疑に対し、執行部より、一番多いのは家庭についてです。2番目が健康関係、3番目が人権・法律、財産、生計となっております。年代別の相談件数は、40代の方が一番多く、235件の相談のうち61件となっており、80代、50代、70代、30代、60代と続きますとの答弁がありました。

委員より、心配事相談員に弁護士はいますかとの質疑に対し、執行部より、民生委員と学識経験者の10名であります。弁護士の必要があれば、町の法律相談をご案内しておりますとの答弁がありました。

委員より、日常生活用具については、色々な種類があると思いますが、研究していますかとの質疑に対し、執行部より、給付する日常生活用具については、技術の進歩、ニーズの多様化もありまして、国の要綱等で認められている範囲内において、真に必要と認められる場合は、種目を追加していますとの答弁がありました。

委員より、予防接種事故の取りまとめはどこがしますかとの質疑に対し、執行部より、発生時に健康福祉課で行っていますとの答弁がありました。

委員より、新しい内容の検診をしてほしいという要望はないですかとの質疑に対し、執行部より、少数意見ですが、女性乳がん検診のマンモグラフィの適用を拡大してほしい、子宮頸がん検診と、併せて体がん検診も加えてほしいとの意見がありますとの答弁がありました。

委員より、検診について、他の自治体で大津町以上の予算を組んで、新たな内容の検診をしているところはないんですかとの質疑に対し、執行部より、検診内容は、菊池圏域ではほとんど同じでありますとの答弁がありました。

委員より、総合的、大所高所から考えて、国が示すだけのものではなく、医療費削減の意味からの検診内容の充実が必要ではないですかとの質疑に対し、執行部より、詳細試算はしておりませんが、

削減効果は期待できると思われましてとの答弁がありました。

委員より、自立支援医療（更生医療）の対象者は身体障害者手帳所持者となっておりますが、手帳を持っている全員が対象者ですかとの質疑があり、執行部より、身体障害者手帳に記載されている障害原因と因果関係のある障害に対し、確実な治療効果が期待されるものに限り対象となる医療です。そのため、身体障害者手帳を持っていることが前提になりますと答弁がありました。

福祉部保険医療課関係では、委員より、スプリンクラーの件について、現地に行き説明を受けたが、人の命は施設の大きさに関係しない。若草学園は発電機を取り付けていた。消防法により取り付けなくてもいいという線引きは入所者の数なのか、面積なのか伺いたいと質疑があり、執行部より、消防法施行令第12条により、延べ面積1千平米未満は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備となり、非常電源の設置は義務付けられておりませんと答弁がありました。

委員より、現地を見て、グループホーム灰塚の施設長は、そこを理解されていない。説明をきちんと業者がしていないのか、説明されて、それを理解されていないのかわからない。管理者にはきちんと理解していただかないといけないと思います。また、きちんとそこところは指導をお願いしたいという意見がありました。

委員より、老人福祉費負担金について、歳入の不納欠損は、町民の負担となり、どういう状況で不納欠損したのですかと質疑があり、執行部より、過年度分の不納欠損したものは、扶養義務者の負担金ですが、その方が、住所はそのまま所在不明となったため、やむなく不納欠損しておりますという答弁がありました。

委員より、税務課でも滞納処分等いろいろな方法で徴収を進めておられる。事例を積み上げ、こういう場合はどう対応するというマニュアルをつくるなど、対策を進めてくださいという意見がありました。

委員より、老人クラブ補助金について、どのような活動に利用されているのか。また、どのように補助金額の算出を行っているのかと質疑があり、執行部より、各老人クラブでの補助金を使っての主な活動は、健康づくりのグラウンドゴルフなどスポーツ活動、地域貢献として児童見守り、清掃活動です。補助金額の計算は、一つのクラブ当たり6万円、会費を払っている会員1人当たり500円を加算し計算しますと答弁がありました。

委員より、老人クラブは何歳から入るものですか。会員数減少については手だてを持っておりますかと質疑があり、執行部より、60歳から入れます。ただ、加入者は少ない状況です。会員数の減少については、先日、老人クラブの会長会議の際に相談しました。意見として、老人クラブ活動を広報紙でPRしてほしいということ、補助金申請、実績報告書などの書類の簡素化の要望がありました。PRは取材などを行って広報に掲載していきたいと考えております。補助金申請などは、昨年様式を簡素化しており、これ以上簡素化は困難ですと説明をしていますと答弁がありました。

委員より、100歳の方の状況はどうか。敬老事業の記念品の中でのスポーツという内容はどういう意味ですかと質疑があり、執行部より、生活の状況としては、施設入所や家庭でゆっくりと生活されている方が主です。敬老事業記念品は、主に老人クラブ連合会が主催するグラウンドゴルフなど

のスポーツ大会の参加賞などに使っていただいておりますと答弁がありました。

委員より、ふれあいミニディ事業と、楽善ふれあいプラザ委託はどういう内容ですかと質疑があり、執行部より、ふれあいミニディ事業は、社会福祉協議会に委託しております。現在19地区で実施しております。地区数も年々減少しており、その原因として、支援する方がいないということが挙げられております。包括支援センターとして、60歳の退職者に的を絞って、介護予防サポーター養成の講座を実施しており、地域活動支援の受け皿づくりに努めております。楽善ふれあいプラザは、秋桜（コスモス）会に指定管理委託しており、これより光熱費や消耗品等の費用に使われておりますと答弁がありました。

委員より、一般会計からの繰出金で法定外の繰出金はどのようになっておりますか。また、ここ5年程度の法定外の繰出金の状況について説明してくださいと質疑があり、執行部より、平成23年度での法定外の繰出金は1億1千万円です。また、ここ5年間では、これ以外の法定外の繰出しはありません。23年度での法定外繰出しの要因としては、21から22年度で医療費が急激に増加したため、国保基金の取り崩しや、23年度で保険税の引き上げを行っておりますが、それでも財源の不足が見込まれたために法定外での繰入をお願いしたものでありますと答弁がありました。

シルバー人材センターへの補助金に関して、状況を教えてくださいと委員より質疑があり、執行部より、会員数は微増しており、受託業務も少しずつ増加しております。簡易な労働作業として、植栽の伐採や町からの緊急雇用を利用したものなどが増えておりますと答弁がありました。

教育部子育て支援課関係では、委員より、家庭的保育事業施設整備等補助金について、補助の条件と今後の展望はどうなっているのかと質疑があり、執行部より、条件としては、保育士の資格を有し、家庭的保育者等の研修を修了した者などの要件に該当する人としております。今後の展望としましては、待機児童の解消と保護者ニーズに向けて、事業を拡大していきたいと考えておりますと答弁がありました。

委員より、その場合、地理的に分散することも考えているのかと質疑があり、執行部より、保護者の利便性だけを考えると、町の中心部がいいと思われそうですが、家庭的保育事業の適した地域性なども考慮していきたいと考えていますと答弁がありました。

委員より、保育者が改修事業補助を受けた後に家庭的保育事業の継続ができなくなった場合の契約はどうなるのかと質疑があり、執行部より、補助金決定通知書に、条件として、交付決定日から5年以上は、必ず本事業に供すること。また、5年未満の事業廃止の場合は、改修事業費に係る補助金を返還することを明記しておりますと答弁がありました。

委員より、この事業は発展途上であります。5年の間に、家庭事情も変化するだろうし、自宅では限界があると思います。県主導でなく、町で見極めて随時事業を実施してほしいと質疑があり、執行部より、その点については、研修会等に家庭の状況が変わる可能性があること、また、常に危機管理を想定しての保育環境などについて学んでもらい実施していただいているところでありますと答弁がありました。

委員より、一時預かり事業について、利用状況実態調査はやっているのか。また、適切な利用状況

かと質疑があり、執行部より、実態調査はやっていませんが、各保育園長などから状況報告をいただいております。各園からは、保護者の養育のうえで子育て支援ということを助言してもらっておりますと答弁がありました。

委員より、大津保育園園舎が増設されたが、将来的にはどのように考えているのか。また、人数が増えたことで駐車場の不便は生じていないかと質疑があり、執行部より、待機児童を解消するために増設を行ったもので、定員を90名から120名に増員いたしました。町が園舎増築を行う場合は補助金がありませんので、経費の安い方法で、しかも短時間で施工でき、少しでも早く待機児童の解消を図る必要があると考え、園舎借上げによる増設を行いました。将来的に子どもの数が減少すれば、定員減を行っていきます。駐車場については、場所が限られているので、駐車の方法や送迎時の車の入れ替えなど、工夫をしながら使用しております。将来的には検討しなければならないと思っております。また、子どもたちが横断歩道を渡る時の安全対策については、保育園の職員が横断歩道に立ち、安全確保に努めておりますと答弁がありました。

教育部学校教育課関係では、委員より、伝統文化鑑賞公演はどんなものを行っているのですかと質疑があり、執行部より、小学6年生の国語の教科書に日本の伝統文化を紹介するところがありますので、大津町では、平成22年度から町内小学6年生の児童を対象に実施しております。内容は、狂言の公演を菊池市の狂言「みのる会」にお願いし、文化ホールの本格的な舞台装置で番組を2つと体験コーナーを行っておりますと答弁がありました。

委員より、緊急雇用について説明をお願いしますと質疑がありまして、執行部より、学校等環境整備作業員は、町立幼稚園2園と小中学校8校、計10施設の除草や中低木の剪定など、草木が伸びる4月から9月の半年間、6人を雇用して学校等の環境保全を行ってもらっております。学校生活支援補助員は、各学校の普通学級において生活面などに支援を必要とする児童生徒の状況に応じて9人を配置しております。大津小学校校内安全指導員は、児童数が1千人を超えて過大規模校である大津小学校について、他の学校と同様、校務員は1名配置しておりますが、給食配膳準備や雑務的なものがとても多くなっておりますので、緊急雇用により1名雇用させていただきました。

委員より、緊急雇用創出基金事業の本来の意義について、何が成果として残っていたかを確認しておかなければならないと思います。何かありますかとの質疑に対し、執行部より、学校生活支援補助員についてですが、様々な特徴の強い子どもがいるクラスは、担任だけでは授業が成り立たなくなっています。学力向上のためには、補助員の配置が必要であると教育委員会として考えていたところ、緊急雇用創出事業が始まり、これを活用して配置させていただいたところであり、学校生活支援補助員については、この事業がなくなっても、ぜひ続けていきたいと思っておりますと答弁がありました。

委員より、大津南小学校を現地調査した際、木の根っこがタイルを押し上げて段差になっていたり、グレーチングがぐらつくところがあり、危ないと思いました。補修の予定はありませんかとの質疑があり、執行部より、大津南小学校については、施設が全般的に老朽化しており、全体的に調査して計画・検討していきたいと思っております。子どもたちの安全確保は大事ですので、怪我につながるようなと

ころは早急に対応しておりますと答弁がありました。

委員より、美咲野小学校建設事業ですが、事故や近隣からの苦情はありませんでしたかと質疑があり、執行部より、お陰様でありませんでしたと答弁がありました。

委員より、美咲野小学校、使用木材製品加工業務委託ですが、町有林のヒノキを加工して建設に使用されましたが、全部使用できましたか。買い足した物とかはありませんでしたかと質疑がありまして、執行部より、木材の加工については、菊池森林組合が請け負い製品加工を行いました。7月から人工乾燥を行い、木の性質を見ながら加工を行いました。割れや反り、大きな節もあり、全部を使用することはできませんでした。壁材はすべて使用しましたが、床材については、購入材に変更しております。溝切りの加工や用途については、建設工事の請負業者と私たち3者で工事の工程を確認しながら、何度も打ち合わせを行い、後で支障が出ないように工夫して使用しておりますと答弁がありました。

委員より、美咲野小学校の工事契約で変更はありませんでしたかと質疑があり、執行部より、内容の変更はありませんでしたが、金額の変更は、校舎の建築本体工事で、場内の地盤が悪く、敷き砂利を多く見たことと、内装木材の買い足し分などでさせていただきましたと答弁がありました。

委員より、中体連出場補助金ですが、部活動として1泊で練習試合に行くときなどは対象にならないのですかと質疑があり、執行部より、補助金の執行については、内規を設けていまして、補助の対象は中体連の大会と規定させていただいておりますと答弁がありました。

委員より、中学校費に和太鼓借上げ料がありますが、どのような効果があるのですかと質疑があり、執行部より、中学校の音楽の授業に「日本の文化を知る」というものがあり、琴や三味線、和太鼓から選択して学習することになっております。琴や三味線は指導するのに、かなり難しいですが、和太鼓については、生徒たちも体を動かし、みんなで音を合わせて合奏するので、とても取り組みやすい楽器であると言えますと答弁がありました。

委員より、歳入の町有林立木売払収入（学校分）について説明してくださいと質疑があり、執行部より、美咲野小学校建設のために伐採した町有林材について、内装材として使用できなかった、径の小さい物や杉材について売払いさせていただきましたと答弁がありました。

学校教育課幼稚園関係では、委員より、光熱費の使用料はどのような状況ですかと質疑があり、執行部より、水道料については、プールが主ですが、料金については、地下水を使用しておりますので影響はありません。プール栓の操作は、中学校と同じであります。電気料は減額補正しておりますと答弁がありました。

委員より、園医報酬4人と薬剤師報酬1人の説明をお願いしますと質疑があり、執行部より、園医は、内科医2人と歯科医2人、大津と陣内幼稚園2園分であります。内科医は年に2回、歯科医は年に1回実施しています。薬剤師は、大津幼稚園分であります。陣内幼稚園は南小学校にて対応しておりますと答弁がありました。

委員より、薬剤師による水質検査は簡易的で、専門機関が行うもので、項目によって金額が違ってくる。どの程度の項目で実施されているのかと質疑があり、執行部より、学校保健法に沿うものです。

薬剤師が採取して、専門機関で検査されております。年2回の実施であります。水質検査は手数料に含まれておりますと答弁がありました。

教育部給食センター関係では、委員より、残菜引き取り委託金額が以前は30万円だったと思うが減額になった理由はと質疑があり、執行部より、平成23年度の予算の際に減額をお願いしました。この委託につきましては、廃棄物運搬処理許可が必要と環境保全課から指摘があり、本年度、申請手続きを行っていただくよう指導しております。しかし、その後、高齢により本年度で養豚業を辞めるとの相談もあり、今後の対応を検討しているところだと答弁がありました。

委員より、残菜の処理委託について、法的に問題があったならば、今後の対応について適正な対応をお願いしたいと質疑があり、執行部より、適正な処理を行います。法令遵守をしていきたいと答弁がありました。

委員より、光熱水費が20数万円余っているがどうしてですかと質疑があり、執行部より、光熱水費は電気料金と上下水道料金です。月額では約55万円の支出になり、使用量に応じて変動がありますので、年間を通じて使用量が少なかったための残額になった分だと答弁がありました。

委員より、警備委託と清掃委託はどんな内容ですかと質疑があり、執行部より、警備委託は、毎日の業務終了後の警備委託です。清掃委託は年2回施設内の清掃で、床清掃ワックス・窓ガラス清掃・ステンレスフード清掃などだと答弁がありました。

委員より、非常勤職員17人の実働体制はできているのかと質疑があり、執行部より、非常勤職員は、週4日勤務です。全体を2班に分けて、パンとご飯の日では出勤人数を変え、おかずメニューの内容によっては人員配置を変えております。毎日2名の班長が翌日の作業工程の打ち合わせを行い、毎日、午後3時からの全体ミーティングで今日の反省と明日の作業工程や作業動線について指示、確認し調理業務を行っておりますと答弁がありました。

委員より、平成23年度の給食運営で、食材の不具合は起きていないのかという質疑に対し、執行部より、平成23年度には、食材を提供できなかったことはありません。以前に中学校のおかずで問題あり提供できず、後日、デザートで対応しました。平成24年度は1件食材の焼き豆腐がありましたが、木綿豆腐を代用して給食提供には影響がありませんでしたと答弁がありました。

教育部生涯学習課関係では、委員より、矢護川コミュニティセンター、野外活動等研修センターの有効利用について23年度はどのような取り組みをしてきたかと質疑があり、執行部より、矢護川コミュニティセンターについては、現状維持し、使用していただいた。また、野外活動等研修センターにおきましては、本年度からチャレンジキャンプの利用を開始しました。また、自衛隊の利用や地元グラウンドゴルフの利用があっておりますが、今後、利用を増やすためにPRに力を入れていきたいと思っております。ただ、交通の便が悪いので、その辺のところも考慮して地道に頑張りたいと思っておりますと答弁がありました。

委員より、以前、大村町長の時に検討委員会を作って取り組むということだったが、その後の取り組みはどうなっているのかと質疑があり、執行部より、進展しておりませんと答弁がありました。

委員より、文化振興補助金の内訳はどうなっているのかと質疑があり、執行部より、梅の造花保存

会、不知火光右衛門顕彰会ともに15万円を支出しておりますと答弁がありました。

委員より、今後、団体が活動していくうえで、増額要望があると思うがどう対処するのかという質疑に対し、執行部より、梅の造花から材料代の高騰の話があり、本年度10万円の増額をしております。不知火光右衛門については、現状維持です。今後、活動状況をみて検討していきたいと思いと答弁がありました。

委員より、社会教育総務費の中で、施設改修補助金は公民館費の方で支出したほうがいいのではないかと質疑があり、執行部より、地元におきましては、地区公民館として利用されております。本来の目的からすれば、公民館費にあたるように思われますが、公民館費の方では、中央公民館、地区分館の維持管理費をあてており、役場管理以外の地域の公民館は、社会教育生涯学習施設という捉え方から社会教育費の方でみていますと答弁がありました。

委員より、決算書は誰もがわかるように作るのが目的であって、第三者が見てわかるように作ってもらいたいと要望がありました。

委員より、昭和園テニスコートは、どの位でネットを張り替えているのか。利用状況はどうなっているのかと質疑があり、執行部より、人工芝に張り替えた後は、利用は、3倍になっている。ネットは、使用後ゆるめるようにしております。大体3年ごとの張り替えになると思いますと答弁がありました。

教育部公民館関係では、委員より、室公民館の移設後、住民からの声はどのような声があるのかとの質疑があり、執行部より、移動後の苦情はありません。ただ、今後、高齢化が進み、分館に行く方法は検討していかなければならないと思っております。利用状況については、移動前と変わっていないと答弁がありました。

委員より、前の分館利用の倍になるように取り組んでももらいたいと要望がありました。

教育部図書館関係では、委員より、本の貸し出しをされていますが、返ってこない本はどれぐらいありましたかとの質疑に対し、執行部より、平成23年度末の不明本は165冊ですと答弁がありました。

採決の結果、認定第2号関連は、全員賛成で原案のとおり認定するべきものと決しました。

認定第3号、平成23年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを報告いたします。

委員より、諸収入の収入未済3千640円の経過について説明してくださいとの質疑に対し、執行部より、平成19年9月に県からの通知により、当該医院に診療費の返還請求を送付しております。その後、再三にわたり、電話や郵便により督促を行うも連絡がとれないために、現地を訪ねましたが、医院そのものが取り壊されておりました。その後も住所地宛に郵便での督促を継続しておりますが、支払に至っていない状況ですとの答弁がありました。

委員より、特定健診の受診の状況はどうなっていますかとの質疑に対し、執行部より、平成23年度の特定健診の受診者数は1千858人で受診率は37.9%であります。また、人間ドックについては585名の方が受診されていますとの答弁がありました。

委員より、受診率を向上させるために何か工夫しておりますかとの質疑に対し、執行部より、受診率の向上を図るために、受診機会を年間3回設けまして、複数回の受診機会を得られるようにしております。具体的に、7月のふるさと総合健診、10月にがん検診とセットにした複合検診、さらに2月に漏れ健診を実施して、それぞれ勧奨通知を行っておりますとの答弁がありました。

委員より、鍼灸施術費の不用額について説明してくださいとの質疑に対し、執行部より、被保険者一人当たり、年間30枚を限度に交付しております。実際に使用されたものが661枚で、不用額は交付した鍼灸券の未利用によるものであります。また、これとは別に医療費の療養費で医師の診断により鍼灸等を受診できます。今後も制度の周知を行っていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

委員より、平成23年度の実質収支額2億4千403万7千円について、予想より多かったということですが、一般会計繰入金を5千万円返す額の根拠は何ですかとの質疑に対し、執行部より、平成24年度の当初予算をお願いしておりました、法定外の繰入金を返すものですとの答弁がありました。

採決の結果、認定第3号は、全員賛成で原案のとおり認定するべきものと決しました。

認定第6号、平成23年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、団塊の世代の60歳から64歳の人口はわかりますかとの質疑に対し、執行部より、年齢別人口の8月31日現在のもので回答いたします。60歳461人、61歳430人、62歳464人、63歳460人、64歳413人ですと答弁がありました。

委員より、主治医の意見書手数料の件数について教えてくださいとの質疑に対し、執行部より、約1千260件ですとの答弁がありました。

委員より、はつらつ元気づくり事業について教えてくださいと説明が求められ、執行部より、この事業は、社協に委託しております。要介護認定で非該当になった方や1人暮らしの高齢者等に対し、運動、口腔、栄養、認知症予防の訓練を実施しておりますと答弁がありました。

委員より、ほっとライン整備事業について教えてくださいと質疑があり、執行部より、以前、緊急通報装置と言っていたものであります。緊急時の対応を行うベルと電話機ですと答弁がありました。

委員より、福祉用具はどんな物ですか。同様に、住宅改修はどんなものが多いですか。指定業者は決まっておりますかとの質疑に対し、執行部より、福祉用具購入の主なものは、入浴用の椅子や浴槽内の椅子です。町内に2つの指定業者があります。住宅改修の主なものは、段差解消、転倒防止のための手すり、上り框、車椅子用のスロープ等の設置です。業者の指定はありませんが、個人の大工の方への支払いはできないので会社等となります。1人20万円が限度額で、その場合18万円はサービス費で、2万円は個人負担となりますと答弁がありました。

委員より、親の介護を長男がみていたが、次男がみる場合があります。その時は再度利用できますかとの質疑に対し、執行部より、本人、長男、次男の住まいが一緒の場合は、本人に対しての限度額になりますが、長男の家から次男の家に移り住民票も移動する場合は、再度20万円までの利用ができますと答弁がありました。

採決の結果、認定第6号は、全員賛成で原案のとおり認定するべきものと決しました。

次に、認定第8号、平成24年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、後期高齢者医療の被保険者で、一部65歳以上75歳未満の方とはどういう方のことでずかとの質疑に対しまして、執行部より、後期高齢者医療の被保険者は、原則75歳以上の方を対象としておりますが、65歳以上75歳未満の方で一定の障がいを持たれた方、具体的には、身体障がい者手帳の障害の等級が1から3級及び4級の一部についても任意で加入することができますと答弁がありました。

採決の結果、認定第8号は、全員賛成で原案のとおり認定するべきものと決しました。

認定作業を行うにあたって、約110億円以上の認定作業でありましたので、かなり時間を要しましたが、この場で紹介するのは今申し上げたとおりであります。

次に、陳情第2号、熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情についてであります。

委員より、助成対象が県より以下の市町村はありますかとの質疑に対し、執行部より、県より以下のところはあります。最低が就学前までの助成です。現状、1人で最高どれくらい医療費がかかっているかということでは、1人の方で、5月に12万3千300円、7月に10万2千円、9月に10万7千円となっております。5万円以上でみてみますと、5月に8件、6月3件、7月5件、8月4件、9月7件と高額な費用負担になってきている状況にありますとの答弁がありました。

委員より、県が予算化するとなると、どれぐらいになるのかとの質疑に対し、執行部より、相当な金額になると思われます。大津町だけでも1億円ぐらいかかっていますから、相当な額になると思われます。このような状況で簡単には県も踏み切れないと思いますとの答弁がありました。

委員より、あらゆる情報を収集して審議しないと一概に判断はできないとの意見がありまして、また、委員より、3歳まで見ているのだから、あと4歳、6歳までの間をどこからかの予算で事業仕分けをして持って来ないといけないとの意見もありました。執行部より、大津、菊陽、合志は、子どもが増えている地域なので、非常に財政的に厳しい状況であり、県が見てくれるようになれば、非常に有難い部分がありますとの答弁がありました。

委員より、県もどこかの予算を回してこないといけないとの意見もあり、執行部より、実際、不公平になってきているところはある。財政力によっては、中学生、小学生と就学前とばらばらなのでとの答弁がありました。

委員より、継続審議ということではどうでしょうかということの発言があり、審議の結果、陳情第2号は、全員賛成で継続審議にすべきものと決しました。

閉会中の継続審議申出書も提出しております。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

議員各位におかれまして、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。11時半より再開いたします。

午前 11 時 19 分 休憩

△

午前 11 時 32 分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員長大塚龍一郎君。

○総務常任委員長（大塚龍一郎君） おはようございます。あと 22 分間ほどご辛抱をお願いいたします。ただいまから、総務常任委員会報告を行います。

当委員会に付託されました案件は、議案第 51 号、議案第 52 号、議案第 53 号、議案第 54 号、議案第 55 号関連、認定第 2 号関連、陳情第 4 号並びに継続審議となっております陳情第 1 号であります。

当委員会は審議に先立ち、9 月 10 日に 7 カ所の現地調査を行い、11 日、12 日に委員会室において、執行部に説明を求めながら議案の審議を行いました。以下、審議の主な経過と結果についてご報告いたします。

議案第 51 号、大津町防災会議条例の一部を改正する条例について。

総務課より説明後、委員より、今回の九州北部豪雨に伴う防災体制について、周辺自治体との情報共有及び連携が重要である。いち早く状況を把握することで、災害の防止につながるのではないかと質疑に対し、執行部より、災害等に関わる状況で、近隣市町村や地域の情報等について、周辺自治体や関係機関と連携し、早期に把握することで、災害の未然防止等に繋がるものであり、今後、防災体制の見直し強化を図っていきますとの答弁がありました。

委員より、避難所の周知、見直しが必要ではないかと質疑に対し、執行部より、一時避難所として各地区の方々が集まる身近な場所を決めていただき、そのあとに公共の避難所へ移動していただくようお願いしている。避難所の見直しについてでございますが、上井手が決壊下場合には、老人福祉センターや大津小学校は浸水する可能性もありますので、今後の検討が必要ではないかと思いますとの答弁でした。

採決の結果、議案第 51 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 52 号、大津町災害対策本部条例の一部を改正する条例について。

委員より、自主防災組織と災害対策本部との連携はできているかとの質疑に対し、執行部より、町内に 51 団体の自主防災組織がありますが、ミニ特区事業のときに作られたものであります。地域によって活動内容の温度差が激しいので、活性化を考えたいと思いますとの答弁でございました。

採決の結果、議案第 52 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 53 号、大津町暴力団排除条例の一部を改正する条例について。

委員より、町民から暴力団関係の相談があった場合、町の相談体制はできていますかとの質疑に対して、執行部より、熊本県暴力追放運動推進センターでの専門的な対応や警察と連携しながら対応・支援をしていきたいと考えておりますとの答弁でした。

採決の結果、議案第 53 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号、訴えの提起について（町営住宅の明け渡し及び延滞家賃の支払並びに損害賠償の請求）について。

住民課より説明の後、委員より、今回の5名以外にどのくらい滞納処分者がいますか。簡易裁判所にどの程度されましたかの質疑に対し、執行部より、簡易裁判所への支払督促申立てを行っている滞納者は17名で、申立額は合計910万620円です。その内、強制執行が可能となっている滞納者が16名で、地方裁判所へ債権差押命令の申立てを行っている滞納者が2名ですとの答弁でございました。

委員より、分割納付者はどのくらいいますか。滞納者にはどのような対応をしていますか。分納も家賃プラスアルファでなければ分納の意味がない。強制執行すべきだと思ふとの質疑に対し、執行部より、分納納付者（世帯）は50件です。毎月の督促状発送件数は平均119件で金額にしまして186万9千232円です。毎月の催告書発送件数は平均110件で過年度分を含めまして合計金額が1千365万2千535円です。現在は、催告通知及び保証人通知は毎月実施していますとの答弁でした。

委員より、これまで滞納者の理由を鑑みて何年も滞納を許してきた経過を反省し、町の財産である町営住宅の家賃を安易に滞納させないように、少額の対応のときに法的措置も含めて、早くから対応すべきではないかの質疑に対し、執行部より、今後も支払督促申立、並びに債権差押命令の申立を継続するとともに、入居者の公平性を欠かないように法的措置も含めて対応していきますとの答弁でした。

採決の結果、議案第54号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号関連、平成24年度大津町一般会計補正予算（第5号）について。

総務課、税務課、住民課、いずれも質疑ございませんでした。

企画課では、委員より、今回、補正後の財政調整基金の積立残額についての質疑がございまして、執行部より、補正後の財政調整基金の年度末残高見込みは、21億8千457万2千円となりますとの答弁でございました。

採決の結果、議案第55号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第2号関連、平成23年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について。

総務課では、委員より、西原カントリー土地賃借料収益分収金について、支出が162万円と説明がありましたが、収入はいくらですかとの質疑に対し、執行部より、収入は270万円入ってきます。そのうち162万円を大津西原共有原野入会権者協議会に支払っていますとの答弁でありました。

委員より、昨年の職員の採用数及び退職者はどうなっていますか。中途退職はいますかとの質疑に対し、執行部より、4月1日の採用は11名です。退職者は8名です。昨年度は1名が不祥事で、それ以外に結構年配の職員が1名辞めています。勸奨退職で辞めた職員もおります。過去には、1、2年で辞める職員がいましたが、最近はおりませんとの答弁でした。

委員より、選挙における投票所の見直しは検討しているかの質疑に対し、執行部より、現在、町内には17カ所の投票所を設けています。現在、選挙管理委員会において、投票区の再編についての

検討がなされている状況ですとの答弁でした。

委員より、女性団員は何人か、また、消防学校に行っているのかとの質疑に対し、執行部より、約場職員14名、一般5名の合計19名です。今年から消防学校へ行きますとの答弁でございました。

税務課では、委員より、地方税審査システム利用の状況はそうになっていますかとの質疑に対し、執行部より、平成22年度から利用を開始し、初年度の利用は給与報告317件、法人税申告50件でした。平成23年度では、給与報告457件、法人税申告364件で、今後も利用は伸びると思われまますとの答弁でした。

委員より、固定資産の滞納繰越額が多いのはなぜですかとの質疑に対し、執行部より、他の税に比べて1件の調停額が大きいのが主な理由です。課税額の大きな企業等の納税が滞りますと、納税額が一気に大きくなりますので、今後注意していきますとの答弁でございました。

住民課では、委員より、パスポート交付までの所要日数は何日ですかとの質疑に対し、執行部より、土曜日、日曜日、祝休日、年末年始を除き、11日ですとの答弁でございました。

人権推進課では、委員より、高齢者の見守り隊はどういう活動をしていますかとの質疑に対し、執行部より、人権啓発福祉センター職員1名と地域ボランティア1名で、毎週水曜日の午前中に南杉水区の一人暮らしの高齢者宅を訪問し、安否確認を行い、困りごと等の相談を受けていますとのことでございました。

委員より、人権対策費の団体助成補助金で、部落解放同盟大津支部に助成されておりますが、人権啓発福祉センターと共同して活動されていますか。また、支出は適切に行われていますかとの質疑に対し、執行部より、人権ふれあいフェスティバルやグラウンドゴルフ大会など共催で開催しております。支出については、町の監査を受け、適正に執行されているとの答弁でございました。

企画課では、委員より、まちおこし大学の運営謝礼の内容につきまして、執行部より、平成20年度に開校したまちづくり大学は、まちづくり学部と人づくり学部で構成され、まちづくり学部は、町内で活動されている既存団体に登録していただき、その情報交換の場として位置付けされており、人づくり学部では、人づくりの場として、まちづくり学部の登録団体にも講師として学科コースの運営をお願いしております。人づくり学部で講師となる運営団体には、公募により申し込みがあった学科生を対象に、学科コースを運営していただくことに対する謝礼として1回当たり5千円を支払っているとの答弁でした。

委員より、地域づくり活動支援事業の推進についての質疑があり、執行部より、現在の地域づくり活動支援事業は、平成22年度から今年度までの3年間の事業です。今年度が事業見直しの年度でございます。今年の3月に区長さんを対象にアンケートを実施、結果は、全体では補助率や補助限度額について半分以上の方が「今のままでよい」という意見でしたが、事業を実施されている地区では、補助率や補助限度額を上げてほしいという意見が多い傾向がございました。3月のアンケートは約4割の回答率でしたので、再度、区長さん方に全体の意向などを確認しながら事業の推進を図りたい。事業実施に伴う事業費の地元負担については、平成23年度実績で、補助金額161万3千円に対し、全体事業費が418万6千円で、およそ257万円が地元負担となっておりますとの答弁でした。

委員より、現在の地域づくり活動支援事業は、以前のミニ特区事業と比較して実施状況はどうかとの質疑に対し、執行部より、平成16年度からのミニ特区事業では、対象事業費の全部が補助金で実施できたため、ほとんどの行政区で取り組まれていました。補助率が3分の2となった前回の事業では、年平均で28行政区、補助率が2分の1となった現在の事業では、平成23年度実績で全体の約3割の19行政区で取り組まれており、実施地区数は減少しております。また、事業実施地区については、町中心部での取り組みが少ない傾向でありますとの答弁でございました。

企業誘致課では、委員より、企業からの問い合わせ等はあるのかとの質疑に対し、執行部より、昨年度が電話やメール等での問い合わせが36件ありました。今年度は、これまで直接が5件、電話・メール等で8件、資料送付が3件の問い合わせがありますとの答弁でした。

会計課では、委員より、基金の金融機関別の預金割合はどうなっているか。第一信用金庫が借入割合が高いが金融機関からの借入利率によるのかとの質疑に対し、執行部より、起債の借入れの割合に応じた預金をしております。借入れについては、毎回利率の見積りを依頼し、利率が低い金融機関から借入れを実施しているとの答弁でございました。

採決の結果、認定第2号関連は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、陳情第4号、空港ライナーの有料化に関する陳情について。

執行部の説明によりますと、今年の4月から協議会を設置し、県、町、空港整備協議会等5団体で財源をそれぞれが負担し運営しております。タクシー会社からの苦情は今のところありません。リムジンバス利用者は伸びております。競合する特急バスとは、九州横断バスのやまなみ号、大分市を結んでいるやまびこ号がそれぞれ熊本空港から大津駅を通り、1日15便あります。その部分については、少し競合するかもしれませんが、そのバスに乗って通常のお客さんが利用されるのはあまりないと考えています。熊本市からその方面に行かれる方が利用されていると思います。特段、大津から熊本空港までの区間だけを利用されている方はそんなに多くはないと考えております。委員の中からも、本来の目的外の利用に対し、空港内売店で買い物は目的外とされております。また、蒲島知事の目玉の施策で、社会実験でもあり、有料化したらヒットしないし、無料ということでインパクトになっております。大津町は、熊本空港利用の玄関口となっており、JR利用者を増やす目的もある等の意見がございました。

採決の結果、陳情第4号は、全員賛成で不採択とすべきもの決しました。

陳情第1号、消費税率引上げに反対する意見書を求める陳情書について。

6月定例会で継続審議になった分でございます。消費税は上げなくてはどうしようもありません。既に国会で決定しているものでございます。消費税が10%に上がると建築業界は大変だと思うが、これは住宅関係等については、特別措置がくだされるものと思う等の意見が出ました。

採決の結果、陳情第1号は、全員賛成で不採択とすべきもの決しました。

当委員会に付託されました案件は以上でございます。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 3点にわたりまして、反対の立場から討論を行います。

第1点目は、平成23年度の一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。23年度の一般会計では、保育所の緊急整備やあるいは国民健康保険特別会計の法廷外繰出金など、これまで繰り返してはまかりならんと言っていた点が改善されたことは評価できることではあります。しかし、これは一般会計の中で改善すべき点を指摘して討論をいたしたいと思っております。

その1点目が同和問題を一刻も早く解決をするということでもあります。同和対策特別事業に関する法律が平成14年の3月31日をもって失効をしております。ちょうど本年度で10年が経過をいたしました。しかしながら、相変わらず、法律施行時の頃を引きずったままの事業が続いております。この点で、いわゆる狭山事件のあった埼玉県の本庄市では、来年度から運動団体及びその上部団体が主催する話し合い、研修会、総会、これらのものに一切事業には対応しない。また、運動団体に対する補助金はすべて廃止をします。今後は同和問題もあらゆる人権問題の中の一つとして教育及び啓発を中心とした取り組みを進めると決定をしたそうであります。また、隣保館については、公民館などの施設として一般的な利用を検討しているということです。

また、熊本県の山鹿市では、いわゆる人権教育ということで課外授業をですね、こういったものを廃止を決定しました。また、運動団体に対する補助金も平成27年度、あと3年後に廃止をする方針が出されたそうであります。

私は、一般的な人権対策に反対するものではありません。しかし、23年の決算を見て、直接同和事業関連の予算だけを見ましても、民間の運動団体であります部落解放同盟に287万円の補助、特定地域に限られる人権教育交流支援事業に105万円、人権同和教育推進協議会に60万円、これだけでも毎年452万円の税が支出をされているわけです。

また、隣保館の利用は、来館者が1万人近いと報告がなされておりますが、この隣保館の使用料は年間わずか3万5千700円しかございません。社会教育的行事の使用は、私はもともと本来無料であるべきと思いますが、一方で、町の学校施設使用料は172万円、社会教育施設使用料は865万円町民が負担をしております。町民の人権を等しく守るのでありますならば、隣保館だけ無料、減免措置をしないで、全町的に減免するのが公平な人権政策ではありませんか。

また、町は子育て支援日本一のスローガンを掲げております。保育所の新設など、前進面が見られますが、しかし、大津町の保育料金がとりわけ所得の低い世帯にとって非常に高いことは事実であります。熊本市、合志市、菊池市よりも所得の少ない世帯ほど保育料が高くなっております。熊本市と

比較すると3歳未満児で1カ月5千500円、年間で6万6千円高い、3歳以上の子どもで5千800円高い、年間で6万9千600円高くなっております。3歳未満と3歳児を二人預けますと、1カ月8千540円で、年間で10万円以上も保育料が高くなっているではありませんか。

町長は、保育料値下げを検討する、そのような答弁をなされてまいりましたが、改善の方針が示されておられません。安心できる保育、とりわけ保育というのは、女性の働く権利、女性が子どもを産んでも引き続き働く権利、また、社会に出て、社会的に貢献をする、そういう意味で欠かせない施設で、サービスであります。

また、男女共同参画都市宣言、大津町が宣言しておりますが、この宣言にふさわしい改善を求める意味から、この平成23年度の一般会計決算認定について反対の理由とするものであります。

また、認定第6号、大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。ご承知のとおり、介護保険は老後の安心という名目で制度が設定されましたが、3年ごとに保険料が引き上がっております。これから団塊の世代が高齢者になって、高齢者が増えていくことは確かに事実であります。しかし、人数が増えれば増えるほど自動的に保険料がこれからもさらに引き上がっていく、こういう仕組みになっております。つまり、裏を返せば、団塊の世代がこれから高齢者が増えれば、保険料がさらに引上げられ、一方でサービスが切下げされると。これではまともな社会保障とは言いがたい。原因は、大半は国にあるわけですけど、私は、この制度を本来の社会保障に改善を進めるために、反対を表明するものであります。

最後に、認定第8号、平成23年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

今年から人間ドック助成の改善もみられておりますが、制度のこの根幹は、現在の姥捨て山と言われたように、75歳以上の高齢者と74歳以下の一般国民との間に医療の差別を持ち込んだのが最大の欠陥だと言わなければならないと思います。高齢になっても、まさに人間の尊厳を守る。これこそ私たちが生きていく上で人間の尊厳、人権の最たるものであると思うわけです。そういう意味から、後期高齢者医療制度は、一刻も早く廃止をさせるべきであると、そういう立場から反対を表明するものであります。

以上で討論を終わります。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 平成23年度の一般会計の認定について、中でも保育料関連について賛成の立場からの討論を行いたいと思います。

そしてまた、介護保険の23年度の認定についても賛成の立場をとりたいと思います。

一般会計におきまして、ただいま反対討論といたしまして、保育料ということで出てきました。この介護の認定も同じことでありますけれども、この料金というものは、働く人に対しての給料、報酬、そういったものにもあてはまるものであります。実際、介護保険の運営を今見ますれば、今この厳しい経済課で大津町のこの庁舎の入口に雇用募集の貼り紙がしてありますが、こういった介護関係に関

する募集はあります。しかしながら、働く人というものは、その働く、介護関係に働く内容と給料のバランス、そういったものが悪いかのかどうかでなかなか介護関係のサービスはそういった形で充実しないと。やはり、その働き加減に応じた報酬はなされるべきであります。ですから、その介護保険を今から先も維持していくためには、そういった受ける側の方々も大切にするのは、これはもう当たり前のことでありますけれども、そういった施設や、そういったその条件整備というものをやらないと、その制度自体を運営する方々がいなくなってしまうということも考えられます。ですから、そういった意味におきまして、この高齢社会におきまして、この制度を維持していかなければならないということで3年に一度の見直しという形で増額になるのは致し方ない部分も出てくるのではないかと思います、賛成の立場を表明いたします。

また、一般会計におきましての保育料のことでありますけれども、これに関しまして、やはりその条件整備の中にハードとソフト、それに働く方々というものをやはり組み込んでいって、そのサービスを充実させなければならない。サービスを充実させるためには人が要ります。場所も要ります。時間的なものも多く要ります。そういったものを考えれば、経費的なものの負担というものは、やはり公的に皆様方の税金で、相互扶助の精神で出す部分、そしてまた、自己責任、親として出す部分、そういったものというのはきちんと線引きをしなければ何もかも曖昧にするわけにはいきません。ですから、負担とそういった保護を受ける部分というものは大切でありますから、バランスをとるためにもそういった積算がされて、計算がなされて、この決算に至ったと認識しております。そういう意味合いにおきまして、賛成の立場をとるものであります。

皆様方のご賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 私は、認定第2号、平成23年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論したいと思います。

先ほど反対の討論がありましたけれども、その中で、確かに時代は変わってきているというふうに思います。しかしながら、その時代に合わせた人権教育、そういったものが今現在南杉水の地で行われているということを申し上げたい。先ほど総務委員長の報告にもありましたとおり、人権のまちづくりで一人暮らしの高齢者の訪問、南杉水で実施していることなど、その中で、解放同盟は重要役割を担っているというふうに考えます。

さらに、人権啓発福祉センターとの協働という面でも報告がありました。地域での人と人との豊かな関係づくりということでグラウンドゴルフ大会、人権ふれあいフェスティバルなどでも重要な役割を担っていると私は思っております。したがって、コミュニティづくりで大津町における先駆的な役割を担っているというふうにも思っております。大津町でもこの地域、町長も言われております、モデル地区として位置づけて今後も町全体に広げていくと、普及するというふうなことを言っておられますし、さらに努力する必要があるだろうと思えます。

それから、子ども会での学習会等も将来これらの活動を支える事業として存在するものであり、充

実した中身にしていくべきだというふうに思います。

それから、使用料の負担等も言及されましたけども、どっちに合わせるかという、そういうことでしょうけども、私は町民の利益ということであれば平等であるべきであるというのは、確かにそうだと思います。しかしながら、だからといって、補助等を打ち切るべきだという論法にはならないだろうと思います。現況を見つめながら、住民のためにさらに検討していくということも必要だとは感じておるところですけども、今回の認定については賛成したいということを表明したいと思います。

議員各位の賛同をよろしくお願いたします。

○議 長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

しばらく休憩いたします。午後は1時10分より再開いたします。

午後0時08分 休憩

△

午後1時13分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから採決を行います。

まず、議案第51号、大津町防災会議条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、大津町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号、大津町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、訴えの提起について（町営住宅の明け渡し及び延滞家賃の支払い並びに損害

賠償の請求)を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長(大田黒英生君) 起立全員です。したがって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、平成24年度大津町一般会計補正予算(第5号)についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長(大田黒英生君) 起立全員です。したがって、議案第55号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、平成24年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長(大田黒英生君) 起立全員です。したがって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、平成24年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大田黒英生君) 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、平成24年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長(大田黒英生君) 起立全員です。したがって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、平成24年度大津町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長(大田黒英生君) 起立全員です。したがって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、平成24年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、平成24年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第2号、平成23年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する各委員長の報告は認定するものです。各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、認定第2号は、各委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第3号、平成23年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第4号、平成23年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第5号、平成23年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定す

ることに決定されました。

次に、認定第6号、平成23年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第7号、平成23年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第8号、平成23年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第9号、平成23年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、陳情を採決します。

請願・陳情審査報告書は、議席に配付のとおりです。

まず、陳情第1号、消費税率引上げに反対する意見書を求める陳情書についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

次に、陳情第4号、空港ライナーの有料化に関する陳情についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛

成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

日程第3 委員会の閉会中の継続審査申出書について

○議 長（大田黒英生君） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査申出書についてを議題とします。
各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。
お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（大田黒英生君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。
各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。
お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

日程第5 議案第62号から日程第8 同意第4号まで

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（大田黒英生君） 日程第5、議案第62号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（2工区）その1請負契約の締結についてから日程第8、同意第4号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの4件を議題とします。

お諮りします。議案第62号から同意第4号までの4件は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号から同意第4号までの4件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さんこんにちは。本定例会に追加提案を申し上げます案件の説明の前に、一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました、全ての案件につきまして、ご議決、ご認定をいただき、誠にありがとうございました。議員の皆さんのご意見、謙虚に承らせていただきます。今後もご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

早速、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（2工区）その1請負契約の締結について及び議案第63号、美咲野小学校2次造成2期工事請負契約の締結についてでございますが、この物件は、7月17日に条件付一般競争入札の公告を行い、8月31日に入札を実施いたしました。

入札の結果、議案第62号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（2工区）その1請負契約の締結については、（株）荒牧組・（有）小西建設建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町大字外牧339番地、株式会社荒牧組、代表取締役荒牧鉄也様と1億59万円で工事請負契約を、また、議案第63号、美咲野小学校2次造成2期工事請負契約の締結については、村上・木村建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町大字中島88番地、村上建設株式会社、代表取締役村上裕輝様と7千665万円で工事請負契約をそれぞれ締結したいと思うものでございます。

議案第62号及び議案第63号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第64号、美咲野小学校他備品（情報教育機器等備品）購入についてでございますが、この物件の指名業者につきましては、現在までの指名・入札実績を総合的に勘案し、8月31日に指名競争入札を実施し、入札の結果、上益城郡益城町田原2081番地12、株式会社エヌジェーケー熊本営業所、代表者所長江口孝博様から1千522万5千円で購入契約を締結したいと思うものでございます。

議案第64号は、備品の購入でございますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、同意第4号、大津町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについてでございますが、現委員の井野美幸様が平成24年9月24日をもって任期満了となりますので、新たに、菊池郡大津町大字引水557番地13、河北恵理様を教育委員会の委員として任命いたしたいと思うものでございます。

地方教育行政の組織並びに運営に関する法律第4条第4項において、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとなっており、河北恵理様は、以前から幼稚園、小・中学校のPTA役員や部活動の保護者会役員を経験され、現在も大津小学校のPTA役員をされるなど現役の保護者でもあり、教育に対する熱意も強く、人格、識見ともに高く、教育委員会の委員として適任と存じます。

任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会

の同意を求めるものであります。

以上、案件につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決、ご同意を賜りますようよろしく申し上げます。なお、契約案件につきましては、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） こんにちは。議案第62号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（2工区）その1請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案集は1ページから2ページ、説明資料が同じく1ページから2ページになります。今回の工事請負契約案件は、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（2工区）その1で、建設工事の種類といたしましては、土木一式工事になります。公共工事等の入札に際しましては、ご存じのとおり、大津町財務規則入札心得、その他関係規定等により、その業務を行わせていただいております。また、一般競争入札及び条件付一般競争入札については、大津町一般競争入札等に係る事務手続き処理要領で公共工事等の入札及び契約手続きの一層の透明性及び競争性を確保するために一般競争入札及び条件付一般競争入札の手続き等について規定いたしております。その中で、対象となる工事等を予定価格が5千万円以上の建設工事、共同企業体への発注工事といたしております。そこで、今回の調達方法は、条件付き一般競争入札により入札を行っております。

それでは、入札に係る分についてご説明を申し上げます。

なお、工事概要等につきましては、後ほど土木部長からご説明をいたします。

説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、工事に係る競争入札参加資格の要旨についてご説明させていただきます。

建設工事の種類は、土木一式になります。

共同企業体の構成員数は、2者若しくは3者といたしております。

次に、格付等級等でございますけれども、その企業体、共同企業体の格付構成を代表構成員（構成員1）が町格付A、構成員2が町格付A又はB、構成員3が町格付Bといたしております。この組み合わせにつきましては、大津町建設工事等請負業者の選定運用基準の規定並びに建設省の共同企業体運用準則では、上位等級及び第2等級に属する者の組み合わせが原則となっており、これに準じた格付A又は格付Bの組み合わせといたしました。

また、営業所の所在地は、代表構成員及び構成員2、構成員3ともに大津町内に主たる営業所を有することといたしております。

施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績として、企業体の代表構成員は、平成14年度以降、元請けとして熊本県内において完成した土木一式工事で、請負金額が6千万円以上の施工実績を有することといたしております。

また、配置予定技術者に関する事項では、その資格要件として、①で、左記の「施工実績に関する事項」同等以上の実績を満たす工事の施工経験を有すること。原則として、全工程に従事していることを要するものであります。②で、土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了

証を有する者。③では、当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとして、全ての条件を満たす技術者を選任で配置できることなどを入札の参加要件として平成24年7月17日に条件付一般競争入札の公告を行いました。

次の2ページをお願いいたします。

工事の概要及び入札結果についてご説明いたします。

工事名は、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（2工区）その1です。

工事内容については、記載のとおりですが、詳細については後ほど土木部長からご説明いたします。本案件は、共同企業体の発注ということで、事前に競争参加資格の確認を行っておりますが、申請を行った7者全てに入札参加資格が確認されました。その後、8月31日に入札参加者7者で入札を実施いたしました。入札参加者及び出資割合等、入札金額、入札比率については記載のとおりでございます。入札の結果、(株)荒牧組・(有)小西建設建設工事共同企業体、代表者、大津町大字外牧339番地、株式会社荒牧組、代表取締役荒牧鉄也様が1億59万円で落札となりました。工期は、議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から平成25年3月15日までといたしております。

なお、予定価格につきましては、左下の欄に記載いたしております。

続きまして、議案第63号、美咲野小学校2次造成2期工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案集は3ページから4ページ、説明資料が7ページから8ページになります。

今回の工事請負契約案件は、美咲野小学校2次造成2期工事で、建設工事の種類といたしましては、土木一式工事になります。公共工事等の入札に際しましては、先ほどの議案第62号でご説明させていただきました関係規定と同様に、大津町財務規則、入札心得、その他関係規定等並びに一般競争入札及び条件付一般競争入札については、大津町一般競争入札等に係る事務手続き処理要領で公共工事等の入札及び契約手続き等の一層の透明性及び競争性を確保するために、一般競争入札及び条件付一般競争入札の手続き等について規定しております中で、対象となる工事等を予定価格が5千万円以上の建設工事、共同企業体への発注工事といたしております。

そこで、今回の調達方法は、条件付一般競争入札により入札を行っております。

それでは、入札に係る分についてご説明申し上げます。

なお、工事概要等につきましては、後ほど教育部長からご説明をいたします。

説明資料の7ページをお願いいたします。

まず、工事に係る競争入札参加資格の要旨についてご説明をさせていただきます。

建設工事の種類は、土木一式になります。

共同企業体の構成員数は、2者といたしております。

次に、格付等級等でございますけれども、その共同企業体の格付構成を代表構成員（構成員1）が町格付A、構成員2が町格付Bといたしております。この組み合わせにつきましては、大津町建設工事等請負業者の選定運用基準の規定並びに建設省の共同企業体運用準則では、上位等級及び第2位等

級に属するものの組み合わせが原則となっており、これに準じた格付Aまたは格付Bの組み合わせといたしました。

また、営業所の所在地は、代表構成員及び構成員2ともに大津町内に主たる営業所を有することといたしております。

施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績として、企業体の代表構成員は、平成14年度以降、元請けとして熊本県内において完成した土木一式工事で、請負金額は6千万円以上の施工実績を有することといたしております。

また、配置予定技術者に関する事項では、その資格要件として、①で、左記の「施工実績に関する事項」同等以上の実績を満たす工事の施工経験を有すること。原則として、全工程に従事していることを要するものであります。②で、土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。③では、当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとして、全ての条件を満たす技術者を選任で配置できることなどを入札の参加要件として平成24年7月17日に条件付一般競争入札の公告を行いました。

次の8ページをお願いいたします。

工事の概要及び入札結果についてご説明いたします。

工事名は、美咲野小学校2次造成2期工事です。

工事内容については、記載のとおりですが、詳細につきましては、後ほど教育部長からご説明いたします。

本案件は、共同企業体への発注ということで、事前に競争参加資格の確認を行っておりますが、申請を行った7者全てに入札参加資格が確認されました。その後、8月31日に入札参加者7者で入札を実施いたしました。入札参加者及び出資割合等、入札金額、入札比率については記載のとおりでございます。入札の結果、村上・木村建設工事共同企業体、代表者、大津町大字中島88番地、村上建設株式会社、代表取締役村上裕輝様が7千665万円で落札となりました。工期は、議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から平成25年3月12日までといたしております。

なお、予定価格につきましては、左下の欄に記載いたしております。

続きまして、議案第64号、美咲野小学校他備品（情報教育機器等備品）購入についてご説明を申し上げます。

議案集は5ページから6ページ、説明資料は11ページになります。

初めに、私の方から入札手続き及び結果についてご説明申し上げます。

この備品の調達は、美咲野小学校に校務用と教育用パソコン及び大津北小学校には、校務用パソコン並びに2校へのパソコン導入に伴う周辺機器等を購入するものであり、電子計算機機器類を取り扱う業者からの調達となります。

入札の方法については、まず一般競争入札の実施を検討しましたが、一般競争入札では、公告以外にホームページや西日本建設新聞により入札参加者を求めますが、備品購入ということで、地元を含

めた入札参加者が公告に気付かないケースが想定されること。また、指名することにより、町内業者の受注機会の確保に配慮することができること。必要十分な数の業者が指名願いを提出していることなど、以上の理由により、一般競争入札よりも指名競争入札による調達の方が町にとって有利であることから、今回の調達方法は指名競争入札による調達を行うことといたしました。

業者の選定につきましては、大津町業務委託契約等に係る入札参加資格に関する要綱第5条の規定に基づく入札参加者名簿に登録された者のうちから県内に事業所があり、条件を勘案しながら実績等を備えた9者を選考し、8月31日に入札を実施いたしました。

説明資料の11ページ、備品購入の概要及び入札結果についてご説明させていただきます。

備品名は、美咲野小学校他備品（情報教育機器等備品）でございます。

内容については、後ほど教育部長からご説明いたします。

購入金額は1千522万5千円です。

納期は、平成24年12月18日までといたしております。

購入の相手方は、上益城郡益城町田原2081番地12、株式会社エヌジェーケー熊本営業所、代表者所長江口孝博様でございます。

指名業者につきましては、先ほどご説明いたしました方法で選考いたしました町内に事業所を有する2者と県内に事業所を有する7者の合計9者を指名いたしております。指名業者及び入札金額、入札比率については、記載のとおりでございます。入札の結果、辞退されている指名業者が4者あり、詳細につきましてはわかりませんが、8月30日付と8月31日付での辞退がそれぞれ2者ありました。

なお、予定価格については、左の下の欄に記載いたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 議案第62号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（2工区）その1の請負契約の締結について、その工事内容を説明資料綴りに基づき説明いたします。

資料の3ページをお願いいたします。

この駅前楽善線は、平成20年1月16日付で当初計画からの路線見直しの許可を受け、同年2月6日付で国の事業認可を受けた都市計画道路になります。起点を県道大津植木線と県道大津停車場線の交差点から中点を町道三吉原北出口線と町道杉水大津線の交差点までの総延長が1千14メートル、片側1車線、幅員12メートルで計画された道路です。

4ページをお願いいたします。

平成20年度から22年度までは、主に用地買収等を行ってきておりまして、工事につきましては、平成23年度から着手したところです。平成23年度は起点側から約100メートルの道路工事と橋梁工事を施工し、一部道路の供用開始をしております。今回の工事につきましては、工事の起点を上井手とし、北に延長145.6メートルを施工するものです。工事の概要としましては、駅前楽善線の計画が現在の室谷川という水路を横断するようになっておりますので、水路の付け替えと駅前楽善線

本線の東側の擁壁工となっております。ただし、付け替え水路につきましては、今回の工事では、現在の水路との接続は行いません。

5ページをお願いいたします。

工事の内容としましては、土工事として切削工の土量が2千881立米、床堀工で4千214立米、埋戻工で1千916立米となっております。水路については、U型カルバートと一部ボックスカルバート、L=120メートルを設置するようしております。さらに、擁壁については、起点側に一部重力式擁壁、L=2.6メートルと、さらにプレキャストL型擁壁を道路側に72.6メートル、宅地側に72.5メートルの長さで設置し、また、終点側に補強土壁溝310平方メートルで施工するようになっております。また、擁壁の基礎部分については、地盤改良工を深さ2メートルから8メートルの範囲で4千450立米行うようしております。

6ページをお願いいたします。

付替水路の断面については、現在が土水路や一部石積みブロックの護岸となっておりますが、その断面を確保し、幅1千500から高さ1千200サイズの製品を採用しております。また、縦断勾配につきましては、水路自体に3カ所の各50センチの段差を設けることにより、流速を遅くし、また、上井手の時間当たりの流入量を大幅に減らすことにより、従来よりも上井手への負荷を軽減するようしております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 議案第63号、美咲野小学校2次造成2期工事について説明いたします。

この工事は、本年度予定する美咲野小学校用地の2次造成工事で行う外構や外柵、建物周りの舗装、屋外運動場、多目的広場のゾーンの整備のうち、2期工事として上層路盤工と表層工などの舗装工とフェンス設置等の安全施設工を中心に整備を行うものです。

説明資料の8から10ページをお願いします。

舗装工については、コンクリート舗装、アスファルト舗装、インターロッキング工、点字ブロック設置を計画していますが、1期工事で施工する下層路盤に続き、上層路盤工と表層工を今回の工事で行います。

説明資料9ページの舗装計画平面図をご参照ください。学校用地北西の児童校門から校舎昇降口まではインターロッキング舗装とし、校門から昇降口までは点字ブロックを設置します。用地北側と用地西の車両用門は、コンクリート舗装といたします。校舎周辺の駐車場部分は車道用アスファルト舗装、校舎南棟とグラウンドの間は歩道用アスファルト舗装とします。美咲野小学校の特徴として、学校用地を周回する園路を設けますが、その園路は歩道用アスファルト舗装とします。

説明資料10ページの安全施設配置平面図をご参照ください。

安全施設工については、園路の内側に高さ1.2メートルのメッシュフェンスを670メートル設置し、通用門や管理用門も含めて5カ所に門扉を設けます。校舎北にある受水槽及び受電設備には、安全対策として高さ1.8メートルのネットフェンスを設置します。なお、これから来年4月の開校まで

に複数の事業について数多くの施工業者が工事を行うこととなりますので、全ての関係者で工程等の調整を密に行いまして、全体の事業に支障がないように努めていきたいと思っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第64号、美咲野小学校他備品（情報教育機器等備品）購入について説明をいたします。

説明資料の11ページをお願いします。

本件については、町内各小学校と同様に、先生方が校務用に使用するパソコン、児童が学習用に使用するパソコン及びプリンターなどを購入するための契約であります。なお、本備品購入についても前回の家具購入と同じく、1品当たりの単価が3万円以上、小計で20万円以上のものについては、学校教育施設整備事業債の対象となります。購入パソコン及び周辺機器の仕様について内容を記載しておりますが、その中で、内容1の校務用パソコンについては、現在、町内の教職員数が学級数の増や加配などにより増えたため、台数が不足しています。この不足分の補充用として大津北小学校分のパソコン13台とプリンター2台をほかの各学校に配備し直し、大津北小学校については、今回、同一機種、同一仕様として新たに13台とプリンター2台を購入、配備するものです。美咲野小学校については、教師用の校務用パソコンを31台、児童の教育用パソコンを40台、プリンターについては、校務用、教育用とも8台を購入します。なお、大津北小学校と美咲野小学校は既に校内のLANが進んでおりますので、あわせて購入するハブとルーターを使って接続設定を行います。また、保証期間としては5年間としています。

以上が今回の備品購入の概要です。よろしくお願ひいたします。

○議長（大田黒英生君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第64号について質疑をいたします。

まず1番目に、この入札金額のところ、説明資料ですけれども、見てみますれば、何といたっても辞退が4社もあるということについての理由、どういう状況で辞退が出たのかというのをまずお聞きしたいということと。

こういったパソコンあたりを購入される際に、今までも質疑等々で申し上げたことがあるんですが、ソフトウェアの中で、マイクロソフトのオフィスプロフェッショナルというものを入れ込まれますけれども、それにプラスして必ずといっていいほど文書作成のソフトウェア一太郎、こういったやつをですね、買われます。今までが一太郎というその文書作成ソフトウェアで作成していたからという理由だったかと思っておりますけれども、マイクロソフトのオフィスのプロフェッショナルというのは、有名なワードが付いておりますので、その中途半端と申しますか、どちらかに統一すべきではないかなという部分があります。文書あたりはデータをコンバートすることもできますので、必ずダブって買われるんですね。その日本仕様と申しますか、国の使い方、県の使い方、またこの菊池郡市とかですね、このうちの庁舎の中では一体何を使っているのかというのを照らし合わせてですね、どちらかにきち

んとしなければ、何かむだがあるような感じがしますので、この点について質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員ご質疑のパソコン購入に伴います辞退の件でございますけども、ここに記載してあります9者の中で4者が辞退されております。まず、富士電機ITソリューション株式会社、同じく株式会社RKKコンピューターサービス様が8月30日付、それから、有限会社文洋堂様、NECネッツエスアイ株式会社様が8月31日付で都合により入札を辞退しますとの入札辞退届書が提出をされております。その内容につきましては、なぜ辞退されたかというのは、ちょっとわかりません。

よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

永田議員おっしゃるようになりますね、一太郎、それから大津町関係ではもうワードになっておりますけれども、本来はですね、一本化した方が一番いいわけでございます。教育用ノートパソコンにつきましてはもうこう見ていただきますように一太郎入っておりません。校務用の方に一太郎が入っているわけでございます。校務用と教育用の違いはそこだけでございます。これにつきましては、国・県あたりがですね、そういうまだ一太郎の使用頻度が高うございます。特に、今ほとんど報告書、メール等がですね、一太郎で来ていると。そして、報告書も一太郎でしなければいけないということでやむを得ずこういうことでお願いをしているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

最初の入札辞退の件であります、これで問題となる点というのは、この我が町ですね、地場企業の方が、地場の会社がですね、辞退されているという点です。やはり最初の議案等々で、やっぱり地場企業育成というものは必ず考えるべきであり、こういった辞退というのは、内容が不明であるというのはどうしても解せない。この入札の仕方が悪かったから辞退が発生したのかなと。この指名業者というものも、そうなるを選別の仕方というものも考えなくてはならないのかなと。例えば、予定価格を公表してなかったせいか、一番下の株式会社キンキあたりは入札比率というものが102.61%という、ある程度これだけの額になるならば、指名業者となるならですね、ある程度の積算というのをやって、こういった金額を出してくるということ自体、もう指名業者を外すべきではないかなと思ってしまう。

それと、勘ぐればですね、この辞退をしましたということによって、それこそ談合が行われていると、案に認めている形になりはしないかという点です。このことについては、不可侵で我々は辞退します。あなたたちが取ってください。その代わり、別件では我々がしますからあなたたちが辞退してくださいというふうになりかねないかなという、何か案に認めるような形の結果ではないかなと思いますが、その点については、そういったもしもこれはという考えをやはりこの入札する側も持たなけ

れば、それこそ良質な競争自体は行われないと、そういうふうと考えられます。ですから、やはり地場企業育成という点におきまして、地場の業者が辞退するという時点で、もう既にクエスチョンマークです。おかしいというふうと考えられます。この点について改善しなければ、今後こういったことを、ああそうですかで済ませていけるんだろうと思われるかもしれませんが、それは議会はそういったことはできませんので、これ自体でこれがもうおかしい入札に考えられるのではないのでしょうか。再度質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 永田議員ご質疑の今回の入札の状況でございますけども、ご指摘いただいておりますように、地場企業の育成というのは非常に大切だと思っております。今回、先ほどちょっとご説明をいたしましたけども、今回につきましては、ご存じのように、法令に基づきまして大津町が発注します業務の委託契約、物品の調達に係る契約等で一般競争入札、それから指名競争入札に参加するものの資格に関して必要な事項を定めます大津町業務委託契約等に係る入札参加資格に関する要綱によりまして参加登録をしてある中から、今回該当します業者さんが電子計算機機器類を取り扱う業者という形で登録をしてありますので、その業者の方の指名を行っているところでございます。なお、その業者の方につきましては、当然、これまでの実績、それから履行契約等を確認いたしました上で参加いただいているというような状況でございます。ご指摘いただいておりますように、今後、入札業務につきましては、さらに適正な状況となりますように努めてまいりたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

9社中に4社辞退したということで、8月30日と8月31日に2者ずつということですね。この時点で異常ということを感じられて、この指名競争入札を一旦中止することはできなかったのかなと。辞退が多いということ自体、それこそおかしいということで、もうここでやめると、一般競争入札に変えますと、そういった形にするべきではないかなという自己防衛です、言うならば。そういったものをやっぱり必要ではなかったかなと思われませんが、この8月30日、8月31日時点ですと、一旦中止ということはできなかったのでしょうか、質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

今ご指摘いただきましたように、その9者のうちに4者辞退ということでございますけども、現時点でその8月30日、8月31日ということで辞退届け出されましたわけですけども、取りやめるといふことにつきましては、最低5者あれば入札ができますので、その時点でその内容的に参加される方の資格の内容につきまして、特に要件が備わっていないというような状況ではございませんでしたので、要綱に基づいて入札を実施いたしましたところでございます。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 議案第64号について伺いたいと思います。

今の入札の選定基準かれこれにつきましては、今永田議員の方から言われたわけですが、ちょっと

私もこれを見て、ちょっと入札のですね、率のばらつきがあるなということと、突出してですね、一番下の（株）キンキさんですか、これがちょっと不法だなという感じがいたしました。ただ、それと辞退があるということですね、これ自体がどうかと思います、今お聞きしましたので大体わかりましたけれども。

それから、この今回入札で取られました株式会社のエヌジェーケーさんですか、この会社の今までの情報機器取り扱いの実績というのはどのくらいあるのか。

それから、納品後のメンテナンス等はどういうふうに契約の中に読み込んであるのか。そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長岩尾昭徳君。

○総務部長（岩尾昭徳君） 議員ご質問の最初の株式会社エヌジェーケーの納入実績等につきましては私の方でお答えさせていただきます。

まず、今回の入札、落札されました株式会社エヌジェーケーの納入実績でございますけれども、これまでに芦北町役場との契約におきまして、パソコン購入ということで、契約額が9千961万9千円が実績として挙がっております。また、大津町におきましても、平成21年度に町立の小中学校用にパソコン411台を納入されているというような状況がございます。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 手嶋議員の質疑にお答えいたします。

設計書の中に仕様書がございます。その仕様書の中でですね、納品から5年間、それから毎月最低1回、定期的に学校を訪問し、その中で質疑応答、操作アドバイス及び授業に支障のないよう機種調整を行うということで、それから、学校教育課の中にも専門の職員がおりますので、そことの連携も図っていくということであっております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 手嶋靖隆君。

○11番（手嶋靖隆君） 一応保守関係については実績等もあるということでございますし、平素の連携でやるというふうになっているようです。いろいろ今後ですね、いろいろファイルの中の削減とか、それからプログラムを新しくまたすとか、いろいろ出てくると思うんですね。そういうときにどうその対処していただくかということもちょっと心配だったものですから、それをお尋ねしたわけです。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 議案第62号についてお尋ねいたします。

たしか、この駅前楽善線、以前は遊水池といいますか、調整池といいますか、そういう計画もあったように思いますけれども、今回は流路工のみで対応するということかなと思います。先ほどの部長の説明だと、流れを若干弱めるために落差工という形で対応していると。ところが道路を広くすれば単純な素人目で見ても道路を広くすればそこに集まる水というのは多くなるだろうと。いかに落差工を

付けても水の量は変わらない、むしろ増える。道路を広くしたことによって増える。あるいは、斜面からそこに集まる量というのは、水は増えるんじゃないかなと。今回、排水トラフで設計では、底盤が1千500、内径で1千500、それから高さが1千200、かなり大きい。それから、カルバートボックスも1千500の1千800ですか、かなり大きい材料を使っていると。さらに、排水トラフの部分については、法面でもって水が拾えるように擁壁、製品のL型の擁壁を使っているというように、水に対しては結構大きな断面を予測されていると思います。その中で、従来よりも上井手に対する負荷というのは少なくなっているという、軽減するという、そういったことが先ほど説明があったわけですが、ひょっとして、舗装を透水性にするのかとか、そんなことも含めてあるのかなと思ったんですけども、その辺のご説明をご質疑したいと思います。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 金田議員の質疑にお答えいたします。

今回、今までの道路よりも当然楽善線大きくなっておりますけども、今まで集まってきている水というのはそのまま広がってもですね、流れるのは流れますので、その分について水が特別に多くなるというのは考えておりません。今回、特に当初考えておりましたのは、楽善の交差点、あそこに集まる水が非常に多いので、その分をどのように処理しようかということのをいろいろ考えておりましたけれども、そのために調整池も考えたんですが、その調整池のところですね、非常に浸透が悪いという形で、やはり楽善線じゃなくて三吉原線の中で処理しないとちょっと難しいんじゃないかなということ、調整池については考えておりません。

それから、先ほど流量関係を上井手のために勾配を非常に緩くしたと申し上げたんですけども、大体1メートルの長さに対して8ミリ、だから1センチもいかないという形で、非常に緩やかにしております。だから断面的にはですね、今までの室谷川という水路があるんですけども、それよりも小さくしておりますし、流れを非常に緩やかにするというので、その分によって1秒当りに流れ込む量というのが非常に少なくなっているということで、上井手に対する負荷を小さくしているということで考えたところでございます。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 確認ですけども、楽善のところ、現道ではかなり水が溜まっているという状況だと思います。これは通学路というところも含めて子どもたちが歩くのに大変苦労しているというような状況で、確認ですけども、その水は、駅前楽善線じゃなくて従来の北出口線ですか、そっちに流すということでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） お答えします。

三吉原北出口線沿いなんです、浸透ケースは割といいほうですので、そちらの方で今検討を進めているところです。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第62号、都市計画道路駅前楽善線道路改良工事（2工区）その1請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、美咲野小学校2次造成2期工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、美咲野小学校他備品（情報教育機器等備品）購入についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

次に、同意第4号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、同意第4号は、同意することに決定しました。

○議 長（大田黒英生君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成24年第4回大津町議会定例会を閉会します。

午後2時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年9月20日

大津町議会議長 大田 黒 英 生

大津町議会議員 金 田 俊 二

大津町議会議員 府 内 隆 博